

郵政博物館 研究紀要 第10号 目次

巻頭あいさつ

創刊10年を迎えて 石井 寛治 …………… 1

巻頭論文

近代日本の電信電話に関する近年の研究動向  
—地域社会との関連を中心に— 北原 聡 …………… 3

シンポジウム特集「幕臣たちの文明開化」

幕臣たちの文明開化 石井 寛治 ……………13

福澤諭吉と文明開化 杉山 伸也 ……………26

渋沢栄一から見る「幕臣たちの文明開化」 井上 潤 ……………42

幕臣前島密がみた文明開化の礎 田原 啓祐 ……………55

論文

名古屋の飛脚問屋 井野口屋半左衛門  
—尾張徳川家御用と非御用との競合— 巻島 隆 ……………68

再論 明治期における郵便ネットワークの伸展と調整  
—和歌山県の市郡別データから— 小原 宏 ……………94

郵便事業  
—その物数と構造— (その1) 藤本 栄助 …………… 113

研究ノート

アジア・太平洋戦争末期における逓信官庁の宣伝活動 後藤 康行 …………… 134

資料紹介

郵政博物館のエンタイヤ資料 近辻 喜一 …………… 145

郵便差出箱1号規格改正の経緯 倉地 伸枝 …………… 156

トピックス

郵便における鉄道利用について 富永 紀子 …………… 172

郵政博物館における電気通信資料活用の試み  
明治改元150年企画展「THE STEAMPUNK—螺子巻奇譚—」より 井村 恵美 …………… 175

研究ノート

江戸を中心とした船舶による旅客輸送について 山本 光正 …………… 201(1)

新刊紹介

202

展覧会紹介

206

投稿規程

210

執筆者

212

編集後記

# YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO

## Journal of Postal Museum Japan

---

Number.10

March 2019

---

### CONTENTS

#### **Preface:**

Preface for the 10th Anniversary Issue ..... ISHII Kanji..... 1

#### **Prefatory Article:**

Studies on the History of Telecommunication in Modern Japan  
..... KITAHARA Satoshi..... 3

#### **Special Feature: Symposium “Civilization and Enlightenment of the retainers of shogunate”**

Keynote Address “Civilization and Enlightenment of the retainers of shogunate”  
..... ISHII Kanji.....13

Fukuzawa Yukichi’s Understanding of “Civilisation and Enlightenment”  
..... S. Sugiyama.....26

Shibusawa Eiichi and the Civilization and Enlightenment Movement  
.....INOUE Jun.....42

The Foundation of Civilization former Shogun’s retainers built: Focus on Maejima Hisoka  
..... TAHARA Keisuke.....55

#### **Articles:**

About express messenger *Inoguchiya Hanzaemon* —Focusing on *Owari Tokugawake’s*  
Public transport— ..... MAKISHIMA Takashi.....68

Development of Postal Network in Meiji era —Focus on the Counties in Wakayama  
Prefecture— .....OBARA Kou.....94

Postal Service: Mail Volume and Structure ..... FUJIMOTO Eisuke..... 113

#### **Research Note:**

Propaganda by the Communications Office of Japan in the Last Years of the Asia-Pacific  
War..... GOTO Yasuyuki..... 134

#### **Museum Collections:**

Covers and Postal Stationeries in the Early Meiji Period owned by Postal Museum Japan  
..... CHIKATSUJI Kiichi..... 145

Documents and Plans Concerning the Revision of the Model 1 Post Box  
..... KURACHI Nobue..... 156

#### **Topics:**

About Railway Use in Post ..... TOMINAGA Noriko..... 172

Try to Using the Telecommunications collection of Postal Museum Japan  
The 150th Anniversary Exhibition of Change the Name of Meiji Era: THE STEAMPUNK  
..... IMURA Emi..... 175

#### **Research Note:**

Transport of travelers by ship in the Edo period  
..... YAMAMOTO Mitsumasa... 201(1)

**Notices:** ..... 202

巻頭あいさつ

## 創刊10年を迎えて

石井 寛治

郵政博物館の『研究紀要』創刊号（2010年3月刊）から今号で第10号（2019年3月刊）となる。通信の歴史に興味をもって逋信総合博物館（郵政博物館の前身）の図書室に出入りしていた者が中心となり、郵政歴史文化研究会を立ち上げたのが、2008年（平成20）10月であるから、それから早くも11年余りの歳月が経ったことになる。研究会メンバーのうち大学や博物館などの研究機関に勤めていた者の多くは、この間次々と定年退職したが、理系研究者の多くが膨大な研究設備から切り離された途端に、それまでのような研究活動が困難になるのに対して、文系研究者とくに我が研究会のメンバーは、郵政博物館の資料センターなどの利用が可能な限り、従来通り現役研究者を続けることも不可能ではない。それにも増して、研究会の中心的担い手であった優れた若手メンバーたちの精力的な研究活動が、『研究紀要』の刊行を支え続けたといえよう。研究会の開催と紀要の刊行について、多大のご支援をいただいている公益財団法人通信文化協会に対しては、心からお礼を申し上げたい。

この間の『研究紀要』がどのような研究成果を掲載し、通信史研究の蓄積に貢献したかについては、第7号（2016年3月刊）の巻頭エッセイ「歴史における連続と断絶—近世日本と近代日本—」において論じたので、屋上屋を架すことは避けよう。ここでは、まず、われわれの通信史研究が歴史上の画期についてどのような新知見を提供しうるかに関する感想を記させて頂きたい。それは、本号に掲載された特集「幕臣たちの文明開化」の諸報告が述べる明治維新論が示している新知見である。2018年6月16日に開催されたこのシンポジウムは、「明治150年」を記念するイベントを開催するようとの政府の要請にこたえて、郵政博物館の井上卓朗館長が独自の視点から企画したものであった。それは、「郵便の父」と言われる前島密が、旧幕臣でありながら明治政府に仕えて郵便事業などの「文明開化」の政策担当者となったことからヒントを得て、明治政府の「文明開化」の担当者の多くが、福沢諭吉や渋沢栄一に代表されるような旧幕臣であったことを問題とし、そのことを通じて、従来流布されてきた薩長中心史観の片面的な偏りを是正しようとしたのである。もっとも、そのことは、欧米先進国の実情について諸藩士よりも詳しい幕臣たちが、薩長中心の明治政府関係者の知識の足りないところを補ったという単純なことではない。福沢諭吉ら明六社の旧幕臣が唱えた「文明開化」の精神である「天賦人權論」は、明治政府の作った大日本帝国憲法では否定され、福沢と政府との間には独特な緊張関係が持続することになったのである。さらに、前島の企画した郵便制度は官営論に立っていたが、明治政府はそのための財政資金をほとんど持たない貧乏政府であり、官営郵便を実際に担当したのは、明治政府の末端の役人となることに魅せられて郵便局の土地と建物を提供した全国の豪農商たちであったことも注意しなければならない。つまり、薩長中心史観の批判の先には、明治維新を遂行したのは下級武士だったという士族中心史観への批判も登場するのである。こうして、薩長士族主導・旧幕臣支持のもとで平民たる豪農のエネルギーが引き出されるかたちで初めて明治維新変革は実現されたという新しい立体的な維新像が浮かび上がるのである。

通信史研究の射程は、そうした過去の歴史上の画期の捉え方に及ぶだけではない。それは、現在と未来の人間社会の展望にも関わるものではないかと思われる。と言っても別に難しい哲学的な議論をしようというのではなく、そうした能力もない。私が言いたいのは、ここ数十年の情報革命とされる技術革新によって、人間同士の繋がりが、かつてなく密接になったと言われるにもかかわらず、実際には人と人との関係が権力的に分断される度合いが激しくなったのをどうしたら変えられるかということである。通信というものはもともと特定の相手の顔を思い浮かべながら、自分の考えや思いを伝えることだったはずである。ところが、最近では、自分の名前を隠したまま、インターネットで特定の人の考えや行動を批判したり、非難したりするケースがやたらに増えたような気がする。これは、一方的で無責任な放言なので出来るだけ無視することになっているが、そうした無責任な情報が氾濫する分だけ、互いの顔を思い浮かべながら交わす親密な通信が減ってきているように思えるのである。この頃は、年賀葉書のやり取りを止める代わりに電子メールを使う場合が増えているようである。しかし、形式的な年賀の挨拶文を活字で印刷するだけでなく、ひと言ふた言、自筆で添え書きすることは、普段疎遠になっている相手との又とない貴重な交流の機会と言えらるだろう。そうしたことを考えると、昔の日本人の方が、手紙や葉書を頻繁に書くことにより、今の日本人同士より濃密なコミュニケーションを行っていたと言えらるかもしれない。本誌に掲載された軍事郵便に関する研究なども、そうした通信の重要な役割を示しているのではなかろうか。その意味では、通信の効率化だけでなく、人間関係に及ぼす通信の役割の研究からも多くを学ぶ必要があるといえよう。

そのさい、伝えられる意見や情報が、事実に基づかない場合には、通信手段が発達すればするほど、かえって悪影響が深まることも事実である。たとえば、満州事変の発端となった関東軍による満鉄爆破事件が中国軍によるものとされ、大新聞がそうした関東軍の偽情報を拡大・宣伝したことから、日本国民はその後十五年に亘る戦争に突入したことが明らかにされている(拙著『情報化と国家・企業』山川出版社、2002年)。国民生活に甚大な影響をもたらす内閣・官庁・陸海軍の活動実態が、正確に記録され、広く公開されることが、民主的な政治の大前提であることの実証もまた通信史研究の大きな課題であるといえよう。

(いしい かんじ 東京大学名誉教授)

巻頭論文

# 近代日本の電信電話に関する近年の研究動向 —地域社会との関連を中心に—

北原 聡

## 1 はじめに

郵便・電信・電話からなる通信インフラが近代日本の経済成長に貢献したことは言うまでもなく、その中でも、19世紀半ばの「情報革命」以降に発展を遂げた電信電話は、経済活動のフロンティアを拡大させたのみならず、人々の日常生活にも様々な影響を及ぼし、経済社会の変化と深いかかわりを持った。本稿では、近代日本の電信電話に関する近年の研究状況を、社会経済史的な視点から主に地域社会とのかかわりに焦点をあてて検討し、今後の課題も明らかにしたい。なお、郵便に関する研究動向については、郵政史研究の近年の成果を詳細に検討した石井寛治 [2010] を参照されたい。

近代日本の電信電話については、戦前から戦後にかけて制度史的アプローチによる通史（通信省編 [1940]、郵政省編 [1960-63]、日本電信電話公社電信電話事業史編集委員会編 [1959] など）が作成されるいっぽう、電信・電話の機能面については、明治政府の殖産興業政策を評価する中で山田盛太郎 [1934] が通信インフラの「軍事的警察的機能」を指摘した影響もあり、軍事的役割が強調されてきた（村松一郎・天沢不二郎 [1965]、高橋達男 [1978] など）。これに対して正田健一郎 [1971] や中村隆英 [1971] は、明治政府のインフラ整備が経済的に重要な役割を果たしたことを指摘したものの、具体的な利用実態の解明は課題として残されていた。

こうした状況を打開して通信インフラ研究の新しい段階を切り開いたのが、1980年代半ばから進められた杉山伸也、藤井信幸、および石井寛治の研究であった（杉山伸也 [1986、1992a、1992b、2001]、藤井信幸 [1998、2005]、石井寛治 [1994]）。これらの研究では、近代日本の通信ネットワークがどのように形成され、それぞれの通信手段が経済社会でいかなる役割を果たし、経済社会にどのような影響を与えたかが検討され、社会経済史における通信インフラ研究の現在の水準を示すものとなっている。そこで提示された重要かつ基本的な点を1つあげるとすれば、杉山 [2001] が強調しているように、通信ネットワークというフレームワークを意識して郵便・電信・電話を議論すべきということだろう。各通信手段は相互補完的なものであり、利用者は目的や状況に応じてそれらを使い分けていたのである。いっぽう、杉山 [2001] は「情報の経済史」研究の行き詰りも指摘している。史料的な制約から、電信、電話などで伝達される情報の中身を特定することが難しいため、そうしたメディアの効果や影響を「状況証拠」以上に具体的に示すことが困難なのである。杉山は、価格など経済情報の分析や情報のやり取りと表裏の関係にある貨物輸送との関連を検討するなど、地域レベルのミクロの分析を進める必要性を提示している。

以下、本稿では杉山、藤井、石井の業績を前提として、それ以降の研究状況をいくつかのトピックに分けて概観したい。なお、必要に応じて社会経済史以外のアプローチによる研究や戦後を対象にした考察も取り上げる。

## ② 電話整備の地域格差について

先述した藤井信幸と石井寛治の論考で解釈に相違が生じているのが、逓信省の電話整備における地域性の問題である。藤井信幸 [1998、2005] では、地方を重視する逓信省の政策の結果、大都市と地方の需給のアンバランスが生じ、大都市における整備の遅れと積滞率の増加が生じたことが示されたが、石井寛治 [1994、2010] は、地方都市に電話は導入されたが、農村部では役場と警察以外に電話はほとんど普及していなかったと指摘した。藤井 [2005] も農村では電話の需要は少なかったと述べており、石井 [2010] が言うように、この点については制度と実態のさらなる実証が求められる。関連する近年の研究を紹介していこう。

近代名古屋の電話事業の発展を検討した林上 [1996] によれば、電話の供給サイドにとっては、需要が供給を上回るなか、サービスをいかに円滑に提供するかが重要な課題で、設備の増強、分局の進展や自動化、度数性の採用など技術的な工夫が重ねられていた。需要サイドでは、需要増加に伴う電話の市場価格の上昇を背景に、投機的な申し込みが多数みられたという。また、市場価格や申し込み数は一方的に上昇、増加したわけではなく、景気変動の影響で不況時には大幅に低下、減少した。電話に対する申し込みが実質的にどれほどであったのかは、さらに検討を要するといえるだろう。

従来の研究であまり取り上げられてこなかった技術面の問題も重要であり、戦前期の自動交換機開発を検討した中島裕喜 [2007] によれば、戦間期に大都市などで電話加入者が増加して処理能力が不足したため、自動交換方式への転換が必要となり、輸入に依存していた自動交換機の国産化が目標となった。1930年代初めに国産化が達成されたものの、技術は外国に依存していたため規格の不統一が解消されず、「技術」の国産化が新たな課題となった。自動交換機の技術水準は手動交換機を代替するほど満足いくものではなく、戦前の自動化率が低位にとどまった理由は、逓信省の予算の制約以外に、技術的な問題が大きかったという。戦前期の電話事業は先進国の技術に依存しており、輸入代替化が常に課題であり続けたのである。当然、電話が発展すれば輸入も増加するわけで、日清戦後には大蔵省や日本銀行によって「電話拡張中止論」、「電話亡国論」が唱えられた (中山他 [1955])。

地方への電話敷設については、有山輝雄 [2004] が明治末から大正初期の福島県梁川町の状況を明らかにしている。蚕種業が主産業で郵便や電信の利用も活発だった梁川町には、1911 (明治44) 年に特設電話が設けられたが、設置費用負担の大きさから加入者は蚕種製造販売業者など上層の町民に限られ、通話も近距離が中心で、町内の内輪のサークル内の利用に限られていたという。初期の段階では、電話をしなくても用が足りる範囲に住む住人が電話の加入者だったのである。電話敷設への要望の強さと実際の利用の頻度は比例しない場合もあったと思われる。地域レベルの電話の利用状況は事例を重ねて検討する必要があるだろう。

一般に電話が特別な存在でなくなるのは、戦後の1960~70年代を待たねばならなかった。電話の普及が始まった時期の状況については、松尾浩一郎 [2001] が1950年代の神奈川県鎌倉市を事例に加入者の分析などを行っている。当時の電話は比較的小さな地域社会のまとまりを強化する役割を果たしており、電話がメディアとしてテイクオフするのを担った利用者は、一般消費者向けの小売業者やサービス業者であった。彼らは近隣社会の不特定多数とのつながりを電話で取り結ぼうとしており、それが一般に生活者にとっても電話に加入する効用を高めたという。いっぽう、これと同時期の1950~60年代に農村部で普及した有線放送電話について検討を行った吉見俊哉他 [1992] によれば、電電公社の電話とは異なる有線放送電話の広がり危機感を抱いた郵政省および電電公社は農林省や農協と対立したが、最終的には公社の電話が普

及したという。その際に重要な意味を持ったのが、1950年代半ばから70年代にかけて進められた市外通話のダイヤル自動化であった。従来の交換手による手動交換に比べて、通話に要する時間が大幅に短縮され利便性が向上したのである。1967年に行われた電話に関する座談会で電電公社の技術局次長は、戦後の電話の発展にとって最も重要な技術革新は市外通話の即時化、ダイヤル化であると強調している（扇谷正造他 [1967]）。

### ③ 電信の技術者・オペレーターについて

ネットワークとして全国に広がる電信システムの運営には、多数の技術者やオペレーターが欠かせなかった。明治期の電信にかかわる技術教育の制度化を検討した高橋雄造 [1994、2000] によれば、電信は電気の最初の大規模な応用で、電気工学は電信工学として成立した。工部省は高等レベルの教育機関として工部大学校電信科、中等レベルの教育機関として電信寮内に電信修技学校をそれぞれ設け、両者からは電気工学、電気工業を支える人材が輩出された。当時、世界の高等技術者教育機関で独立した電気関係の学科を持つのは工部大学校のみであり、その教育レベルは高かった。また、電信修技学校の役割も副次的なものではなく、拡大発展する電気工業に多くの技術者を供給した。吉田正樹 [2007] はこの電信修技学校の教育内容を考察している。電報文の送受信を担当する電信技手を養成した電信修技学校は官費支弁で、修了後に一定期間自寮への奉職を義務付けていた。入校試験は難易度が高く、外国語電報の多さから英語、仏語が課せられ、退学者も多かったという。一定の成績基準を設けて生徒の質を維持していたのである。実務に関する科目のほか外国語、算術、歴史、読本などの科目もおかれ、修学の役割も担っていた修技学校には、種々の理由から就学機会を逸した有能な若者が集まり、高橋雄造 [2000] によれば幸田露伴や伊東巳代治など工学以外の分野で名を成すものも多かった。幸田、伊東ともに電信業務など現場に従事した経験を持っていた。電信修技学校出身の技術者については恒川清爾 [2003] の考察があり、電信技術導入段階での電信機器の修理、製造は模造とその改造で、それを担ったのが修技学校出身の技術者と伝統的な職人であった。また、松田裕之 [2004] は電信技手のライフヒストリーを描いている。

戦前期の通信従業者におけるジェンダー間の職務分離について、ドイツとの比較を行いつつ多様な分析を行っているのが石井香江である。石井香江 [2002、2006] によると、電話交換手は開業当初、男性中心であったが、交換業務に必要な条件に女性が適合していたことなど種々の要因から女性交換手への需要が増加し、十数年後には男性本位から女性本位に切り替えられたという。電話交換業務が「女性化」したと並行して電信の業務は「男性化」し、電信技手の世界では男性的な営みとしての「モールス文化」が形成され、女性の参入は例外視されたという。「モールス文化」とそこで行われた「機上論争」の内容は石井香江 [2011a] で詳しく検討されている。近代日本の電信では主にモールス電信機が使われており、その操作を行う電信技手には、モールス符号を正確かつ迅速に送受信する技能と外国との通信に必要な英語力などが求められ、技能の高い技手は「英雄」として扱われた。そのため、「機上論争」と呼ばれる技手間の技の競い合いやベテランによる「シゴキ」が電信機の信号を通して行われた。電信技手はこの「機上論争」を経験することで技能を身に付け、自立した技術者としての自覚を高めたという。こうした職場文化を背景とした電信技手とキリスト教の関係をとり上げたのが石井香江 [2011b] である。明治末から大正初期に行われた電信員伝道は日本における最初期の職場伝道の1つで、電信技手は、神の電報を受信して人々に送信するという、技手ならではのキリスト教徒としての使命感を持っていたという。当時の技手は舶来の最新技術を体得した「市

井」のエリートであり、職場でのストレスも多かったことから、蛮骨ぶりを発揮して喫煙や酒色など遊興にふける者も多く、そうした遊興や「機上論争」における喧嘩が罪の意識を生み、信仰に入るきっかけになったのである。上記の石井の研究は他の論考と併せて石井香江 [2018] にまとめられている。

#### ④ 企業の通信コストについて

電信や電話はビジネスでの利用が多く、通信コストの多寡は企業経営にとって重要な意味を持ったはずである。この点について三井物産を例に検討を加えたのが若林幸男である。第一次大戦後の三井物産大阪支店における情報通信コストの問題を取り上げた若林幸男 [1999a] によれば、総合商社にとって国内外との電信費用の抑制は極めて重要な課題であり、郵便の併用や暗号の使用などを行っていたが、戦間期になると国際電信を中心とする電信費が間接費の半分以上を占め利益を圧迫するようになった。また、電信需要の増大に伴う通信の遅れや誤りも多発したため（「電信の混乱状態」）、大阪支店では社内に私設託送電信局を設置し、電信速度の向上を図ったという。暗号の使用については平井岳哉 [2014] が三井物産の事例を取り上げている。電信担当掛がおかれた三井物産では、国内市外料金の30~60倍という高額な海外向け電報料金の節約のため、暗号の利用と暗号帳の作成が行われ、国内外向けの暗号帳は10年ごとに改訂された。

通信費の削減については若林幸男 [1999b] が無線国際電信の利用について考察している。近代日本の国際海底電信線は外国の政府および企業の下に独占され、高額なカルテル価格を強制されていた。また、防諜という点で情報セキュリティにも問題があったため、これらの点の克服を目指して、政府は大正末から無線通信システムの構築を進めた。しかし、形成されたシステムは低コストで自立したものだったが、自然現象による電波の不安定さや開放系メディアゆえのセキュリティの問題があり、三井物産大阪支店では無線通信への信頼度は低く、対欧通信では使用されず、対米通信でも西海岸向けに若干使われる程度だったという。いっぽう、平井岳哉 [2014] は、1920年代後半に三井物産が自社船舶を無線電信局として用いて日豪間の無線通信を行っていたと指摘している。三井物産での無線通信の扱いについては、更に検討が必要かもしれない。なお、若林は明治期三井物産の丁稚制度を情報通信システムと捉えて興味深い考察も行っている。若林幸男 [2001] によれば、丁稚 = 「使い走り」は電信電話と商品配送機能を併せ持ち、初期の三井物産では近距離相互通信システムとしての役割を果たしていた。電話が出現した際には「丁稚徳用論」が唱えられ、当時は両者の機能が同じと認識されていたが、その後の通信インフラ整備の進展により丁稚の機能は代替され、1911（明治44）年に全廃された。

以上は総合商社についての考察だが、金融機関など他業種の通信コストについても議論を広げる必要がある。1956年に名古屋商工会議所が行った電話についての座談会で、名古屋に本店を置く安藤証券の常務は、電話代が店の経費の15~20%を占めていると述べ、同席した電電公社東海電気通信局長と名古屋中央電話局長に対して、電気やガスのような割引を要請している。戦前から有価証券の取引には電話が使用されており、証券会社は電話の大口の利用者だったといえるだろう。この座談会では、名古屋中央電話局長が同年8月1か月の電話代が100万円を超えた5つの会社をその電話代とともにあげており、興味深い。該当する企業は以下の通りである。東海銀行128万円、三菱商事115万円、名古屋海産市場114万円、日本通運114万、豊島109万円（小野恒造他 [1956]）。ここでも総合商社が登場しており、平井岳哉 [2014] によると、

1930年代前半の三井物産本店の電信費は月に約45万円だった。名古屋海産市場は名古屋市中心卸売市場で水産物の販売を行っていた企業で、迅速さが求められる鮮魚など生鮮食品の取引に電話が多用されていたことは容易に想像できよう。

## 5 交通インフラとの関係について

電信と電話が無ければ鉄道、海運が成り立たなかったことは石井寛治 [1994] や藤井信幸 [2005] でも強調されており、通信インフラと交通インフラには成立の時点から密接な関係があった。初期の電信と鉄道の関係については山根伸洋 [1998、2007] が検討を加えており、電信線路は、国家全体を土木事業の対象として捉えるための下書きの役割を果たし、それをアウトラインとしながら鉄道敷設工事が進行したという。具体的例として、電信東北線は鉄道の敷設を前提に整備が行われ、そこに日本鉄道の路線が敷設されると、電信東北線は鉄道の軌道上に再編成された。他の鉄道路線と電信線にも同様な関係があったのか解明が必要といえよう。また、杉山伸也 [2001] が指摘するように、経済的情報のやり取りは物資の輸送をともなって意味を持つのであり、こうした点を踏まえて両者の関係を具体的に解明することも欠かせない。

通信インフラと交通インフラはどちらも経済活動の基盤となるもので、政府は整備を推進したが、その過程では両者の利害が対立する場面が生じた。この点について北原聡 [2010] は、電柱（電信柱、電話柱）の道路占用をめぐる内務省と逓信省の対立の問題を取り上げた。電信電話の道路占用には1890年以降、法的保護が与えられ、逓信省は電柱を道路上に自由に建設することができた。しかし、それは道路行政を管掌する内務省の監督権限の侵害にあたり、実際に道路交通の障害となる電柱も存在したことから、内務省は1919年に成立した道路法で電柱の道路占用に関する優遇措置を撤廃し、新たな道路占用方法を作成した。この問題は道路使用をめぐる内務、逓信両省の縄張り争いという性格が強く、電柱移転費用の負担も絡んだため最終的解決に50年余りを要した。

## 6 電話のイメージ、特性について

音声によるコミュニケーションが行える電話は、電信以上に強い印象を人々に与えたため、電話のイメージやメディアとしての特性が重要な研究テーマとなっている。人々が電話に抱いたイメージについては、松田美佐 [1996] が導入時に生じたうわさを題材に論じている。電話が導入された際「コレが電話で伝播する」といううわさが流れたが、そこでは、人々の無知からうわさが生じたことより、うわさが何らかのリアリティーを感じさせた点が重要であり、見えないコミュニケーションが可能な電話の電線から、同じように見えない病気が広がるイメージが抱かれたという。初期の電話は人々に重層的なイメージを呼び起こすものであった。その後の電話のイメージについては、雑誌記事の言説をテキストに近代日本における電話の社会的影響を検討した松尾浩一郎 [2000] の論考がある。それによれば、戦前期の電話は観念のレベルで人口に膾炙している存在で、近代的な都市生活を象徴する「あこがれ」であった。電話の広がりとともに言説での現実感も高まり、電話による社会変容の指摘や社会や国家が電話によって論じられるなど、普及の前段階ではあったが、観念レベルでは大きなインパクトを有していたという。都市的なイメージを持つ電話が地方へ優先的に敷設されたとすれば、そうしたイメージと現実の関係をどのように理解すべきか、興味深いところである。

電話の特性については吉見俊哉他 [1992] が分析を行っている。電話は人と人が非対面的に

出会うもので、電話を設置した場合、相手が誰か分からないまま電話をとって話をしなければならず、電話を拒否することはできない。こうした電話が個人レベルで浸透することで、電話によるアポイントメントが一般的となり、約束なしでは人に会いにくくなったという。いつでも誰でも通話ができる電話の普及は、人々の生活をアポイントで埋めていくのである。電話があるため人と会う機会が増え、多忙となる状況については、石井寛治 [1994] が和田豊治の例を紹介しており、財界世話役であった和田の忙しさの度合いは電話のためさらに増加したという。また、永井荷風の例を取り上げた呉光生 [2005] によれば、荷風は文壇の付き合いを嫌い、意に副わない来客とも会わなかったが、電話の導入は早く、書肆、雑誌社や見知らぬ人から電話が頻繁にかかってくると『断腸亭日乗』で述べている。電話が人々の生活に徐々にではあるが影響を及ぼしつつあったことは、携帯電話をめぐる現代の状況を考える上でも興味深いといえるだろう。

電話は近代日本の文学作品にもしばしば登場し、この点について1890年から50年間の状況を検討した加野洋吉 [1981] は、電話の利用が広がるにつれ小説で描かれる頻度も高まったことを示している。声だけでコミュニケーションが成り立つ電話の特性は小説の中でも描かれたのである。谷崎潤一郎の代表作『細雪』における電話の扱われ方を論じた畑中基紀 [1996] によれば、『細雪』全篇で登場する郵便が67通なのに対して、電話の使用回数は120回にのぼり、舞台となる蒔岡家のメディアリテラシーの高さは現代人と変わらないレベルであった。電話によるコミュニケーションでは相手との身体的距離感が無効化され、相手の身体が声としてのみ耳元に存在する。どちらかが話し続けることが求められ、一般的に受け手が電話を切ることはできなかった。一瞬たりとも沈黙を許さない電話というメディアは、話し続けることの苦痛をもたらし、それは蒔岡家の三女雪子の「電話嫌い」に現れているという。谷崎は電話というメディアに強い関心を向けていたと思われるが、谷崎と同年代の夢野久作も電話をたびたび作品に登場させている。田畑暁生 [2004] によると、夢野は電話が人間の心を狂わせる様子を描写し、顔は見えぬ声だけが伝わる電話のメディアとしての異様さを強調したという。

いっぽう黒田翔大 [2016] は、1890年12月の電話事業開始直前に遅塚麗水が『郵便報知新聞』に連載した小説『電話機』について検討を加えている。電話が人々の生活に浸透した近未来的な状況で電話をめぐる事件が次々に発生するこの作品で、遅塚は、電話交換手の信頼性と電話の利用方法という電話に潜在する2つの問題を提示した。前者について、交換手を介して通話を行う当時の電話には、交換手の適切な対応が欠かせなかった。開業後に男性交換手の接客へ苦情が寄せられ、交換手が女性に移行したことはよく知られている。後者について、電話導入時、電話機の操作に関しては案内が行われたものの、使い方の具体的提示が不十分であったため、通話相手の確認不足など利用者側に起因する問題が生じたのである。当時の電話は技術的制約から声が聞き取りにくく「電話声」とも呼ばれ、電話の相手が誰なのか判断することが難しい場合があった。「電話声」の問題は戦後に4号電話機が導入されるまで続いたという。

## 7 その他の研究

先述したように電信電話は漁業との関係が深く、戦間期に発展したトロール漁船団が無線電信を活用したことは石井寛治 [1994] で論じられているが、開拓期北海道における電話の導入を検討した中島宏一 [2016] によると、ニシン漁が盛んだった北海道では1895年に全国初の漁場専用電話がおかれ、ニシンの群来と気象情報の迅速な伝達が可能となり、漁獲量の拡大と遭難被害の大幅な減少につながった。また、特設電話でも北海道の漁場のために1905年に特例が

設けられ、日本海沿岸の主要漁業地に特設電話網が形成された。電信も日本海側の漁業地域から敷設が進められ、明治半ばには北海道沿岸の整備が完了したという。戦間期の漁業と水産物流通で電話が果たした役割については検討の余地が大きいと思われ、例えば、機動性が重視される鮮魚の自動車輸送では電話の利用が欠かせなかったのではないだろうか。

政治史の分野では、コミュニケーション手段としての通信インフラの役割が佐々木隆により早くから検討されてきた。佐々木隆 [1985] は、面談・伝言・使書・郵便・電信・電話からなる明治期の政治家のコミュニケーション手段を、対話性、速達性、遠達性、直行性、簡便性、保秘性などから分析し、最重要手段である面談に迫るものとして電話をあげた。佐々木隆 [1996、2003、2004] によれば、同時的双方向性を持つコミュニケーション手段は面談と電話のみであり、電話は速達性、直行性、簡便性の点で面談を凌ぎ、同じ電気系メディアである電信に比べて対話性、速達性、直行性、保秘性、簡便性ではるかに優っていた。明治期の政治家の電話利用も電話の普及を背景に拡大し、事務的事項の処理から政治的情報の収集・伝達、政治的意思疎通へと広がりを見せたが、政治的意思の疎通では面談が最優先された。電話は相手の表情やしぐさを観察できない上、複雑・微妙なニュアンスも伝わりにくく、コミュニケーション手段としては面談に劣るのである。明治後期の桂太郎や山県有朋は面談を重視し、電話は「声の出る電報」程度の位置づけだったという。20世紀の電話の普及が政治的コミュニケーションに力める電話の役割を拡大させたことは間違いないが、面談の重要性は今でも変わらないのだろうか。戦後から現代にいたる検討も興味深いと思われる。

明治期における「電信」、「電話」の用語としての成り立ちを検討するのが新井菜穂子 [2007] である。「電信」は「伝信」と呼ばれており、伝信機→雷電伝信機→電信機と変化したという。雷電は電気を指し、雷電伝信機は電気を使う電信機という意味で、電気を使用しない腕木通信との対比から考えられた用語である。いっぽう、「電話」は「伝話」と呼ばれており、伝話電信機→伝話→電話と変化した。伝話電信機とは話を伝える電信機を指し、電話の電は電気の意味である。新井によれば、明治時代は新技術である「電気」に対する人々の強い思い入れがあり、「電気～」という言葉が流行語にもなった。電気に対する期待と恐怖が交錯した思いを背景に呼称の変遷が生じたという。

田村紀雄 [1987、2000] は電話帳の歴史を紐解いている。考察の中心は電話帳の出版が一大産業に発展したアメリカにおかれているが、戦前日本の電話帳についても、逓信省電話帳と民間電話帳の競合や広告の掲載などについて紹介されている。戦前期の全国の電話帳の分析を行えば、種々の情報が得られるのではないだろうか。

「はじめに」で通信インフラの「軍事的警察的機能」の議論についてふれたが、電信の軍事的利用については、石井寛治 [1994] が西南戦争時などの軍用電信や海軍と無線電信の関係をとり上げている他、管見の限り、高妻朗久 [2013] による西南戦争時宮崎地域の電信分析しか見当たらない。通信インフラの経済的機能が重視されるあまり、公的部門のインフラ利用について考察が不足していると思われる。今後は、戦時だけでなく、平時における軍や警察、中央や地方官庁の電信、電話利用についても検討を加える必要があるだろう。

## 8 おわりに

本稿では、電信電話に関する近年の研究動向を主に地域社会とのかかわりに焦点をあてながら検討した。多少の遺漏もあるかと思われるが、多様なアプローチから研究が進められていることが確認でき、全体的な傾向としては、電話に関する研究の多さがあげられるだろう。電信

に比べて後発のメディアであった電話は、明治期から高度経済成長期まで利用の拡大が継続し、人々の生活の様々な局面に影響を与えたことが、論考の多さに反映しているのではないだろうか。電話の特性や問題点が戦前から作家などにより指摘されていたことは、携帯電話をめぐる現代の状況を考える上でも興味深く、社会に対する鋭い感性を持つ小説家ならではの指摘だったといえよう。社会経済史の分野では、注目に値する成果が多く見られたものの、この20年あまりの間、活発に研究が行われてきたとは言えないのが現状であろう。「情報の経済史」研究の行き詰まりとともに、杉山伸也や藤井信幸などによる密度の高いまとまった研究を、総体として超えることの難しさが表れている。杉山伸也〔2001〕が指摘しているように、今後は、地域レベルのミクロの検討を史料の発掘や再解釈を含めてさらに重ねていくことが欠かせない。本稿で指摘できなかった課題としては、生糸などの商品価格との関係を検討し、電信電話の効果を確認することがあげられよう。

(きたはら さとし 関西大学経済学部教授)

### 〈引用文献〉

- 新井菜穂子 2007「近代黎明期の通信—日本語「電信」「電話」の変遷をめぐって—」(『日本研究』第35集)
- 有山輝雄 2004「電話導入初期と地域社会／明治末期から大正初期梁川町における」(『メディア史研究』第17号)
- 石井香江 2002「通信技術のジェンダー化に関する日独比較史」(『ジェンダー研究(東海ジェンダー研究所発行)』第5号)
- 石井香江 2006「通信労働のジェンダー化における組織文化の役割—「モールス文化」の生成と衰退—」(『年報社会学論集』第19号)
- 石井香江 2011a「統制と抵抗のはざままで—近代日本の電信技手と「機上論争」—」(『歴史評論』第737号)
- 石井香江 2011b「電信員伝道と「機上論争」—近代日本における電信技術の受容のあり方—」(『四天王寺大学紀要』第52号)
- 石井香江 2018『電話交換手はなぜ「女の仕事」になったのか 技術とジェンダーの日独比較社会史』(ミネルヴァ書房)
- 石井寛治 1994『情報・通信の社会史』(有斐閣)
- 石井寛治 2010「日本郵政史研究の現状と課題」(『郵政資料館研究紀要』創刊号)
- 扇谷正造他 1967「座談会 電話—昔・今・未来—」(『言語生活』188)
- 小野恒造他 1956「〈座談会〉電話の諸問題を語る」(『名古屋商工会議所月報』第157号)
- 加野洋吉 1981「文学にみる情報の伝達(電話)」(『山梨大学教育学部研究報告』第32号)
- 北原聡 2010「近代日本における電信電話施設の道路占用」(『郵政資料館研究紀要』創刊号)
- 呉光生 2005「断腸亭経済録 文豪永井荷風の見た昭和の経済 第9回女性関係のコストと電話の普及」(『経済界』第40巻 第13号)
- 黒田翔大 2016「文学における電話前史—遅塚麗水『電話機』に描かれた電話—」(『阪神近代文学研究』第17号)
- 佐々木隆 1985「明治時代の政治的コミュニケーション」2 (『東京大学新聞研究所紀要』第33号)
- 佐々木隆 1996「明治期における政治家の電話利用」(『メディア史研究』第5号)

- 佐々木隆 2003「明治後期における桂太郎の電話利用」(『Intelligence』第2号)
- 佐々木隆 2004「桂太郎・山県有朋間の政治的コミュニケーション」(『メディア史研究』第17号)
- 正田健一郎 1971『日本資本主義と近代化』(日本評論社)
- 杉山伸也 1986「情報革命」(西川俊作・山本有造編『日本経済史』第5巻 岩波書店)
- 杉山伸也 1992a「情報ネットワークと地方経済」(『年報近代日本研究』第14号 山川出版社)
- 杉山伸也 1992b「情報の経済史」(社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣)
- 杉山伸也 2001「通信ネットワークと地方経済—明治期長野県の郵便と電信を中心に—」(『郵便史研究』第12号)
- 高妻朗久 2013「日向国及び宮崎県域における明治期の電信利用について」(『ゆけむり史学』第7号)
- 高橋達男 1978『日本資本主義と電信電話産業』(電気通信総合研究所)
- 高橋雄造 1994「明治の人々を育てた電信修技学校と工部大学校」(『電気学会誌』第114巻 第5号)
- 高橋雄造 2000「日本と欧米における技術教育の制度化の歴史—電気工学の立場から—」(『大学史研究』第15号)
- 田畑暁生 2004「夢野久作と電話」(『情報通信学会誌』第72・73号)
- 田村紀雄 1987『電話帳—家庭データベースの社会史—』(中央公論社)
- 田村紀雄 2000『電話帳の社会史』(NTT出版)
- 恒川清爾 2003「明治日本における初期電気技術者の分析」(『科学史研究』第42巻 第225号)
- 通信省編 1940『通信事業史』全7巻 (通信協会)
- 中島宏一 2016「開拓期における近代通信技術の導入—電話の普及」(『北海道地域文化研究』第8号)
- 中島裕喜 2007「戦前期日本の電話事業における技術問題—自動交換機の研究開発を中心に—」(『企業家研究』第4号)
- 中村隆英 1971『戦前期日本経済成長の分析』(岩波書店)
- 中山龍次他 1955「記念座談会 電話開通65年」(『電気通信』第18巻 第107号)
- 日本電信電話公社電信電話事業史編集委員会編 1959『電信電話事業史』全7巻 (電気通信協会)
- 畑中基紀 1996「『細雪』のテレフォノロジー—方法としての電話—」(『日本近代文学』第55集)
- 林上 1996「近代名古屋における電話事業の展開と都市発展」(『情報文化研究』第4号)
- 平井岳哉 2014「三井物産における電信利用」(『情報学研究』第3号)
- 藤井信幸 1998『テレコムの経済史』(勁草書房)
- 藤井信幸 2005『通信と地域社会』(日本経済評論社)
- 松尾浩一郎 2000「近代日本における電話に対する期待と予測—普及初期のメディアとその社会的影響—」(『マス・コミュニケーション研究』第56号)
- 松尾浩一郎 2001「電話ネットワークと地域社会—1950年代における鎌倉市の事例—」(『年報社会学論集』第14号)
- 松田美佐 1996「普及初期におけるメディアの噂—携帯電話と電話を事例として—」(『東京大学社会情報研究所紀要』第52号)
- 松田裕之 2004『通信技手の歩いた近代』(日本経済評論社)
- 村松一郎・天沢不二郎編 1965『陸運・通信』現代日本産業発達史22 (交詢社出版局)
- 山根伸洋 1998「明治期日本における電信網の全国化と土木事業の近代—測量地図の集積と国

- 家全域の補足一」(『年報 科学・技術・社会』第7巻)
- 山根伸洋 2007「近代日本における郵便・電信網整備の経験—交通基盤構築をめぐる国家的戦略の生成—」(『史潮』新62号)
- 郵政省編 1960-63『統逡信事業史』全10巻 (前島会)
- 吉田正樹 2007「工部省における技術者養成と修技校の役割—電信修技校を中心とした考察—」(『三田商学研究』第50巻 第3号)
- 吉見俊哉・若林幹夫・水越伸 1992『メディアとしての電話』(弘文堂)
- 若林幸男 1999a「戦間期総合商社の情報通信戦略・戦術—第一次大戦後三井物産大阪支店の情報通信システムの革新—」(『明大商学論叢』第81巻 第3・4号)
- 若林幸男 1999b「国際通信市場再編期における総合商社の情報通信環境—「無線国策」時代突入時の三井物産大阪支店の情報通信事情—」(『政経研究』72号)
- 若林幸男 2001「使い走りの研究—双方向通信システムとしての電話と商業丁稚制度の相互関連性についての歴史的展望—」(『明大商学論叢』第83巻 第4号)

シンポジウム特集

# 幕臣たちの文明開化

2018年6月、郵政博物館では明治改元150年企画展「幕臣たちの文明開化」（2018年4月20日～7月1日）と連動し、同名のシンポジウムを開催した（裏面参照）。本誌では、当シンポジウムの登壇者4名に依頼して基調講演およびパネル報告に基づく論考を寄せていただき、今号の特集とした。当館研究活動へのご協力に対し、ご執筆者各位に感謝申し上げます。

---

## 郵政博物館シンポジウム「幕臣たちの文明開化」

### 開催概要

日時：6月16日（土） 13：30～16：00

場所：東京ソラマチ11階J K会議室

主催：郵政博物館

後援：総務省



### 登壇者

基調講演 石井 寛治（東京大学名誉教授  
／第1分科会主査）

パネル報告 杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授／第4分科会主査）

井上 潤 （渋沢史料館館長）

田原 啓祐（郵政博物館主任資料研究員／第1分科会）

### 内 容

本シンポジウムでは、開国、大政奉還、王政復古、文明開化と激動の時代を駆け抜けた幕臣たちが残した功績を紹介し、彼らが見据えた新時代の構想について再評価した。まず井上卓朗館長より開会の挨拶およびパネル報告者の紹介があり、続いて石井寛治氏よりシンポジウム全体の方向性を示した基調講演があった。続いて杉山伸也氏より福澤諭吉について、田原より明治前期郵便事業に携わった旧幕臣の前島密、杉浦譲、榎本武揚について、井上潤氏より渋沢栄一について報告があった。その後パネルディスカッションに入り、旧幕臣が文明開化期において果たした役割や功績について（特に福澤諭吉をめぐる評価をめぐる）議論が行われた。参加者は当初定員の50名を上回る76名となり、盛況を博した。

---

シンポジウム特集

## 幕臣たちの文明開化

石井 寛治

### 1 「攘夷のための開国」路線—ペリー来航への対応

郵政博物館では、日本の通信の近代化を推し進めた前島密（1835～1919）の活動を中心に、改めて150年前の明治維新の歴史的特徴を考えるシンポジウムを開くことにし、「幕臣たちの文明開化」という一風変わったテーマを掲げた。前島は、もともと越後国（＝新潟県）の農家出身であったが、幕臣に取り立てられた後、明治政府の官僚として大いに活躍し、郵便事業の生みの親となった。明治前期には、前島と同じような旧幕臣で、渋沢栄一のように一時的にせよ明治政府に勤めた人や、福沢諭吉のように一貫して民間人として「文明開化」のために尽くした人が意外と多い。ここでは、経済面に焦点を絞って彼らの活躍を振り返ることにしよう。実はすぐ後で述べるように、「文明開化」というテーマは経済などの「外形」面だけでなく、「精神」面を含んでおり、経済面に課題を限定することはテーマの絞り過ぎだという批判があることに留意しなければならない。この報告では、「精神」面についても必要最低限の指摘は行うが、話の重点が「外形」面に偏ることは時間の制約もあって致し方ないことをお断りしておく<sup>1)</sup>。

かつての日本歴史の見方では、明治維新は、薩摩や長州などの西南雄藩が江戸幕府を倒し、明治政府の権力も彼らがしっかりと押さえて、新しい国造りを行ったとされてきた。いわゆる**薩長中心史観**である。それは必ずしも間違いではないが、古い体制を打ち倒す破壊の仕事と新しい体制を作り出す建設の仕事は、質的に大きく違っており、同一人物が両方を行うことは簡単ではない。とくに明治維新は、国内で近代的なブルジョアジーの勢力が伸びてきて、古い封建的な支配体制を崩したのではなく、アメリカのペリー艦隊の「外圧」にどう対応すべきかを巡って国内が激しく対立し、朝廷を担いだ西南雄藩が江戸幕府を倒したため、倒幕が実現した瞬間の西南雄藩には新しい国造りの構想もなく、一体どのような国を作れば独立国として先進国に伍していけるかを手探りする状態であった。そこに、世界の中での日本の状況を諸藩よりも前にある程度情報として持っていた**旧幕臣たちが活躍する余地**があったのである。

周知のように、嘉永6年（1853）に黒船を率いて江戸湾に現れたアメリカのペリーとそれに続くハリスの開国要求を巡っては、日本国内では、それを受け入れて開国しようという**開国論**と、断固要求を断ろうという**攘夷論**とが真っ向から対立した。武士たちの多くは攘夷派であったが、同じ藩内でも意見が分かれ、佐幕路線を取るか倒幕路線に組するかの選択も加わって、しばしば藩内で殺し合う政争が生じた。しかし攘夷派にも、どのようにして外国の軍事力に對抗して攘夷を行うかを示せるものはいなかった。幕府も本音は攘夷だったが外交交渉の責任者

1 具体的にいうと、経済面での「文明開化」が、旧幕臣の活動もあってかなりの実績を挙げ、いわば成功したのに対し、政治面や思想面とくに後者の局面では、旧幕臣の活躍が目立ったにもかかわらず、目標とした欧米並みの「文明開化」は十分に達成されず、むしろ挫折した面が大きいと評価しなければならないのである。なお、シンポジウム（2018年6月16日開催）における私の基調講演の要旨は、『通信文化』第78号（2018年9月刊）に「明治150年記念講演：幕臣たちの文明開化」として掲載されており、講演原稿をもとに大幅に加筆した本稿と重複する部分が多いことをお断りしておく。

としては開国するしかないと分かっており、結局朝廷の勅許抜きで通商条約を結び、朝廷と結ぶ攘夷派による格好の攻撃目標とされた。攘夷派の行動は外国人への個人テロや外国船への無謀な砲撃が目立ったため、単なる破壊行為でしかないとして歴史家の評価は低い<sup>(2)</sup>、私は、彼らのさまざまな形での行動の底に共通して潜んでいる**独立の精神**には注目する必要があると思う。他方、**開国派**は近代国際社会のなかで生きてゆくには、開国して日本の政治経済を近代化するしかないと主張しており、それも真っ当な主張であるが、彼らには欧米からの**圧力の危険性への感度が鈍い**点が問題であった。

例えば、洋学者の**福沢諭吉**（1834～1901）は、根っからの開国派であり、『福翁自伝』<sup>(3)</sup>のなかで、洋学者を追いかけて殺そうとする攘夷派の恐ろしさを強調している。文久3年5月に長州藩が下関海峡を通る外国艦船を砲撃したが、その直後に行われた大坂適塾の恩師緒方洪庵の葬式で、適塾の先輩**大村益次郎**（1825～1869）と交わした会話を、福沢は次のように記している。

村田蔵六(後に大村益次郎)が私の隣に来ていたから、「オイ村田君＝君はいつ長州から帰って来たか」「この間帰った」「ドウダエ馬関〔下関〕ではたいへんなことをやったじゃないか。何をするのか気狂いどもが、あきれ返った話じゃないか」というと、村田が眼に角を立て、「なんだと、やったらどうだ」「どうだって、この世の中に攘夷なんてまるで気違いの沙汰じゃないか」「気違いとはなんだ、けしからんことをいうな。長州ではチャント国是がきまってる。あんなやっばらにわがままされてたまるものか。ことにオランダのやつがなんだ。小さいくせに横風な面している。これを打攘うのは当然だ。モウ防長の士民はことごとく死に尽くしても許しはせぬ、どこまでもやるのだ」というそのけんまくは以前の村田ではない。

この時の福沢には**大村の攘夷論**が全く理解できなかつたようである。大村の頭の中には、外国人に支配されるのは嫌だという攘夷論と、外国の優れた武器を手に入れようとする開国論が共存していた。慶應2年の第二次長州戦争では、大村が長州の軍事指導者として幕府軍を散々に打ち破るのに対して、幕臣の**福沢はフランスの軍力を借りて長州を叩き潰せと建白**していた。当時の福沢は、フランスに**従属する危険性**についての自覚をまったく持ち合わせていなかったのである<sup>(4)</sup>。

独立を守ろうという攘夷論と、近代化を進めようという開国論は、それぞれ大事な主張を含んでいるが、問題はそれらを統一する議論がなかなか見つからないことであった。そうした中

2 松本清張ほか『日本史七つの謎』（講談社文庫、1996年）167頁。同書所収の座談会「薩長はなぜ徳川幕府を倒せたか」において、石井が尊攘運動を通じるフリーな人的交流が倒幕の一因となったのではないかと述べたところ、幕末政治史家の井上勲氏によって「うーん、やっぱり尊王攘夷運動そのものは破壊工作でしょうね。攘夷だけでいくら突き進んでも新しい国家ビジョンは出てきませんから」と一蹴されてしまった。しかし、日本の実情を踏まえた「国家ビジョン」がなかなか出てこなかった点では、開国派の場合も似たり寄ったりであったのではなからうか。最近、宮地正人『幕末維新変革史』上下巻（岩波書店、2012年）のように、攘夷派の固有の役割を正面から論ずる研究も出始めている。

3 福沢諭吉『福翁自伝』（原本、時事新報社、1899年、角川文庫、1953年）155頁。

4 遠山茂樹『福沢諭吉』（東京大学出版会、1970年）24～31頁。なお、明治に入ってから福沢は、『学問のすすめ』初編（1872年）において、「自由独立の事は、人の一身に在るのみならず、一国の上にもあることなり」として、「天理人道に従って互いの交わりを結び、理のためにはアフリカの黒奴にも恐れ入り、道のためにはイギリス・アメリカの軍艦をも恐れず、国の恥辱とありては日本国中の人民一人も残らず命を棄てて国の威光を落さざるこそ、一国の自由独立と申すべきなり」と、かつて批判した幕末の大村益次郎と似た独立重視のラディカルな議論を展開している。この変わり身の早さを福沢の強みとみるか、日本的インテリ特有の弱みを含むとみるかは意見が分かれるところであろう。シンポジウムの質疑でも述べたように、私見では、福沢は新しい知識の吸収では抜群の才能をもつが、新知識を自己の「基礎経験」（三木清）を介して十分に血肉化する暇のないまま次の知識の吸収に向かう傾向があったように思われる。

で、幕臣の**勝海舟**（1823～1899）が唱えたのが、独立を守るには西洋式の蒸気軍艦を備える必要があるが、そのための費用は貿易による利益を充てるしかなかろうという考えで、いわば「攘夷のための開国」論であった<sup>(5)</sup>。そして海舟は、長崎の幕府海軍伝習所でオランダ人教官から訓練を受けて海軍を作り始め、その後、訓練生を諸藩からも受け入れ、坂本龍馬なども海舟の「客分」のような資格で活動した。以後、維新変革は、大きくは海舟の唱える「攘夷のための開国」路線に沿って動いて行くことになったのである。

その点で興味深いのは、攘夷論で有名な**長州藩**と**薩摩藩**が、ともに文明国の実情を探るために幕府の禁止をかいくぐって、藩士をイギリスに密航させたことであろう。長州藩では、下関砲台から外国船を砲撃した同じ文久3年5月に伊藤俊輔（博文）ら5人の藩士が横浜からイギリスへ向けて出発するが、彼らの心情は、その時伊藤が詠んだという「丈夫（ますらお）の恥を忍びて行く旅は、皇御国（すめらみくに）の為とこそ知れ」という歌に良く示されている<sup>(6)</sup>。攘夷派の牙城といわれた長州藩でも攘夷のためには相手の正体を知らねばならず、海外へ出掛ける（開国する）ことも必要だと考えたのである。事情は薩摩藩においても同様であり、鹿児島湾内での薩英戦争の翌元治元年に藩庁ではイギリスへの留学生派遣を決め、慶應元年1月に松木弘安・五代友厚に率いられた16名の留学生が鹿児島城下からイギリスへ向けて出発している<sup>(7)</sup>。

しかし、相手を知るとい面では、**幕府**の方が西南雄藩に較べて一歩も二歩も先んじていた。それは、何よりも、開国を巡る外交交渉が幕府がもっぱら担当したためであり、とくに交渉に関連して欧米へ使節が行き、それに若い福沢諭吉なども同行して、英語の辞書や文献を買い込んで帰り、『西洋事情』などの本を書いたことが注目されよう。慶應2年には海外渡航も解禁され、幕府や諸藩から欧米へ留学生が出掛けたが、幕末の留学生の半分以上は幕府からの派遣であった<sup>(8)</sup>。さらに幕府では、安政4年（1857）に蕃書調所を作り、外交交渉に必要な翻訳作業を行わせたが、そのために「諸藩から蘭学者を大量に徴用し、当時の著名な洋学者をほぼ網羅した」<sup>(9)</sup>と指摘されている。同所は文久3年（1863）に開成所と改称し、これが東京大学の源流となるのであり、明治になって明六社に結集する知識人の多くも開成所で育ったのである。

## ② 文明開化の「精神」—天賦人權論

文明開化とは、文明と開化という中国の古典にも出てくる二つの言葉を、福沢諭吉が幕末に繋げて熟語とし、明治政府が文明開化政策を採用したため急速に広まったといわれる<sup>(10)</sup>。文明開化を空間的にもっとも良く示すのは、**東京銀座の煉瓦街**であろう。政府は、明治5年の大火を機会に、東京を不燃都市にする計画を立て、手始めに京橋から新橋までの銀座通りに煉瓦造りの建物が立ち並ぶ街を作った。15間（27メートル）の大通りには馬車や人力車が走り、煉瓦で舗装した歩道には街路樹が植えられ、洋装の紳士が女性と腕を組んで歩く姿は、錦絵となって全国に伝えられた。

また、裸で歩くことは外国人に対して恥ずかしいとして明治4年に**裸体歩きが禁止**されたが、

5 松浦玲『勝海舟』（筑摩書房、2010年）61～66頁。

6 春畝公追頌会『伊藤博文伝』上巻（統正社、1940年）105頁。

7 犬塚孝明『薩摩藩英国留学生』（中公新書、1974年）28～34頁。

8 石附実『近代日本の海外留学史』（ミネルヴァ書房、1972年）104頁。

9 『大久保利謙歴史著作集』第6巻（吉川弘文館、1988年）128頁。

10 林屋辰三郎編『文明開化の研究』（岩波書店、1979年）、飛鳥井雅道『文明開化』（岩波新書、1985年）。福沢の用例の最初は、慶應3年（1867）12月校了の『西洋事情』外編の「世の文明開化」という項に「歴史を察するに人生の始は蒙昧にして次第に文明開化に赴くものなり」とあるのがそれであろう。

なかなか守られず、同年東京府に置かれた3,000人の邏卒（巡査）の最初の大仕事は裸の取締だったといわれている<sup>(11)</sup>。

こうした文明開化の動きについて、福沢諭吉は明治8年に著した『文明論之概略』のなかで、「或人は唯文明の外形のみを論じて、文明の精神をば捨てて問はざるもの如し。蓋し其精神とは何ぞや。人民の気風即是なり」と、文明の精神こそが決定的に重要なだと述べ、「文明の精神」へ向けて「人民の気風」を改革するのは困難だけれども、文明国になるためには、そこから着手しなければならないと主張した。福沢の唱える「文明の精神」とは何だったのか。私は、福沢が『学問のすすめ』（明治5年）でアメリカ独立宣言のなかのAll men are created equal. を意識した「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと言えり」という文章が示すように、すべての人間が生まれながらに自由であることを認め、習慣や規範に縛られずにそれぞれが自由に考えて行動するという精神だったと思う。

同じことを明六社に集まった人々は異口同音に唱えた。明六社は、明治6年にアメリカから帰国した旧薩摩藩士の森有礼が、日本でも学者を集めたアカデミーを作って近代の理性的な啓蒙思想の普及を図ろうと考え、最初10人で発足した学術団体のことである。創立メンバーを年齢順に記すと、箕作秋坪48歳、西村茂樹45歳、杉亨二45歳、西周44歳、津田真道44歳、中村正直41歳、福沢諭吉39歳、加藤弘之37歳、箕作麟祥27歳、森有礼26歳であった。明六社メンバーの多くは幕府の開成所などに仕えた洋学者で、福沢以外は皆明治政府に仕えていた。

ここでは福沢より先に『真政大意』（明治3年）で人間の自由と平等を説いた加藤弘之（1836～1916）の言葉を引用しておこう。ちなみに、加藤は但馬国出石藩の兵学師範役の家に生まれ、江戸に出て佐久間象山のもとで蘭学を学んだあと、万延元年（1860）幕府に招かれて蕃書調所に入り、法学・哲学に転じ、ドイツ語を学んだという。元治元年、幕臣となり、開成所教授並に任ぜられたという人物である。

「凡テ人タル者ハ貴賤上下貧富賢愚ノ別ナク決シテ他人ノタメニ束縛拘制セラルベキ筈ノモノデハナク、己ガ一身ノ事ト云フモノハ皆其欲スル所ニ從テ出来ル訳ノモノデゴザリテ、ソコデ今日ノ交際上ニ於テ種々ノ權利ガ生ズルデゴザル」

「立憲政体ノ国々デハ臣民ノ政府ニ対シテノ權利ニ公私ノ二通ガゴザルガ、其私権ノ内ニモ殊ニ結構ナモノト云フハ万民同一ノ權利ト云フ權利デ、天下億兆貴賤尊卑貧富大小ノ差別ナク、憲法ノ上ニ於テハ皆同一ノ臣民ニシテ、皆共ニ同一ノ保護ヲ受クベキ權利デ、匹夫匹婦トイヘトモ縉紳貴介ト露程モ親疎ノ相違ト云フモノノナイ制度デゴザル」

福沢の単純明快でリズムに富んだ文章に較べると、ごたごたした読みにくい文章だが、自由と平等を国家が保障することについてポイントを押さえた優れた説明である。明治7年の『国体新論』では、加藤は、人権について、天賦人権論の立場を次のように明確に述べている。

純乎タル私事ニ至リテハ固ヨリ各民ノ自由ニ任スヘキ事当然ナリ。若シ君主政府是等ノ私事ヲモ猶裁制スルヲ得ルトキハ各民自由ノ権ヲ失フカ故ニ決シテ安寧幸福ヲ求ムル能ハサル事必然ナリ。蓋シ自由権ハ天賦ニシテ安寧幸福ヲ求ムルノ最要具ナレバナリ。況ンヤ人民ノ靈魂心思上ニ至リテハ君主政府固ヨリ敢テ其権ヲ施ス能ハサル者トス。

11 「明治大正昭和総覧」(『キング』第7巻第1号附録、1931年1月)。

こうした「文明の精神」は、明六社の人々の書物がベストセラーになることによって、全国に広がった。政府の役人の中にも明六社の人々の啓蒙思想に共鳴して、国のかたちを構想する者が現われた。明治6年に地租改正の法令が公布されたさい、大蔵省では納税者の協力を得るため、次のような**人民告諭書**を作成したのである。

人民一方に聚りて群をなし、言語風俗を同ふするもの、之を名けて国といふ。国には必ず政府あり。政府は人民一統の好む所に随いて、規則を立、法令を布き、其好む所の目的を達せしむる為に設けたる役所にして、其政府の官員は**人民一統の総代**に立て事を行ふものなり。(中略)此等の役所を設る為には若干の費用を要する也。此費用は国内の**人民一統の為に消費**するものなれば、国内の人民一統に割合て出さねばならぬ当然の務めにて、一村の入用は村中に割合、一郡の入用は郡中に割合て出金すると同じことなり。此割合金を名けて**租税**といふ。故に此租税の割合方は、一方に重くかけ、一方には軽く割当る等のことあることなく、**公平至当**に割合て出さしむるを以て本旨とす。

政府の役人は「人民一統の総代」に過ぎず、政府は「人民」のためにこそあるのだというこの国家論は、明六社の知識人の説く近代国家論と同じであった。問題は、冒頭にこのような部分があったために、この告諭書はついに公表されなかったことである。それは、実際の地租改正が、ここに述べられた理想と違い、上からの計画に合わせて強制的に行われ、公平性を欠いたためであった。明六社の人々の啓蒙思想と、明治政府の実際の政策との間には大きなギャップがあったと言えよう<sup>(12)</sup>。

しかし、政府と違い、民間には、明六社の知識人たちの天賦人權論を基礎とする近代国家論をまともに受け止め、その実現を政府に迫る人々が続々と現れた。**自由民権運動**の担い手たちである。彼らは租税を納める以上、その租税の取立と用途を議論し決定する場所を作り、自分たちの代表を送り込むことを要求し、そうした民選議会を基礎にした近代国家体制を定めた憲法を作ろうとした<sup>(13)</sup>。**植木枝盛**(1857～92)が書いた日本国憲案はその代表である。植木は、明治8年(1875)、まだ18歳のときに東京で明六社や三田演説会に熱心に参加しながら近代思想を勉強したというから、明六社のメンバーは植木の先生格だったことになる<sup>(14)</sup>。

明治政府は、士族の手で始まった自由民権運動が、豪農民権家を巻き込んで高揚する気配を見せるや、明治8年(1875)6月には讒謗律・新聞紙条例を發布して政府批判の言論を取り締まった。こうなると明六社の知識人たちは途端に腰砕けになり、活動をほとんど停止する。それだけではない。自分たちの唱えていた啓蒙思想を否定する者も現れた。福沢はその中では一貫して民間の教育者として比較的自分のリベラルな主張を貫こうとし、多くの革新的な経済人を育てながらも、政治的には民権重視から次第に国権重視に変わってゆき、植木たちから批判されるようになる。福沢については、慶應義塾大学名誉教授の杉山伸也氏の報告があるので詳しくはそこに譲ろう。

私がとくに指摘したいのは、加藤弘之が、自説を全面的に否定して天賦人權論はとんでもな

12 石井寛治『明治維新史』(講談社学術文庫、2018年)314～320頁。

13 飛鳥井雅道掲『文明開化』170頁によれば、愛国公党は、その綱領の中で「天賦人權」を公然と主張した。曰く、「天の斯民を生ずるや、之に附与するに一定動かすべからざるの通義権理を以てす。斯の通義権理なるものは天の均しく以て人民に賜ふ所の者にして、人力を以て移奪するを得ざる者なり」と。

14 家永三郎『植木枝盛』(岩波新書、1960年)。

い間違いであったという主張を繰り返すようになったことである。明治15年（1882）に著した『人権新説』において、加藤は、次のように、「天賦」の「人権」など歴史のどこを探しても存在しなかったと主張した。

「天賦人権ナルモノハ本来決シテ実存スルノ証アルニ非スシテ、全ク学者ノ妄想ヨリ生シ」  
 「余ハ物理ノ学科ニ係レル彼進化主義ヲ以テ天賦人権主義ヲ駁撃セント欲スルナリ」  
 「体質心性ノ遺伝及ヒ変化ニ於テ優劣ノ異同ヲ生スルハ特ニ動植物ニ限ルニアラス動物ノ上位ニ居ル所ノ吾人人類ニアリテモ亦同ジ」  
 「優勝劣敗ノ結果ハ之ヲ古今ノ事跡社会ノ事実ニ就テ証明スル事誠ニ容易ナリト雖、自由自治平等均一ナル天賦人権ノ実存ニ至リテハ之ヲ証明スルノ術絶テアラサルニ非スヤ」

この議論は最新学説のダーウィンの進化論を人間社会に応用する社会ダーウィニズムに基づいているのであるが、人権という概念が着物でも着て歴史のどこかに転がっていたという風に天賦人権論を曲解したうえで否定した議論に過ぎない。しかし、この議論は、科学的な装いをもって、弱肉強食の生存競争こそが世界の進歩をもたらすと説いているため、19世紀末に**帝国主義支配を正当化するイデオロギー**として世界中に広がった。念のために、加藤の著書『強者の権利の競争』（哲学書院、1893年）において、どのような議論を展開しているかを引用しよう。東南アジアにおけるヨーロッパ列強の支配の残酷さを告発しつつ、次のように述べている<sup>(15)</sup>。

余を以て之を視れば基督の正教を奉せる文明開化の欧人は極めて暴猛寧悪なる野獣と称せざるを得ざるなり。虎獅の如き猛獣すら尚決して開明欧人の如き暴悪をなすこと能はされはなり。……〔しかし、それは〕決して道義に反し法理に背けることには非ずして却て当然のこととせざるを得ざるなり。……〔なぜならば、その結果〕物質的心神的の**開化の大進歩を致すこと**となりたるなり。……今日の開明進歩は決して基督の博愛及び人類平等の主義等の結果に非ざるのみならず、全く此主義と氷炭相反せる**生存競争自然淘汰の結果**に外ならざることは甚た見易き道理に非ずや。

すなわち、加藤はキリスト教国の残忍な支配を批判しながら、その結果「開化の大進歩」がなされた以上、かかる現実には「当然のこと」だとして肯定すべきだと論ずるのである。加藤は、帝国大学総長や帝国学士院院長を長く勤め、その主張は、総合雑誌『太陽』に毎号加藤が寄稿したために、日本社会の上層部に広く受け入れられていった<sup>(16)</sup>。明治の啓蒙主義者の末路を象徴する人物は、福沢よりも加藤だったように思われる。

### ③ 「有形」の文明を創造した旧幕臣たち

では、「有形」の文明を作り上げる上での旧幕臣たちの働きはどうだったのであろうか。まず、いわゆる明治六年の政変によって留守政府のメンバーの内、「征韓論」を支持する人々が西郷

15 イギリスについては、ホブソン『帝国主義論』（原著1902年、矢内原忠雄訳、岩波文庫、1952年）、ドイツについては、ヴェーラー『ドイツ帝国』（原著1973年、大野英二・肥前栄一訳、未来社、1983年）、日本については、宮地正人『国民国家と天皇制』（有志社、2012年）、石井寛治『資本主義日本の歴史構造』（東京大学出版会、2015年）第5章をそれぞれ参照されたい。

16 石井寛治『資本主義日本の地域構造』（東京大学出版会、2018年）終章を参照。

と共に下野したあとの主要各省のトップの出身を表示しよう。旧幕臣からは海軍卿勝海舟だけが入っている。勝海舟は幕臣大久保一翁と並んで、徳川家の敗戦処理を取り仕切った最重要人物なので、明治政府は、明治5年に海軍卿のポストを提供したところ、日本海軍の創設者をもって自任する海舟はそれならと引き受けたが、海軍卿として目立った仕事は何もせずに明治8年には辞職している<sup>(17)</sup>。

むしろ、海舟とほぼ同時に東京府知事を頼まれた大久保一翁（忠寛、1817～1888）の方が、明治8年まで東京を文明開化の看板都市に仕立て上げるために忙しく働いた。一翁の知事任用は、旧江戸っ子を統治するための心理的効果を狙ったものと言われている。しかし、その一翁も、江戸町会所の延長である東京会議所を、公選による民会に改組するという旧幕臣らの上申書に理解を示した途端に左遷されてしまった<sup>(18)</sup>。

榎本武揚（1836～1908）の場合は、最後まで五稜郭で武力抵抗し、普通なら死刑になるところを追討軍参謀の黒田清隆が榎本の語学力と国際法の知識を惜しんで、命乞いをしたという。出獄した榎本は明治7年に駐露公使として樺太千島交換条約を結ぶ大役を果たし、後には諸内閣のさまざまな閣僚を務めた<sup>(19)</sup>。

幕末になると幕臣にはその知識・技能を買われて藩士や農民から取り立てられた者もかなり居り、彼らを「新型の職能官」だとする大久保利謙氏の見解<sup>(20)</sup>は傾聴に値しよう。彼らから見れば、明治政府に仕えることは、自分の能力を活かすための当然の選択であり、それを「忠臣は二君に仕えず」という幕藩制独自の自立性を欠く侍倫理<sup>(21)</sup>に立って批判することは、当を得ないであろう。この問題については、福沢諭吉が『瘠我慢の説』（1891年執筆）において、勝海舟と榎本武揚の幕末維新期の出处進退を厳しく批判している。勝に対しては「江戸解城」〔無血引き渡し〕が、「三河武士の精神に背くのみならず、我日本国民に固有する瘠我慢の大主義を破り、以て立国の根本たる士気を弛めたるの罪は遁るべからず」と批判し、さらに明治政府に仕えたことについては、勝と榎本ともに「士風」を傷つけたものと批判する。海舟の答えとして、安藤優一郎『勝海舟と福沢諭吉』<sup>(22)</sup>が引用する文章を再引用しよう。

福沢がこの頃、瘠我慢の説というものを書いて、おれや榎本など、維新の時の進退に就い

主要各省のトップと出身（明治7.4.27）

職名	氏名	出身
内務卿	大久保利通	薩摩
外務卿	寺島 宗則	薩摩
大蔵卿	大隈 重信	肥前
陸軍大輔	西郷 従道	薩摩
海軍卿	勝 安房	幕臣
司法卿	大木 喬任	肥前
文部卿	木戸 孝允	長州
工部卿	伊藤 博文	長州
宮内卿	徳大寺実則	公卿

(石井寛治『明治維新史』講談社学術文庫)

17 海軍卿としての仕事振りについて、海舟自身が、「海軍卿の時かエ……。みんな、川村〔純義〕サ。川村が次官だから、功はあれに帰させたよ。時々出て行って、小印をつく計りサ。何もしないよ」（巖本善治編『海舟座談』岩波文庫、1930年、39～40頁）と述べている。

18 松岡英夫『大久保一翁—最後の幕臣』（中公新書、1979年）214頁。

19 榎本隆充・高成田亨二編『榎本武揚1836～1908』（藤原書店、2008年）。

20 大久保利謙『佐幕派論議』（吉川弘文館、1986年）69頁。

21 城下町に集められてからの近世武士は、石高に応じて大名から家禄を支給される一種のサラリーマンになっており、自分の領地をもつ中世武士や欧州騎士のような自立性を欠いており、大名への従属的位置に置かれていた。こうした点から考えると、徳川封建制を支える意識の中心は、主従両者の権利が対抗しあっていることを条件とする「忠誠」Treueの意識でなく、自己の無力・無主体性の自覚に基づく無条件的な人身の従属の意識としての「恭順」Pietätであるとする川島武宜『日本社会の家族的構成』（学生書房、1950年、122頁）のM・ヴェーバーの説を援用した古典的指摘が改めて想起されるべきであろう。

22 安藤優一郎『勝海舟と福沢諭吉—維新を生きた二人の幕臣』（日本経済新聞出版社、2011年）第6章「文明開化と武士道」による。そこで引用されている『氷川清話』は、従来の流布本の誤りを全面的に改定した江藤淳・松浦玲編の講談社学術文庫版（2000年刊）の152頁である。

て攻撃したのを送って来たよ。ソコで「批評は人の自由、行蔵〔出処進退〕は我に存す」云々の返書を出して、公表されても差支えない事を言ってやったまでサ。福沢は学者だからネ。おれなどの通る道と道が違うよ。つまり「徳川幕府あるを知って日本あるを知らざるの徒は、まさにその如くなるべし。唯百年の日本を憂うるの士は、まさにかくの如くならざるべからず」サ。

旗本株を3万両で買った越後の農民米山検校を父方の曾祖父にもつ海舟に対して、三河以来の徳川武士の倫理を説く福沢の認識のズレはともかくとして、問題の真のポイントは、「徳川幕府あるを知って日本あるを知らざるの徒」として福沢の近世的＝従属的な武士倫理を厳しく反批判した海舟の自立した精神とナショナルな視野にあると言えよう。幕臣でありながら幕府の存在を相対化できた海舟のナショナルな見方こそが日本社会の近世から近代への道を、戊辰戦争程度の内戦による犠牲によって切り開くことを可能にしたのである。同様な視野を明治政府に仕えた旧幕臣の多くも持つようになった点で、彼らは福沢の精神の奥底にも潜んでいる近世的武士の従属的倫理観を乗り越えたといえるのではあるまいか<sup>(23)</sup>。

もっとも、明治政府に仕えた旧幕臣の多くは下表のように下級官吏（各官庁の長が任免する判任官）であった。この表は、推定を含む大雑把なものだが、少数の上級官吏（大臣・大輔・少輔ら勅命による勅任官と下からの推薦に基づいて勅任される奏任官）のポストは薩摩・長州・土佐・肥前の西南雄藩が押さえているのに対して、大多数を占める下級官吏のほぼ3分の1は旧幕臣と推定される。維新政治史に詳しい田中彰氏は、このデータに基づいて、「技術・実務官僚、軍事官僚としての旧幕臣層が、大久保体制を幅広くささえていた。……その意味では、幕藩体制と明治国家は明らかに連続面をもっていったといえる」<sup>(24)</sup>と述べているが、その通りであろう。

このシンポジウムでは、郵政博物館の主任資料研究員である田原啓祐氏が、明治政府の官僚として近代国家の経済的インフラストラクチャー造りに大きく貢献した前島密を取り上げ、その活動振りを報告する。前島は、最初に一寸触れたように、もともと越後の農家の出身であるが、江戸・箱館に出て苦学して西洋形帆船の航海術を学び、長崎で学んだ英学を薩摩藩で教えたあと、幕府開成所の教授に招かれた。明治政府の民部省にリクルートされたのが明治2年の末で、渋沢

表：太政官・各省官員の出身別人数

年次	階層	薩長土肥 (%)	幕臣推定 (%)	全国=100
明治5年	勅任・奏任官	197 40.5	102 21.0	486
1872	判任官	728 19.5	1,238 33.2	3,727
明治10年	勅任・奏任官	186 40.3	133 28.8	461
1877	判任官	883 18.6	1,617 34.0	4,754

出典) 石塚裕道『日本資本主義成立史研究』(吉川弘文館、1973年) 60～61頁。  
薩長土肥は鹿児島・山口・高知・長崎、幕臣推定は東京・静岡の計。

23 こうした忠誠の相克の問題は、旧幕臣だけが直面したのではなく、諸藩士が明治政府に仕えた場合にも存在した。佐々木克『志士と官僚—明治初年の場合』(ミネルヴァ書房、1984年)は、幕末の志士が明治政府という新たな忠誠の対象の下で官僚化しえた者となりえなかった者に分化した理由を検討し、志士は本来的に組織からはみ出した所で活動していたが、その志に基づいた活動が、徳川幕府よりも一層強靱な組織である明治政府を生み出したために、そこから排除され活動の場を失うことがあったと論じた。佐々木氏は、「木戸孝允や西郷隆盛、そして前原一誠や江藤新平らを、私は志士の資質の人物と見なしている……彼らのかつての同志であった大久保利通・広沢真臣・伊藤博文・井上馨そして大隈重信らの、志士の資質の人物とは対照的な、いわば官僚的人物の行動と思考を、木戸や西郷との対抗・対比のうえで考えてみることは非常に興味深い」(117頁)と論じている。

24 田中彰『日本の歴史②明治維新』(小学館、1976年) 250～251頁。

栄一らと改正掛りという政府の新事業の企画を一手に担う重要部署に入り、郵便制度の開設をはじめ、明治政府の有能な官僚として長期にわたって縦横無尽の活躍をすることになる。

ここであらかじめ注意しておきたいのは、当時の明治政府は、**財政力の乏しい貧乏国家**であって、前島たちが近代化に必要な新事業を計画しても、十分な資金の保証は全くなかったことである。そのために前島たちは、郵便局長を依頼する地方の無数の豪商農のもつ潜在的なエネルギーを引き出し、彼らを文明開化の方向に巻き込んで行く独自の方法を考えなければならなかった。すなわち、彼らに政府の役人という名誉ある地位を与えた代わりに、郵便局の家屋と土地を提供させることにより、全国的な郵便局網を一挙に作りあげるといふ離れ業を行ったのである。

義務教育を一斉に普及させた「学制」改革についても同じことが言えよう。文部省の予算は、主として高等教育関連であって、初等教育の予算はほとんど計上せず、全国の町村自治体に小学校の校舎を建設し、教師を雇って学校教育を行うよう要請した。ここでも、江戸期以来の寺子屋教育などを支えた地方の豪農商のエネルギーが引き出されたと言うことができよう。

さて、前島と一緒に改正掛りで活躍しながら、明治6年5月に上司の井上馨とともに政府を辞職する**渋沢栄一**（1840～1931）については、渋沢史料館の井上潤館長による報告があるので、詳しくはそれに譲ることにし、ここでは文明開化の「外形」造りの流れを推進しながら、渋沢がそれをどう評価し、なぜ官職を辞する決意を固めたかについて一言だけ述べておく。それは、井上馨と連名で提出した次のような「財政改革に関する奏議」<sup>(25)</sup>に示されている。

「開明の政理上を主とするは、形を以てする者にして、開明の民力上を重んずるは、実をもつてする者なり。形を以てする者は**求めやすくして、実を以てする者は致し難し**」

「今政府意を民力上に注せずして力を政理上に専らにし、百官また事を起こし功を成すに急なれば、勢い実用を捨て空理に馳するの弊なき能わず。……事務日に多きを加えて、用度月に費を増し、歳入常に歳出を償う能わざれば、これを人民に徴求せざるを得ず。……その極**斯民〔人民たち〕**をして安息する能わずして、国もまたしたがって凋衰を免かれざらしむるに至らん」

「政府はいよいよ歩を**開明の域**に進めて、民はいよいよ陋を**野蛮の俗**に甘んじ、上下の相隔たる、何ぞただ霄壤〔天と地の差〕のみならんや」

文明開化の「外形」が政治的表層においてのみ華やかで、民間社会は野蛮な水準にとどまっていること、経済近代化の担い手が政府官僚ばかりで、**民間経済**はそのための租税収奪によって疲弊しているのを渋沢が危機的状況だと捉えて告発しているのである。渋沢は、もともと農家出身であったため、民間経済の実情がどうなっていたかをよく知っており、そのことがかかる告発に繋がったのであろう。

この「奏議」の直後に、岩倉使節団が帰国し、彼らも渋沢同様に民力重視の路線を選択した。その背後には世界の工場イギリスを支えていたのが政府官僚でなく**民間の経済人**だという発見があった。岩倉使節団の『米欧回覧実記』は、イギリス東北部のニューカッスルにアームストロング砲の製造元を訪問したときの印象を次のように記している<sup>(26)</sup>。

25 渋沢栄一述・長幸男校注『雨夜譚』（岩波文庫、1984年）200～209頁。

26 久米邦武編『特命全権大使 米欧回覧実記（二）』（岩波文庫、1978年）259頁。

朝九時半ニ、「サーアルムストロンク」氏、親ラ旅館ニ来リ、其会社ノ大砲製造場ニ案内ス、  
「アルムストロンク」氏ハ、年七旬〔七十歳〕ニ近シ、丈高キコト七尺余、言寡ク温温タル老翁ニシテ、容貌愚ナルカ如シ、凡ソ諸方ヲ回リ、高名ナル製造家ニ逢フニ、往往ニカカル人多シ。

ここでは、工業家のアームストロング氏を「容貌愚なるが如し」と評している、一見何のこ  
とか迷うところだが、儒学の教養を積んでいる明治初年の知識人は、こうした評言を読むと直  
ちに司馬遷の『史記列伝』に出てくる老子の言葉を思い出すことができたらしい。すなわち、  
「孔子は周の都へおもむき、礼について老子に質問せんとした。老子は言った。(中略)『すぐ  
れた商人は品物を深くしまい込み何も無いように見え、君子は盛んな徳があっても容貌は愚者  
に似る』とわたしは聞いた。きみの高慢と欲望、ようすぶることと多すぎる志をのぞくことだ。  
そんなことはどれもきみの身にとって無益だ。わたしがきみに教えられることは、それくらい  
のものだ」<sup>(27)</sup>と、老子が孔子の高慢ちな態度を戒めたという故事である。

岩倉使節団のイギリスでのこの経験は、世界の工場の担い手が、地方の**立派な君子である民間人**だという事実を知った驚きであり、彼らはこうして産業革命の真の担い手を発見したのであった。隣の中国では、李鴻章ら洋務派の漢人官僚たちが、官僚中心の事業展開にこだわり、民間事業の発展を制限したため、産業革命への道を閉ざしたのに対し、明治6年段階の日本では、留守組の渋沢と帰国組の大久保の双方から**民力重視の方向への政策転換**がなされ、**産業革命に向かう道**が開かれたのであった。

渋沢が民間経済の活性化の方途として選んだのは、外国や政府からの資金を当てにせず、江戸期以来商人や両替商の手元に蓄積された**民間資金を集中・利用する株式会社と銀行制度**であった。当時の国際常識としては、発展途上国が経済近代化を図るためには、先進国から外資を導入することが必要であり、明治政府のアドバイザーであるお雇外国人たちは異口同音に**外資を排除**する明治政府の方針を批判した。それらの批判を政府が頑なに無視したのは、対外条約において日本が外国人への裁判権をもたなかったため、内地での外国人の経済活動を認めると、彼らの不法行為を取り締まることができず、経済全体を支配される恐れがあったためであった。こうして外資排除の延長線上に、民間経済の企業勃興が展開し、アジア初の産業革命が実現することになる<sup>(28)</sup>。1914年末における民間企業への外資導入額は、①株式が少なくとも19,575千円<sup>(29)</sup>、②銀行債券19,526千円、③会社債券142,364千円、合計181,465千円で、それは日本国内企業への投資額合計(①+②+③)2,665,453千円<sup>(30)</sup>の僅か6.8%にしかならない。しかも、③会社債券のうち117,156千円は、南満州鉄道株式会社がロンドンで発行した社債であるから、それを除くと外資比率は2.4%にまで下がるのである。このような外資比率の低い事例は当時

27 小川環樹ほか訳『史記列伝』(岩波文庫、1975年)24頁。

28 以上、詳しくは、石井寛治『日本の産業革命』(講談社学術文庫、2012年)参照。そこでも論じたように、産業革命のための資金が幾らあっても足りない時に、政府が敢えて外資による資金調達を禁止したことは、さまざまな格差と分裂を国内に生み、下層に転落した民衆や上昇志向が満たされない民衆の不満を高めた。そうした不満を外に向かって逸らすための政府の対外強硬策が早熟かつ軍事的な帝国主義化を生む一因になるのである。

29 村上勝彦「貿易の拡大と資本輸出入」(石井寛治ほか編『日本経済史2産業革命期』東京大学出版会、2000年)47頁。もっとも、この数値は村上氏も認めるとおり、若干過小評価のようであり、朝日新聞社編『日本経済統計総観』(1930年)641頁記載の『金融事項参考書』の数値によれば、1914年末の「外国人内地銀行会社放資(見込額)」は、29,171千円に達している。しかし、その数値を用いても外資比率は6.8%から7.2%(満鉄社債を除くと2.8%)へと若干上昇するにとどまる。

30 朝日新聞社編前掲『日本経済統計総観』551、649頁。

の世界史において異例のケースだと言えよう。

問題となるのは、旧幕臣の中から渋沢に続いて、民間経済人として大をなした人物がどの程度いたかということであり、彼らの特徴は何であったかということであろう。この問題を考えるために、かつて経営史家J・ヒルシュマイアー氏がその著書<sup>(31)</sup>において検討した、日清戦争(1894~95年)以前に革新的な企業者活動を行った代表的企業者50人のリストに、旧幕臣がどの程度含まれているかを手掛かりにしよう。氏が旧幕臣として挙げている企業者は下表の6名である(ここでは渋沢を含める)。

ヒルシュマイアー氏の計算をもとにすれば、50人のうち士族24人(渋沢を含めて)、農民13人、商人13人であり、一見すると士族が優勢に見えるが、総人口中に占める比率が、士族7%、富農3%、商人5%であることを考えると、士族出身と農商出身の割合は「驚くほど均等」(同書219頁)だと氏は評価する。氏によると、出身階層というのは、近代的企業家となるための決定的要因ではなく、かつての経済生活のきずなを断ち切りつつ、新しい価値体系を吸収できたか否かが重要なのであった。

士族24人のうち、幕臣出身が6人であることは、全国石高3,000万石のうち幕府領が800万石であるという石高を基準とすれば、平均的な輩出率ということになるが、静岡藩領が70万石と旧幕府領の10分の1に激減したことを考えると、革新的企業家の輩出率は高いともいえよう。維新変革による経済的打撃は幕臣に対して特に強力にはたらき、彼らは生活のための手段を諸藩士以上に必死になって探さなければならなかったのである。運よく明治政府に仕えることができた旧幕臣が知識や技能に秀でた「新型の職能官」として評価されたとすれば、経済界で自立した企業家への道を歩むことに成功した面々もまた、独自の技術や能力を身に付けて発揮できた者だといえよう。

例えば、渋沢と並ぶ財界のリーダー役となった益田孝は、もともと佐渡金山担当の地役人の家の生まれであったが、安政2年(1855)に、箱館奉行の下で幕府直属の役人(幕臣)となった父に連れられて函館に移住し、そこで英語を学び始めたことが、のちに幕府使節団に属してフランスへ渡航し、さらに対外貿易に従事する契機となったという。明治元年に幕臣から静岡藩士になるか否かの選択を迫られた益田は、「卑官」<sup>(32)</sup>としての待遇をさらに切下げられるよりも、身に付けた英語力を駆使して独自の生計の道を立てようとしたのであろう。そして横浜貿易に携わる過程で井上馨の知遇を得、一時大蔵省に出仕したが、間もなく井上のあとを追って下野し、先取会社をへて三井物産の創立に参画したというから、英語力と貿易経験が三井での益田の進路を切り開いたといえよう。

旧幕臣出身の有力企業家(ヒルシュマイアー選)

姓名	生没年	出身地・出自	近代の主要活動分野
渋沢 栄一	1840~1931	武蔵国・農民	第一国立銀行
益田 孝	1847~1938	佐渡国・地役人	三井物産会社
中野 梧一	1842~1883	江戸・幕臣	山口県令・藤田組
本木 昌造	1824~1883	長崎・オランダ通詞	長崎製鉄所・活版所
平野 富二	1846~1892	長崎・幕臣	石川島平野造船所
佐久間貞一	1848~1898	江戸・幕臣	活版印刷所秀英舎

31 J・ヒルシュマイアー『日本における企業者精神の生成』(原著1964年、土屋喬雄・由井常彦訳、東洋経済新報社、1965年)。

32 長井実編『自叙益田孝翁伝』(中公文庫、1988年)69頁。

そうした益田の経歴と比較すると、同じ幕臣出身で商業に従事した**中野梧一**は、榎本武揚に従って箱館五稜郭で戦い、下獄後、大蔵省に出仕し、井上馨の推薦で山口県令となった。明治8年に県令を辞職して、長州出身の政商藤田伝三郎の藤田組に入って西南戦争で巨利を得、大阪商法会議所の副会長となるが、明治16年に原因不明の自殺を遂げた。中野の経歴は不明の点が多いが、経済人としての修行を積むことの乏しいまま、長州藩閥との繋がりに頼る面が大きかった点で益田とは異なっていたといえよう<sup>(33)</sup>。

金融・商業を軸に活動した**洪沢・益田・中野**に対して、**本木昌造・平野富二・佐久間貞一**は、いずれも活版印刷業と深いかかわりをもった点で、「文明開化」の時代に相応しい活動を展開した。活版印刷技術の先駆者として知られる**本木昌造**は、長崎生まれで、母方の実家のオランダ通詞本木家の養子となり、嘉永4年(1851)というペリー来航前の早い時期に自著『蘭和通弁』を輸入印刷機・自製の鉛活字によって印刷した。長崎鮑ノ浦製鉄所の頭取を務めていた明治2年、製鉄所内に活版伝習所を創設、門下の平野富二らと明朝(みんちょう)活字のシステムを築いたが、明治8年に死去した<sup>(34)</sup>。晩年の本木の活版事業が士族授産事業として経営難に陥った折、その事業を引き継いで再建したのが**平野富二**であった。幕臣の子として長崎に生まれた平野は、長崎製鉄所で本木の弟子として働いていたが、同所が工部省に接収されて失職したため、本木の活版事業を引き受けたのである。平野は再建した活版事業を本木の嗣子に譲ると共に、自らは、明治9年に石川島修船所の払下げを受けて民間造船業に進出した。平野の強みは、青年期に体得した船舶運航技術と官営造船所の監督経験であったが、明治19年の官営兵庫造船所の貸下げをめぐる競争にさいして、経験において劣るはずの薩摩出身の川崎正蔵に敗れたと言われている<sup>(35)</sup>。**佐久間貞一**は、幕臣として彰義隊に加わって敗れたが、箱館で物産業を開いて成功、一時教部省に仕官したが、イギリス人から活版技術の知識を授けられて、明治9年、活版印刷所秀英舎を開設した。当初の経営は困難を極めたが、明治12年に旧幕臣の沼間守一から『東京横浜毎日新聞』の印刷を頼まれて以降、収支が好転したという。佐久間は、8時間労働制を実施して東洋のロバート・オーウェンと称えられた<sup>(36)</sup>。

#### 4 まとめ

以上述べたように、文明開化の「精神」を論じたのは、明六社に集まる旧幕臣の知識人であったが、彼らは自説を貫くことができず、その教えのストレートな実現は自由民権運動に結集した若い人々に受け継がれた。しかし、民権運動もまた明治政府の対応によって行く手を阻まれ、文明開化の「精神」の核心である**天賦人權論**〔基本的人権論〕は戦前日本の内部ではほとんど定着できなかつたと言えよう。そうした流れの中で、旧幕臣の**福沢諭吉**は、教育者として多くの経済人を育て上げることができたのである。

その点で問題となるのが、アジアで最初に制定された近代的憲法としての大日本帝国憲法の位置付けである。本稿では、文明開化の政治面を正面から扱わないため、同憲法の評価を如何になすべきかを論ずることはできなかったが、基本的人権論の立場から見るときには、同憲法がそれを認めていないことは明らかである<sup>(37)</sup>。最近の研究動向としては、同憲法の歴史的限

33 田村貞雄「中野梧一」(『国史大辞典』10、吉川弘文館、1989年)。

34 飯田賢一「本木昌造」(『国史大辞典』13、吉川弘文館、1992年)。

35 寺谷武明『日本近代造船史序説』(巖南堂書店、1979年)第2章。

36 豊原又男編『佐久間貞一小伝』(秀英舎庭契会、1904年)9~27、146、156頁。

界よりもアジアにおける先進的位置を高く評価することが多いが<sup>(38)</sup>、そうした方向での積極的評価を行う限り、大日本帝国憲法制定後の日本が急速に早熟的・軍事的な帝国主義国に転化した理由を説明することが困難になるであろう。

「精神」面でのかかる問題性にもかかわらず、文明開化の「外形」の方は、とりわけ**産業革命**という形で急速に具体化されていくことになった。それは、**薩長藩閥**によって牛耳られた政治家・上級官僚だけの功績とみるべきではなく、**前島密**に代表される**旧幕臣の実務官僚**の尽力の結果であり、彼らの仕事の全国展開を支えたのは民間の豪農商であった。「攘夷のための開国」路線を追求した明治維新変革は、もともと「攘夷」論者であった西南雄藩が勝利したため、彼らによる政治経済の近代化は大きな限界をもっており、旧幕臣が実務官僚として働くことによって初めて実現したが、彼らが先導した政策が実現できたのは、江戸時代末期までに蓄積されてきた民間の**豪商農のエネルギー**を引き出すことに成功したためであった。銀行家としての**渋沢栄一**の活動も、そうした民間の動きを大きく促進するものであった。その意味では、明治時代の文明開化は、江戸時代を通ずる民間の人々による近代化への着実な動きを歴史的前提と見なすことによって初めて理解できるといえよう。

(いしい かんじ 東京大学名誉教授)

- 
- 37 基本的人権論の立場からの明治憲法体制の評価については、東京大学社会科学研究所編『基本的人権2 歴史1』（東京大学出版会、1968年）所収の諸論文が何よりも参照されるべきである。同書2章「明治憲法における自由権法制」（奥平康弘）が、明治憲法は「臣民権利義務」について「法律ノ範囲内ニ於テ」自由を有するとしているけれども、個人の自由を制約する「法律」に対して憲法が制約内容を全く規定していないため、どのような「法律」も違憲ではなくなってしまう、「法律」万能、すなわち、議会万能なのだと指摘していることがとくに重要である。明治憲法には基本的人権の発想はまったく見られないこと、戦後改革において日本国憲法が現われる前には、明治憲法を基本的人権論の観点から批判的に位置付ける研究がないことも銘記されるべきであろう。
- 38 明治憲法体制の評価を積極化する研究史の流れに沿った最近の論文としては、坂本一登「明治憲法体制の成立」（『岩波講座日本歴史』第16巻、2014年）がある。そこでは、同憲法における基本的人権論の欠落に関する言及はない。

## シンポジウム特集

## 福澤諭吉と文明開化

杉山 伸也

## はじめに：福澤の思想

福澤諭吉は、天保5年12月（1835年1月）に大坂の中津藩蔵屋敷で下級藩士の次男として生まれ、1901（明治34）年2月に66歳の生涯をとじた。自伝文学の傑作のひとつといわれる『福翁自伝』は、1897年11月頃から翌98年5月におこなわれた口述筆記の原稿に、福澤が大幅に加筆・訂正の手をくわえたもので、98年から99年にかけて『時事新報』に連載された。内容的には1880年頃までの福澤の前半生が中心で、誇張、記憶違いや誤記の箇所も散見されるものの、福澤の思想形成のプロセスを考察するうえで史料的にも価値が高い。

福澤の著書目録を概観すると、福澤みずから「維新前後は私が著書翻訳に勉めた時代」<sup>(1)</sup>と語っているように、1880年前後を境として抽象的なタイトルから特定の具体的なテーマに変化していることがわかる。松沢弘陽は、福澤の思想が1879年から82年頃にかけて大きく変化していることを指摘し<sup>(2)</sup>、また福澤自身も、明治維新以降15年の自分の思想を振り返って、初段の「掃除破壊の主義」と第2段の「建置経営の主義」の2段にわけている<sup>(3)</sup>が、ほぼこの時期を境に、前期福澤と後期福澤の2つの時期にわけることができる。前期福澤は、慶應義塾における教育と翻訳および著作を中心に西洋文明の輸入・紹介に努めた啓蒙思想家・教育者としての時代であり、後期福澤は、慶應義塾の経営と『時事新報』（1882年創刊）の経営にたずさわるとともに、同紙に拠って政治的時事評論を展開した時代である。

福澤の思想史的理解をむずかしくしているのは、1860～70年代の前期福澤と80年代以降の後期福澤の思想を統一的に理解しようとするところにあるが、この2つの福澤の思想の流れは別系統のものと考えの方が理解しやすい。第1は、啓蒙思想家としての前期福澤であり、『西洋事情』から『学問のすゝめ』『文明論之概略』を経て、『民情一新』に結実していく流れで、文明論を主要なテーマにして原理論的性格がつよく、福澤の思想的な中核を形成している。第2は、『分権論』（77年11月）から『通俗民権論』および『通俗国権論』（78年9月）、『国会論』（79年8月）、『時事小言』（81年9月）へとつづく後期福澤に相応する一連の著作で、明治日本の歴史的現実を直視して政治的な時事評論に軸足を移して、政治の「診察医」として現実的政策論を展開する時代である<sup>(4)</sup>。

前期福澤は、啓蒙思想家・教育家として一般庶民から学生や知識人、さらに「儒教流の故老」

- 1 『福翁自伝』245頁。以下、『福翁自伝』は、松沢弘陽校注『福澤諭吉集』（新日本古典文学大系 明治編10）岩波書店、2011年を利用した。なお、福澤の著作の初期版本55タイトル、全119冊に関しては、慶應義塾大学メディアセンター・デジタルコレクション「デジタルで読む福澤諭吉」で全文検索が可能である。杉山伸也「デジタルで読む福澤諭吉」福澤諭吉協会『福澤手帖』138号（2008年9月）を参照。
- 2 松沢弘陽『日本政治思想』放送大学教育振興会、1989年、39頁。
- 3 [掃除破壊と建置経営]（1883年？）『福澤諭吉全集』（以下『全集』と略）第20巻、岩波書店、248頁。ただし、この論稿は未完の草稿であるために初段と第2段の具体的な区切りの時期や内容については判然としないが、初段はほぼ前期福澤の時期に相応する。

『文明論之概略』にいたるまで幅広い読者層を対象に、福澤自身が対象に応じてフットワークよくスタンスを移動させて議論を展開し、啓蒙という観点からも俗文俗語主義の比較的ストレートでわかりやすい表現が多く用いられている。それに対して、後期福澤のスタンスは、主に『時事新報』に固定され、従来の新聞とは異なり、脱政党の立場から政治・経済・社会を広く論じ、読者層も慶應義塾出身者を主とする知識人や士族層に限定されている。したがって、後期福澤の議論は、読者層の関心をひくために、状況に応じて、「生の表現」ではなく「演技」<sup>(5)</sup>、あるいは「詭弁」、「華麗な殺し文句」や「華麗なレトリック」が駆使されている<sup>(6)</sup>。それは、「自由の気風は唯多事争論の間に在りて存する」<sup>(7)</sup>と考える福澤にとって、近代的情報ツールである新聞・雑誌などのメディアを積極的に利用したことにもよる。

「自由」「平等」「独立」「通義（権利）」など福澤の中核をなす思想は、洋書の翻訳を通じて得られた西洋思想に多くを負っているとはいうものの、福澤の思想的中核を形成するまでに十分に消化されている。後期福澤の思想的スタンスに「転向」といわれるほどの大きな揺らぎや変化はみられなかったが、福澤自身が強調する「時代（時節）と場所」によって表現の仕方や読者の反応が異なることもすくなくなかった<sup>(8)</sup>。とくに後期福澤においては、日本が内外ともに危機的な状況にあるという認識のもとに、「今」という時点で、具体的な状況に即して想定される選択肢のなかから「コンディショナルグード」<sup>(9)</sup>な選択を強いられることになる。後期福澤には、相矛盾する言説も多くみられ、徳富蘇峰も福澤の議論を「臨機応変」「对症下药」と評している<sup>(10)</sup>が、それは「時代と場所」に関係する問題で、状況に応じて福澤の認識も変化するので、福澤にとって時事評論の思想的な整合性や論理的一貫性などは重要な問題ではなかった<sup>(11)</sup>。

福澤が「文明開化」という語彙をはじめて使用したのは、1868（慶応4）年に出版された『西洋事情外編』巻之一において、英語の“civilisation”に「文明」あるいは「文明開化」の訳語をあてているのが最初であると思われる<sup>(12)</sup>。本稿では、1880年前後までの啓蒙思想家としての前期福澤の思想形成の展開を、福澤の「文明」観あるいは「文明開化」理解の変容との関係を中心に考察する。

- 
- 4 こうした福澤の議論の重心の移行は、『分離論』の「万世の理論」と「今日の権論」、あるいは「覚書」（1875年9月～78年5月頃）の「ゼネラルプリンシプル」と「パーチキュラルデテール」に相応する（『全集』第4巻、233頁、および第7巻、668頁）。
  - 5 丸山眞男（松沢弘陽編）『福沢諭吉の哲学』岩波文庫、2001年、192～193、203頁、および丸山「福沢・岡倉・内村」『忠誠と反逆』筑摩書房、1992年、280～281頁。
  - 6 坂野潤治「解説」『福澤諭吉選集』第7巻、岩波書店、1981年、326、336頁。
  - 7 『文明論之概略』第2章『全集』第4巻、24頁。
  - 8 『文明論之概略』第7章『全集』第4巻、115、131頁。その意味で、発表を前提として書かれなかった『丁丑公論』（1877年稿、1901刊）、「辛巳記事」（1881年稿）、『瘦我慢の説』（1891年稿、1901刊）には福澤の感情がそのまま表れていると考えられる。
  - 9 「覚書」『全集』第7巻、673頁。
  - 10 松本三之介『明治精神の構造』岩波現代文庫、2012年、34～35頁。
  - 11 福澤の「状況的思考」については、丸山『福沢諭吉の哲学』119頁などを参照。たとえば、福澤は、明治初期には内地雑居に反対していたが、1887年頃には人智の進歩や国情の変化を理由に賛成に転じている。
  - 12 『西洋事情外編』『全集』第1巻、394、395頁。

## 1 福澤諭吉の西洋体験

### (1) 蘭学から英学へ

福澤の西洋体験は、1854（安政元）年に兄三之助の供をして長崎に遊学し、蘭学を学んだことにはじまる。翌55年、福澤は長崎を離れて江戸に向かう途上、兄三之助の勧めで大坂の緒方洪庵の適塾に入門し、本格的な蘭学修業を開始した。翌年兄の死去にともなう故郷の中津に戻り、家督を相続したが、洋学への想いは捨てがたく、ふたたび上坂して緒方塾に再入塾した。適塾では医学、物理学、化学などの原書を読み、自然科学に関する限り、当時の最先端の基本的知識を習得した。

この頃までに、徳川社会の封建的門閥制度とその理論的基礎となっている儒学に対する批判と、蘭学を通じた開国主義、いいかえれば反鎖国主義・反攘夷主義という福澤の基本的な立場は鮮明になっていた。福澤が適塾において物理学など理系の学問の基礎訓練をうけたことは、虚学としての儒学に対する批判とともに、福澤の事物に対する科学的あるいは相対的なアプローチ、いいかえれば「<sup>サイヤンス</sup>実学」的な思考方法の形成に大きな影響をおよぼした<sup>(13)</sup>。

1858（安政5）年、福澤は藩命により江戸に出府し、築地鉄砲洲の中津藩中屋敷内で蘭学塾をひらいた。翌59年に安政の五カ国条約にもとづいて横浜が開港されると、福澤は早速「横浜見物」にでかけたが、これが蘭学から英学に転向する決定的な転機となった。

横浜に見物に……行て見た所が一寸とも言葉が通じない……今まで数年の間死物狂ひになつて和蘭の書を読むことを勉強した、その勉強したものが今は何にもならない 商売人の看板を見ても読むことが出来ない 左りとは誠に詰らぬ事をしたわいと実に落胆して仕舞た……此後は英語が必要になるに違ひない 洋学者として英語を知らなければ逆も何にも通ずることが出来ない この後は英語を読むより外に仕方がないと 横浜から帰た翌日だ、一度は落胆したが同時に又新に志を發して 夫れから以来は一切万事英語と覚悟を極めて…<sup>(14)</sup>

横浜から戻ると、福澤は英語学習の教授先を探したもののみつかることができず、最終的には中津藩にホルトロップの英蘭対訳辞書を購入してもらい、独学で英語の学習に取り組んだ。一度は落胆した福澤ではあったが、「真実に蘭学を棄て、仕舞ひ数年勉強の結果を空うして、生涯二度の艱難辛苦と思ひしは大間違の話で……蘭書を読む力は自から英書にも適用して決して無益でない……全く別のやうに考へたのは一時の迷であつた」<sup>(15)</sup>と蘭学の修業が無駄ではなかったことをのちに述懐している。

### (2) はじめての渡米

福澤は、幕末期に3度の欧米体験をしている。最初の海外渡航は、1860（万延元）年1月、日米修好通商条約批准書交換使節団とともに派遣された咸臨丸の航海であった。福澤は、知人の

13 丸山眞男「福沢に於ける「実学」の転回」『福澤諭吉の哲学』所収。福澤は、「東洋の儒教主義と西洋の文明主義と比較して見るに、東洋になきものは有形に於て数理学と無形に於て独立心と此二点である」と述べている（『福翁自伝』243頁）。福澤は、「実学」が「実際に役に立つ学問」「実用の学問」と誤って解釈されるようになったことに気付いたためか、1883年の「慶應義塾紀事」において「実学」に「サイヤンス」というルビを付している（『全集』第19巻、415頁）。

14 『福翁自伝』114～116頁。

15 『福翁自伝』121頁。

桂川甫周を介して軍艦奉行木村撰津守の従者として渡米し、約3週間サンフランシスコに滞在したのち、ハワイを経由して5月に帰国した<sup>(16)</sup>。当時のサンフランシスコは、人口6万人余を有する港町で、鉄道はまだ敷設されていなかった。福澤が「理学上の事に就ては少しも肝を潰すと云ふことはなかつたが一方の社会上の事に就ては全く方角が付かなかつた」<sup>(17)</sup>と語っているように、福澤は「社会上政治上経済上の事は一向分らなかつた」ものの、市街地や人々の生活、咸臨丸修理のためのドライ・ドックなどに関心をよせ、また「鉄の多い」ことに気づき、「鉄は丸で塵埃同様に棄て、あるので どうも不思議だと思ふた」という。サンフランシスコ訪問の大きな成果は、ウェブスターの辞書とともに、『華英通詞』の原本を購入し、帰国後、同年8月に発音の読み仮名と訳をつけた『増訂華英通語』を刊行した。

福澤は、帰国後、幕府外国方御書翰掛翻訳方に雇用され、米国公使館通訳ヒュースケンの暗殺や水戸浪士による英国公使館襲撃などに関する外交書簡の翻訳にたずさわり、幕府がおかれている緊迫した国際関係と急進的攘夷論者の行動の影響を如実に感じ、しだいに政治的にも無関心ではいられなくなった。

### (3) 文久遣欧使節団

1861（文久元）年末、幕府は、江戸・大坂の開市および新潟・兵庫の開港の延期交渉と欧州諸国の「事情探索」のために、竹内下野守を正使とする遣欧使節団を派遣することになった。福澤はこの使節団に翻訳方として随行し、約1年にわたり、フランス、イギリス、オランダ、ドイツ、ロシア、ポルトガルの計6ヵ国を訪問した。

福澤は、「此時にはモウ英書を読み英語を語ると云ふことが徐々出来て」いた<sup>(18)</sup>が、福澤はこの西欧行と『西洋事情』執筆の背景について、つぎのように述べている。

私の欧羅巴巡回中の胸算は 凡そ書籍上で調べられる事は日本に居ても原書を読て分らぬ処は字引を引て調べさへすれば分らぬ事はないが 外国の人に一番分り易い事で殆んど字引にも載せないと云ふやうな事が此方では一番六かしい、だから原書を調べてソレで分らないと云ふ事だけを此逗留中に調べて置きたいものだと思て 其方向で以て是れは相当の人だと思へば其人に就て調べると云ふことに力を尽して 聞くに従て一寸々々……記して置て 夫れから日本に帰てから ソレを台にして尚ほ色々な原書を調べ又記憶する所を綴合せて 西洋事情と云ふものが出来ました 凡そ理化学 器械学の事に於て 或はエレクトルの事、蒸汽の事、印刷の事、諸工業製作の事などは必ずしも一々聞かなくても宜しいと云ふのは元来私が専門学者ではなし 聞たところが真実深い意味の分る訳けはない唯一通りの話を聞くばかり、一通りの事なら自分で原書を調べて容易に分るからコンナ事の詮索は先づ二の次にして 外に知りたいことが沢山ある。<sup>(19)</sup>

福澤の西洋諸国における訪問先や見聞録は『西航記』や「西航手帳」に詳しく記されているが、この福澤の西欧体験は、ヨーロッパ諸国の「事物調査」と同時に、欧州への往復路に寄港した香港、シンガポール、セイロンなどアジアのイギリスの植民地における西洋人の尊大な態

16 このときの咸臨丸の艦長が勝海舟で、のちに福澤が『瘦我慢の説』において批判することになる。

17 『福翁自伝』136～137頁、[万延元年アメリカハワイ見聞報告書]『全集』第19巻、3～5頁。のちに福澤は、『民情一新』において、「鉄は文明開化の塊なり」と述べている（『全集』第5巻、8頁）。

18 『福翁自伝』146頁。

19 『福翁自伝』154頁。

度とアジア人の卑屈（固陋）さの現状を認識する契機となり、その意味で福澤の西洋体験は同時にアジア体験でもあった<sup>(20)</sup>。そこで福澤が肌で実感したのは、西欧諸国による「外圧」と植民地化に対するつよい危機感であり、それ故にこそ日本の国家的独立の必要性が繰り返し強調されることになった。

福澤は、幕府から手当として支給された400両のうち、出立前に母親に送った残額をロンドンでの書籍の購入費にあて、『西洋事情』の種本となるチェインバース社叢書をはじめとする教科書などの入門書類やレファレンス類などを購入した。

福澤の滞欧中の1862（文久2）年8月に生麦事件が起き、12月に帰国すると、日本では攘夷論が高揚していた。帰国後の福澤は、生麦事件に関するイギリスと幕府との賠償問題など外交機密の往復書簡の翻訳に従事し、薩英戦争や四国連合艦隊下関砲撃事件など幕府がおかれている緊張した国際関係を実感せざるをえなかった。攘夷運動の高揚にともない、洋学者も攘夷派浪士による殺戮の対象となり、福澤は危険を感じて「専ら著書翻訳の事を始めた」<sup>(21)</sup>。1864（元治元）年に福澤は、外国奉行支配調役次席翻訳御用として150俵取りの直参となり、公務のかたわら横浜居留地で発行されていた週刊英字新聞『ジャパン・ヘラルド』を翻訳して佐賀藩や仙台藩などの江戸留守居役から報酬を得て、中津から連れてきた小幡篤次郎など塾生の費用にあてた。こうして福澤は著書・翻訳に集中するようになり、「凡そ文久年間から明治五六年まで十三年の間と云ふものは夜分外出したことはない 其間の仕事は何だと云ふと唯著書翻訳にのみ屈託して歳月を送て居ました」<sup>(22)</sup>という。

## 2 西洋文明の輸入・紹介：〈翻訳の時代〉

### (1) 『西洋事情』の執筆

『西洋事情』は、福澤の〈翻訳の時代〉の典型的な著作である。福澤は、1866（慶応2）年3月に公務の暇をぬって『西洋事情初編』の執筆を開始し、6月下旬に脱稿し、同年に初編3冊、ついで67年に外編3冊、さらに70年に二編4冊の計10冊を刊行した。福澤が1862年末に欧州から帰国して以降、執筆までに4年余を要していることから、富田正文は、国内における攘夷運動の高揚など出版を躊躇させる何らかの事情があったと推察している<sup>(23)</sup>。『西洋事情』は、平易な文章で淡々と書き進められており、初編は偽版もふくめると20～25万部の一大ベストセラーになった<sup>(24)</sup>。

福澤はのちに「吾々洋学者流の目的は、唯西洋の事実を明にして日本国民の変通を促がし、一日も早く文明開化の門に入らしめんするの一事のみ」<sup>(25)</sup>と述べているが、福澤は、「胸に落る」までの徹底的した調査<sup>(26)</sup>や、チェインバース社叢書をはじめマカロックやリップピンコットの地理書などの入門書やレファレンス類、ミッチェルの『学校地理』やコーネルの『高校地理』の翻訳にもとづいて、『西洋事情』を書き上げた<sup>(27)</sup>。『西洋事情』は、西洋社会の最新事情を

20 この点については、松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』岩波書店、1993年を参照。

21 『福翁自伝』163頁。

22 『福翁自伝』188頁。

23 『西洋事情初編』『全集』第1巻、285～286頁。富田正文「後記」『全集』第1巻、621頁、および富田正文『考証福澤諭吉』上、岩波書店、1992年、263頁。

24 『福澤全集緒言』（1897年）『全集』第1巻、26頁。

25 『福澤全集緒言』『全集』第1巻、23頁。

26 『福翁自伝』155頁。

27 アルバート・クレイグ『文明と啓蒙：初期福澤諭吉の思想』慶應義塾大学出版会、2009年、58～59頁。

客観的に記述した唯一の概説書で、「恰も無鳥里の蝙蝠、無学社会の指南にして」<sup>(28)</sup>、明治政府が新政令の制定に際して本書を参考にしたとしても不思議なことではなかった。

『西洋事情初編』において、福澤は、「経国の本」は、「文学技芸」にではなく、「政治風俗」にあるとして、各国の個別史を論述するに先立って、「西洋一般普通の制度風俗」について検討する。福澤は、「政治」からはじめ、「文明の政治」の6条件として「自主任意」、信教、技術文学、教育、政治の保任、貧民救済をあげ、第1条の「自主任意」では、「国法寛にして人を束縛せず、人々自から其所好を為し……毫も他人の自由を妨げずして、天稟の才力を伸べしむるを趣旨とす」<sup>(29)</sup>と指摘し、以下、収税法、国債、紙幣、商人会社、外国交際（外交）、兵制、文学技術、学校、新聞紙、病院、文庫（図書館）・博物館・博覧会、病院、貧院・啞院・盲院・癩院・痴児院、最後に蒸気機関、蒸気船、蒸気車、電信機、瓦斯燈の23項目について簡潔に紹介している。これらの項目は『西航記』における福澤の訪問先とも一致しており、福澤が渡欧の時点で、渡米経験や原書を通じて近代の西洋社会の核心を的確に把握し、日本の未来像を描いていたことをうかがわせる。『初編』巻之二および巻之三では、アメリカ合衆国、オランダ、イギリスの歴史、政治、軍備、財政について紹介し、福澤が各国訪問の記憶と重ね合わせて、あらためて西洋認識を確認したことは疑いがない。



図：『西洋事情初編』（口絵）1866年

28 『福澤全集緒言』『全集』第1巻、29頁。

29 『西洋事情初編』『全集』第1巻、285、290頁。

『西洋事情初編』の口絵には、上段に「蒸氣濟人電気伝信」（蒸氣人を<sup>たす</sup>濟け、電気信を<sup>たよ</sup>伝う）というフレーズを掲げ、北極からみた北半球の大陸部を中心とする地球の周囲に16本の電柱を立てて電信線でリンクを張り、その電信上を洋装の飛脚が走る姿が描かれている。また右には尖塔のある都市、左には気球が配置され、下段には蒸氣船と蒸氣機関車が描かれている。これは、まさに福澤が実体験した西洋文明の「外形」を端的に表現したもので、のちに福澤が『文明論之概略』において言及する文明の「無形」の「精神」を見透すまでにはいたっていないものの、近代の西洋が「蒸氣の時代」であり、福澤がはやい時期から時代の起動力として蒸氣と電信、いかえれば産業と通信の技術革新について注目していたことは、のちの『民情一新』において文明の利器として理論的にも位置づけられることになる。

## (2) 再度の渡米と『西洋事情外編』

福澤は、1867（慶応3）年1月に勘定吟味役小野友五郎を委員長とする幕府の軍艦購入遣米使節団に翻訳方として随行し、2度目の渡米の途についた。万延元年の最初の渡米はサンフランシスコ訪問だけに終わったが、今回はパナマ経由でニューヨーク、ワシントンなど東海岸を中心に訪問し、同年6月に帰国した。福澤は、渡米中に慶應義塾や仙台藩のために購入した大量の事典や教科書などの洋書をめぐって小野ら幕府委員と対立し、帰国後謹慎を命じられ、購入した洋書は差押えられた。福澤は、謹慎中生徒に教えるかたわら、『西洋旅案内』の執筆や翻訳に専念し、同年10月に謹慎を解かれ、ふたたび出仕することになった<sup>(30)</sup>ものの、この2回目の渡米は、福澤にとって最終的に幕府に見切りをつける転機となった。

『西洋事情外編』は、内容的にも翻訳・翻案であり、そのまま福澤の思想とみなすことはできないが、そうした性格にもかかわらず、福澤の思想的な中核を形成する契機となる重要な著作であった。福澤は、帰国後、『西洋事情初編』の米英蘭の続編を書き進める計画をたてていたが、各国史を積み重ねても、西欧社会についての一般的な説明がないと、「柱礎屋壁の構成を知らずして、遽かに一家中の部曲を檢視するが如し」<sup>(31)</sup>と考え、計画を変更して、チェインバース社叢書『経済学』<sup>(32)</sup>の前半部「ソサイヤル・エコノミー」の翻訳を中心に、フランシス・ウェイトランドの『経済学』の抄訳をくわえて、先に『西洋事情外編』として出版することにし、1867（慶応3）年冬に脱稿した。

このチェインバース社叢書の原本は、ジョン・バートンの『経済社会論』<sup>(33)</sup>で、1年にわたるチェインバース兄弟の説得をうけて、バートンが1849年に同社から刊行したもので<sup>(34)</sup>、アダム・スミスなどスコットランド啓蒙の流れを汲む古典派経済学の概説的入門書である。バートンの原著は、第1章の「労働」からはじまり経済学から社会経済一般におよぶ構成になっているが、叢書の刊行にあたって、チェインバース兄弟がバートンの著書に大幅に手をくわえて編集し直したらしく、福澤が『外編』の「題言」で指摘しているように、構成が入れ替えられて、前半部が「ソサイヤル・エコノミー」と後半部が「ポリチカル・エコノミー」となり、タイトルも『経済学』に変更された。

30 『福翁自伝』189～198頁。

31 『西洋事情外編』巻之一「題言」『全集』第1巻、385頁。

32 William and Robert Chambers (eds), *Chambers's Educational Course, Political Economy, for Use in Schools, and for Private Instruction*, London and Edinburgh: W. and R. Chambers, 1852.

33 John Hill Burton, *Political and Social Economy: Its Practical Applications*, Edinburgh: W. and R. Chambers, 1849. A・M・クレイグ「ジョン・ヒル・バートンと福澤論吉」（西川俊作訳）『福澤論吉年鑑』11号、1984年。

34 'Mr. Burton's Work on Political and Social Economy', *Chambers' Edinburgh Journal*, 3 February 1849.

福澤は、この『経済学』の前半部の「人間交際の学」、すなわち人間と社会（組織・制度・仕組み）の関係に関する権利、文明、国家、外交、政府、法律、教育などの章の大部分を訳出しているが、後半部の経済学に相当する部分は、経済の趣意と私有に関する冒頭の2章のみを訳出するにとどめ、原著にはない特許や著作権の項目を追加している。経済学に関する章の大部分が省略された理由について、福澤は、神田孝平がオランダ語訳から重訳したウィリアム・エリスの『経済小学（Outline of Social Economy）』と類似していることをあげているが、杉山忠平は、福澤が後半部の大半を意識的に除外し、翻訳部分のなかでも自然的自由とその予定調和を強調した部分を省略していると指摘し、またアルバート・クレイグは、福澤が西洋の諸制度に批判的な部分やヨーロッパの君主の悪評などの部分を割愛していると指摘している<sup>(35)</sup>。

『西洋事情外編』について、福澤は1870年に『西洋事情二編』を刊行した。『二編』で、福澤はイギリスの法学者ブラックストンの『英法注解』のうち人間の権利に関する部分とウェイルランドの収税論の抄訳<sup>(36)</sup>のほか、ロシアおよびフランスの計4冊を刊行し、ついでポルトガルおよびプロシアについて筆を進める計画であったが、実現の運びとはならなかった。

### (3) 福澤と政治

福澤は、『福翁自伝』のなかで、明治維新に関連して「政治に関係しない」ことをことさらに強調し、また「私は政事の下戸」であり、「私は政治の事を軽く見て熱心でないのが政界に近づく原因」と述べ、自分は政治の「診察医」として「政治診断書」を書くことはできるが、「開業医」として「療治」することはできないし、「療治しやうとも思はず」、また「療治する腕もない」といっている<sup>(37)</sup>。たしかに福澤は、政治家として活動することはなかったが、後期福澤の『時事新報』紙上における政治的発言や福澤の政局をめぐる行動から考えても、政治への関心がないというのは、あくまでも福澤のパフォーマンスにすぎない。

幕末期の1860年代に、福澤は幕府関係の外交文書の翻訳に従事していたので、幕府政治のみならず、欧米諸国の動向にも通じていた。福澤は、当初有力大名による「大名同盟」論を理想としていたが、幕府自身による幕政改革の可能性と尊攘運動の激化という状況のなかで、1866（慶応2）年7月に「西洋事情」の写本を添えて木村撰津守を通じて老中小笠原長行に「長州再征に関する建白書」を提出した<sup>(38)</sup>。

この建白書のなかで、福澤は、外国の兵力を借りてでも、攘夷派の長州藩を壊滅させれば、異論のある大名も幕府支持に傾き、「此御一挙にて全日本国封建の御制度を御一変被遊候程の御威光相頭候様無御座候ては不相叶義に奉存候」と攘夷論の長州に対して強硬論を展開し、封建制度を廃止したうえで「大君之モナルキ」<sup>(39)</sup>の確立をめざした。福澤は『西洋事情初編』において、「立君モナルキ」には、ロシアや清朝の「立君独裁デスポット」と欧州諸国の「立君定律コンスチテューショナル・モナルキ」の2様があることに言及している<sup>(40)</sup>が、ここで福澤が意味しているのは文脈からみて後者である<sup>(41)</sup>。しかし、こうした福澤の政治への積極的な

35 伊藤正雄『福澤論吉論考』吉川弘文館、1969年、141～173頁、杉山忠平『明治啓蒙期の経済思想：福沢論吉を中心に』法政大学出版局、1986年、158～165、234～239頁、安西敏三「『西洋事情』における「文明」と「進歩」」『法学研究』（慶應義塾大学法学研究会）76巻12号（2003年12月）、228～239頁、アルバート・クレイグ「福沢論吉の歴史意識と文明開化」『三田評論』1985年4月号、40頁。

36 『西洋事情二編』「題言」『全集』第1巻、485頁。

37 『福翁自伝』201、357頁。

38 「長州再征に関する建白書」『全集』第20巻、10頁。

39 慶応2年11月7日付福澤英之助宛福澤論吉書簡『福澤論吉書簡集』第1巻、岩波書店、2001年、65頁。

40 『西洋事情初編』『全集』第1巻、289頁。

コミットメントも功を奏することなく、幕府は将軍家茂の死去を機に長州再征を打ち切ることになったために、福澤の幕府改革に対する淡い期待は挫折し、幕府政治に対する失望感がつよくなった。

第2回の遣米使節団では、福澤は幕臣でありながら公然と幕府を批判し、また洋書購入をめぐる幕府委員との対立から帰国後に謹慎処分をうけたことはさきにふれたが、福澤は、幕府が開国主義を装ってはいるものの、本質的に「門閥制度鎖国主義」であることに愛想を尽かし、同時に、勤王家は「幕府より尚ほ一層甚だしい攘夷論で」「国を滅す……乱暴人」であるとみなした。攘夷派が政権を掌握して新政府を樹立したことで、佐幕も反幕もともに福澤の支持するところではなく、福澤にとって第三の途を歩む以外の選択肢はなくなった<sup>(42)</sup>。

福澤は、1868（慶応4）年に鉄砲洲の奥平邸が築地の外国人居留地になるのを機会に英学塾を芝新銭座に移転し、慶應義塾と命名した。ついで1871年に慶應義塾は三田に移転し、福澤の関心は慶應義塾における啓蒙教育と知識人の育成にそそがれることになった。

福澤が明治政府への出仕を2度にわたり固辞したのは、「明治政府は古風一天張りの攘夷政府と思込んで仕舞い、「其内実は鎖攘の根性、信ずるに足らずと見縊た」からで、「政治は兎も角も之を成行に任せて 自分は自分にて聊か身に覚えたる洋学を後進生に教へ 又根気あらん限り著書翻訳の事を勉めて 万が一にも斯民を文明に導くの僥倖もあらんかと 便り少なくも独り身構へした」<sup>(43)</sup>と述懐している。このように福澤が、明治政府を鎖国攘夷主義の延長線上に位置づけ、その開明性についての判断を誤ったことが、結果的に、福澤の在野における啓蒙思想家としての存在感を一層大きくしたといえる。

### 3 『学問のすゝめ』：〈翻訳の時代〉から〈著作の時代〉へ I

#### (1) 「一身独立一国独立」

福澤の〈翻訳の時代〉から〈著作の時代〉に移行する中間に位置するのが、『学問のすゝめ』全17編である。「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり」という有名な文章ではじまる『学問のすゝめ』は、1872年2月の初編以降、75年11月の第17編にいたるまでの4年にわたり、福澤が「読書の余暇随時に記」した小編を合本にしたものである<sup>(44)</sup>。福澤によると、この書は約70万冊が発行され、著作権も未確立であったために偽版も多数出版され、真偽両版を累計すると340万部が流布したという<sup>(45)</sup>。『学問のすゝめ』は、各編ごとに主題も異なり、また対象とする読者層も異なるため、反復個所も多く、また体系性に欠けているが、福澤が重複して論じたテーマはのちに『文明論之概略』のなかであらためて整理されて展開されることになる。

『学問のすゝめ』は、『西洋事情外編』に訳出されたチェインバース社の『経済学』の議論に拠りながら、2編および6～8編はウェイランドの『道徳論』(*The Elements of Moral Science*)の翻訳・翻案である<sup>(46)</sup>が、『西洋事情』とは異なり、完全な翻訳・翻案ではなく、随所に福澤自

41 松沢『近代日本の形成と西洋経験』196～198頁、および川崎勝「初期福澤論吉の政治意識の表白」寺崎修編『福澤論吉の思想と近代化構想』慶應義塾大学出版会、2008年。

42 『福翁自伝』211～218、348～349頁。

43 『福翁自伝』232～235頁。同書、349～352頁も参照。

44 『学問のすゝめ』「合本学問之勸序」(1880年7月)『全集』第3巻、23頁。

45 『福澤全集緒言』『全集』第1巻、38頁。

身の見解が大胆に吐露されている。なかでも4編「学者の職分を論ず」と5編「明治7年1月1日の詞」は、福澤自身が「学者を相手にして論を立てしもの」で、「民間の読本たる可き学問のすゝめの趣意を失」っている<sup>(47)</sup>と述べている。ここには福澤の思想が明確に語られている。

『学問のすゝめ』における福澤の関心は、全体として人権の確立と一身一国の独立の維持という政治的課題から公德や社会道徳に移行している<sup>(48)</sup>が、福澤における最大のテーマは、「一身独立一国独立」が繰り返し強調されていることから知られるように、日本の国家的独立と国民の自覚、<sup>ナショナル・アイデンティティ</sup>いいかえれば国家意識の形成の必要性におかれていた。そして、そのために学問・教育が重要になる。

1870年代前半期のこの時点で、福澤が、「国は同等なる事」を論じたあとに、「外国に対して我国を守らんには自由独立の気風を全国に充滿せしめ、国中の人々貴賤上下の別なく、其国を自分の身の上に引受け……各其国人たるの分を尽さざる可からず」<sup>(49)</sup>と強調するにいたった背景には、1871年の台湾における宮古島島民遭難事件に端を発し、74年の台湾出兵など琉球帰属問題をめぐる清国との対立、朝鮮との国交交渉をめぐる日朝関係の緊迫化と国内の征韓論争、ロシアとの国境紛争など日本の国家的独立をめぐって対外的緊張感が高まり、福澤が「益我独立の薄弱なるを覚る」にいたったからと思われる<sup>(50)</sup>。

福澤のこうした国家的独立についてのつよい危機感は、外交書簡の翻訳や欧米やアジアにおける渡航体験、さらに『西洋事情』の翻訳から得た欧米列強に関する最新の知識を通じて、福澤が日本の植民地化に対する危機を、政府の指導者層をふくむほかの日本人以上に敏感に感じとっていたことを推測させる。この背景には、満州族による中国の支配、インドや香港、シンガポールなどイギリスの植民地も意識されていたと思われる。

こうした国際関係のなかで福澤が強調したのは、「抑も明治年間の日本人にて、憂ふ可きものとは何ぞや。外国の交際、即ち是なり」<sup>(51)</sup>と述べているように、「外国交際」、すなわち外交関係の重要性である。福澤が、一貫して「国家独立」を強調し、「国権」が絶えず先行せざるをえなかったのは、こうした外圧に対する危機意識と「外国交際」の重要性を原体験として認識していたが故であり<sup>(52)</sup>、そのための絶対的必要条件として「一身独立」の思想がでてくるのであって、決してその逆ではない。福澤は、つぎのように明確に述べている。

今一国内の人間交際は内の事なり、外国交際は外の事なり。内の交際は軽小にして外の交際は重大なり。内は忍ぶ可し、外は忍ぶ可らず。此の学問のすゝめ、初編より十一編に至るまで、文章も事柄も様々なれども、其大趣意として失はざる所は、上下同権、共に日本国を守て独立を保たんとするの一事に在るのみ。<sup>(53)</sup>

46 富田『考証福澤論吉』上、394頁。

47 『学問のすゝめ』5編『全集』第3巻、57頁。

48 西川俊作「解説」『福澤論吉著作集』第3巻、慶應義塾大学出版会、2002年、262頁。

49 『学問のすゝめ』3編『全集』第3巻、44頁。

50 『学問のすゝめ』5編『全集』第3巻、58頁。

51 『福澤全集緒言』『全集』第1巻、43頁。

52 丸山眞男は、福澤において「国権」は「殆んど対外関係において使用」(傍点原文通り)され、しかも「国権」が終始「民権」に優先していたところに、福澤の「全体系のアキレス腱があった」と指摘している(『福沢論吉の哲学』125頁)が、19世紀後半期の国際関係のなかで、国家的独立が保障されないかぎり「民権」の存在する余地がないことは自明ではないだろうか。

53 「内は忍ぶ可し、外は忍ぶ可らず」(1874年?)『全集』第19巻、222頁。

## (2) 「文明の精神」

『学問のすゝめ』5編において、福澤ははじめて「文明の精神」という語句を使用している。福澤によれば、「文明の精神」とは「人民独立の気力」というべきものであり、「文明の精神」は、西洋から学ぶべきものではなく、日本人みずからが創造していくべきものであることが知られる。しかし、「今日日本の有様を見るに文明の形は進むに似たれども、文明の精神たる人民の気力は日に退歩に赴」いているのが現状である。

それでは、こうした「我国の人民に気力なき其原因」はどこに求められるのであろうか。それは、「日本には唯政府ありて未だ国民あらず」といわれるように、「恰も国は政府の私有にして、人民は国の食客たるが如し」であることによる。したがって、このような国家に対する国民の「客分」・「食客」意識という「卑屈不信の気風」を払拭して、「独立の気力」をもつためには国民的自覚、いいかえれば国民（国家）意識の形成が必要であると、福澤は主張する<sup>(54)</sup>。ただし、この時点での福澤は、国民意識の形成の重要性を指摘するにとどまり、国民国家の形成と関連づけるようになるのは、フランソワ・ギゾーの『ヨーロッパ文明史』を読んで以降のことであった<sup>(55)</sup>。

こうして「文明の精神」である「人民独立の気力」を養成するための教育機関をめぐって、政府と人民の職分論が登場する。福澤の政府観は、ウェイランドやJ・S・ミルなどに依拠した自由主義的な「小さな政府」論で、「政府は国民の名代にて、国民の思ふ所に従ひ事を為すものなり。其職分は罪ある者を取押へて罪なき者を保護するより外ならず」<sup>(56)</sup>として、政府の機能は社会の安全と秩序の維持にあると考える。また「文明開化は政府の専有に非ず」<sup>(57)</sup>、したがって「文明の事を行ふ者は私立の人民にして、其文明を護する者は政府なり」として、なかでも「文明を首唱して国の独立を維持す可き者」として、福澤は「ミツヅルカラッス」、すなわち知識人の役割に期待する<sup>(58)</sup>。

## 4 『文明論之概略』：〈翻訳の時代〉から〈著作の時代〉へⅡ

### (1) 『文明論之概略』の執筆

福澤にとって翻訳から著作へ最終的な転換点となったのが、福澤40歳の1875年8月に刊行された『文明論之概略』である。『文明論之概略』は、福澤の著作のなかでもっとも理論的体系性をもつ著作で、丸山眞男は「福沢思想についての…唯一の体系的<sup>レ</sup>原論」（傍点原文通り）、子安宣邦は「はっきりとした文明論的な日本の設計を最初に提示した書」と評している<sup>(59)</sup>。

福澤は、1874年2月に荘田平五郎に宛てて、「私ハ最早翻訳ニ念ハ無之、当年ハ百事ヲ止メ読書勉強致候積リニ御座候……一年斗り学問する積なり」<sup>(60)</sup>と認め、その直後の74年3月頃に『文

54 『学問のすゝめ』3～5編『全集』第3巻、44、45、50、52、58、59頁。富田正文『考証福澤諭吉』上、385～386頁、および牧原憲夫『客分と国民のあいだ』吉川弘文館、1998年、6～7、131頁。

55 松沢弘陽校注『文明論之概略』「解説」岩波文庫、1995年、381～383頁。

56 『学問のすゝめ』6編『全集』第3巻、63頁。

57 『福澤全集緒言』『全集』第1巻、62頁。

58 『学問のすゝめ』5編『全集』第3巻、61頁。

59 丸山眞男『『文明論之概略』を読む』下、岩波新書、1986年、313頁。子安宣邦『福澤諭吉『文明論之概略』精読』岩波現代文庫、2005年、2頁。子安の研究は、丸山の『『文明論之概略』を読む』を批判的に解読したもので、有用である。

『明論之概略』の執筆に取りかかり、9月には全巻を書き上げたあと、半年余にわたって改稿作業を重ね、75年3、4月頃に脱稿した。福澤は、本書の目的について、のちに当時の心境をつぎのように語っている。

従前の著訳は専ら西洋新事物の輸入と共に我国旧弊習の排斥を目的にして、云はゞ文明一節づゝの切売に異ならず。加之、明治七八年の頃に至りては世態漸く定まりて人の思案も漸く熟する時なれば、此時に当り西洋文明の概略を記して世人に示し、就中儒教流の故老に訴へて其賛成を得ることもあらんには最妙なりと思ひ、之を敵にせずして今は却て之を利用し之を味方にせんとの腹案を以て著したるは文明論之概略六卷なり。(61)

こうした福澤の内的思想の変化とともに、福澤が日本の文明的位置を明確にしなければならない背景には、ひきつづき日本の国家的独立を危うくする国際関係に対するつよい危機感があった。それは、日本の周囲においてロシアやイギリスが輻輳している現在、「此時に当て日本人の義務は唯この国体を保つの一箇条のみ。国体を保つとは自国の政権を失はざることなり。政権を失はざらんとするには人民の智力を進めざる可らず。……智力発生の道に於て第一着の急須は古習の惑溺を一掃して西洋に行はるゝ文明の精神を取るに在り」(62)と主張する。

福澤が急ぐ理由は、国際関係における危機感にくわえて、国内において佐賀の乱をはじめ不平士族の反乱が頻発し、それと同時に自由民権運動が高揚したために、政府批判の不平民権家と守旧派の不平士族とが連携して国内紛争が生じる危険性が高まり、その結果、政府が専制化することを恐れたためであった。こうした明治政府と国民との対立がしだいに顕著になり、福澤は「此まゝに捨置くときは国家の不利これより大なるはなしと、独り心に感じ」、「凡そ明治十年」頃に、後期福澤につながる分権論、民権論、国権論など官民調和論を説くようになったと述懐している(63)。

さらに、1873年7月に発足した明六社における福澤の立場は異質であったが、福澤が『学問のすゝめ』4編で「学者職分論」を唱え、洋学派知識人の政府出仕を批判したのに対して、加藤弘之、森有礼、津田真道、西周が反論し、『明六雑誌』上で学者職分論争が生じたこともひとつの要因になったと思われる。福澤は、当時ロンドンに留学していた馬場辰猪に宛てて、つぎのように書き送っている。

……方今日本ニ而兵乱既ニ治りたれとも、マインド之騒動ハ今尚止マズ。此後も益持続すへきの勢あり。古来未曾有之此好機会に乗し、旧習之惑溺を一掃して新ラシキエレメントを誘導し、民心之改革をいたし度。逆も今の有様ニ而ハ、外国交際之刺衝ニ堪不申。法の権も商の権も日ニ外人ニ犯され、遂ニハ如何ともすべからざるの場合ニ可至哉と、学者終身之患ハ唯この一事のミ。……民心之改革ハ政府独りの任ニあらず。苟も智見を有する者ハ、其任を分テ自から担当せざるべからず。結局我輩の目的ハ、我邦之ナシヨナリチを保

60 1874年2月23日付 庄田平五郎宛 福澤論吉書簡『福澤論吉書簡集』第1巻、293頁。

61 『福澤全集緒言』『全集』第1巻、60頁。

62 『文明論之概略』第2章『全集』第4巻、32頁。

63 『福澤全集緒言』『全集』第1巻、63頁。石河幹明『福澤論吉伝』第3巻、岩波書店、1932年、6頁も参照。福澤が懸念したように、75年6月に政府は讒謗律および新聞紙条例による言論出版の統制を開始し、これを機として明六社の活動も解体することになった。福澤が官民調和論を主唱するようになった原点は、大久保利通、伊藤博文と会食した「明治七八年の頃」にあるとも述べている(『福澤全集緒言』『全集』第1巻、63頁)。

護するの赤心のミ。……日本之形勢誠ニ困難なり。……内を先ニすれば外の間ニ合はず。外に立向はんとすれば内のヤクザが袖を引き、此を顧ミ彼を思へば、何事も出来ず<sup>(64)</sup>

福澤の関心は、日本を西洋諸国と対等の地位を有する「文明国」にすることで、その目的は「国の独立」であり、「今の我文明は此目的に達するの術なり」<sup>(65)</sup>と述べているように、西洋文明はあくまでも日本の国家的独立のためのツールにすぎなかった。しかし、中国と同様に「半開」の位置にある日本にとって、「我国の文明の度は今正に自国の独立に就て心配するの地位に居り」<sup>(66)</sup>、日本は、「今の時に当りて前に進まん歟、後に退かん歟、進みて文明を逐はん歟、退きて野蛮に返らん歟、唯進退の二字あるのみ」<sup>(67)</sup>という重大な岐路に立っている。

福澤にとって国家的独立がいかに重要であったかは、『文明論之概略』の執筆プランの日付からも推測される。『文明論之概略』の最後の3章について、福澤はまず結論部の第10章「自国の独立を論ず」を書き、西洋文明との比較において日本とその文明を相対化するために、第8章「西洋文明の由来」と第9章「日本文明の由来」を、主にヘンリー・T・バックル『英国文明史』やギゾー『ヨーロッパ文明史』の英訳本で補強しながら論じた<sup>(68)</sup>。バックルもギゾーとともに、ヨーロッパとアジアを対比してヨーロッパ文明の進歩性を説いているが、大きな相違は、バックルが自然環境の重要性を指摘したのに対して、ギゾーは歴史条件から説明していることである。したがって、アジアの停滞が「権力偏重」の「気風」にあると考える福澤が、バックルの自然決定論ではなく、変革の可能性を内包するギゾーに共感を覚えたこともうなずける<sup>(69)</sup>。その意味で『文明論之概略』は、福澤が、西洋的啓蒙思想から訣別し、自分の言葉で表現する自立した思想を確立した記念碑的著作であった。

## (2) 福澤の相対主義

こうして福澤は、日本の文明進歩のために、まず「文明論」を「始造」する必要があると考えた<sup>(70)</sup>。それは同時に、福澤にとって、これまでの翻訳に依拠してきた思想の限界を認識することでもあり、執筆の「中途にて著述を廃し暫く原書を読み、又筆を執り又書を読み」<sup>(71)</sup>、原書の精読を通して知識を摂取・吸収し、自己の内部で思想化していく作業をつづけた。

福澤は、『文明論之概略』の第1章「議論の本位を定る事」において文明論を論じる際の方法論的基準として、軽重、長短、善悪、是非など相対的な価値判断の重要性を指摘する<sup>(72)</sup>。そして「文明開化の字も亦相対したるものなり」として、ヨーロッパ諸国およびアメリカ合衆国を「最上の文明国」、トルコ、中国、日本などのアジア諸国を「半開の国」、アフリカおよびオーストラリアなどを「野蛮の国」と位置づけ、「人類の当に経過す可き階級」あるいは「文明の齢」であるという進歩史観に立って、西欧文明を「一国文明の進歩を謀る」基準にして、各国の歴

64 1874年10月12日付馬場辰猪宛福澤論吉書簡『福澤論吉書簡集』第1巻、312～313頁。

65 『文明論之概略』第10章『全集』第4巻、209頁。

66 『文明論之概略』第10章『全集』第4巻、183頁。

67 『文明論之概略』第1章『全集』第4巻、16頁。

68 『文明論之概略』の第2、3、8章はギゾー、第4～7、9章はバックルの影響が顕著にみられるという（神山四郎「解説」『福澤論吉選集』第4巻、岩波書店、1981年、333～334、340頁、および中井信彦・戸沢行夫「『文明論之概略』の自筆草稿について」『福澤論吉年鑑』2号、1975年）。

69 松沢『近代日本の形成と西洋経験』319～331頁。

70 「文明論之概略緒言」『全集』第4巻、1～2頁。松沢『近代日本の形成と西洋経験』307～349頁。

71 1875年4月24日付島津復生宛福澤論吉書簡『福澤論吉書簡集』第1巻、320頁。

72 『文明論之概略』第1章『全集』第4巻、9頁。

史を相対化していく<sup>(73)</sup>。しかし、ここで福澤の歴史アプローチが、単線的な進歩史観ではなく、各国に応じた多様性を容認する視点を内包していたことは注目に値する。こうした西欧・アジア・日本の比較の視点は、ギゾーをはじめとする歴史書の翻訳・翻案の過程で培われたと思われるが、福澤は、洋書の知識を日本の文脈に応じて取捨選択しながら摂取・消化し、自己の内部で思想化して独自の見解を構築していった。このように福澤は、西洋文明の推進者であったが、たえず比較の視点を失わず、西欧文明を絶対化することはなかった。

### (3) 福澤の文明論

前述したように『学問のすゝめ』においては、「文明の精神」は「人民独立の気力」と定義されていたが、『文明論之概略』になると、ニュアンスに若干変化が生じ、「人民の気風」「国俗又は国論」「一国の人心風俗」を意味するようになった<sup>(74)</sup>。

福澤によると、文明には「事物」を意味する「外形」と「無形」の「精神」の2様がある。文明の「精神」とは「内に存する精神」のことで、「人民の気風」あるいは「人心風俗」をさす。文明の「外形」を導入することは容易であるが、文明の「精神」を求めることはむずかしいので、先に「精神」を準備し、「外形」は後にすべきであって、この順序を誤ると「却て害を為すこと多し」<sup>(75)</sup>と述べ、福澤は明治初期の「外形」の西洋化の現実を暗に批判する。

それでは、文明とはなにかといえば、福澤は、「文明とは結局、人の智徳の進歩」<sup>(76)</sup>であり、「文明論とは人の精神発達の議論なり。其趣意は一人の精神発達を論ずるに非ず、天下衆人の精神発達を一体に集めて、其一体の発達を論ずるものなり。故に文明論、或は之を衆心発達論と云ふも可なり」<sup>(77)</sup>と述べ、文明は、個人のレベルの問題ではなく、集合としての国民全体の問題であると理解するようになる。

つぎに「智徳の進歩」とはなにかについて、福澤は、つぎのように定義する。

徳とは徳義と云ふことにて、西洋の語にて「モラル」と云ふ。「モラル」とは心の行儀と云ふことなり。……智とは智恵と云ふことにて、西洋の語にて「インテレクト」と云ふ。事物を考へ事物を解し事物を合点する働きなり。<sup>(78)</sup>

丸山眞男は、ここで徳の不変性と智の進歩性を対照させ、福澤がバッケルの影響をうけて「徳」よりも「智」に重心をおいているという<sup>(79)</sup>。

こうして、日本の国家的独立という目的達成のためには、西洋の技術文明を導入して日本を文明化することが必要であるが、日本においては、「政府は新旧交代すれども、国勢は変ずる

73 『文明論之概略』第2章『全集』第4巻、16、17、19頁。

74 『文明論之概略』第2章『全集』第4巻、20頁。

75 『文明論之概略』第2章『全集』第4巻、19～21頁。「有形」と「無形」については、たとえば「無形の学問」と「有形の学問」(『学問のすゝめ』2編)、「有形の独立」と「無形の独立」(『学問のすゝめ』16編『全集』第3巻、131頁、および『福翁百余話』『全集』第6巻、391～392頁)、また「外国交際」の「有形の結果」と「無形の結果」(「外国人の内地雑居許す可らざるの論」1875年1月『全集』第19巻、518頁)など諸所において比較対照させて論じられている。

76 『文明論之概略』第3章『全集』第4巻、41頁。

77 『文明論之概略』緒言『全集』第4巻、3頁。

78 『文明論之概略』第6章『全集』第4巻、83頁。『民情一新』(第3章)においては、「智とは……英語にて云へば「インフォルメーション」の義に解して可ならん」としている(『全集』第5巻、26頁)。

79 丸山『『文明論之概略』を読む』上、229頁。「智」「徳」については、西村稔『福澤諭吉：国家理性と文明の道徳』名古屋大学出版会、2006年、第4章も参照。

ことな」く、また「日本国の歴史はなくして日本政府の歴史あるのみ」で、「日本には政府ありて国民（ネーション）なし」という状況である。その原因は、「権力の偏重」によって民心が停滞し、文明の発達が阻害されていることにある<sup>(80)</sup>ので、したがって、日本の国家的独立をはかるためには、「マインド」、すなわち「民心之改革」が必要になる<sup>(81)</sup>。

## おわりに：前期福澤の到達点『民情一新』

1879年8月に刊行された『民情一新』は、チェインバース社叢書、ウェイランド、ミル、バックル、ギゾー、その他の書籍の翻訳・翻案を通して福澤が得た知識を自己の思想内に取り込み、日本の文脈で思想化したもので、啓蒙思想家としての福澤の思想を簡潔に叙述した理論的到達点である<sup>(82)</sup>。

『民情一新』は、福澤が、もはや翻訳にたよることなく、約1ヵ月弱のあいだにはじめて自分の言葉だけで一気に書き下ろした<sup>(83)</sup>独創性をもつ自信作で、「外国人をして日本国之事情を知らしめ、日本学士の思想を示す」ために、英訳出版も視野にいれていた<sup>(84)</sup>。ここには、儒学からはじまり蘭学・英学を通して習得した福澤の「文明」や「文明開化」についての思想が凝縮されており、前期福澤の集大成の著作とってよい。『民情一新』は、『学問のすゝめ』や『文明論之概略』の奔放で情熱的な記述とは異なり、一步引いた醒めた眼で淡々と記述されており、そのために出版当時ほとんど注目されなかったことも理解できる。

福澤によれば、進歩（歴史）の原動力が機械の発明と技術革新にあり、「人間社会の運動力は蒸気に在りと云ふも可なり。千八百年は蒸気の時代なり、近時の文明は蒸気の文明なりと云ふも可なり」<sup>(85)</sup>。19世紀の「文明の元素」「利器」としての「蒸気船車、電信、郵便、印刷」の発明工夫は、「凡そ其实用の最も広くして社会の全面に直接の影響を及ぼし、人類肉体の禍福のみならず其内部の精神を動かして智徳の有様をも一変し」、「結局、我社会は今後この利器と共に尚動て進むもの」である<sup>(86)</sup>。この文明は「世界各国の民情に影響を及ぼして恰も斯民を一新し」<sup>(87)</sup>、「恰も人間世界を転覆」するにまでいたっている<sup>(88)</sup>。西洋人はみずから発明した蒸気の効用による「民情の変化」に「狼狽」し、「今日の西洋諸国は正に狼狽して方向に迷ふ者なり。他の狼狽する者を將て以て我方向の標準に供するは、狼狽の最も甚しき者に非ずや」として、もはや西洋を標準とするにはおよばない。したがって、福澤は、「此一新の実況

80 『文明論之概略』第9章『全集』第4巻、146、152～154頁。

81 福澤は、のちの『通俗民権論』および『通俗国権論』（1878年9月）において、「民権と国権とは正しく両立して分離す可らず」と強調し、日本において民権が伸長しない理由は人民の智徳の不足にあるとしている。福澤にとって、「民権」とは「私権」（市民的自由）と「政権」（政治的自由、すなわち参政権）を意味し、「自由」とは、文明の進歩をもたらすかどうかが基準で、福澤は、自由民権運動の「よしやシビルはまだ不自由でもポリチカルさえ自由なら」にみられるような政治主義的、権力的主義の傾向を「馱民権論」として批判した。

82 丸山眞男は、『民情一新』を「第一級の思想的著作」と評している（丸山『『文明論之概略』を読む』下、323頁）。『民情一新』における福澤の文明論についての視座の転換については、松沢『近代日本の形成と西洋経験』350～351頁を参照。

83 富田正文「後記」『福澤論吉選集』第4巻、岩波書店、1981年、357頁。福澤は、1879年5月28日に執筆を開始し、7月3日に脱稿した。この37日のうち、11日は執筆を休んでいるので、執筆期間は正味28日であったという。

84 1884年1月16日付福澤一太郎および捨次郎宛福澤論吉書簡『福澤論吉書簡集』第3巻、80頁。

85 『民情一新』緒言『全集』第5巻、7頁。

86 『民情一新』第3章『全集』第5巻、24、30頁。

87 『民情一新』緒言『全集』第5巻、10頁。

88 『民情一新』第5章『全集』第5巻、60頁。

に応じて事を処する者にして始て与に文明を語るべし。本編立論の旨は唯此一義に在るのみ」と述べ、文明論を科学技術の発展とその政治・経済・社会的影響に関連させて展開する<sup>(89)</sup>。

『民情一新』の議論は、日本における国会開設は不可避であり、政権の多数派政党による平和的移譲など二大政党制にもとづく英国流議院制内閣制度（福澤の言葉では「英国の治風」）がもっとも望ましいという主張につらなっていくが、本書の趣旨は、科学技術の発展が、人間の政治・経済・社会に大きな影響をおよぼしてそれを一変させ、人間の制御が不可能になる文明社会の未来像を予知し、警鐘をならした点にある。

それにしても、本書の叙述に垣間みられる福澤の自信は、どこからくるのだろうか。それは、おそらく廃藩置県以降の日本の急速な政治・経済における西洋化の進展と、福澤自身が、『文明論之概略』刊行以降も引きつづきミル、スペンサー、トクヴィルなどの西欧の代表的著作を精読するなかで<sup>(90)</sup>、西洋社会との比較を通して、日本の文明と日本の国家的独立に関して確信をもつにいたったことにあるように思われる。

(すぎやま しんや 慶應義塾大学名誉教授)

---

89 『民情一新』第3章『全集』第5巻、8、10頁。

90 安西敏三『福沢諭吉と西欧思想』名古屋大学出版会、1995年、7～8頁。

## シンポジウム特集

# 渋沢栄一から見る「幕臣たちの文明開化」

井上 潤

## ① はじめに

「幕臣たちの文明開化」というテーマで語るにあたり、渋沢栄一の名前があがることに違和感を感じる方が多いのではないだろうか。渋沢栄一というと、明治以降に実業界を中心に民間主導で日本の近代化に尽力した人物と強く認識されていると思うからである。ただ、実際の渋沢は、一時期幕臣、明治政府の一員として過ごしているのである。本稿では、その一端を紹介し、渋沢が日本の「文明開化」にどのように関与したのかを探ってみたい。

## ② 今一度、渋沢栄一とは

日本の近代社会を創造した人物、組織化した人物として称せられる渋沢栄一（1840-1931）について、今一度簡単に紹介してみよう。

渋沢栄一は1840（天保11）年、厳格で経営手腕、村のまとめ役等に長けた父親と、とても慈悲深い母親のDNAを受け継いで、武蔵国榛沢郡血洗島村（現埼玉県深谷市血洗島）に生まれた。

血洗島村は、江戸時代に税を米で納めることが通常であった中、早くから金銭で納めるシステムが取られていた。また、農村地域であったが、安定した耕地が多く得られないところでもあったので、純粹に農作だけで生活が成り立つようなところではなく、商工業活動などをしていかなないと生活が成り立たないということもあり、貨幣経済が早くから浸透している地域であったといえる。

この地域では、藍の葉を買い集め、加工し、藍玉という染料を信州や上州などへ売りに行く商売が非常に盛んに行われており、この商売は換金性が高く、経営をうまく軌道にのせた家は富裕層へと成長していた。

渋沢家も栄一の父親の代に本格的に藍玉の商売を始めるようになり、これによって大きな財をなし、村で一、二を競う富農層に成長した。渋沢も家業を手伝う中で、経済・経営のノウハウを身に付けていった。彼の経済観は、決して経済書を読んで、理論の習得から得たものではなく、あくまでも実践を通してのものだったのである。

一方、渋沢は、漢学者である従兄・尾高惇忠から本格的に読書を授けられ、学問・教養を身につけていく。尾高の読書法は、当時としては一風変わっていて、興味・関心のある書物を出来るだけ多く読ませた。後に渋沢は、人生の岐路に立った時に自ら選ぶ道を、出来るだけ多くの情報を集め、咀嚼して、そこから自分の進むべき道として導き出しているところがある。それ故、大きく道がそれることなく、多くの事績を残し生涯を全うすることが出来た。その原点が、尾高の幅広い読書法にあったのだと思われる。

学問好きだった渋沢は、数多くの書物に触れ、また、江戸に遊学などして思想家たちとの交流を重ねていくうちに、幕末の世の中に蔓延していた攘夷の思想に傾いていくのであった。た

だ、攘夷思想の多くが精神的・政治的思想から論じられる中、栄一の攘夷思想は、経済的側面からのものであった。

また、渋沢は、攘夷の考えだけでなく、士農工商に代表される官尊民卑の弊習を何とか打ち破らなければ、より良い世の中を目指せないという幕政への批判も募らせていく。

これら当時の世の中の不条理を排除することを目指し、近隣のそして江戸で知り合った同士を募り、一つの計画を立てた。1863（文久3）年の冬至の日、高崎城を乗っ取り、横浜の外国人居留地を焼き討ちしようというものであった。

渋沢は、貴重な戦力として、坂下門外の変に参画したとして嫌疑をかけられ、京都に一時期身を隠していた従兄・長七郎を呼び寄せる。その長七郎が、いよいよ実行に移す直前に集まった密談の際に、「京都でいくつも見てきた攘夷決行によって国が攘夷の意を表すように変化しているとは思えない。単に行動を起こしただけで『無駄死に』に終わっていないか」という疑問を發したのであった。

血気盛んな若者たちが集って、もう引き下がれないという気持ちが非常に強まった中で、渋沢はその言葉を冷静に汲み取り、みんなを諭し、体制内に残って長く生きながらえて、世の中を変化させていこうと説得し、その暴挙を中止にってしまった。ここでも、情報をきちんと斟酌し、大きな選択を導き出している。

攘夷決行を中止した渋沢は、その後仕えていた一橋家の当主慶喜が將軍職に就くにあわせて幕臣となり、幕臣時代のほとんどをヨーロッパで過ごす。元来、攘夷を唱えていた者の渡欧は考えられないところだが、体制の中に残り、世の中を変えたいと思った渋沢は、既に思想の転換がはかられ、より積極的に西洋文明に接しようとしていたのであった。ちょうどそのような時、1867（慶応3）年のパリ万国博覧会に派遣される幕府使節団に庶務・經理係として参加し、ヨーロッパという「新世界」に出会うことになったのである。

官尊民卑の打破を標ぼうする渋沢であったが、1869（明治2）年11月に民部省租税正として出仕し、1873（明治6）年まで民部省、大蔵省に籍を置いた。本人は、役人になるつもりは全くなかったが、新しい国づくりに参画できるというところには非常に意義を感じ、挑んでいったのである。

新しい国づくりのために集った精鋭たちと共に、自分たちが何をするのかを決め、それについて調査研究し、政策立案する「かいせいがかかり改正掛」が組織され、渋沢はその掛長に就任することになる。改正掛は近代化を実現するため、省庁を横断的な形で設けられた今でいうシンクタンクのような部局であった。

その後、国家予算のあり方について考えが対立し、上司の井上馨と共に大蔵省を辞めることになる。それ以降は、自分が本旨とした民間の立場での活動がはじまる。

民間での活動で最初に手がけたのは、日本初の近代的な銀行・第一国立銀行であった。「国立」とあるが、れっきとした私立の株式会社である。渋沢は、まず経済・金融の基盤を作り、その後、あらゆる分野の企業を株式会社として普及させていかなければいけないと奔走したのであった。

ただ、新たに株式会社を立ち上げ、その経営を軌道にのせるのは決して容易な話ではなかった。例えば、第一国立銀行は、発足後一年足らずで経営の核となる出資者・小野組と島田組が破綻し、経営危機をむかえたり、日本初の本格的製造業・王子製紙は、商品として売れるような紙ができないという技術上の問題を克服できず、利益が出るまでに数年かかっていたりしている。その間、渋沢は平身低頭、出資者への説明に奔走した。しかし、株主達は、栄一の誠実さと信念を信じ、長期の無配に耐え、損失補填の為の増資にも応じたのであった。

また、渋沢は、新しく会社を興そうとする人たちに、銀行からの融資の受け方や財務諸表の作り方などを指導したり、発起人として名を連ね、開業のための資金の一部を自ら投資したりして支援した。このような渋沢の誠意ある、ねばり強い努力の結果、株式会社に対しての信用が得られ、明治20年代から30年代にかけて、一気に花開くように株式会社が普及したのであった。

渋沢も金融関係から製造業、陸運、海運、そしてサービス業にいたるまで、あらゆる分野の企業に関わり、古希を迎えた1909（明治42）年に、ほとんどの企業を一斉にリタイアするが、生涯関係した企業の数、約500と言われている。

実業界での活動の中で、渋沢がとった姿勢の一つは、独占を嫌うということ、財閥を築かなかったということである。会社が設立され、経営が順調に進むのを見定めると、多くの場合、自分の持ち株を売却し、その資金を次の新しい企業の支援に充てた。

会社によって自らの富の蓄積を目指すというのではなく、日本の近代化・産業化の推進に徹していたように思われる。

個別企業の設立・育成によって日本の実業界発展に尽力した渋沢であったが、一方で経済団体の組織化を図ったりもしている。その一つが、東京商工会議所の原型である東京商法会議所である。政府から年に1,000円の補助をうけて、1878（明治11）年に出来るに至っている。

商法会議所の設立を促した理由には、殖産興業からの必要性和同時に、幕末に諸外国と結んだ不平等条約の改正を促進するための商工業者の世論形成機関としての位置づけもあった。条約改正に当って、日本側が英国公使パークスに交渉して「世論が許さないから改正されたい」といった処、「日本には多数の集合協議する仕組がないではないか、個々銘々の違った申し出では世論ではない」と反駁された。そこで、条約改正に世論が必要であり、世論を作る場所を形式的に作ろうとし、商法会議所の創設となったのである。

政府は、民間商工業者の協力なくして産業の発達を為し得るものではなく、商工業者の代表団体を設置すべしという思いから、有力な商工業者を誘導し、その設立に至ったと言われる。ただ、商工業者自身もまた、政府並びに外国と対抗、協調しつつ、商工業の健全なる発達を期するためには、自らの世論を反映すべき代表機関の必要を痛感していた。このように商工業者自身の下からの要望も、商法会議所設立の一要因だったのである。

実業界を引退した渋沢は、その後も自ら最後の努力という意をもって、社会公共事業等の方面で、より一層奔走することになる。

一つは民間外交である。特にアメリカで日本移民の排斥運動が起こり、日米関係が悪化するなか、民間の立場から問題解決に取り組んだ。

1909（明治42）年、渋沢は、東京、横浜、京都、名古屋、大阪、神戸の商業会議所会頭はじめ51名からなる渡米実業団の団長として渡米し、3カ月かけて約60都市を回って地元の実業家、また大統領などに謁見し、関係改善にと尽力した。

また、日米人形交流の日本側の中心を担ったりもしている。

その他にも、ヨーロッパやアジアの人たちとの交流も盛んに行い、自邸を民間外交の拠点として多くの賓客を招き入れているのである。

渋沢が民間外交で意識したのは、関係改善を図るためだけではなく、日本という国を国際社会の中にしっかり位置づけたいということであった。

福祉についても、日本における医療、福祉の原点として位置づけられる東京養育院に関与し、亡くなるまで院長として職責を全うさせたのであった。今でいう養護老人ホームをはじめ児童養護施設や児童自立支援施設、虚弱児童等の転地療養施設など事業を拡大させた。また、そこを支えるための看護師や保育士を養成する機能を持たせている。この養育院を中心に、数多く

の福祉・医療に関する施設・機関に支援、協力をしている。

教育面では、特に当時、高等教育とは無縁なものとして片隅に追いやられていた商業教育と女子教育の重要性に着目し、商業実務や女子を対象とした民間の教育事業発展のために尽力した。現在、一橋大学、東京女学館、日本女子大学等が立派に受継がれている。

渋沢は、生涯関係した企業の数は先述の通り、約500あると言われるが、民間外交も入れると、社会事業に関わった数はそれを上回って600にもなる。このように、非常に多岐にわたる事績を残した渋沢は、1931(昭和6)年11月11日、満91歳で惜しまれながらこの世を去った。今日、その渋沢をして単なる実業家でない「日本の近代化のオーガナイザー」と称される所以を感じていただけたと思う。

### 3 幕臣として：渋沢栄一の渡欧体験

先に述べた通り、渋沢栄一は幕臣時代のほとんどを1867年のパリ万国博覧会に幕府使節団の庶務・経理係として参加しヨーロッパで過ごしたのである。渋沢の人生の一大転機であった。

急に決まったことでもあり、出発準備に追われる中や、渡航途中の船中にて西洋の生活習慣に触れ始めたのである。以前は攘夷論を主張していた渋沢だが、この時には、何でも諸外国の好い処を知り得たいという思いが生じてきており、積極的に吸収していった。記録から次のようなことが判明する。例えば、語学の練習である。早く外国の言語を覚え、外国の書物が読めるようにしたいと思っていた。船中にてフランス語の稽古をはじめ、文法書などの教授を受けたようだが、渋沢は、元来船には弱く、稽古も出来なかったもので、自然と怠り、結局、進歩せずに終わったようである。

次は食事である。朝7時頃、乗客が洗顔を済ませたところにお茶の時間があつたようで、お茶には必ず砂糖を入れ、あわせてパンやハムなどが出され、パンはバターをぬって食べている。

そして10時頃、朝食を食べる。陶器の皿に添えられているスプーン、フォーク、ナイフ等で食していた。菓子、蜜柑、葡萄、梨子、枇杷、その他数種がテーブル上に並べられているのを自由に取って食べたようである。また、葡萄酒に水を加えて飲ませたようでもあつた。魚、鳥、豚、牛、牝羊等の肉が煮たり、焼いたりして出され、パンを一食に2、3片好みに応じて適宜食べている。食後にカフェオレを飲んだようで、「すこぶる胸中を爽やかにする」と感じている。午後1時頃、またお茶を呑んでいる。「菓類、塩肉、漬物」が出たようで、たいていは朝と同じだが、ブイヨンスープも飲んだようである。パンはなく、熱帯の地に至った際には氷を水に入れて呑んだりもしている。午後5時もしくは6時頃、夕食が出された。朝食に比べ、豪華な内容となり、スープにはじまり、魚を焼いた料理のほか、各種の料理そしてデザートとして山海の菓物およびカステラの類、あるいは砂糖にてつくられた氷菓子、アイスクリームを食べたようである。そして午後8時から9時頃に、またお茶が出され、朝から夜までに食事2度にお茶が3度を常としたようである。長い船旅の中で、心が落ち着き、ゆったりとした気持ちとなる時間だったようだが、ただ、喫煙は禁じられていた。

食事およびお茶の際は鐘を鳴らしてその時を知らせてくれ、鳴鐘は2度で、最初の1回は旅客を揃わせるためで、2度目はテーブルに就かせるためであった。もし、食べられないとか疾病であれば、医者に診てもらい、症状に応じて薬と適した食べ物が与えられた。

横浜を出立して1ヵ月と10日が過ぎた1867年3月26日、渋沢を含む幕府使節一行は、スエズに着いた。ここからアレキサンドリアまでを陸路・鉄道での移動となったが、その時目の当りにしたのが、開削途中のスエズ運河の大工事であった。

西紅海と地中海とは、アラビアとアフリカ州の地先が交接するところで、わずかに150—160里（約585—624km）ほどの陸路が海路を閉ざしていた。そのため西洋の軍艦、商船などが東洋に来船するには、喜望峰を迂回しなければならなかった。その経費は莫大で、運送が極めて不便なので、1865年頃から、フランスの会社が、スエズから地中海までの堀割りを企画し、大規模な土木工事をおこし、ちょうどその工事が進行中だったのである。汽車の左方（はるか）先にはテントなどが多く張られ、モッコを運ぶ工事人らの行き交うのが見えたようである。竣工は3、4年後の予定だったが、完成した暁には東西洋間を直行する海路を開き、西洋人が東洋の声息を通じ、商貨を運輸する便宜は昔日の幾倍になるやも知れないというものであった。渋沢は、すべて西洋人が事業をおこすのは、ただに一身一個のためにするのではなく、多くは全国全州の大益をはかるものであり、その規模の遠大で目標の広壮さを大いに感じいったようで、この時、公益のための会社事業のあり方を意識し、初めての汽車乗車体験によって、交通機関たる、海の船舶、陸の鉄道は絶対に必要で、日本へ帰国したら、ぜひやりたい事業だと思ふようになったようである。

渋沢を含む幕府使節一行がパリに到着した翌日の朝から、現地の外国事務大臣へ無事到着した旨を伝える書翰を認めるところからはじまり、滞留中の規則等を定め、衣服等の注文をし、随員のための借宅探し、博覧会に日本の産物を出品する手続き、事前の会議などで時間に追われた。

ただ、その合間をぬって、パリ市中各所を巡覧している。ブローニュの森、凱旋門、軽気球のアトラクション、パノラマ（戦争図）、動物園、花園、大砲器械の貯蔵所、ノートルダム寺院、「交易公事吟味所」「罪人裁断所」、銀行、株式取引所、上下水道、病院などを目に見ている。博覧会会場の場所を確認することも兼ねたりしたが、植物園、水族館を見学し、大変めずらしいと感じている。とても盛り上がりを見せた競馬場にも足を運んでいる。

また、皇帝ナポレオン1世の墓を訪ねている。セーヌ川沿いの博覧会会場のすぐ近くにあり、結構壮大なものであった。だれかれを問わず自由に観させていたようである。ただ、渋沢の目を引いたのは墳墓のかたわらに建つ数種の家であった。その家には、戦争で重傷をおって社会復帰出来なくなった人が寄宿していた。政府がこの土地を選んで、国に尽くした人たちに安い費用で治療させているように見えたようである。また、墳墓の前殿および四方の門に立ち門番などする人の多くは、戦争の時に手を負傷した人々で、機械を陳列操作するところを守衛しているのは、多く足を負傷した人ということまで見ていた。後に福祉事業でも大きな功績を残した渋沢の原点を垣間見たような気がするものであった。

実は、パリ到着前にも、ツーロンという地にも学校を視察していた。化学試験所で、種々の製薬法や新発明の顕微鏡を見たこと以上に関心を示したのは、一つは、いずれも清潔で、規則にそってよく整頓されている、生徒約500人が寄宿していた修学所や会食所、生徒部屋などの様子であった。そして他の一つは、その生徒の寄宿中の費用が、修学衣食その他いっさいの雑費を含めて、年に900フランほどで足るということであったが、その理由が、富裕の人たちが協力して、助成のための基金を設けているということであった。

この学校視察の経験は、後に寄宿舎、奨学金設置などの育英事業にあたった渋沢にとって、一つ意識させるきっかけとなったのかもしれない。

視察の際の渋沢には、今後の日本にとって必要なものという視点があっただけでなく、運営・維持の方法も注視し、今でいう株式会社の組織「合本組織」に強い関心を示している。

渋沢は、帰国して数カ月後には「合本組織」を具現化させたが、実践を通して覚えてきたも

のだからこそ、素早く形にできたのではないだろうか。

渋沢が実際に見た万博会場の様子はどのようなものだったか眺めてみよう。

会場は、セーヌ河畔の周囲約4kmもある元の練兵場で、1週間ほどかけないと見切れないという規模のものであった。その中心に楕円形の巨大な建物を建て、内部は、参加した国々にその陳列する物品の多少に応じて、区域の広狭を定められていた。フランスが、会場の半ばを占め、他国はその6分の1、16分の1と分けられ、日本の区域は128分の1であった。これを清国、シャム両国と三分することになっていたが、日本が多く出品したので、そのうちの半分以上を占めていた。

博覧会の入場料は1フランで、多くは切符を買っておいて見物する。1週間または2週間の通し切符もあり、割引価格となっていた。外国公使や参加国の貴族に随従する官員は無料であった。

出品物については、服飾やぜいたく品にも渋沢の目はいったが、人体解剖の模型（紙細工）、電気仕掛けで図画を模出する器械？等といった新発明・新製品の機械類に注目した感があった。自分には雲が視線を横切った程度にしか見ることが出来ないとはいつつも、アメリカから出品した耕作機械や紡織機械は、特に優秀であると推奨している。

各国で用いている金銀貨幣の見本にも注目し、各国の丸い貨幣の中で、日本だけが方形をしていることに疑問を持った。

展示場の外縁では、諸州の名産を売る茶店・酒店がならんでいた。その中で人気を博していたのが、日本の茶店であった。檜造りで、6畳敷きに土間をそえ、便所もあって、もっぱら清潔を旨としていた。土間では茶を煎じ、古味淋酒などとともに供していた。庭中の休憩所には腰掛けをおき、もっぱら人形を並べて観覧にそなえ、座敷には、かね、すみ、さと、という3人の女性が座って、その姿や服装を見せていた。その衣服・髪飾りが珍しいばかりでなく、東洋の婦人が西洋に渡ったのは初めてなので、西洋人はこれを仔細に見ようとして、縁先に立ちふさがり、眼鏡を使って熟視するほどであった。その衣服を借着し、ついにはこれを買いたいと申し出た者もあったという。渋沢自身は「物好きなこと、まことに驚くべき」と思っている。

外部も広大で、1日2日で見終わらないほどであった。地球上のあらゆる動植物を集め、博物学者の研究に供し、研究の素材とし、動植物の栽培・飼育の方法を發明させていたのある。

渋沢が見た万博とは、物品の優劣や工芸の精粗を比較するだけでなく、学芸上の諸分野について、世界の公論と最新の知識によって従来解決出来なかった疑問を解明し、あるいは新説を提示するために、学者や技術者はもちろん、各国の専門家によって、真髄を極めるものだったようである。

万博見学から10日ほど経った7月1日、ランジストリー宮殿にて博覧会の褒章授与式が行われ、徳川昭武も招待され、各国の国王、王子、后妃等とともに列席した。この式典において、ナポレオン3世は次のような内容の言葉を述べている。

「この1867年の博覧会は、一見きわめて物質的なもののように見えて、実は極めて哲学的な原理に関するもので、人心の一致、和平をたすけ、四海が一家のように、ともに太平の幸福を享受するための一端となるものであります。万国の人民がここに集まることによって、相互に敬愛することを知り、憎み合うことを忘れ、自国の繁栄は他国の繁栄を助けるという根本原則を理解し、全地球上のあらゆる自然や人工の品を悉くここで見ることでできるので、これを“ユニヴァーサル”と言ってもよいと思います。

人間のあらゆる知恵と技術を明らかにしましたが、特に、工業の利用に関して、今回ほど心をもちいたことはありません。労働者の教養、厚生、力をあわせて一つの仕事をするということについて特別に重点をおきました。これらの点から見れば、あらゆる面での文明開化がいつに

進んでいることがわかります。

人の知恵は無限に発達し、人の心は日に開き、都市と田舎の差はしだいに消え、人情はますます厚くなるでしょう。この国の盛大さと文明を多くの人に示すことができたことも、誇りに思うのです。

このようにしてもなお、この国の盛大さを見ず、この国の開化を卑しむことがあるならば、それは逆に自分の国を愛する気持ちがないものと思います。この国も最近まで国内も穏やかでなく、外国を侵しおびやかすこともありましたが、今はすでに平和で豊かで、かえって他国の開化を促し、文明を高めようと努力しているのです。この国にしばらくでも滞在した外国人は、わが国民が他の国民に対して好奇心が強いと理解するでしょう。

この博覧会が万民の開化のための一つの段階となることを、私はもっとも期待するのですが、幸いに神のたすけを得て、帝位を永久に保持し、国民を安寧にし、人心慈愛の源をひらき、道理正義の勝利を告げることができるようになりたいと思っています。」

渋沢は、このナポレオン3世の演説内容に感服したのだが、それ以上に驚いたのは、翌朝の新聞に演説内容が掲載されたことであった。情報を重視する栄一にとっては、多くの人々に、速やかに伝達できる新聞に甚く興味を示し、非常に重宝なものと感じたのであった。

その新聞に掲載された日本を紹介する記事に目がとまり、その評判が気になったようである。例えば、7月18日に入手した前日の新聞に掲載された博覧会の記事では、次のように触れられていた。

「全アジア中で、最もよく準備され、フランスに送られたみごとな産物は、日本のものでした。それは、小箱、鏡のついた銀や象牙細工の小家具、青銅器、磁器、玻璃器、日本でも珍しく、貴人以外は手に入れることができない卵殻という磁器、銅または木材で鞘をつくり、よく鍛えた刀を収めるもの、天然水晶で細工した玉、日本婦人の美しさを想像させる人形、その他すべてヨーロッパの好事家をうならせるものばかりでした。家具として使う蒔絵、漆器もありました。漆器は、木製の器に彫刻を施したように漆を盛りあげて描いたもので、とても高価なものです。漆は、漆の木の樹液で、3年ほどの樹皮に刀できざみを入れ、ゴムの木のように流れ出したものを採取して作るもので、顔料をまじえて各種の色を出し、これを銅板上で練って、金銀なども交えて描くようです。

日本人が最も好むのは、長寿のもののように、鶴、亀、松の木があります。また架空の動物を意匠として描くことも好きです。亀の尾に濃い毛をはやしてみたり、竜の頭に馬の胴に鹿の足がある怪獣などがそれです。日本で有名な富士山と帆かけ舟と、魚が水中にて元気に泳ぐ様子なども好んで描かれています。

また、煙管に珍しいものがありました。その管はきわめて奇妙な形を彫刻した木または牙製のもので、装飾されています。日本では、男子の持ち物として欠かすことのできないもののように、絹の紐でこれを衣服に帯びるようになっているのです。その管は蘆の管で、その雁首は小さく、青銅を使っています。わずかに火を保つに足るほどで、これを吸うには指先でタバコを豆粒大に丸め、管の先に詰めるので、一吸いで終わってしまいます。日本の喫煙者は、しばしば1日に100管吸う者がいるそうです。タバコは黄色で、トルコ産のものに似ていて、細糸のように刻み、その香は人に心地よい感じを与えます。上等品は薩摩、長崎で産しています。」

その他にも、日本人の感情や習俗、家屋について紹介されたり、万博期間中、劇場等で演じられた手品、独楽・軽業などの曲芸について、その良し悪しを、ヨーロッパ、フランスから見た目で評せられていた。

後に、世界の中に近代日本を知らしめたいという思いもあって民間外交に尽力した渋沢は、

この時に、日本を世界に正しく、しっかり伝えることの重要性を感じたかもしれない。

幕府使節団一行は、パリでの公式行事を一通り終えると、将軍・徳川慶喜の国書を各国元首に奉呈する目的で、条約締結国を訪問する「欧州巡歴」の旅に出かけた。

まず、1867年9月3日にパリを出発し、スイス、オランダ、ベルギーを訪問し、一度パリに戻った後、10月17日に再び出発し、イタリア、マルタ島（当時イギリス領）を訪問、今一度パリに戻り、今度は12月1日に出発し、イギリスを訪問するという旅程であった。

この巡歴の旅に随行した渋沢は、欧州各国の名所はもちろんのこと、政治、軍事、経済・産業など当時の欧州社会に触れることが出来たのである。

ここでは、ベルギー訪問時のエピソードを紹介したい。

1867年9月24日の夕方6時にベルギーの首都ブリュッセルに着いた一行は、9月26日に陸軍学校を視察し、当日が同地の大祭日ということで開催された花火の催しも見学している。

9月27日には、アンベルスという地の砲台を視察した。当地が國中第一の要地であることから、特に強固な守りがなされており、欧州をあげて攻めてきても、容易にこれを破ることは出来ないという程だったようである。

9月30日には、リージュという所で、銃砲を製造する機械を見、シラアンという所では、製鉄所を視察し、反射炉と溶鉱炉の2つの炉、鉄材精製の方法、鋼鉄の吹分け方、石炭採掘法、砲車および蒸気車、鉄道線路その他いろいろな機械の製造などを見ている。その後、10月1日には、マリトオワニエトという所で、鏡およびガラス器などを製造するところを見、3日に、チュウルンという所で行われた狩猟を見、5日には、陸軍の歩騎砲3兵の発火演習を見たりした。

そして、10月6日の夕方6時に、王宮に招待され、国王と同席の晩餐のもてなしがあった。国王は正面に、昭武はその右側の席につき、随員の一行および高官たちも相伴にあずかった。

この時、ベルギー国王のどこを見学したのかという質問に、昭武が製鉄所を見学したと答えたところ、「それは良い。製鉄所を見たならば、日本へ鉄をかうて行くようにせねばならぬ。総て国というものは鉄を沢山使う程その国は盛んになる、私の国では鉄が沢山出来、イギリスよりも廉価である」と言って、今で言うトップセールスが行われたのである。渋沢は、初めて謁見した14歳の少年に国王が鉄をくえと勧めた様子に、奇妙で、実に可笑しいと感じた。ただ、日本では考えられない自国を富ますために、国王自らが商売のことに口を出す様子に、自らが目指す官尊民卑が打ち破られた世を見、いたく感心したのであった。その感心の度合いが余程強かったようで、後年、栄一はこのエピソードについて、たびたび語っている。

「欧州巡歴」の旅をすべて終えてパリに戻った翌日より、将来の日本の良き指導者となることを期待されていた徳川昭武は、予定されていた留学生活に入った。乗馬の練習に始まり徹底した語学学習など翌日の予習も含めて朝から晩までとてもハードなカリキュラムを着実にこなしたようだが、随員たちも「留学生」となって、昭武と共に学んだ。また洋服を着用するようになっていた。

渋沢は、引き続き庶務・会計の仕事に忙しい日々を過ごしていたので、勉学に集中することは出来なかったが、職務遂行を通じて様々な実地見聞を積んでいくことが出来た。

渋沢が苦心したのは、諸費用を節約して、昭武の留学・滞在費用を捻出することであった。昭武が留学生活に入った頃には、日本からの送金が途絶えがちだったので、一層の経費節減が必要だったため、次の節約策を実践した。①昭武乗用の馬車3輛のうち2輛を売却する。②雑用係として雇用していたフランス人を解雇する。③それまで昭武と随員たちが別々にとっていた食事を、一緒に食卓につくようにする。④余剰金はフランスの銀行へ預金する。⑤フランスの鉄道債券と公債証書を購入して利殖する。また渋沢の提案で、昭武と随員一同の今後のために

毎月定額を積み立てし、積立金がたまると銀行へ預金したのであった。

しかし、年が明けた早々、現地の新聞報道、電信、日本からの御用状などにより王政復古のクーデター、鳥羽伏見の戦い、旧幕府軍の敗北、そして徳川慶喜の大坂城脱出と上野寛永寺での謹慎など、辛い情報が次々と飛び込んできたのである。昭武たちは、全貌が分からないために今後の進退をどのようにするべきかを決定できなかったところに届いた御用状、慶喜の手紙にて、昭武はそのまま留学を継続するように伝えられたが、新政府から昭武に帰国命令書が届き、また、水戸藩庁からの御用状で、昭武が水戸藩主に就任することが告げられ、帰国を迫られる事態となった。そのため長期留学は困難な状況となり、昭武は帰国を決断したのである。

渋沢は帰国の準備を急ぎ、フランス政府と様々な交渉を重ねたほか、帰国費用を調達するために奔走し、購入していた鉄道社債とフランス公債も売却した。また、経費の収支決算、家庭教師の解雇手続き、借りたアパートの解約、仏国商社への未払い金処理、万国博覧会出品物の売却処分など、様々な債務・事務処理を急いで済ませるほか、荷物の梱包、関係者への下賜品調べ、土産物の調達、乗船手続き、銀行で為替手形の受け取りなど、帰国準備や手続きに忙殺されたのであった。

マルセイユ港を出港した際に昭武に随行したのは渋沢ら9名で、華々しい横浜出港時とは違う、寂しい帰国の途となった。

渋沢が、この渡欧体験で、フリーリ・エラルを介して学んだナポレオン3世統治下（第二帝政期）の社会・経済システムは次のようなものであった。

- ① 社会の富の根源は生産にありとする産業（人）優先の社会
- ② 金・モノ・人の流通・循環するシステム（繁栄の基は「政治体制」でないことを実感）
- ③ 流通・循環を加速させる鉄道、船舶・港湾などを含むインフラ整備

インフラ整備には莫大な資金を必要とし、そのために、将来を見据えた産業投資型のベンチャー・キャピタルを重視し、政府の信用貸与で銀行を多く設立奨励、銀行は、小口の預金銀行でもあり、投資のための資金を民間から集めるものでもあるという実態の存在。さらに、銀行による融資だけでなく、株式や社債による直接金融も不可欠とし、有価証券の流通を促進させる株式（証券）取引所の整備（小口の投資を喚起）が図られるというものであった。

明治の代になり、渋沢の立場で「文明開化」を具現化させた姿に重なるものであるが、私個人的には、その大元となるのは、ナポレオン3世統治下の社会・経済システムが、渋沢の生まれ育った血洗島周辺での状況に似ていたことから、渋沢自身も現地でシステムを自然な形で理解・吸収出来ていたのではないかという点を指摘しておきたい。

#### 4 維新政府の一員として：渋沢栄一が関与した文明開化の基盤整備

渋沢栄一が民部省内に設けられた改正掛の掛長として近代日本をめざすべく制度改編にあたった一端を紹介したい。

当時、大隈重信、伊藤博文、井上馨といった政府の首脳たちは、欧米の先進国に肩を並べるべく近代化をめざしていたが、版籍奉還後の民部・大蔵省の体制は不十分なものでしかなかった。したがって、大隈、伊藤、井上等は政府内で地歩を固めるために、近代化政策を立案する有能な人材を必要としていた。欧米の制度・文物を、洋行・留学体験を経て知見を得た人物、留学の体験がなくても専門的知識を持つ人物である。大隈等は、藩閥などを一切無視し、このような人材を急ぎ集めようとしたのであった。その中の一人に渋沢が見出されたのである。

渋沢は、官員任命に対し辞意を訴えようとして大隈邸を訪ねたが、大隈の説得で翻意するや、

「今の省内の有様では、めざす諸般の改正は到底なし得られないと考える。省中は、長官も属吏もその日の用に追われて、何の考えもする間もなく一日を送って、夕方になれば、即退庁という様子である。真正に事務の改進黨を謀るには、第一にその組織を設けるのが必要で、これらの調査にも有為の人材を集めてその研究をせねばならないから、省中に一部局を設けて旧制を改革せんとすること、又は新たに施設せんとする方法、例規等は、すべてこの部局の調査を経て、その上時の宜しきに従ってこれを実施するという順序にせられたい」といった旨のことを述べ、「改正掛」新設を提議したと言われている。同様の考えを持っていた大隈も大いにこの説に同意し、民部省内に改正掛が設置されるにいたったのである。

実は、渋沢の「日記」によると、大隈への提議の前に、坂本政均（大蔵少丞兼民部少丞）とかなり談じ込んでいたり、岡本健三郎（民部権少丞兼大蔵権少丞）と「省中諸務釐正」「省中改正」に談じたりしている様子が窺える。

当面の諸務に追われる省内の事情を渋沢は坂本・岡本らから聞き、民部・大蔵省で専心活動するためには、まずそれを可能とする省内改革の要、改正掛の設置を大隈に承諾させることが必要と考えたと推測出来る。

渋沢は、改正掛設置を大隈から受け容れなければ辞めるが、承認が得られれば、大隈のもと、民部・大蔵省において大いに活動する決心を固めたと思われるのである。

こうして、新政府内部で、欧米先進国と肩を並べる「万国並立」のための近代化政策を積極的に推進する部局「改正掛」が誕生し、渋沢は掛長として尽力する。

その改正掛について概観してみたい。

まず、どのようなメンバーが集っていたかである。渋沢が租税司と兼務だったように、監督司から何人、郵便司から何人というように主要メンバーの多くは兼任で、異動もあったようである。設置された翌年には、より有為の人材を要するとして、掛長・渋沢は、大隈重信に申請して、静岡の藩士中から前島密、赤松則良、杉浦愛蔵、塩田三郎等の人々を続けて登用したが、その他にも例えば、洋書の読める人なども夫々推薦して、都合12・3人で組織されていた。

このように改正掛は、必ずしも固定した専任の者によって構成されているわけではなかったが、大隈、伊藤博文に直結した民部・大蔵全般の省務を対象とする調査・諮問機関として、広大な権限をもっていた。

実態を覗いてみると、会議には伊達宗城・大隈・伊藤等の卿輔も出席し、互に襟懐を開いて時事を討論したので、掛中は常に和合していたようである。また、血気盛んな人々が、色々研究したり、見聞したりした結果を、互いに論じあったので、時には喧嘩と間違えられる程だったとも言われている。

改正掛の性格は、「民部省改正掛条規」の諸規定に反映されていたが、一人民に対する法、政府内部の執務を規定する章程、府県の条例、民部・大蔵省内各司の規則など全般にわたって改正掛が立案するという、民部・大蔵省というよりは政府の「立案所」として位置づけられていた。

改正掛の活動はきわめて多方面にわたっていた。渋沢の回想によると、度量衡の統一、電信設置、鉄道敷設、郵便制度、貨幣制度、銀行制度の創設、官省官衙建設、職制・事務章程の制定、殖産興業の推進、暦法、身分制度の改正等々改正掛で取り扱った案件は約200件もあったということで、如何に精力的に任に当たっていたかがわかる。なかには、政府の基本政策についての建議、稟議等が含まれていた。従来、この種の建議は、政府指導者の一人が、個人的発意にもとづいて、事に応じて行なうものか、あるいは政府内外の個人が、特定の政府指導者に対して行なうものに限られていたが、改正掛による建議・稟議の提出は、新しい性質を帯びて

いた。民部・大蔵省という政府組織の一部局である改正掛が、内部で「公議」を尽して定めた意見を省議で承認し、それが民部・大蔵省の長（民部大輔兼大蔵大輔）によって廟議に提出されていた。したがって、従来一般の建議とは異なり、多くの場合、省務上の問題として太政官の裁可を求める形をとっていたのである。

改正掛は、1869（明治2）年11月に発足したが、民部・大蔵省の分離にともない、翌年7月、大蔵省に転属し、1871（明治4）年8月、廃藩置県とともに廃止された。わずか2年足らずの存続であったが、その密度濃い活動には感心させられる。

改正掛で取扱った具体的な案件について次の2例を見ていきたいと思う。最初は、近代的郵便制度の確立にむけての動きである。

本件を主導したのは、前島密であった。前島は、改正掛設置当初に、掛長・渋沢の要請によって1870（明治3）年1月に静岡藩士から改正掛のメンバーに加わった一人である。改正掛は、プロジェクトごとに、その道に精通した人材が集められていたが、前島は、当時、郵便・通信といった分野のエキスパートとしての採用でもあったようである。そして、同年5月には駅通権正に任ぜられる。

その前島が、郵便・通信事業確立のために、まず東海道試験郵便の計画を改正掛に諮り、以下のような内容の稟議書をまとめ太政官に提出した。

「手紙を安全かつ迅速に往復させて情報・消息を知ることにより、物資が広く行きわたる。これは国家の政治上でも重点事項であり、個人の交際上も大切なことである。今日までこれを商家（飛脚問屋）に委ねていたので、それほど遠くない所でも十数日もかかり、早急便で頼めば多額の賃金を要し、遠方、辺境の地などにはほとんど音信出来ず、たとえ出来たとしてもいつ届くか、時には紛失してしまい、つい相互の関係が絶えてしまう状態である。これではいけないので、官がまず試験的に東海道筋を京都まで36時間、大阪まで39時間の郵便法を開設し、公用、私用に拘わらず、安い料金で継達し、その手続きも簡単にするため書状賃銭切手を発行したいので御評決の上布告して頂きたい」

承認を受けて動きだしたこの試みが起点となって、近代的郵便制度は、1871（明治4）年から東京、京都、大阪の3都市と東海道筋で開始された。

前島は、自叙伝『鴻爪痕』の中で、駅通権正に就任時に「官たると民たるとを問はず、其音信を迅速に且つ安全に通達せしむることの切要なるは、猶人体に於ける血液運行の敏活自在を必要とするが如し」と思いを述べている。

実は、前島はさかのぼって長崎で勉学に励んでいた時に、アメリカ合衆国の駅通制度について書いてあった漢訳本『聯邦志略』を読み、アメリカ人宣教師・ウィリアムという人物が述べた「通信は国家においてちょうど人間の血液のようなもので、血液の循環によって健全を保つ。……政治・経済をはじめその他もろもろの物事に関して、血液である通信が滞りなく全国津々浦々に達し、今日のような活発にして富めるアメリカが出来たのである」といい、一枚の切手を貼った封筒を手にして、「この標章は配達料を支払った証拠で、これをポストに入れば間違いなく宛先へ届く」といった言葉を聞いたことからの動きであったと感じられる。

アメリカの模倣ではあったが、新たな創意も加えられ、そして今日の姿に至っているのである。次は、大蔵省職制・事務章程の改定についてである。

1871（明治4）年7月14日、廃藩置県の詔書が発せられると、政府はその旨を体して、機構改革に着手した。この月29日に太政官制を改め、正院、左院、右院をおくことにし、正院には太政大臣がいて天皇を補翼し、庶政を総判し、祭祀、外交、宣戦、講和立約の権、海陸軍のことを統治した。その下に納言がいて職掌大臣がつぎ、大臣欠席の時はそのことを代理する。そし

て参議は太政大臣に参与し官事を議判し、大臣・納言を補佐し庶政を賛成することを掌るよう  
に職務を制定した。太政官にはその下に、枢密大史、同権大史、同少史、同権少史、大史、権  
大史、少史、権少史を置き、常に出勤して、機密の文案を作成したり、位記、官記をつくり、  
文書の記録を掌ったりすることにしたのである。

以上のほか、各省の職務担当等すべての職制と事務章程に明記し、政務遺漏なきことを期し  
たのであった。

そもそもこれは、伊藤博文がアメリカにて調査してきた制度の一つであった。日本でもア  
メリカの制度にならい布かなければならないということで、大隈重信、井上馨、そして渋沢に  
ぜひ実行してもらいたいと何度も言ってきたと言われている。

井上が大阪の造幣寮勤務から東京に異動になった明治4年5月頃から始動した。伊藤がアメリ  
カで調査してきたのは、国立銀行制度、国債法についてもあったが、これらの調整と同時並行  
して官省の職務章程の改正に着手したのであった。大蔵大輔となった井上の指図で、改正掛長  
の渋沢が特に中心となって調整にあたった。その年の盆ぐらいまでにぜひともまとめたとい  
ことであったが、各部局の章程をすべて決めるので、この字が良い・悪いといったところから  
始まる状態で、なかなか間に合わない状況だったが、当時、湯島にあった渋沢宅に改正掛の富  
田冬三、杉浦謙等6人ばかりが、夜の2時・3時頃までの夜業を続け3日ばかり缶詰め状態で事に  
あたった。案文を拵えては確認のため見てもらうということを繰り返し、大体これで宜しかろ  
うとなり、やれやれという思いで発表に至ったようであった。

改正掛では、各官衙の造営についてもどのようなものにすべきかということで着手していた  
ことを付記しておく。

このように近代国家を目指す精鋭達の努力は、一つ一つ確実に結実していったのである。

改正掛が存続した2年足らずの凝縮された時間の中で、非常に精力的に、近代国家形成の基  
盤となる案件を網羅的に着手していったのである。この驚くべき渋沢のエネルギーと能力は、  
政府内部でも認められ、強い信頼が得られるようになった。渋沢にとって明治政府での役人時  
代は、その後の活動には欠かすことの出来ない知識、経験をもたらすと同時に、通常であれば  
築けないような人脈を形成する結果をもたらしたのであった。

## 5 渋沢栄一にとっての文明開化はさらに続く

渋沢栄一の立場から「文明開化」をみたが、幕臣としての体験が大いに活かされ、明治政府  
の一員として挑んでいったことが理解できたと思う。それは、あくまでも「文明開化」の基盤  
整理にまい進したのが実態であった。

渋沢にとって「文明開化」となったのは、民間にて多くの事績を重ねていく中でのものであ  
ったと思われる。生涯関係した企業の数が先述の通り、約500あると言われ、社会事業に関わ  
った数が600にもなるという実態がそれを物語っている。

健全なる会社経営のための労使協調を重視した点、会社によって自らの富の蓄積を目指す  
というのではなく、日本の近代化・産業化の推進に徹していた点、民間外交で意識した、国同士  
の関係改善を図るためだけではなく、日本という国を国際社会の中にしっかり位置づけたいと  
した点、近代化・産業化から生まれてきた貧富の差、日常生活からドロップアウトした人々に  
熱い眼差しを向け、新しい国づくりを志す上で、社会福祉事業にも強い思いをもってあたた  
か、教育面では、特に当時、高等教育とは無縁なものとして片隅に追いやられていた商業教育  
と女子教育の重要性に着目し、商業実務や女子を対象とした民間の教育事業発展のために尽力

し、新しい国づくりのための人づくりも決して忘れなかった点である。

これらを一つ一つ形づくることによって、自らにとっての「文明開化」を「開花」させたのであった。

## ⑥ おわりに

渋沢栄一の行動から見出せる信念というのは、政治に対する経済の優位であったと思われる。「公益」の視点に基づく民間の活動が、政府「官」の活動を補完するだけでなく、むしろ先導すべきものである。それによって、日本の発展、国際社会への貢献につなげることが渋沢にとっての最終的な「文明開化」の形だったのではないだろうか。

(いのうえ じゅん 渋沢史料館館長)

シンポジウム特集

# 幕臣前島密がみた文明開化の礎

田原 啓祐

## ① はじめに

郵政博物館では「明治150年」を迎える平成30年（2018年）を節目として、同年4月20日（金）から7月1日（日）まで、明治改元150年展「幕臣たちの文明開化」を開催し、幕臣たちが残した功績を紹介した。「幕臣」とは、幕府の長である征夷大將軍を直接の主君として仕える武士のことで、一般的には、江戸時代において徳川家の臣下のうち、1万石未満の禄を与えられた旗本および御家人と呼ばれる身分の者のことを指す。「歴史は勝者がつくる」といわれることがある。実際に、明治維新は西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允ら「維新の三傑」に代表される薩長土肥の志士が中心となって成し遂げたというイメージが強く、一方で倒された幕府側は旧態依然として遅れた存在とされてきた。しかし、明治元（1868）年、王政復古の発令により江戸幕府の廃止が宣言され明治政府が成立したことにより、幕臣たちは一斉に姿を消してしまっただけではない。幕臣たちもまた、開国により「世界」を知り、激動の時代にあって国の現状に危機感を持ち、勉強や実務に励み、自分の為すべきことを見出そうとしたのである。そして彼らの多くは引き続き明治政府に継続登用され、様々な政策の礎を築くのに重要な役割を果たした。

本稿では、明治前期の政府にあって、近代国家形成のため郵便事業を始めとする諸制度諸事業の確立に携わった前島密の幕臣時代（35歳）までの活動を中心に検討し、近代化の一つの到達点である「文明開化」において幕臣がどうかかわっていったのかについて考察してみたい。

## ② 幕臣のたどった道

慶応4年4月（1868年5月）、江戸城が無血開城された。徳川慶喜は水戸へ隠居し、田安亀之助（後の徳川家達）が徳川宗家の家督を相続して、翌5月、徳川家に対し駿河府中（静岡）移封が決定され、70万石が与えられることとなった。

その後、旧幕臣（旗本・御家人）が採った選択肢として、樋口雄彦氏は、①徳川家に追随し、静岡へ移住する<sup>(1)</sup>、②「朝臣」として新政府に所属する（約5,000名）、③武士の身分を捨て、帰農、帰商する（約4,500名）、上記選択肢以外の行動として、④新政府軍への抗戦（戊辰戦争への参戦）を掲げている<sup>(2)</sup>。

ここで、初期通信事業に携わった3人の幕臣出身者、前島密、杉浦讓、榎本武揚の明治初年までの略歴をみておこう。

1 廃藩置県後の明治4年8月の時点で、静岡へ移住した士族は13,764名と記録されている（静岡県編・発行『静岡県史』資料編16 近現代一、1989年、138頁）。

2 樋口雄彦『幕臣たちは明治維新をどう生きたのか』洋泉社、2016年。

前島密（天保6（1835）年～大正8（1919）年）は、越後国（現在の新潟県上越市）に豪農上野家の次男として生まれる。幼名は房五郎。天保13（1842）年、叔父の糸魚川藩医相沢文仲に養われ、医学を志す。弘化元（1844）年、高田の儒学者倉石侗窩の門人となる。同4年、12歳で江戸に出て医学、英語などを学び、安政4（1857）年、幕府の軍艦教授所の見習生となり機関学を学ぶ。さらに箱館の諸術調所の武田斐三郎に入門し、航海実習生として日本沿海の測量に従事（この頃、巻退蔵と名乗る）。文久3（1863）年外国奉行組頭の向山栄五郎に随行して対馬に赴き、長崎へ滞在。慶応元（1865）年、薩摩藩に招聘され、開成学校の英語教授となる。同2年、幕臣前島家の養子となり、来輔と名乗る。翌3年に開成所の数学教授を拝命。同4年東征軍応接役として東海に出張。徳川家処分により駿河に移住。維新後は新政府の民部省に出仕し、郵便事業の創業をはじめ数多くの新制度確立に尽力した<sup>(3)</sup>。

杉浦讓（天保6（1835）年～明治10（1877）年）は、甲斐国山梨郡府中（現在の山梨県甲府市）の代々甲府勤番士を務める家に生まれる。幼名は昌太郎。天保8（1837）年愛蔵と改名。弘化2（1845）年勤番子弟の学問所である徽典館に入り、19歳で助教授となった。文久元（1862）年に江戸に派遣され、外国奉行支配書物出役となり、後に調役に昇進。文久3（1863）年に幕府の外交使節の一員としてフランスに派遣され、慶応3（1867）年にも遣仏使節団に参加し渡航する。慶応4（1868）年、外国奉行支配組頭となるなど主に外交官僚として活躍した。明治維新後、徳川家達に従って静岡藩に下るが、郷純造らの推挙で明治新政府に召されて民部省改正掛に入る。前島密とともに郵便制度の確立に努め、前島が明治3（1870）年の海外視察中に行われた郵便制度の開始時には責任者として尽力した<sup>(4)</sup>。

榎本武揚（天保7（1836）年～明治41（1908）年）は、江戸下谷御徒町柳川横町（現在の東京都台東区浅草橋付近）に西丸御徒目付・榎本武規の次男として生まれる。田辺石庵に儒学を学んだ後、弘化4（1847）年、昌平坂学問所に入学（嘉永3（1850）年入学の説もある）。安政元（1854）年、箱館奉行堀正熙に随行し蝦夷地・樺太を巡視。安政2年に昌平坂学問所に再入学、さらに同年に長崎海軍伝習所員外聴講生となる。翌年昌平坂学問所を退学し、長崎海軍伝習所第二期幕府伝習生となる。ここでカッテンディーケやポンペらに機関学や航海術・兵学・科学を学ぶ。安政5（1858）年海軍伝習所を修了の後、江戸の築地軍艦操練所教授となる。またこの頃、ジョン万次郎の私塾で英語を学ぶ。文久元（1861）年、オランダに留学。船具、運用、砲術、機関学を兵学校で、国際法をライデン大学のフィッセルングから学ぶ。慶応3（1867）年帰国、明治元（1868）年海軍副総裁となる。同年8月旧幕府艦隊8艘を率い脱走、五稜郭と箱館を占領し官軍に抵抗するが、翌年降伏し、投獄される。明治5（1872）年赦免の後政府に出仕し、駐露公使としてロシアと樺太・千島交換条約を締結した。以後海軍卿・通信大臣・外務大臣等を歴任した<sup>(5)</sup>。

先述の選択肢にしたがってそれぞれの半生を分類すれば、前島は豪農の家に生まれ、幕臣となった後、①→②となり、杉浦は甲府勤番士を務める家に生まれ、前島同様①→②となる。旗本の家生まれた榎本は新政府軍との交戦を選び、降伏し投獄されたのち赦免され、政府に出仕したので④→②となる。ほぼ同年代に生まれた3人には、幕臣出身から新政府の創業期の郵便・通信事業に関わったという共通点があるが、それぞれ出自が異なり、その後の進路も単純ではないことがうかがえる。

3 「年譜」（『鴻爪痕 前島密伝』財団法人前島会発行、1920年所収）等を参考にした。

4 「杉浦讓年譜」（『杉浦讓全集』第5巻、杉浦讓全集刊行会発行、1979年所収）等を参考にした。

5 「附 榎本武揚年譜」（榎本降充・高成田享編『近代日本の万能人・榎本武揚 1836-1908』藤原書店、2008年所収）等を参考にした。

### ③ 西洋文明との接触—世界を知り、<sup>くに</sup>日本を知る—

本章では、「幕臣」となるまでの前島密の経歴を追ってみることにしたい。前島密の生涯については、自著である『自叙伝』<sup>(6)</sup>、『行き路のしるし』<sup>(7)</sup>のほか、すでに小田嶽夫氏<sup>(8)</sup>、山口修氏<sup>(9)</sup>、橋本輝夫氏<sup>(10)</sup>、小林正義氏<sup>(11)</sup>、井上卓朗氏<sup>(12)</sup>による伝記がある。ここでは、『自叙伝』、『行き路のしるし』を中心に前島密の学んできたことに注目していく。

#### (1) 医学志望よりの転向

先に述べた通り、前島密（幼名房五郎）は越後国頸城郡下池部村の豪農上野家に生まれたが、直後に父助右衛門が亡くなり、4歳の時母ていに連れられ高田に移住し、しばらくは教養の深い母が幼少の房五郎に裁縫など内職のかたわら読み書きや歴史物語、詩歌を教えていたが、7歳の時、糸魚川藩の藩医を務める叔父相沢文仲の勧めで母とともに糸魚川の相沢家に移り、そこで医学を志し、患者の取り扱いや薬剤の調合などを学び、医書に接する機会を得た。またこの地の寺に通い和漢書も学んでいる。糸魚川で4年を過ごし10歳となったとき、名声の高い江戸の儒学者安積良斎に学び高田城下で漢学塾を開いている倉石侗齋がいることを知り、母のもとを離れ下池部にいる兄のもとに身を寄せ、そこから約2里離れ冬は屋根まで雪が積もる豪雪の地高田まで2年半通い、儒学の基礎を学び取った。

しかし房五郎の本来の志望は医学の習得であり、糸魚川や高田では漢方医学しか学べないが、江戸に出ればオランダの進んだ医術を学ぶことができると聞き、12歳の時に母の許しを得て、わずかな旅費と学費をもって江戸に旅立った。

弘化4（1847）年、江戸に到着した房五郎であったが、身寄りも当てもない状況だった。そこで一関藩に仕える儒学者都沢亨の塾生となり、ようやく落ち着いたが、文具や日用品を買い求めたら3か月分の学費にも満たない額しか残らなかつた。しばらくは開業医の書生として雑用の日々を過ごしていたが、紹介者があり、幕府の官医添田玄斎を手伝うこととなった。

嘉永2（1849）年、房五郎は叔父相沢文仲の死去により同家の相続問題で一旦故郷に戻るが、解決の後再び再び江戸に出て、幕府の官医長尾全庵の家に寄宿することとなった。食の心配もなくなり修行にいそしんだ房五郎であったが、当初は収入がないため学費はすぐに尽きてしまった。しかし、江戸で知り合った水戸浪士桜井任蔵と日本橋四日市に出店している達磨屋伍助の紹介により、筆耕の仕事を得た。

当時は書物が極めて高価であったため、筆写本の注文は盛んにあった。房五郎はこの仕事により収入を得たのみならず、筆写により世情を知ることができた。特に桜井の筆耕依頼によりドイツの兵法や西洋事情を知る機会を得、当時人気があったドイツの戦術書『三兵タクチキ』（オランダ語版を高野長英が邦訳したもの）は三度も写本し、本の大略を暗記までしている。この経験を前島自身「余が不才ながら開国主義に一步を入れたる発端なれば、漢学大儒の門に

6 前掲、『鴻爪痕 前島密伝』所収。

7 前島密「行き路のしるし」1881年11月（前島密自筆原稿）、前島記念館収蔵。同資料を解読した文献として、橋本輝夫監修『行き路のしるし』日本郵趣出版、1986年がある。

8 小田嶽夫『前島密』財団法人前島密顕彰会、1958年。1958年刊行の『前島密』を一部縮約し現代文に改めたものとして、同『前島密』財団法人通信事業教育振興会発行、1986年がある。

9 山口修『前島密』吉川弘文館、1990年。

10 橋本輝夫『時代の先駆者 前島密 —没後80年に当たって—』ていしんPRセンター株式会社、2003年。

11 小林正義『近代の英傑前島密—その生涯と足跡（上巻）』通信研究会、2005年。

12 井上卓朗『前島密 =創業の精神と業績=』株式会社鳴美、2017年。

入りて教授せられたるにも優れる快事なりとす」<sup>(13)</sup>と回顧している。

そして、房五郎の大きな転機となったのが、嘉永6（1853）年、浦賀に現れたペリー艦隊を実際に目の当たりにしたことであった。18歳となった房五郎はすでに書物で西洋事情にも詳しくなり、黒船や西洋の将兵を実際に見たいと考えていた。折しもペリー提督フィルモア大統領の親書を授受する儀式で応接する役目を担った井戸石見守弘道が久里浜に赴くこととなり、房五郎は石見守の随行員として同行する機会を得た。

そこで実際に見たものについて前島は「米国軍艦の江戸湾に侵入せしより、海防の論議到る処に於て囂囂（ごうごう）たり…（中略）…砲台建造の如きは、其事当然なれども、之を唱ふるものも其建造法、大砲の鑄造法を知らず、況んや其要する費額に於てをや。畢竟彼等は其实地を知らざる罪に坐するなり」<sup>(14)</sup>と語っている。そして、「実地を知らずして論策するは、恰も盲者と夢を談ずるよりも愚劣なり。方今最も急務とするは国防なり」<sup>(15)</sup>と断じ、ここで当初の医学の志を変え、国防考察のため全国の港湾や砲台を見分する旅に出たのである。

房五郎は、まず江戸から信濃路を経て郷里の母と兄に再会し、そして北陸道から山陰道を経て下関に至り、そこから船で小倉へ渡り長崎へ到着した。そこで砲台を見学してから肥後、日向に出て九州の東海岸を北上、豊後より伊予に渡り、讃岐を経て、紀伊・伊勢から三河に渡り東海道を通り下田から船に乗り江戸へ帰ってきた。日本の大半を回る大旅行であったが、房五郎自身は大きな収穫を得たとは考えられず、「学無くして徒に妄動するは、実に狂者の所為なりと、痛く自ら戒むる所ありし……」<sup>(16)</sup>としている。

## (2) 航海運用術の習得と実業家的感覚

その後、友人の斡旋により旗本設楽弾正の屋敷に住むことになった。林大学頭の親戚である設楽家には大学頭の蔵書があり、それを閲覧することができた。また設楽弾正の兄に、後に外国奉行として外国との条約交渉に当たることになる「幕末の三傑」と呼ばれた岩瀬忠震がおり、岩瀬から英語を習得することが重要であることを説かれた。しかし当時の江戸には英語を教授できる人物はおろか英語の書物を求めることも難しい状況であった。

そこで、安政3（1856）年、房五郎は幕府の御船手頭を務める旗本江原桂介から海軍学を学ぶために、江原の屋敷に移り住んだ。江原は間もなく転職となったが、江原の屋敷には長沼流の兵学に詳しい榎徳之進が住んでおり、ここにとどまり榎から兵学を学んでいた。

翌安政4（1857）年、幕府の御用船で洋式軍艦「観光丸」が長崎から江戸に回航してきた。その運用長としてこの船に乗り込んでいた竹内卯吉郎が江原の屋敷を訪れ、房五郎と接する機会を得た。房五郎は竹内に自分の志を語ったところ、竹内は大いに激励し、機関学を教え、幕府新設の海軍操練所の生徒とし、観光丸が江戸湾を出港するときの試運転に、規則外の見習生として同乗させた。

海軍操練所に入った房五郎は、話をするに足る人物とみればその人を捉まえて、次のような問答をしたという。

海軍は独り自ら隆盛になるべきものと思うかと問へば、否我々は海軍学を能くするも、軍

13 前島密『自叙伝』、15頁。

14 『自叙伝』、16頁。

15 『自叙伝』、17頁。

16 『自叙伝』、18頁。

艦無ければ其用を為さざるなり。然るに軍艦を造らんとすれば、国庫乏しくして資を供する能はず。今の計は地租を増徴して其費を弁ずるに在るのみと、異口同音に言へり。余は、実に然りとなしたり。所聞に依れば、西洋に於ては国力を以て物産を起し、貿易を盛にし、商税を課し、之を以て海軍の基金と為し、軍艦を造り、士卒を養ひ、常時不常時を問はず、商船及積貨の安全を保護し、以て相互の利益を図ると云ふ。斯の如くならざれば、富国強兵の道は立たずと謂ふべし。故に余は是等の人々に対し、君等は海軍の隆興を図ると共に、商船界のことをも深く図らざるべからずと談じたるに、彼等は皆曰く、武士は文武を主として、商業の賤きを談らず。君の談の如きは、西洋にして始めて可なり。我国の有司は則ち然らずとて、一笑せり<sup>(17)</sup>。

この問答より、房五郎はこの時点で海軍のみならず商船界に目を向けていたことがうかがえる。西洋に伍するために軍力は必要だがそれを支える資金を提供できるだけの国力が必要であり、そのためには西洋のように産業を振興し、貿易を盛んに行い国富を増大することこそ肝要と考えたからである<sup>(18)</sup>。前者については官軍操練所で共に学ぶ生徒たちも同意するが、海軍の増強とともに商船界の振興にも目を向けるべきという後者の意見については、「商業の賤き」として取り合わなかったのである。

これを房五郎自身は、「本邦武士の習風」と諦観しているが、それは「生来の」武士たちの常識的な視野だったのであろう。房五郎がこの時点で実業家的発想を持ち、さらには政治家的発想の萌芽も見受けられるのは、医術、儒学、兵学に限らず様々なことを精力的に学んだことや、全国見分の旅での実体験によるところもあったと思われるが、房五郎の出自がマージナルな階層であり、「生来の」武士身分にありがちな視野の限界といったものに捉われなかったことが大きいであろう。そして箱館に設けられた幕府の諸術調所の教授・武田斐三郎が同港に停泊しているアメリカの商船長ボーデッティを招聘し、商船とその業務について学び、生徒も聴講していることを伝え聞いた房五郎が、この問いに対する答えを期待して箱館行きを決意したことも当然のことであった。

安政5(1858)年箱館に向けて出発する際に、房五郎は巻退蔵(もしくは巻退蔵密)と名乗るようになった<sup>(19)</sup>。箱館についた退蔵は、箱館奉行所の奉行所頭栗本瀬兵衛(鋤雲)を頼り、その紹介で調役山村惣三郎の子源太郎の家庭教師となり、同家に住み込んで武田斐三郎の塾に入門する機会を待った。そして、翌安政6(1859)年、退蔵はようやく入塾を許されたが、武田は多忙のため教授する時間がなく、ボーデッティも一年前に去ってしまっていた。そこで退蔵はボーデッティの航海書により測法と測器の用法等を独学で学んだ。

退蔵の実業家的才覚の一端を知る出来事がある。ある日、武田が「諸術調所の箱館丸は船具が不完全で、運用術の実習には不十分だが、測量術実習には不足しない。しかし実習を行うには幾多の経費を要するため、これを如何ともすることが出来ないのが遺憾である」と言った際、

17 『自叙伝』、21~22頁。

18 軍艦の建造と貿易の関係については、房五郎の師である安積良斎も指摘しており、嘉永元(1848)年に記した国防論、『洋外紀略』の「巻下 海防」に、「彼多大舶者、以其通商于万国。故所得足以償其費。我之用之戦闘与漕運爾。而欲損数百万金、以造数十隻、非財力所能給也。(彼(=外国)の大舶の多き者は、其を以て万国に通商す。故に得る所、以て其の費を償うに足る。我(=日本)惟だ之を戦闘と漕運とに用うるのみ。而して数百万金を損じて、以て数十隻を造らんと欲するは、財力の能く給する所にあらざるなり。)」とある(村山吉廣監修・安藤智重訳注『洋外紀略 安積良斎』明徳出版社、2017年、264~268頁)。

19 幼時に学んだ『中庸』にある「卷之則退蔵於密」(之を巻けば則ち密に退蔵す)の句から採ったものである。

退蔵は武田に「蝦夷の海産物の価格は安い、大坂方面では高値で売れるので、海産物を運搬して売却すれば、測量術実習の経費を賄って余りある。ただし箱館丸は官船なので商人と利を争うことは許されないだろうから、名目を日本海測量として、荷足のために海産物を積みばよいだろう」と建議し、武田は拍案してこれを承諾したという。同年7月、箱館丸は日本沿海の測量を目的として、昆布を荷足として積み込み出帆した。船は佐渡、隠岐に立ち寄り、下関と長崎にて積載の昆布を売却した。武田の郷里である伊予長浜に寄泊の後、兵庫を経て播州堺浦にて10日間停泊、この間に奈良等の勝地を清遊し、10月半ば頃に堺浦を出港、浦賀港に入り、11月初めに山崎の出港して宮古の鯨ヶ崎港に停泊した。この時期は連日の風雪が激しく乗組員の冬衣の準備も十分でなかったため、春まで停泊することとなり、退蔵はこの間に武田に随行して釜石の大橋・橋野の溶鉱炉の見学も行った。そして翌春箱館に帰港したのである。さらに万延元（1860）年、箱館丸は再び航海することとなり、退蔵は箱館奉行から測量役を命じられての出航であったが、大いに不満の残るものであったという。その航海の目的は「貿易奨励」という名目だったが実際は全くの営利目的であり、海産物が士官室にまで満載されていた。退蔵は、この状況を次のように述べている。

余は以為らく、当時の国情に在りては、官は宜しく洋形船の堅固、快速、船内規則の整備、営業上の有利等を示して、人民を指導すべきなり。然るに其等の意義なくして単に営利を目的とするは不可なり。況んや官吏は、営業上老商に及ばざるをやと（物産の買入は御用商人に依るを以て）。乃ち卑見を武田氏に陳べしに、氏は唯々同感なりと答へたるのみ。時に井伊大老の変あり、上国の形勢愈々險悪ならんとす。余豈一商船の乗員となりて、無聊に時を費さんやなど慨歎せしも、之を如何ともすること能はざるを憾めり<sup>(20)</sup>。

退蔵が航海術を学んできたのは、あくまでも「官」の役割を果たすためであり、それは西洋の脅威を正しく認識し、人民を指導することであった。その意義なくただ「商船」のように営利を目的とした航海を行うことに時間を費やすことを退蔵は嘆いているのである。ここに退蔵の生来の武士とも商人とも異なる「限界的階層者（マージナル・マン）」<sup>(21)</sup>としての現状に対する不満と、政治家的志士としての視点を感じ取ることができるのである。

その後、退蔵は廻船業者やその船員、陸上の執務者の業務の実際に興味を持ち、廻船業者の手代となって海陸両方面の仕事に従事し、樺太南岸まで航行したが、江戸の友人より「速に帰来せよ」と便りがあったため、箱館奉行支配組頭の向山栄五郎が江戸に帰ることを聞き、これに同行して一旦江戸に戻ったのである。

### (3) 長崎・鹿児島行と西洋文明との接触

文久元（1861）年2月、ロシア軍艦対馬占領事件（ポサドニック号事件）に対処するため、外国奉行野々山丹後守の随行者として向山栄五郎が選ばれ、退蔵は請われて向山に随行し、対馬に向って出発した。奉行一行が対馬に到着した時には、イギリス艦隊の介入によりロシア軍艦が退去した後であったので、一行は対馬全島を視察し、12月下旬に肥前藩の汽船に乗り込み帰途についた。

20 『自叙伝』、32頁。

21 マージナル・マン（marginal man）は、周辺人、境界人と訳され、複数の異質な社会や集団に同時に属し、いずれにも影響を受けながらも、いずれにも完全には帰属していない人間のことをいう。ここでは、江戸時代の身分秩序（武士、農民、商人）の範疇に収まらない階層の者を指す。

対馬視察の際、退蔵は、ロシア艦が繫留した跡地である芋崎で、ロシア風の家屋が建築され、菜畝が開拓される等、「永遠の計」が着手されていた形跡を見、さらに湾口の高所に斥候所を置き、占領防衛のための施設を設けていたことを知り、「実に憤怒を禁じ得ざりき」と述懐し、より海外の脅威と国防の必要を認識するようになる。

文久2(1862)年頃より、退蔵は長崎での留学生活を始めていた<sup>(22)</sup>。そこで退蔵は、後の郵便創業のための大きなヒントを得ている。一年前、箱館丸に測量担当として乗船して長崎に赴いた際、長崎で『漢訳聯邦志略』という本を入手しそれを読み、その本の中の「其設官分職」という章に、「駅逋院長は水陸の駅伝を掌理し、国内に送る書簡、国家間を往復する書簡にかかわらずその送達距離に応じて料金を決定し、これによってそれぞれ料金を徴収する」と書かれているのを見つけた。そこで私は、アメリカでは信書の料金というものをすべて政府が定め、かつ飛脚業者の業務にも政府が介入することによって、国内はもちろん、外国までも広く送達する方法を実現することができるのではないかと考え、「胸中一縷の光明を認めたるの感ありき」<sup>(23)</sup>と述懐している。

当時長崎には外国宣教師が訪れており、彼らは幕府の通訳官に英語を教えながら、通訳官から日本語を学んでいた。退蔵は長崎でアメリカの宣教師ウィリアムズ、さらに同じく宣教師フルベッキより英語と数学を学ぶ機会を得た。あるとき退蔵はウィリアムズとアメリカ事情について話をした際に、アメリカの通信制度について質問した。ウィリアムズは、「国家において通信というものは、ちょうど人体における血液のようなもので、人体は血液の循環によって生きることができ、健全でいられる。そして、血液が循環できるのは血管があるためである。もし血管が詰まってしまえば、人体は健全さを失い、その生存さえ危ぶまれる状態に陥ってしまう。これを国家に例えれば、血液は通信であり、血管は駅逋である。したがって、駅逋事業の興廃はまさに国家の盛衰に関わるのである」と通信の重要性を説明し、さらに一通の封書を手箱から取り出し、その表面に貼ってある郵便切手を示しながら、「これが我が国の政府の定めている料金の納付証であり、この切手が貼られた信書は、本国の国内はもとより、郵便条約を締結した国であればどこでも郵便料金が支払い済みであるとの証明がなされ、配達されるのだ」と郵便の概要について説明した。退蔵はこの話を聞き、我が国の通信方法を急いで改善することが必要であると一層感じながらも、この時点ではどうすれば完全な通信の仕組みを作り上げることができるのかについては、さしたるアイデアも思い浮かばなかったと述懐している<sup>(24)</sup>。

文久3(1863)年11月、退蔵に大きな転機が訪れる。長崎で英語稽古所の学頭を務めていた何礼之(がのりゆき)が池田筑後守を正使とする遣欧使節の通訳官として同行することを命じられ、江戸に招聘された。このとき1名の従者を連れていくことを許された。退蔵は欧州の実況を見聞したいと熱望し、何に志願し受け入れられた。両名は福岡藩の船コロンビア号に乗船したが、船の故障により期日に遅れて江戸に到着したところ、使節一行はすでに横浜を出港した後だった。渡欧の機会を逃し、長崎への帰途に就いた退蔵であったが、この往復の道すがら何から直接英語を学ぶ機会を得た。

22 退蔵がこの時期に長崎に滞在することになった理由については、自伝などにも詳細は記載されていない。『行き路のしるし』に「廿六歳ノ秋ヨリ長崎ニ於テ英書ヲ学ヒ従事シ」とあるのみである。しかし退蔵の26歳時は万延元年にあたるので、これは記憶違いである。山口修氏は、「おそらく退蔵は対馬からの帰途、博多あたりで奉行たちの一行と別れ、長崎に赴いたのではあるまいか。そして箱館における学習、および箱館丸に乗組んだ経験を生かして、請われるままに操船の技法を教えたのであろう」と推測している(前掲、山口修『前島密』、60頁)。

23 前島密談「郵便制度は如何にして生まれたるか」『通信協会雑誌』第1号、1908年8月25日、37～38頁。

24 同上、38頁。

元治元（1864）年春、長崎に戻ると何は自宅に英学の私塾を開いた。何自身は多用により授業の時間がなかなか持てなかったため、退蔵が塾頭となり、長崎奉行に紹介し、あるいは先述の宣教師フルベッキに授業を依頼する等、学事上多くの援助を得た。翌年には長崎奉行の支援で塾舎を新設。塾生は百数十名を数えた。慶応3（1867）年7月、何が幕府の命により開成所教授並となり、江戸へ赴いたため、何の長崎の英学塾は3年間という短期間で終わることとなったが、この間何の教えを受けた者には退蔵のほか、高橋新吉、前田正名、芳川顕正、陸奥宗光らがいた。

また当時、英学塾で学ぶ仲間の中には生活資金にも苦勞する者がいることを聞き、彼らのために禅宗寺の空堂を借り、互いに助け合って学業に励むための合宿所とし、何に承諾を得て「培社」（ばいしゃ）と称する学舎を開設した。所長兼学長は瓜生寅（うりゅうはじめ）に依頼し、退蔵は財政を担当していたが、自身も金銭に乏しいため、開設して数日後には私物を米屋に売却して食費に充てねばならないほど苦しい状況であった。

退蔵が培社の運営に苦心しているとき、培社の一員であった薩摩藩士鮫島誠造より近年鹿児島に開設された開成学校の英学教員として鹿児島に来るよう要請を受けた。退蔵は、自分は本来学究を目指している者ではなく、英学も未熟で薩摩藩の召集に応ずべき技量もないと固辞したが、再三の要請により最終的に応じることとなった。退蔵は鹿児島行きを一月延期し、運営資金を支援するために、紀州藩の依頼で蒸気船明光丸の汽関士長としての仕事を請け負ったが、瓜生の金銭不祥事がきっかけで、ついに培社は経済的に破たんし閉鎖することとなった。培社運営の期間は短く、その仲間は10名程度であったが、先述の芳川顕正や林謙三、鮫島誠造ら逸材がそろっており、退蔵はこの時の仲間と終生親交が続くことになった。

元治2（1865）年1月初旬、退蔵は薩摩藩の汽船に乗り、鹿児島へ赴いた。鹿児島では丁重な待遇を受けたが開成学校の生徒の数が日に日に増えてきたため、一人では授業が十分に行えなくなったため、培社の書生であった林謙三と橋恭平を助手として招聘した。当時、開成学校を監督する立場にあったのが、大久保一蔵（のちの利通）であり、ここで退蔵と大久保は出会っている<sup>(25)</sup>。

また、この地で退蔵は将来の大きな課題を得ている。鹿児島に赴いてやや薩摩言葉に通じるようになったころ、退蔵は書生を集めて演説を試みた。薩摩言葉やそのなまりも交えて分かるようにと苦心したが、演説後に書生たちに「自分の意を領されたか」と尋ねたところ、皆一斉に「解り申さず」と答えたのに失望している。そしてこのとき「自分はシミジミ国に共通する語学が無くてはならぬ」<sup>(26)</sup>と感じており、将来、国語改良問題に情熱を持って取り組むきっかけの一つとなったのである。

鹿児島に滞在して1年経ったころ、薩摩藩内の情勢は倒幕路線を歩むようになり、倒幕論に批判的な立場をとる退蔵とは考えを異にすることとなった。同じ時期に郷里から知らせで兄又右衛門が死去した知らせを受けたことを機に、退蔵は薩摩藩に帰郷を訴え、鹿児島を去ることとなった。

前島の長崎・鹿児島における英学習得および教育活動については、自伝にもあまり詳細に記されていないため、その評価は難しい。英学を学んだのも、退蔵自身が述べているように「学

25 退蔵は大久保の家を訪問した際の歓談にて、大久保より海軍士官となることを求められるが、自身は商船事業の世話役となることを望み、同事業の改革・振興に尽力したいことを述べている。この縁について後に、「明治八年に至り、政府に商船の議起るに及び、公が余を信任するの伏因と為れる者なり」と述懐している（『夢平閑話』（前掲、『鴻爪痕 前島密伝』所収、434～436頁））。

26 『逸事録』（前掲、『鴻爪痕 前島密伝』所収）、301頁。

究」のためではなく、岩瀬の勧めにより「政治的志士」として世界の大勢を知るための手段を学んだに過ぎなかったからであろう。しかし、そこで逡巡（郵便）事業の開設、国語改良という将来挑むべき課題を得たこと、終生の友人たちを得たことを挙げても、退蔵にとって大きな意義があったことは間違いないだろう。

また、大久保利謙氏が指摘するように、退蔵が長崎で何礼之から英学を直に学び、後に鹿児島の開成学校で教授を担ったことは、何礼之に代表される長崎の英学が鹿児島へ分派・進展したことを意味し、これは英学史的観点から見れば重要な事と思われる。長崎の何礼之の塾は塾主何が江戸に去ったことにより途絶えたが、何に師事した退蔵が鹿児島の英学の創設に大きな役割を果たしたことになる<sup>(27)</sup>。退蔵の鹿児島での教育活動の実際については詳細な記録がないが、開成学校の教授を辞する際に「多数の書生は別を送りて、三里外の某村に到り、再び盛なる宴を開き、特に惜別の歌を造りて合奏せり」<sup>(28)</sup>と深い感謝と惜別の情を寄せられていることから、同所の教育に大きく貢献したものと推測できる。

#### 4 「幕臣」前島の国家に対する認識—己が為すべきを知る—

慶応2（1866）年、江戸で落ち着いていた頃、退蔵は旗本平岡熙一に招かれた時、「足下薩州の優待を辞し、来て幕府に臣事せんと欲するは、予等の多とする所なり。然るに其経歴に依て考ふれば、未だ安からざる所無しとせず。請ふ本日は足下の抱持せる赤心の底を吐露せよ」と求められるが、それに対し以下のように答えている。

余は単に大日本政府に事へんことを庶幾するのみ。抑々幕府は今其権力を毀損し、衰勢に瀕せりと雖も、内に在ては猶諸藩を統理するの形式を存し、外に対しては一国を代表して主権者の位置を保す。是れ即ち日本帝国の大政府たり。然りと雖も帝国の歴史は殊別にして、今や即ち正理公道に基き、内を治め、外に対するに非ざれば、帝国は維持すべからず。故に忌憚無く極言すれば、幕府は潔く大政を京師に奉還し、以て真正なる日本大政府を建造せられん事を希ふのみ。然るに幕府在廷の人は、唯其衰勢を挽回せん事に専心し、国情如何を察せずして、遂に君上の聡明を壅蔽す。是れ余の如き者と雖も、憂慮に堪へざる所なり。故に自ら揣らず、幕府に臣事し、機を得て君上に拝接し、薩藩其他の情実、中外の所論を仔細に陳述し、其聡明を回し、此革新を断行せられんことを願ふ。是れ余が赤誠なりと<sup>(29)</sup>。

山口修氏は、退蔵がこの時点で大政奉還論を提示していることに注目しているが<sup>(30)</sup>、退蔵が幕府に仕えることを「選択」したことも注目すべきであろう。平岡と面談することとなった経緯については詳しく記されていないが、この面談以前に平岡に退蔵の幕府への出仕を望んでいること、薩摩での経歴を打ち明けていることがわかる。退蔵は薩摩藩において当初は客分の扱いであったが、やがて藩士の身分（小姓組）に列せられていた<sup>(31)</sup>。再び薩摩藩士として復帰することは可能だったはずであるが<sup>(32)</sup>、幕府が衰退の途にあることを知りながら幕臣とな

27 大久保利謙『幕末維新の洋学』大久保利謙歴史著作集5、吉川弘文館、1986年、356～363頁。

28 『自叙伝』、41頁。

29 『自叙伝』、42頁。

30 前掲、山口修『前島密』、75頁。

31 『夢平閑話』、435頁。

ることを望んだのは、退蔵自身が「抑余ハ大政府即チ日本政権ノ所在ヲ以テ士官ノ地トナルヲ素志トシ、殊ニ幕府ノ開国通信ノ政策ハ条理ニ国形ニ時運ニ拠リテ決シテ当ヲ失ハスト自ラ認ムル所」<sup>(33)</sup>と述べているように、自らの宿志と幕府の政策が合致したためであった。

その後退蔵は、平岡から前島家を相続する話を持ちかけられた。京都見廻組に属する前島錠次郎が跡継ぎのいないまま亡くなったため、前島家の親族である吉沢照房から平岡に前島家を相続する適任者探しを平岡から依頼されていたのであった。退蔵はこれを承諾し、慶応2(1866)年3月に前島家を継ぎ、同年11月10日(1866年12月6日)幕府より公式に相続が認められ、前島来助(来輔)と名乗った。そしてこの頃に来助は幕臣清水與一郎の長女奈可と結婚した。

こうして幕臣となった来助であるが、当初は無役であり、友人たちの忠告もあったため、しばらくは家で読書にふける日々を送っていた。そのうち近隣の子弟に請われて英語や漢書の読み書きを教えていたが<sup>(34)</sup>、幕府開成所の頭取である松本寿大夫より反訳筆記方に欠員が出たため、出仕の要請があり、退蔵はこれに応じ同所に勤務することになった。さらに慶応3(1867)年5月に、開成所の数学教授となった。

しかし、兵庫の開港が近いことを知り、「幕府ノ開国通信ノ政策」に尽力したいと考えていた来助は、例え地位が低くとも、開港地の役人として外交事務に携わるべく、兵庫奉行柴田日向守に懇願し、同奉行手付として出資することとなった。兵庫では、イギリスのお雇い外国人シイルと御用船に同乗することを命じられ、船中で税関や保税倉庫の事務について教わる機会を得た。退蔵は港湾事務に習熟するとやがて頭角を現すようになり、慶応4(1868)年正月元日に兵庫奉行支配調役に昇進した。しかし、この時期政局は一変しており、前年10月14日に將軍徳川慶喜は大政奉還の上表を朝廷に提出し、12月9日、王政復古の大号令が発せられ、小御所会議にて慶喜に辞官・納地が命じられていた。来助が昇進して間もなく、幕府軍敗北、將軍慶喜が江戸に向かった報が知らされ、兵庫奉行も部下一同を率いて江戸に退去するよう通達された。兵庫奉行は消滅することとなったが、江戸にもどった来助は慶応4年2月に勘定役の徒士目付となった。目付役平岡熙一に属して、官軍迎接役として東海に出張するよう命じられたが、小田原に到着した時には官軍の先陣が関門を設けており前進することができず、むなしく江戸に帰らざるを得なかった。

9月8日、明治と改元され、❶の冒頭で述べたように、徳川家は静岡(駿河藩)に移封され、幕臣たちの一部は静岡に移ったが、残ったものは幕臣としての職を失うこととなった。

来助は、一時浪人の身となったが、その時に「此藩臣たらんか、狭小なる封疆豈余が志を伸ぶるを得んや」<sup>(35)</sup>と、従来の進路を転じて商業に従事しようかと思案していた。英語力をさらに上達させ、その能力をもって外国商人との間に周旋すれば、自身の資産をつくとともに、商業上国富を興す上で貢献できるだろう、と。そして来助は「官たる民たる何ぞ択ぶ所あらん。報国の志より見れば、何ぞ之を賤しとするの理あらんや」と述べているが、これは偽らざる気持ちであっただろう。しかし、これを再考させたのは、これまで抱いてきた「国利発揚の志」であった。そして、「余が意志を成さんには大政府の吏員たらざる可らず。否らざれば広く国民をして文明の域に進み天賦享有の知を關かしむるを得ず」と考え、あくまでも大政府に活動の場を求めるも、「余が志願の事は徐に其道を開いて可なりと決心し」、勝海舟の求めに応じて

32 薩摩藩へ断りの信書を送ったがそれが途中で行方不明となり届かなかったため、結果的に同藩との関係がこじれてしまう。

33 前掲、橋本輝夫監修『行き路のしるし』、15頁。

34 この時来助が教えた子弟たちの中に、星亨がいた。

35 『自叙伝』、64頁。

駿河藩士として出仕することを選んだのである<sup>(36)</sup>。

来助は明治改元の2か月前の7月に勝海舟の要請で駿河藩留守居役、9月には公用人となり、旧幕府の完結処分（江戸の引渡しと士族の処置）と新立した駿河藩の経営措置（事務）など種々の業務に携わることとなった<sup>(37)</sup>。そして、明治2（1869）年来助は遠州中泉奉行となり、江戸から移住してくる無禄の士族を収容するという職務を担うこととなった。土地の富農たちを説得し、その資金によって移住してきた無禄士族のための長屋を建設した。また、士族やその家族に質素労働の風潮を興すため、来助は勸工場を設け、妻奈可を指導者として織物を指導させ、上州より労農を招いて養蚕業を習わせたりした。さらに撃剣道場や学校を設け、来助自身が教職の一員となり、ある時は授業と併行して本来の奉行職（訴訟）にも対応するという、「頗る苦心を要する」職務であった。その後、静岡藩開業方物産掛として静岡に戻り、藩内の要地を巡回して産物の状況調査の仕事にあたった。この時期に、前島は自身を「前島密」と称するようになった。

前島密が「幕臣」として仕えたのは約3年間、駿河（静岡）藩時代を含めても4年間と短い、この期間は実に濃密な時間であったと考える。藪内吉彦氏は、幕臣時代の前島を「体制内構造改革論者」と評している<sup>(38)</sup>。国を代表する「大政府」（＝幕府）の内において実務をこなしながらその利のためにさまざまな施策を講じてきた経歴を見てみれば、藪内氏の評価は前島の性質を的確に指摘していると思われる。

また前島は、幕臣となって間もない慶応2年12月に「漢字御廃止之議」、大政奉還後の慶応3年12月に「領地削減の議」を将軍徳川慶喜に建言し、慶応4年3月に明治新政府の実力者である参与大久保利通に「江戸遷都の議」（提出文書の名称は「大久保に与えて東遷を論ずる書」<sup>(39)</sup>）を提出している。これらの建言は本来詳細に取り上げるべき内容であるがいずれも長文であるため、ここでは建言の要旨のみを示しておきたい。「漢字御廃止之議」は、国家の大本は国民の教育であり、その教育普及のためには平易な文字による言文一致が望ましいとする見地より漢字の不合理性を説き、仮名文字を国字にすべきと主張したものである。「領地削減の議」は、朝廷が内外に対して大政を処理するには莫大な費用を要するため、この機に徳川家の所領の3分の2を削減して朝廷に返還するよう建言したものである。「江戸遷都の議」は、大久保が慶応4年1月に提出した建白書によって新政府の中心となる首都を大坂に移すという「大坂遷都論」の意見を出したのに対し、江戸を首都とするのがふさわしいと主張するものであった。

それぞれ建言の目的は異なるが、いずれも前島が属する幕府ではなく、新たに建設される国家を見据えている点で共通している。前島は戊辰戦争で幕府軍が敗れた時に、「我軍の敗北は遺憾至極なるも、之を我国状に照して考ふれば、或は之を慶事とせん。若し我軍にして勝利を得たらんか、百難紛起し、遂に外国の乗ずる所となりしなるべし。薩長其他の有志も、単に其藩に私せるに非ず、其藩力を以て皇威を回復し、建国の基礎を確立せんと謀れる者なり」<sup>(40)</sup>と回顧している。

以上は、前島が後世に語った内容であるが、前島は建言書を提出した当時においても、「帝國政府」<sup>(41)</sup>「大政府」という言葉を用いている。これは明らかに藩・公儀（幕府）・禁裏（朝廷）といった近世の政治秩序を超越した、これから確立されるべき「国家」（新政府）のことを指

36 『自叙伝』、65頁。

37 前掲、橋本輝夫監修『行き路のしるし』、16頁。

38 藪内吉彦「日本の夜明けと前島密」『話』第552号、（財団法人通信協会発行）、2001年1月、12頁。

39 『夢平閑話』、442～444頁。

40 『自叙伝』、50頁。

している。「慶喜公ニ上ル書ノ草稿」には、「大政御返上ハ我公殿下至誠之御深慮ニ出タルハ、毫モ疑ヲ容サル所ナルモ、朝廷ニ於テハ御返上ノ大政ヲ処理シ、且帝国政府ノ体面ヲ保持スル經費ハ巨額ナルヘク、又帝国ノ現状ハ外ニ対シテ海防ノ設備薄ク、内ニ在テハ政治挙ラス、畢竟外人ヲシテ侮蔑ノ念ヲ生セシメ跋扈ノ暴ヲ恣ニセシムルモ、其原全ク茲ニ存ス」<sup>(42)</sup>とある。領地削減の目的は、倒幕の気運を鎮めることと、新政府の財政を支援することにあつたが、一面でこの建言は將軍（幕府）に対する批判とみなされかねない危険な行為でもあつた。それでも前島は、新政府の整備を行い、海防の設備の充実が最優先と考えたのである。そのため、幕府と新政府（朝廷）の争いが長引くことによって、国内を混乱させ、外国に付け入る隙を与えてしまうことを危惧していた。奥羽越列藩同盟の中にあつて最終段階まで政府軍との戦争に反対する立場をとり、戊辰戦争の際には新政府の指導者三条実美や木戸孝允らとの話し合いを求めて京・大阪間を奔走し前島を頼ってきた米沢藩士・宮島誠一郎に自分の通行鑑札を渡して便宜を図つたこと<sup>(43)</sup>、幕府軍として最後まで徹底抗戦をしようとした者たちに対し危険を顧みず直に諫言したことは<sup>(44)</sup>、前島の抱く理想の社会に向けて迷いなく行動を起こす信念の強さを体现している。前島の目指した理想の社会とは、国際社会の中にあつて欧米列強に伍するだけの力を備えた統一国家であり、それは文明開化の礎となるべきものでもあつた。

## 5 むすびにかえて

明治2年12月28日（1870年1月29日）、前島密は政府の要請により民部省改正掛に勤務することとなつた。改正掛とは、同年11月18日（1868年12月20日）に民部省に設置された部署であり<sup>(45)</sup>、明治政府に必要な制度改革の素案を作成し、近代国家を建設するために設けられた。メンバーは、大隈重信、井上馨、伊藤博文ら幹部のほか、渋沢栄一を中心に、郷純造、塩田三郎、赤松則良、杉浦讓など外国留学・出張経験者や、前島密など欧米の事情に詳しい旧幕府の俊英たちで構成され、郵便制度、駅制、度量衡、貨幣制度、租税制度、鉄道敷設など、近代国家建設の礎となるものの創設について議論が行われた。改正掛およびそのメンバーの功績の詳細については、井上潤氏の報告に譲ることとし、ここでは元々医学を志していた前島密が幕臣を経て、なぜ明治前期に政治家的素養を持った実務官僚として経済・制度など「文明開化」の「外形」面の進展に貢献しえたのか、その要因について検討しておきたい。

18歳までの前島は、医学を志す書生であつた。生地越後国頸城郡下池部村、糸魚川、高田、江戸と学問の場を移し苦学しながら医学を学んでいたが、医学に限らず儒学や西洋事情等も精力的に学んでいった。特に海外事情と国内の現状を考えるきっかけとなつたのは、安積良斎の門下で薫陶を受けたことが大きいだろう。安積は朱子学を主としたが、陽明学や西洋の知識も積極的に取り入れるなど、多様な価値観、進取の気風を持った学者であつた<sup>(46)</sup>。『洋外紀略』

41 郵政博物館には、領地削減に関する徳川慶喜への建言書の案文が収蔵されている（「慶喜公ニ上ル書ノ草稿」（慶応3年12月）、郵政博物館蔵、整理番号：8101-0602-A04）。この時点で、「帝国政府」という言葉が見受けられる。

42 前掲、「慶喜公ニ上ル書ノ草稿」。

43 『自叙伝』、60～61頁。

44 兵を率いて東北地方への脱走を図ろうとする大鳥圭介に対し「大に活眼を開き、日本帝国の形成を洞観し、以て天職を完うせよ」と説得し、駿河藩の艦船を奪って蝦夷地への脱走を画策する榎本武揚に対しては「大義に照して甚だ取り難し。今や本邦に最も乏しきは海軍の艦船なり。…（中略）…君何ぞ護国の念慮の薄弱なるや」と諫言している（『自叙伝』62～64頁）。

45 明治3年7月10日（1870年8月6日）に大蔵省に移管、明治4年7月27日（1871年9月11日）大蔵省と民部省の再統合時に廃止された。

のように、欧米列強が日本近海にも進出している時期に幅広い学識に基づく国防論も著しており、安積の門人には前島のほかにも栗本鋤雲など海外に目を向けた者が多かった。浦賀でペリー艦隊を実際にみた若き前島が志を変えたのも、安積に思想的に大きく影響を受けていたからと思われる。

「草莽の志士」となった前島は、その後全国の港湾を実際に見分し、江戸で兵学、機関学、箱館にて航海術、長崎にて英学、数学を学び、鹿児島で英学の教鞭をとることになった。その過程で様々なことを知識だけでなく実践で学ぶ機会と貴重な人脈を得ることとなり、同時に自らの理念も確立していった。

幕末期には、高い能力を持った人材が身分の壁を超えて幕臣として登用される機会が増えていた。「日本帝国の大政府」にて自らの志を果たすべく能力を発揮したいと考えていた前島は、平岡熙一の勧めで幕臣となった。幕臣となった前島は、当初開成所で翻訳の仕事、そして数学教授を務めたのち、兵庫にて港湾事務を務め、幕府倒壊後駿河藩士となった際には、旧幕府の完結処分と新立した駿河藩の経営措置の業務にあたり、遠州中泉奉行に命じられた際には、江戸から移住してくる無禄の士族を収容し、自活の道を促すといういわば「士族授産」の先駆けとなる業務にあたった。前島にとって幕臣（駿河藩士）時代は、「官」の実務に直接携わる機会を得たが、これは新政府時代に実務官僚として活躍する、いわば「準備期間」であったといえよう。

新政府成立後は、まだ全国統治のための機構や組織を持たなかったため、当初政府を支えたのは、幕府から継承した行政組織と継続的に「朝臣」として登用された旧幕臣たちであった<sup>(47)</sup>。しかし、幕府時代以来の業務を繰り返すだけの役割は暫定的なものであり、やがて新政府の官僚機構が整理されていく過程で彼らは淘汰されていった。そのような中であって、前島は変わらず新政府の実務官僚として辣腕をふるい続けた。前島が改正掛、後に内務省の官僚として近代国家建設の礎となる諸制度を建策し、実現に貢献しえた理由の一つとして、前島が武士・農民・商人の範疇に収まらないマージナル・マン（限界の階層者）出身者であったことが大きいであろう。明治時代に入ってから様々な分野で活躍した幕臣たちのうち、前島、洪沢栄一、福澤諭吉などは、士農工商といった階級区分に収まりがたい出自であった。彼らは、幼いころより武士の教養と品性を身に着けている一方で、幕府時代の待遇や環境への不満をもっており、一定の身分への単純な融合ができないことから、生来の武士階級とは異なる「啓蒙的」な視野（実業家的感覚）を併せ持っていた<sup>(48)</sup>。たとえば、前島は郵便事業の普及策として、各地の庄屋・名主、有力商人を郵便取扱所（郵便局の旧称）の取扱役に任命し、小額の手当てを支給し、郵便局舎を無償で提供させる制度を考案した。各地に眠る民間の力を郵便事業普及のために集結するという発想は、原点がマージナル・マンである前島ならではのものであったといえよう。

(たはら けいすけ 郵政博物館主任資料研究員)

46 前掲、村山吉廣監修・安藤智重訳注『洋外紀略 安積良斎』、346頁。

47 門松秀樹『明治維新と幕臣「ノンキャリア」の底力』中公新書、2014年。

48 大久保利通は前島のこの能力を高く評価し、新設された内務省（明治6（1873）年11月設置）において前島を継続的に重用した。石黒忠憲は、「大久保内務卿は他人に向ひ、随分尤らしき議論家もあるが、結局算数に至ると当れるものが少ない、そこに至ると、前島に於ては総ての議論が算教に基いて居るから、他に一頭地を抜くのであると申されたと聞て居る」と回顧している（『追懐録』前掲『鴻爪痕』所収、679頁）。

論文

# 名古屋の飛脚問屋 井野口屋半左衛門 —尾張徳川家御用と非御用との競合—

巻島 隆

## はじめに

江戸時代に尾張国名古屋で営業した飛脚問屋井野口屋半左衛門は、名古屋—京都—大坂—奈良を主な輸送エリアとし、享保8年（1723）から文政5年（1822）にかけて尾張徳川家の御用を「無代」（無償）で務める代わりに藩の庇護を受け、独占的に武家・町人荷物を輸送した。

飛脚研究は、長年に亘り藤村潤一郎氏によって江戸定飛脚問屋（地方の出店含め）、京都順番飛脚問屋、大坂三度飛脚問屋に関する実態解明の研究を中心に進められてきた<sup>(1)</sup>。いわば三都（江戸、京都、大坂）の各飛脚仲間を中心としたものであったと言っている。だが、地域の事例研究は藤村氏が手掛けた加賀金沢、信州上田、九州小倉などがあるものの、その蓄積は全国をカバーするまでには至っていない。そこで本稿では新たに事例研究を加えるべく、既刊の翻刻史料をベースに井野口屋の輸送実態や宰領飛脚、他業者との競合、災害情報発信などについて検討する。

権力から手厚く庇護された井野口屋が、藩の認可を得ないまま町人荷物を請け負う飛脚業者によって荷物受注を奪われ（井野口屋の立場からは）、激しく競合した局面が少なからずあったことはもっと注目されている。むしろこちらの“無認可”の飛脚業者の方が町人利用の上で恐らくは日常化・常態化していたものと思われる。町人需要を満たしていたという経済的意味からも井野口屋の史料を逆手に取って競合相手に焦点を当ててみたいと考える。

史料は渡邊忠司・徳永光俊編『飛脚問屋井野口屋記録』全4巻（思文閣出版、2001～04年）を用いる。同書は大阪経済大学所蔵の「井野口屋飛脚問屋記録」全33冊の翻刻であり、管見の限りでは全国的にも数少ない貴重な飛脚関係史料群と言える。

これまで同史料を用いた先行研究は豊田敦子氏による井野口屋の宰領飛脚に焦点を当てた成果がある。豊田氏は、井野口屋の宰領が経営危機に陥った井野口屋に融資を行い、また経営に介入するなどの独特な特徴を明らかにした<sup>(2)</sup>。豊田氏は、宰領と井野口屋の関係について藤村氏の指摘する本家・別家の関係との類似性の指摘を踏まえた上で「宰領が飛脚問屋から独立していた面と、飛脚問屋に抱えられている面の両面が見受けられた」と評価する。筆者も如上の豊田氏の見解に基本的に首肯するものであるが、本番宰領（後述）が藩の御用を請け負う中で井野口屋によって人数・身元など完全な管理下にあったとする点においては、制度と実態の乖離という側面から疑念を持たざるを得ない。本論ではその辺りについても論及したい。

本稿では井野口屋の全体像（歴史、輸送圏、宰領、御用荷物）を改めて整理した上で、井野

1 藤村潤一郎氏の論稿・史料翻刻は膨大な量に上るので、ここでは割愛するが、拙著『江戸の飛脚』（教育評論社、2015年）巻末に同書刊行年までの藤村氏の成果を列記したので参照されたい。

2 豊田敦子「近世飛脚問屋における宰領」（『京都橘大学大学院研究論集 文学研究科』7、2009年）

口屋の営業に影響を与えた同業他社とも言える“非御用”の存在と競合に触れる。

## 1 井野口屋半左衛門の輸送ネットワーク

### (1) 井野口屋半左衛門

井野口屋の由緒を記す「井野口屋濫觴之事」<sup>(3)</sup>によると、先祖は豊臣秀次に仕える武家と称し、秀次自刃の後に浪人したとされる（系図参照）。姓は山田氏である。屋号の「井野口屋」は、初代半左衛門が妻子を居住させた近江国高島郡井ノ口村（現、滋賀県高島市新旭町）に由来する。

京都に在住した先祖が茶屋新四郎（尾張徳川家御用達商人）方に入入りするようになり、寛永11年（1634）、將軍徳川家光の上洛に合わせ尾張藩主徳川義直が上京した際、2代目半左衛門が同藩の御用日雇方（人足手配と荷物輸送）を務めた。半左衛門は西洞院茶屋屋敷において義直の目見得を賜わり、これを機に尾張徳川家の御用物輸送に関わるようになったという。4代目半左衛門が御用物輸送を正式に認可してくれるように藩に願い、5代目半左衛門（享保10年〈1725〉に半右衛門と改名）が享保8年11月12日付で、尾張藩京都御買物奉行の安藤嘉兵衛より名古屋一京都の御用輸送を認められた<sup>(4)</sup>。名古屋に飛脚所を開き、京都店との御用輸送を開始した。この5代目半右衛門が井野口屋の基礎を築いた。

6代目半左衛門は5代目の養子として育てられ、宝暦7年（1757）に5代目が死去すると、17歳で家督を継いだ。若かったため、業務に精通した手代善六が京都・名古屋両店を差配した<sup>(5)</sup>。宝暦8年に善六が暇を遣わされると、太助が明和9年まで店を切り盛りした。6代目半右衛門が明和2年（1765）に再び「半左衛門」と改名した<sup>(6)</sup>。6代目は養母妙専（5代目妻）と肌が合わなかったようであり、妙専は6代目を「身持不宣」ため病気として隠居させ、6代目の妹しなに簪を取って継がせようと画策している<sup>(7)</sup>。

### (2) 名古屋店

井野口屋は京都店を拠点に営業していたが、享保8年（1723）に尾張藩の上方御用輸送を正式に認可されると、名古屋本町一丁目東側中程の御革屋市左衛門扣家を借りて飛脚所を営業した<sup>(8)</sup>。これが名古屋店の始まりである。

それまでも他の飛脚問屋が上方輸送を行っていたが、藩役所では営業を停止するか、または井野口屋と相對契約して営業することについて「勝手次第」とした<sup>(9)</sup>。

享保11年に5代目半左衛門は家族と共に名古屋へ移住したが<sup>(10)</sup>、実際のところは名古屋と京都を往来して生活をしていたように思われる。

井野口屋が月10斎の飛脚を務めていたが、享保20年に伊勢屋喜兵衛（名古屋小桜町）から月

3 渡邊忠司・徳永光俊編『飛脚問屋井野口屋記録』1巻（思文閣出版、2001年）6、7、54～56頁。これ以後、『飛脚問屋井野口屋記録』は略し、巻・頁数のみ示す。

4 1巻56、57頁。

5 1巻248、249頁。

6 1巻248頁。

7 1巻259、260頁。6代目半左衛門が下女の「巻」を妾にしてから、養母妙専と実父道怡兩人との間で親子不和になった。

8 1巻84、144頁。

9 1巻57頁。

10 1巻66頁。



5斎の飛脚を務めたいとの願いが尾張藩に提出され、これが許可された。ところが、延享元年(1744)8月、井野口屋は伊勢屋喜兵衛から1カ月のうち5日の差し立てを担う「五斎株」の権利を永代譲渡された<sup>(11)</sup>。

伊勢屋経営不振の原因は銭相場下落と受注荷物の減少とされる。だが、受注荷物は井野口屋に競り取られていた。伊勢屋は月5斎から月10斎に増便したい旨を藩に上申したが、認可されなかった。このため伊勢屋は密かに増便したが、これが藩に発覚したため、月5斎に戻したというが、経営破綻に至った<sup>(12)</sup>。これまで「十斎株」を所持した井野口屋は伊勢屋の没落で1カ月15斎の飛脚差立を一手に担った<sup>(13)</sup>。

その間、店舗は元文3年(1738)10月11日付で、名古屋本町一丁目東側中程地内で喜兵衛から家屋敷を買い取って新たに名古屋店とした。この家屋敷は表間口4間(7・2メートル)、裏行15間(27メートル)と伝わる。

明和8年(1771)9月、「井野口屋半左衛門勝手不如意ニ付相続成かたく」という経営破綻の状況に陥り、伏見屋九郎治が10カ年限りで井野口屋から飛脚株を引き受け、代わって屋号そのままに井野口屋を経営し、借財の肩代わり、旧経営者への生活費支給、藩御用継続を取り決めた一札を名古屋の茶屋御役所に提出した<sup>(14)</sup>。

寛政4年(1792)、山田氏は関係者と宰領から融資を得て飛脚株を取り戻した。名古屋店は文化4年(1807)に長者町二丁目(文化3年買い取りの家屋敷)へ移転した<sup>(15)</sup>。

### (3) 京都店

京都店所在地は京都西洞院六角下ル町東側である<sup>(16)</sup>。尾張藩御用を認可された享保8年まで井野口屋は京都店に営業と生活の拠点を置いていたが、名古屋へ移住した。享保11年に経営者と家族が名古屋店へ移住した。6代目半左衛門は明和2年(1765)には名古屋店に居住したが<sup>(17)</sup>、明和6年以降は家族と共に京都店に居住した<sup>(18)</sup>。「両店」と併称される京都店と名古屋店を往来し、基本的に京都店を生活拠点としたものと思われる。

その間に店舗の所在地も変わり、宝暦5年(1755)、新町通蛸薬師下ル町に移転した<sup>(19)</sup>。安永2年(1773)6月3日、新町通り四条下ル南四条町茶屋嘉右衛門借家から烏丸三条上ル東側中程袋屋作兵衛借家へ転宅した。

京都店は尾張藩御用達商人の茶屋と尾張藩京都屋敷(錦小路御役所と称される。錦小路通新町東江入ル町)との関係が密接である。井野口屋は延着の断りや災害報知などを京都屋敷へ頻繁に届けた。延享2年(1745)の段階で京都屋敷留守居は平野弥三右衛門と小島又六の両人が

11 1巻22、23頁。

12 1巻23、24、81頁。

13 永代譲渡後も井野口屋は伊勢屋に対し、五斎株料金として年3両2分を支払っていたが、伊勢屋の頼みを聞き入れて宝暦7年(1757)2月から年4両に引き上げた。後に伊勢屋喜兵衛は井野口屋に奉公し、天明元年(1781)から「間番」(井野口屋の定日の合間の発送)を務めている。

14 1巻190、191頁。

15 2巻265頁。

16 1巻59、60頁。

17 1巻249頁。明和2年に井野口屋半左衛門は「京都店之儀者番頭引請、其外手代共打寄取扱仕、私儀も折節罷登暫宛逗留仕諸事指図仕事候得者職分手薄儀も無御座候」と福井藤左衛門宛てに述べている。

18 1巻261頁に、明和6年に半左衛門と実父道怡との親子不和を示す史料「半左衛門病気養生御引戻之事」が記載されるが、京都居宅での出来事である。1巻190頁には明和8年に「当盆前半左衛門名古屋江罷越」とあり、京都に居住したことがわかる。

19 1巻144頁。

務め、御用達商人は西洞院坊薬師角の茶屋新四郎と確認できる<sup>(20)</sup>。

#### (4) 大坂店

大坂店は、井野口屋が尾張藩御用を務めた享保8年（1723）に石川屋嘉兵衛が本町橋東詰で営業を開始した。石川屋は井野口屋山田氏の血族ではないと推測される。あくまでも契約関係であろう。大坂店は「井野口屋」屋号の借用代として屋号株料を毎年上納した。屋号株料は文化年間の金額であるが、「鳥目十五貫」を上納したことが確認できる<sup>(21)</sup>。

初代嘉兵衛の跡は息子が二代目嘉兵衛を継承したが、二代目は「相場ヲ好候所不幸ニして借金多ク得意先キ象牙屋勘兵衛之届ケ金ヲ引込」のため自ら縊死した。「冥途の飛脚」さながら得意先の届け金を相場に流用したということであろう。二代目嘉兵衛には息子伊八がいたが、「飛脚屋を不好」髪結となった。3代目は2代目姉「おいし」の息子の佐兵衛が跡を継いだ<sup>(22)</sup>。

井野口屋佐兵衛が寛政10年（1798）冬に死去すると、息子佐市が跡を継ぐはずであったが、幼年のため手代徳兵衛が後見することになった。ところが、井野口屋半左衛門と手代伴右衛門が大坂店を傘下に入れようと、徳兵衛に暇を遣わし、伴右衛門自らが後見に就こうとした。これに異を唱えた佐市の母「みね」が尾張藩役所に訴えた。井野口屋に影響力のあった京丸屋善六も井野口屋半左衛門のやり方に立腹したため、最終的にみねの意向が通った<sup>(23)</sup>。

大坂店は営業不振を理由に、文化6年（1809）～同8年に屋号株料の全額免除、また文化9年と同10年に半額免除を井野口屋半左衛門宛てに願い出て許されている<sup>(24)</sup>。

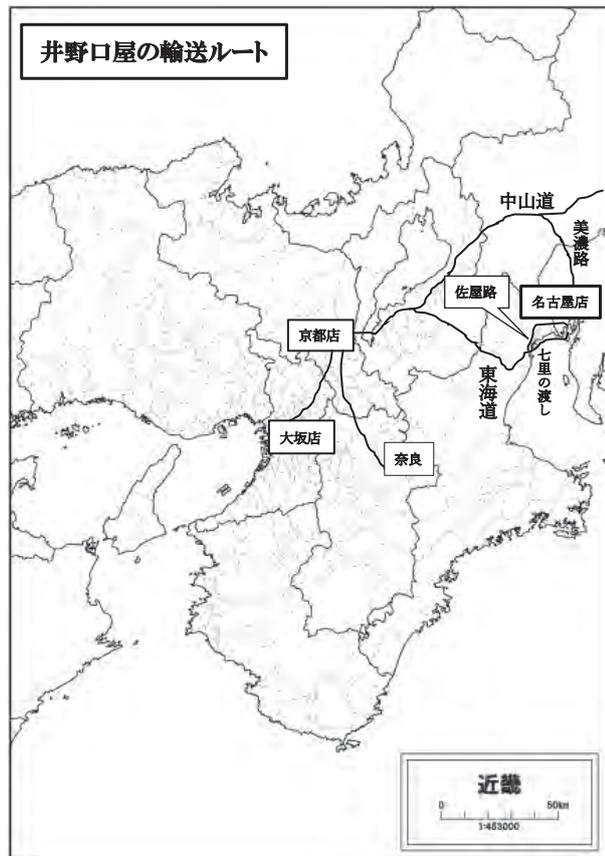
#### (5) 輸送ルートと「取次」

輸送ルートは図の「井野口屋の輸送ルート」を参照されたい。宿場は以下の箇所が使用されている。

①東海道＝宮一〈七里の渡し〉桑名一四日市一石薬師一庄野一亀山一関一坂下一土山一水口一石部一草津一大津一京都

②中山道＝（美濃路の宮一名古屋一大垣を経て）垂井一関ヶ原一今須一柏原一醒ヶ井一番場一鳥居本一高宮一愛知川一武佐一守山一草津

草津宿追分の常夜灯（写真1、12頁）によると、恐らく各宿場には「取次」が設置されていたはずである。三度飛脚の取次所から類推すると、井野口屋の取次も宿場内外での荷物の集配、通



20 「京羽二重」(延享2年〈1745〉序、早稲田大学図書館蔵)。

21 2巻428、429頁。

22 2巻125頁。

23 2巻310～316頁。

24 2巻428、429頁。

過する宰領飛脚と歩行荷飛脚から荷物を受け取り、また預けたものと思われる。具体的な業者名は不明である。

輸送上の最大の課題は、難所（渡海、渡河地点）をいかに通行するかであった。名古屋と京都を結ぶ街道は東海道と中山道であるが、東海道は七里の渡し（宮一桑名）と佐屋路の両ルートが設定された。荷主の意向で七里の渡しを避け、陸路の佐屋路（宮一岩塚—佐屋—桑名）を使うこともできた。但し、佐屋路は七里の渡しよりも飛脚賃が割高であった。

また近江国琵琶湖を渡す矢橋の渡しもリスクを孕んだ。渡しの使用を禁止していたにもかかわらず、安永6年（1777）4月、井野口屋宰領仲間が渡しを内々（内々通行仕候儀）に使用していたことが発覚し、井野口屋に対して通行しない旨の一札を入れている<sup>(25)</sup>。実際に天明2年（1782）に矢橋繩手で馬士の「不調法」のため荷物を溝川へ落とし、また渡船場で「積置湖へ取落」とすという事故が起きている<sup>(26)</sup>。与謝蕪村の俳諧作品「ゆく年の瀬田を廻るや金飛脚」は、これは比叡山からの比叡嵐による渡しの難船事故を避けるため、瀬田の唐橋を経由することを詠んだもの<sup>(27)</sup>であるが、井野口屋にも同様の理由が働いていたため、渡しを使った宰領を咎めたものであろう。

## 2 荷物

### (1) 御用荷物

尾張藩御用荷物の内容については宝暦6年（1756）から文化14年（1817）までの62年間に亘る「京都上下御金并御荷物御為無代御用帳」に基づいて表1と表2に整理した。

表1は宝暦6年の単年度の荷物を一覧にした。荷物は主に書状と金銀銭の2種類に大別される。書状は、御状箱・御紙包・風呂敷包・御皮籠御ぬり（塗り）通箱と、さらにサイズ別に大中小の長封状とがある。三日限御仕立飛脚は緊急を要する場合のみ使用したものとみられる。御苞之類は現在でいう小包の類かと思われるが、内容に関しては不明である。次に金銀銭に着目すると、上り金は10772両1分、下り金は188両と上り金が下りの57倍と圧倒的に多いことがわかる。銀も同様であり、上り銀1貫787匁6分2厘に対し、下り銀が53匁9分4厘6毛と上り銀が下りの33倍と圧倒する。これらの金銀は使用目的までは史料には明記されていないが、恐らくは主に京都における買い物に使われたものと見られる。

表2で御用荷物の中から御荷物（重量）、大中小長封等之御状（数量）、御用金と御用銀（金額）、三日限仕立飛脚（使用人数）、無代飛脚賃をピックアップして時系列にまとめた。まず荷物の貫目をみると、時代が下ると共に漸増傾向にある。天明7年（1787）には1038貫920目に至り、寛政3年（1791）まで1000貫台が続く。寛政4年から600～700貫台となり、文化5、7、8年のように1000貫台が散見される。上り、下りにさほど差異のないのが特徴である。御用荷物の中には「御このわた坪入類、御粕漬桶入類、御鮎鮎桶入類、かさ高物、割れ物、こほれ物など」<sup>(28)</sup>を含んでいる。これらは馬荷では不可能なので、歩行荷で輸送したことがわかる<sup>(29)</sup>。

大中小長封状に関しては、概して京都から名古屋への下りが多い傾向にある。これは京都の出先である尾張藩邸（錦小路役所）から藩へ宛てた報告や指示を仰ぐ内容である可能性が高い。

25 1巻320、321頁。

26 1巻338頁。

27 内藤鳴雪・正岡子規・高浜虚子・河東碧梧桐ほか『蕪村句集講義1』（平凡社、2010年）216頁。

28 1巻92頁。

29 1巻82頁。

登り（名古屋→京都）	荷物数量
御状箱御紙包御箱風呂敷包御皮籠御ぬり通箱之類	1011
大中小長封等御状	2954通
金銀入御状并二御状箱御紙包類	45包
銭	8貫605文
御苞之類	101
三日限御仕立飛脚	26人
御金	10772両1分
御銀	1貫787匁6分2厘
登り御無代賃銭	287貫377文

下り（京都→名古屋）	荷物数量
御状箱御紙包御箱風呂敷包御皮籠御ぬり通箱之類	1485
大中小長封等御状	5064通
御目録挟板	40枚
金銀入御紙包并御状箱	47包
金銀入御状	72通
銭	49貫857文
御苞之類	22
三日限御仕立飛脚	15人
御金	188両
御銀	53匁9分4厘6毛
下り御無代賃銭	319貫919文

注 「飛脚問屋井野口屋記録」1巻203、204頁に基づき筆者作成。

表1 宝暦6年（1756）に井野口屋が請け負った  
尾張徳川家御用荷物と数量

しかし、時代と共に上りと下りの間の差が減少する傾向にある。相互の通信が密に取れていることが窺われると同時に藩による京都藩邸への管理が強まったとも言える。

次に御用金であるが、こちらは上り金が圧倒的に多いことが特徴である。波はあるものの5,000～8,000両の多額な金が京都へ輸送されている。これだけの御用金の使用先は明記されていないが、①京都における買い物②朝廷・貴族関係上の儀礼・交際<sup>(30)</sup>ではないかと考えられる。御用銀に関しては当初は上り銀が多いが、安永年間以降は下り銀が明らかに増え始めている。これは名古屋での流通のために輸送したものではないだろうか。

三日限仕立飛脚であるが、こちらも上りの方が下りよりも多い傾向にある。時代が下ると共に使用人数も漸増しており、安永3年（1774）の上りは最多の99人を数える。但し、人数に波があり、人数が多い場合の翌年は引き締めようとするのか減少する。

最右欄の上下御無代賃とは、尾張藩の御用荷の輸送を換算した場合の金額であり、これだけ無償で輸送したことを示している。300貫から600貫で上下しており、平均すると大体銭500貫前後というところであろう。

30 3巻139頁。

年号	御荷物 (単位=貫、目)		大中 小長封等之御状 (単位=通)		御用金 (単位=両、分、朱)		御用銀 (単位=貫、匁、分、厘、毛)		三日限御仕立飛脚 (単位=人)		全荷物の上 下御無代賃 (単 位=貫、文)
	名古屋→ 京都	京都→ 名古屋	名古屋→ 京都	京都→ 名古屋	名古屋→ 京都	京都→ 名古屋	名古屋→ 京都	京都→ 名古屋	名古屋 →京都	京都→ 名古屋	
宝暦6(1756)	790.820	752.880	2954	5064	10772.1.0	188.0.0	1.787.6.2.0	0.53.9.4.6	26	15	607.296
宝暦7	665.150	457.394	2856	5246	8887.3.0	149.1.0	0.701.2.6.0	0.298.5.6.0	22	22	579.438
宝暦9	628.520	670.920	2139	3448	7261.1.0	記載なし	0.991.2.0.0	0	24	17	474.243
宝暦10	572.400	634.190	1842	3143	8784.2.0	55.0.0	3.932.8.0.0	0.12.0.0.0	40	44	538.868
宝暦11	361.290	393.980	1064	1312	6089.1.0	14.0.0	22.463.0.6.0	0	42	28	332.128
宝暦12	495.700	248.670	724	651	6507.0.0	76.1.0	1.664.9.0.0	0	32	26	328.383
宝暦13	560.320	325.100	990	815	4503.0.0	100.3.0	3.451.2.4.0	0.325.6.2.0	32	33	319.793
明和元(1764)	934.500	421.300	1469	1537	6618.3.0	570.1.0	1.174.9.6.0	0	36	記載なし	424.880
明和2	759.810	671.610	1594	1782	5727.3.0	4.3.0	1.391.9.0.0	0	47	21	430.61
明和3	617.850	626.350	1306	1599	6575.1.0	133.2.0	0.497.8.4.0	0	47	32	439.581
明和4	730.640	525.300	1785	2565	5287.3.0	16.1.0	1.275.1.0.0	0	55	26	516.164
明和5	815.70	470.100	1692	2478	5931.1.0	201.1.0	1.423.7.4.0	0.65.7.5.0	39	31	471.487
明和6	407.900	記載なし	2039	記載なし	6214.3.0	記載なし	0.589.1.0.0	記載なし	35	記載なし	上り218.132
明和7	452.900	608.100	1783	3189	6100.1.0	177.3.0	0.902.2.5.0	0.36.9.8.0	33	25	401.902
明和8	668.300	702.940	1884	3282	5325.1.0	252.3.0	0.622.9.0.0	0	51	27	480.759
安永元(1772)	853.100	662.50	1987	3201	5103.2.0	266.2.0	0.797.6.0.0	0.651.0.0.0	77	28	500.964
安永2	1081.380	991.700	2568	3538	5574.0.0	145.2.0	1.287.4.0.0	0.774.9.6.5	68	23	656.634
安永3	871.550	892.48	2531	2859	7748.2.0	584.2.0	0.755.4.6.0	3.136.7.2.1	99	33	685.375
安永4	1415.390	932.680	3215	3684	5595.0.2	120.1.0	4.161.8.0.0	5.355.0.9.4	65	26	610.591
安永5	1200.650	774.770	2762	2923	4957.1.0	137.3.0	12.238.8.0.0	5.105.2.2.7	52	31	542.649
安永7	1456.900	1187.600	2730	3241	9453.1.0	108.3.0	19.766.8.0.0	8.723.1.8.0	74	35	699.113
安永9	875.170	986.700	1942	3111	5784.1.0	記載なし	1.832.3.6.0	8.813.6.6.0	23	13	382.476
天明元(1781)	957.100	917.600	1752	3616	5117.0.0	200.0.2	63.713.4.0.0	10.78.6.8.0	38	18	422.721
天明2	983.700	906.150	2094	2784	7642.0.0	146.3.0	1.490.3.0.0	5.743.9.0.0	54	13	448.301
天明3	936.900	830.400	2235	2998	6908.3.0	54.2.0	5.20.8.0.0	11.995.2.4.0	44	17	372.415
天明4	911.900	971.800	2252	2899	7351.1.0	164.0.2	0.752.7.6.0	5.952.3.0.0	34	11	422.167
天明5	997.100	678.877	2094	記載なし	5028.1.2	117.3.0	2.130.8.0.0	9.960.0.0.0	52	13	422.721
天明6	924.730	1171.500	2837	2413	6445.1.0	40.3.0	2.752.5.2.0	3.987.3.0.0	29	15	448.234
天明7	1038.920	1171.500	2323	2413	6693.2.0	40.3.0	1.599.4.2.0	3.987.3.0.0	54	8	524.704
天明8	1025.620	1171.500	2638	2413	12781.0.2	237.2.0	1.123.0.6.0	2.704.4.8.0	65	17	604.327
寛政元(1789)	1024.620	1171.500	2638	2413	12781.0.0	237.2.0	1.123.0.6.0	2.704.4.8.0	65	17	604.327
寛政2	1024.620	1170.200	2638	2413	11758.0.0	237.2.0	1.123.0.6.0	2.704.4.8.0	65	19	574.862
寛政3	1018.500	1170.200	2628	2413	10858.0.0	215.1.0	1.123.0.6.0	2.704.0.0.0	78	19	550.237
寛政4	711.600	952.830	1423	1414	3656.2.0	222.1.2	3.840.0.0.0	0.13.8.8.0	82	21	453.729
寛政5	639.250	678.200	1084	1069	3608.0.2	302.2.0	4.202.0.0.0	0.34.4.0.0	48	26	379.807
寛政6	735.100	795.700	1113	983	3179.2.2	16.1.0	7.926.1.9.0	0.883.0.0.0	48	29	410.661
寛政7	617.440	768.400	974	774	4412.0.0	65.2.0	5.897.0.0.0	0.834.2.0.0	62	68	309.570
寛政8	640.400	812.550	1045	837	4068.1.0	64.0.0	0.834.2.0.0	記載なし	68	20	326.100
寛政9	797.490	881.800	1034	715	5297.3.2	55.0.0	0.614.1.9.0	0.748.1.5.0	57	19	304.846
寛政10	670.250	728.200	816	841	4281.1.2	279.0.0	1.383.5.7.0	1.315.2.6.1	53	19	325.14
寛政11	752.900	749.900	880	937	4750.1.0	241.1.0	1.119.7.4.0	0.491.2.9.5	68	24	386.133
寛政12	816.100	877.700	831	829	3276.2.2	385.0.0	0.691.6.7.0	0.595.3.8.0	86	34	421.226
享和元(1801)	584.800	756.000	736	571	2304.3.0	4467.0.0	0.491.1.7.0	0.599.7.9.9	60	19	381.387
享和2	760.500	762.500	682	511	3525.1.2	1697.1.0	0.397.1.7.0	0.477.1.9.0	55	19	369.372
享和3	1521.100	907.700	694	650	3485.1.2	333.3.2	0.593.3.8.0	0.734.5.5.0	42	23	405.204
文化元(1804)	744.600	782.600	728	657	3164.3.2	644.2.2	5.973.9.7.0	0.574.7.2.0	51	36	422.152
文化2	875.000	879.600	699	584	2199.3.0	1522.0.0	3.148.1.5.0	0.378.2.1.0	44	15	353.490
文化3	592.800	813.700	658	559	1741.2.0	749.0.0	1.706.3.9.0	7.283.1.1.0	36	20	339.584
文化4	537.800	797.100	846	679	2733.3.0	633.1.2	1.941.4.4.0	1.755.2.3.0	63	28	384.781
文化5	1057.900	1022.600	2151	1196	2654.2.2	590.0.0	1.7.8.1.9	1.923.7.7.0	60	34	515.76
文化6	899.900	895.350	1933	1484	4650.0.0	427.0.0	1.65.1.3.0	2.398.2.9.0	49	34	506.988
文化7	1200.100	830.170	1810	1657	2993.2.0	1054.2.0	0.682.9.2.0	4.296.5.7.0	56	39	532.164
文化8	1098.900	940.600	2185	1951	3552.3.0	2595.2.2	0.635.8.5.0	10.501.1.2.0	77	39	570.77
文化9	974.500	890.460	2080	1281	3588.2.0	2227.0.0	0.718.2.9.0	0.472.6.9.0	79	39	549.927
文化10	1010.400	1214.000	2266	2202	5888.2.0	616.2.3	0.775.4.2.0	0.324.4.6.0	64	39	624.603
文化11	877.000	959.000	1933	2303	4573.3.2	350.2.0	0.953.7.5.0	15.84.4.7.0	69	40	587.707
文化12	683.200	791.800	2185	2196	4333.2.0	727.3.2	0.793.5.0.0	5.365.0.0.0	62	41	526.519
文化13	810.000	783.500	2654	2185	4722.3.0	527.3.0	1.30.5.0.0	2.735.0.0.0	67	52	518.293
文化14	634.200	997.700	2549	3421	5325.0.0	652.2.0	0.571.5.0.0	0.418.2.0.0	60	34	569.658

注 (1) 『飛脚問屋井野口屋記録』1巻203~242頁、2巻60~98、336~371頁に基づき筆者作成。

(2) 寛政10年の上り・下り御用金は別記の2朱判の金額を足して表示。

表2 井野口屋が無賃で請け負った主な尾張徳川家御用荷物

## (2) 商人荷物

史料の性格上、尾張藩御用荷物に関する記述が多いが、多年に亘る記述の中には下記のように商人荷物を扱ったことを窺わせる箇所もある。

宝暦6年（1756）正月晦日、名古屋店廻り方の平吉が門前町亀屋忠右衛門から預かった金荷5両入り状1通、物入り状1通を風呂敷に入れたが、その夜に失念して金子帳場へ差し出さなかった。ところが、翌日に思い出したが、金子を取り落としたことがわかった<sup>(31)</sup>。

上記の商人荷物は、武家荷物と区別されて輸送されるのが建前であったが、実際のところ商人荷物は武家荷物と混載されることがままあったようである。

明和5年（1768）4月16日夜、井野口屋京都店前に書付が置かれていたため、井野口屋が尾張藩京都藩邸へ差し出した。書付の差出人は「中仙道助郷中」、宛先は「大悪人井野口屋半左衛門」であり、内容は「近年中仙道筋江売荷を御用物に名附夥敷致往来、助郷之村々甚難儀困窮ニ及候ニ付」と訴えるものであった<sup>(32)</sup>。

また享和2年（1802）12月11付で「尾張様御会符荷物ニ商人荷物差交候一件ニ付、手錠被仰付候間、右者各中、尾張様御用荷物等差立之儀宿持手代等へ申付、差支無之様取計可申…」<sup>(33)</sup>とあり、御用物に商人荷物を混ぜて輸送したため、当主の半左衛門が処罰された。

こうした「公私混載」の原因は、「御用」という看板を背負った方が街道の間屋場や渡船場で継立や渡しの優先などの便宜が図られたからである。こうした交通上の優先権は上方と江戸を往来する三度飛脚にも当てはまる実態であり、飛脚問屋にとっては公然の秘密であったと思われる。

## (3) 駄数

名古屋から京都へ向かう上り荷物の場合、宰領の監督する馬荷は通常2、3駄とされる。但し、4月と9月は商用荷物の仕入れがあるため、5、6駄に増えた。9、10駄は1年のうち1、2度あるぐらいであったという。10駄以上ある場合は次の定日に発送した。京都から名古屋へ向かう下り荷物は平常5、6駄であり、また4月と9月の商用荷物のある時は8～10駄になる。下り荷物も12駄になることは稀であったという<sup>(34)</sup>。

## (4) 荷物の損失

江戸時代では街道での輸送途中、荷物が様々な形で被害に遭った。井野口屋も被害の記述が史料上に散見される。特徴的には三度飛脚と同様に水難と盗難が主な被害のあり方である。以下に具体的に事例を挙げる。

まず手違いによる紛失が挙げられる。宝暦7年（1757）正月14日、名古屋店廻り方の佐七が、神谷弥五左衛門から預かった京都岡田久八郎宛の書状1通を店へ持ち帰るまでの間に紛失した<sup>(35)</sup>。

次に濡れ被害であるが、これも三度飛脚の宰領と同様に、馬のトラブルによって河川などへ荷物が転落して濡れ損じてしまうことがあった。天明8年（1787）5月晦日、宰領長八かが起川洪水のところ、馬が誤って川へ落ち、御用櫃が半町ほど流され、中身の御用状が濡れてしまった。宿場へはただで済まない旨を伝え、長八は沙汰あるまで現地に差し止め、馬士共へも宿場より厳しく申し渡す宰領たちに申し含めた<sup>(36)</sup>。

31 1巻263頁。

32 3巻270頁。

33 2巻335頁。

34 1巻189頁。

35 1巻150頁。

難船による事故の例を挙げよう。寛政2年（1790）2月14日昼、桑名宿を發した船が大しけに遭い、東風が強く吹き付け、ついに船が難破した。桑名の松本屋空兵衛から早飛脚が差し立てられ、名古屋の井野口屋へ届けがあった。乗船は水夫・客34人であり、京三度荷物宰領勘助（41歳）、直吉、嘉兵衛、高倉様御飛脚を含む15人が水死した。井野口屋の宰領長八（50歳）、高松様御状箱1荷宰領政右衛門（30歳）は助かった。荷物も一部が海中へ流れてしまい、江戸飛脚屋大黒屋より井野口屋への荷物7駄のうち5箇不足との報告があったという<sup>(37)</sup>。桑名と熱田を結ぶ七里の渡しは難所の1つであるが、こうした難船事故を回避するために意識的に陸路を取ることもあった。

飛脚問屋及び宰領は現金を扱うため、しばし窃盗・盗賊の標的となったが、井野口屋も例に漏れなかった。天明6年（1786）10月23日明け六前、井野口屋京都店で宰領の者たちが起きだして馬荷を付け出し、出立した。遅参の者がいたため、宰領忠助が門口へ馬を見に出たところ、店路地に立てかけた板看板の後ろに風呂敷らしき物を見つけた。風呂敷を引き出すと、宵に荷作りした2朱判包みであった。すでに出立した馬を追いかけて戻させると、荷物が切り解かれていたことがわかり、18包（1包＝南鐐2朱銀25両）1箇のうち14包が紛失し、4包があるのみと判明した。風呂敷の5包と合わせて計9包が残った。225両の行方は不明のままである<sup>(38)</sup>。



「出日毎月十五度／尾州御飛脚出所／新町四条下ル／井口屋半左衛門」（三井文庫蔵「諸州国々飛脚便宜鑑」より）

### (5) 絵符・提灯

絵符と提灯はいずれも宿場問屋場に対して尾張徳川家の御用を証するものである。井野口屋は享保8年（1723）から用いた。これらは“権威の源泉”と言ってよく、街道輸送の際の様々な障壁を和らげるのに効力を発揮した。宰領が問屋場で馬を円滑に継ぎ立てさせ、また川明けの折に優先的に渡してもらうために用いられた。

絵符は「会府」と表記する史料もある。馬荷物に差す木製の立て札のことである。「尾州御用」などと書かれていた。名古屋の井野口屋は尾張藩から、京都店は錦小路御役所から借りた。あくまでも絵符の所有権は藩にあったため、絵符が破損する度に井野口屋はすぐさま藩に届け出ると同時に詫び一札を入れた。絵符の本数は寛政2年（1790）10月19日の段階で35本を用いている。

提灯は三つ葉葵御紋入りの「紋付提灯」を掲げた。宝暦5年（1755）12月2日、宰領甚三郎が上京の途中、庄野宿と亀山宿の間で「馬けしとひ落馬」の折に紋付提灯が壊れるという事故があった。庄野宿問屋継立の馬であるため、問屋場八左衛門が井野口屋の宰領甚三郎に詫びを入

36 2巻104、105頁。

37 2巻163～181頁、224～226頁。

38 2巻48～50頁。

れた<sup>(39)</sup>。

絵符と紋付提灯は文政5年（1822）に尾張藩による道中筋改正（七里飛脚の廃止、宿継への切り替え、民間の飛脚問屋への御用委託の解消）で廃止となった。

## (6) 人足派遣

井野口屋は藩命により「釣り荷物」（御筆筒、御長持）などを担ぐ時は「人足」を手配した。つまり飛脚業のほかに通日雇（人足手配業）を兼ねた。宝暦12年に恭姫が江戸藩邸から京都へ輿入れする際に人足を派遣している<sup>(40)</sup>。

藤村氏は「山田氏井野口屋は飛脚問屋、人足頭であり、両者は区別し難い面がある」<sup>(41)</sup>と指摘している。このことは江戸の六組飛脚仲間と定飛脚問屋仲間との成立経緯とも関連しており、前者が人足派遣、後者が人足差立という労働形態の違いはあるものの、複数の人足に荷を運ばせるという一点において同根を思わせる。恐らく井野口屋は江戸定飛脚問屋の古い形（通日雇と状運びの未分化）をそのまま残している可能性があり、いわば江戸期の商業としての飛脚問屋の淵源とも関連する部分である。他の飛脚問屋も恐らく日雇（日傭、桂庵、人宿、口入）業が兼業もしくは専業として飛脚業に進出したものが少なくないことを類推させる。江戸後期に業者数が急増した主に江戸府内輸送の町飛脚はもともと人宿が開業した<sup>(42)</sup>こととも符合する。

## 3 飛脚の種類

### (1) 歩行飛脚（歩行荷<sup>かち</sup>）

宰領自身が馬荷ではなく、自ら荷物を携えて上下する歩行飛脚（かちびきゃく）がいた。これは急ぎの場合に限られた。急ぎの便は、「時限（ときぎり）」と「日限（ひぎり）」の2種があったことが確認できる。宝暦3年（1753）5月段階の飛脚賃<sup>(43)</sup>を以下に示す。

御用御荷物3貫目（11・25キロ）まで無代。但し、3貫目以上は1貫目（3・75キロ）ごとに110文ずつの増し賃。

1カ月に仕立飛脚5人無代。但し5貫目（18・75キロ）持ち。それ以上は1貫目に付き148文の増し賃。

三日限仕立飛脚（藩御用の場合は5人まで無代、6人目から7貫目（26・25キロ）持ち1人に付き1貫200文ずつ）

二日限仕立飛脚（夜は捨て、昼ばかり片道1人2貫250文）

一日半限（同断、代2貫500文）

昼夜十八時限仕立飛脚（同断、代2貫800文）

昼夜十五時限仕立飛脚（同断、代4貫500文）

昼夜十二時限（同断、代10貫文）

但し、二日限～時限は御状箱のみ。荷物持たず。

39 1巻148頁。

40 1巻158～170頁。

41 藤村潤一郎「書評 『飛脚問屋井野口屋記録』一」（『日本歴史』658、2003年）。

42 便り屋また町飛脚の由来について「その始め、中央には俗に葎町と云ふ処に男奉公人の口入五、六戸あり。その一人これを行なひ」とある（喜田川守貞著・宇佐美英機校訂『近世風俗志（一）』（岩波書店、1996年、188、189頁）。

43 1巻45頁。

御用荷物といえども、無制限に無償で輸送したというわけではなかった。規定の重量や人数以上になると、飛脚賃を加算して請求した。三日限仕立飛脚も上記の規定人数が定められているが、人数を超えると有償となった。また二日限、昼夜十八時限と短時日であるほど飛脚賃がかかった。規定以上の場合に有償とした理由は、井野口屋側に経済負担が大きかったためと、藩の乱用を防ぐためもあったものと考えられる。

## (2) 宰領飛脚（馬荷）

馬荷を運ぶ宰領飛脚は「本番宰領」「代番宰領」の2種類<sup>(44)</sup>があった。本番宰領とは「御当地住居之者本番才領八人、是ハ譜代之才領ニ而御座候」<sup>(45)</sup>。井野口屋の本番宰領は8人、代番宰領は7人。本番宰領は「譜代」の位置付けであり、世襲で継承されることもままあったようである。宰領交代の折は必ず錦御役所へ届け出た。本番宰領は仲間を組織し、何か事があると、仲間が問題処理に当たった。

宝暦9年 (1759) 2月	明和8年 (1771) 9月	享和元年 (1801) 3月	文化14年 (1817) 3月		文政4年 (1821)
			名前	所在 (名古屋)	
伝兵衛	仁兵衛	伊助	いの口屋甚八	桶屋町家持	中野太兵衛
甚八	小兵衛	万蔵	いの口屋伝兵衛	上七間町家持	加藤兵助
猪助	又右衛門	与三郎	いの口屋兵助	大久保身町家持	伊藤伊八
伊兵衛	伊兵衛	伝兵衛	いの口屋伊助	京町柏屋伊助扣借屋	水野甚八
久右衛門	猪助	長治郎	いの口屋長治郎	高岳院門前勢野尾新九郎殿扣借屋	梶田伊助
小兵衛	甚八	兵助	いの口屋太兵衛	袋町家持	武山長治郎
仁兵衛	伝兵衛	甚八	いの口屋伊八	天道町岸与兵衛殿扣借屋	下山平兵衛
		喜兵衛	いの口屋伝右衛門	前津小林村玉屋六右衛門扣借屋	
1巻155頁	1巻191頁	2巻324頁	3巻211頁		4巻24頁

表3 井野口屋本番宰領



写真1 中ほどに「尾州／井口屋半左エ門／同 宰領中／同 取次」。左横に「岐阜  
定日／宰領中／織屋中」、加州、桑名、大垣の宰領中も見える（滋賀県草津  
市、旧草津宿追分の常夜灯）

44 豊田氏は間番宰領の存在を挙げて3種類としているが、筆者の確認したところ、間番は代番の別称であろうと判断し、ここでは2種類とした。

45 3巻139頁。

明和7年（1770）6月、本番宰領伊助が病気となり、倅伊三郎が若年のため、親類新右衛門が継承した<sup>(46)</sup>。また文政4年（1821）8月、下山伝兵衛の病気の折、兄平兵衛が代番を務めた<sup>(47)</sup>。このことから兄弟・親族で宰領が継承されることがわかる。

宰領を辞める際であるが、享和3年（1803）6月の宰領与三郎の事例によると、宰領株を他の者に譲り、手形証文・書付などに入りが無い旨の一札を京丸屋善六（井野口屋経営者の1人）と宰領仲間に提出した。それを受けて井野口屋は町方御役所へ届けを提出した<sup>(48)</sup>。

飛脚問屋と宰領との関係は三度飛脚でも議論になる問題であるが、井野口屋の場合は宰領が通常の奉公人とはかなり異なる存在であることがわかる。宰領は奉公人のように井野口屋に丸抱えで雇われているわけではなく、あくまで契約上の関係であり、井野口屋が荷物を荷主から請け負い、井野口屋が出入りの宰領に荷物を託すという形である。また宰領が井野口屋に対して特殊な立場にあったことは次の事例からわかる。

明和8年（1771）8月、井野口屋の名古屋・京都の両店が借財を背負い、「勝手不廻り」という状況に立ち至ったため、喜兵衛ら宰領7人が協議の上で借財を引き受けることに決まった。京都店の支配は宰領喜兵衛、名古屋店の勝手支配（財政）については宰領武兵衛が管轄することとなった<sup>(49)</sup>。

また寛政4年（1792）6月、井野口屋が先代からの債務と250両の紛失、天明の大火で京都店類焼の影響で経営危機に陥った折、宰領7人が「両店可及大騒動之处、右御衆中御計を以静謐ニ納り」また借財を肩代わりし、「名古屋店宰領中引請」<sup>(50)</sup>と宰領仲間が159両、山口嘉兵衛（「宰領中取次也」と添え書き）が323両を井野口屋に融資して経営危機を救った。

宰領が井野口屋経営に介入できた理由は、宰領自身が街道輸送全般の熟達者であり、また債務の肩代わりをした事情があったからだと思われる。写真1に井野口屋に続いて宰領とあり、次いで取次とあるように、その地位は高かったことが窺われる。

享和元年 (1801) 3月	文化8年 (1811) 2月	文化14年(1817) 3月		文政4年 (1821)	文政7年 (1824) 7月
		名前	所在(名古屋)		
文蔵	安兵衛	いの口屋利助	情妙寺前町家持	川瀬仙助	甚蔵
甚蔵	宗七	いの口屋安兵衛	長嶋町ふさ扣借屋情妙寺前町	大橋甚蔵	仙助
利助	弥兵衛	いの口屋甚蔵	練屋町仲川屋彦兵衛扣借屋	水野利八	安兵衛
佐兵衛	弥助	いの口屋専助	朝日町加藤喜悦扣借屋	深井与三郎	弥助
利吉	甚蔵	麻生屋弥兵衛	樽屋町美濃屋治右衛門扣借屋巾下六句町	水谷利吉	彦兵衛
弥助	専助	松本屋治平	八百屋町井桁屋吉兵衛扣借屋	渡辺長三郎	新八
		いさは屋与三郎	宮旗町家持与兵衛倅	松原安兵衛	与兵衛
2巻324頁	2巻417頁	3巻211、212頁		4巻24頁	3巻286頁

表4 井野口屋代番宰領

46 1巻263頁。

47 3巻270頁。

48 2巻335頁。

49 1巻189頁。

50 2巻233頁。

### (3) 代番宰領

代番宰領とは「代番之才領七人、是ハ本番之才領差支候節、仕埋之宰領ニ而御座候」<sup>(51)</sup>と定義される。

代番宰領はただの本番宰領の代わりというだけではない。明和5年(1768)に藩から「代番之儀今般御停止」となったが、井野口屋は「別而近年御仕立急御用物等多有之候ニ付、其節々者道中筋能吞込居申候代番之者差遣候儀ニ御座候処…中略…急御用物仕立宰領ニ是迄通行不仕新規之者指遣し候儀、甚以無覚束奉存候」<sup>(52)</sup>と代番宰領の意義を主張し、又三郎と利八の代番継続を願い出ている。

代番宰領と本番宰領の関係は唇齒輔車の関係であったことがわかる。宝暦9年(1859)2月付の代番宰領請状によると代番宰領甚六は、本番宰領甚八が請人となって代番宰領を務めた。

#### 請状之事

一 本重町田嶋屋与治兵衛借家甚六義只今迄御出入ニ被成、御用筋飛脚又者宰領衆替其外何ニ不寄御遣イ被下候処<sup>(53)</sup>

また明和7年(1770)6月、代番宰領又三郎が死去し、倅亦吉が代番宰領となった<sup>(54)</sup>。

一 本番才領伝兵衛養子九八郎儀父用事差支又ハ病氣等之節ハ代ニ罷登り申度旨相願候ニ付承届ケ候処、文化十五寅年三月廿九日京着ニ付、同日錦小路江相達し候事、進物例之通<sup>(55)</sup>

上記のように本番宰領の養子が代番宰領を務めるケースもあった。以上の事例からは代番宰領が本番宰領の見習い、また本番宰領への登竜門的な位置付けであったことが読み取れる。文化13年(1816)4月付で本番宰領から代番宰領へ宰領心得方が申し渡され、印鑑を取っている<sup>(56)</sup>。

#### 定

一 近来風儀悪敷相成、両会所ノ申渡シ之趣も不相用道中勘定も延引ニ相成、甚不都合之事情、勿論早々勘定相立可申候、勿論諸向買掛り等之勘定も不相立、会所江向ケ催促ニ来り候人も有之様子ニ相聞江、右様之仕打いたし置候輩ハ惣仲間之外聞ニも相拘り諸事差支ニも相成候ニ付、右様之人柄断申仲間一統遣イ申間鋪候事

一 道中御用之權威をふるい、或ハ問屋其外馬士人足ニ至まで強氣之振舞不仕通行可致候事

一 道中筋ノ出シ候金銀其外駄賃等定之外高下無之様実躰ニ取扱可申候、勿論届ケ方互ニいたし候而ハ惣仲間之衰微ニも可相成候得者、右躰之人柄相省可申事

一 道中川々其外臨時入用之節者、尤出情いたし番方之助ケニも可相成筈之処、布而各外之入用相掛り、其段跡ノ相調候へハ以之外之儀共有之、右躰之人者決而遣イ申間敷候事

一 何事ニよらず出願致度節者、仲間一統談し合其上可取計之処、無其儀御役筋或ハ会所江令直訴甚不宜候、已来仲間申合セ其上宰領方へ出願可被致候、此方ノ相調べ、夫々取扱可申候事

右ケ條之趣可相慎段承知之上連印可被致候、以上

文化十三年

宰領中

丙子四月

51 3巻139頁。

52 1巻185頁。

53 1巻155頁。

54 1巻263頁。

55 3巻246頁。

56 3巻36、37頁。

右御本文之趣仲間一統奉承知候付、則連印仍而如件

治平  
安兵衛  
弥兵衛  
弥助  
利助  
甚蔵

御宰領惣代

下山伝兵衛様

上記5カ条を要約すると、①近来、風儀が悪くなり、両会所からの申し渡しにも従わず、道中の勘定も滞りがちとなるのは甚だ不都合であるから早々に勘定するように②道中で御用の權威を振るわないこと③道中筋で支払う金銀や駄賃は決められた以外、値段に高下のないように誠実に取り扱うこと④道中や河川で臨時の経費がかからないようにし、かかった経費を後から調整しないこと⑤願いは仲間一統で相談し、取り計らうこと一である。

代番宰領が連署して「御宰領惣代、下山伝兵衛様」に宛て一札であるが、伝兵衛のは代番宰領への引き締めが効いたのであろう。文化13年7月18日には宰領弥助を帯刀の上で鈴木弥助と名乗らせた上で、京都から名古屋へ荷物を輸送させている<sup>(57)</sup>。

#### (4) 京都・大坂居住の宰領

本番宰領と代番宰領は居住地は名古屋、京都、大坂の3カ所である。このうち京都と大坂については「京都住居之才領拾人御座候、是ハ京都分之御仕立飛脚又ハ定日川支等ニ而差支候節相勤候宰領ニ而御座候」<sup>(58)</sup>とある。京都の宰領の名前は表5のとおりであるが、大坂については不明である。

また「大坂住居之才領拾人御座候、是ハ大坂分京都江御仕立飛脚又ハ商人荷物ニ付添候才領ニ而御座候」<sup>(59)</sup>とあることから、京都と大坂にそれぞれ10人ずつ在住し、居住地を出立地にして荷物を輸送したことがわかる。また京都居住の宰領に関しては川支で延着が見込まれる際に勤めたという点が注目される。延着を日限通りと言わずとも、多少でも延着を緩和できる間道や渡河の方法に通じていたからであろうか。

文化14年（1817）3月	
名前	所在
いの口屋孫助	京都北四条町綿屋九兵衛扣借屋
いの口屋孫七	京都岩上通徳屋町山田半左衛門扣借屋
岩見屋源兵衛	京都蛸薬師通西洞院西江入町家持
鉄蔵	「京都店ニ罷在候」「右鉄蔵儀者御困者ニ御座候ニ付当地ニ請人御座候」。請人は名古屋門前町家持、いの口屋嘉兵衛
金蔵	「京都店ニ罷在候」
常七	「京都店ニ罷在候」
嘉介	「京都店ニ罷在候」
3巻211、212頁	

表5 井野口屋京都居住宰領

#### (5) 宰領賃

宰領の収入であるが、これは道中で時に命の危険が伴う仕事だけに安くはない。これは三度

57 3巻37、38頁。

58 3巻139頁。

59 3巻139頁。

飛脚にも共通する。宰領賃については宝暦2年（1752）9月17日に藩評定所から尋ねがあり、井野口屋が勘定所へ回答した史料がある<sup>(60)</sup>。

大坂より仕立宰領1人片道＝2貫500文

京都より仕立宰領1人片道＝2貫文

名古屋から大坂へ行っている宰領1人が名古屋へ下る場合＝3貫文

名古屋から京都へ行っている宰領1人が名古屋へ下る場合＝2貫500文

2貫文から3貫文の間である。2貫文は2000文であり、金1両の半額。3貫文だと金3分となる。宰領賃が為替で支払われた時期もあったが、「名古屋取太賃之儀是迄才領之者江渡シ金之内ニ而為替致シ候処、才領方困窮ニ付、為替之儀用捨相願、仍而往古之通り為替相止メ遣候ニ付」<sup>(61)</sup>と現金払いに戻したようである。

## (6) 宰領株

「宰領株」を持つことは宰領の職務に就くのに必要な要件である。減多にはないが、後継者がいないなど事情のある場合、他人に宰領株が売買されることもあった。例えば、文政5年（1822）4月、長者町の伊八が所持する宰領株が譲り料として金200両で七間町の源六に永代譲渡された<sup>(62)</sup>。それだけの金額を積んでも宰領株を得たい者がいた。道中で危険な目に遭い、命を落とすことがある商売でも、それだけの実入りが見込めたのであろう。2年以上、宰領として日々働けば、恐らく200両の元は取れたのではないだろうか。

## (7) 抜荷の扱い

宰領飛脚は飛脚問屋と契約する際、請人（身元保証人）を立て、「万一御用物金銀御荷物等取逃欠落仕候ハ、其品々早速相弁、其上本人尋出シ御差図之通…中略…勿論我儘ニ書状壺通ニ而も取集メ、私欲ケ間敷儀為致間敷候、夫共不用候ニ付飛脚被召離候ハ、其後我儘ニ飛脚一切為致申間敷候」<sup>(63)</sup>と約した一札を提出した。雇用契約の文面は三度飛脚における飛脚問屋と宰領とが取り交わす契約事項と共通する。

但し、井野口屋宰領は「我儘ニ書状壺通而も取集メ」とは実際には「抜ケ荷」と称する宰領個人の判断で輸送する荷物のことであり、時に発覚することがあった。建前的には不法行為であるが、恐らくこうした“内職行為”は日常的に行われていたものとみられる。

宿場の問屋場（無償・有償で人馬継立を行える交通助成施設）では馬の継立に苦慮し、宰領はしばしば居丈高の態度（三度飛脚の宰領も同じであった）を取ったようである。そうした態度はなかなか改まらなかった。代番宰領のところでも触れたが、文政3年（1820）10月付で「宰領方心得之事」<sup>(64)</sup>が「定日会所」の名義で定められた。

- 一 御荷物道中大切ニ相心得、金荷之儀ハ例を不離様心掛、可成丈ハ乗下ニ可致事
- 一 於道中威勝成儀無之、穏和ニ可致往来事
- 一 宮御撰家様方御堂上方 御家御縁続之御大名作方其外状払相添往来之向々江者乗打致間敷事

60 1巻43頁。

61 2巻271頁。

62 3巻277頁。

63 1巻58頁に延享元年（1744）の宰領萬屋小兵衛と宰領甚八の請状、引用は天保10年の米冶与兵衛の請状から、4巻420頁。

64 3巻396、397頁。

一 御家中御通行之節同様乗打不致様心掛、諸役人衆之向江者御用等之儀叮嚀ニ相伺可申事

一 御当地出立并着之節東海道ハ本町・橋町木戸内、中仙道ハ巾下木戸内下馬可致事

一 定日次番ニ当り候ハ、会所へ出勤、御用向手伝可致、若無扱差支候節ハ替り相立急度可相勤事

一 両地ハ勿論往来共内分ニ而荷物荷物・書状受取、私欲ケ間敷儀一切致間敷事

一 越度有之差扣被申渡候節申訳之筋有之候ハ、書付ニ認メ中満（仲間）取次ニ而差出シ可申事

右故障中他向江歎込、其筋ハ御挨拶有之候而者無扱儀も出来致候ニ付、右様之訳ニ而相済候向々者三ヶ年之間宰領賃無代ニ而為相勤可申事

右八ヶ條之趣急度相守、大切ニ宰領役可相勤者也

辰十月

定日会所

上記の史料は「定日会所」すなわち飛脚問屋が、宰領に対して順守すべき事項8カ条を明示したものである。要約すると、①お荷物は道中大切に心がけ、金荷のことは先例からはずれないように心がけて、可能な限り下馬すること②道中で居丈高なことがないように③貴族や大名家などに騎乗したままでいないこと④御家来の通行の折には騎乗したままでいないように⑤御当地出立、また到着の折に東海道は本町、橋町木戸内、中山道は巾下木戸内で下馬すること⑥定日次番に当たった者は会所へ出勤し、御用向きの手伝いをする⑦両地（名古屋と京都）ではもちろんのこと、往来でも内緒で荷物・書状を受け取り、私欲がましいことを禁ずる⑧不祥事の折に言い分がある場合、書付に認めて（宰領）仲間を介して差し出すこと一である。

いわば、宰領たちは道中で居丈高な態度に出がちであり、また得意先や町内で騎乗と下馬のけじめがないことがあり、⑦にあるように抜荷に関しても個人的に内職的に荷物を請け負うことがあったことを逆に物語っている。だからこそその心得方であったと言えよう。

末尾に箇条書きの内容によって問題を起こし、相手と内済したとしても3カ年の間、宰領を「無代」（無賃）で勤めさせると厳しく申し渡している。

宰領にとって最大の課題は各宿場の問屋場で馬の継立を滞りなく済ませ、街道を無事に往来し、期日通りに荷物を届けることであった。特に継立時は飛脚荷物が町人荷物扱いとなり、後回しにされることがよくあった。そのため時として「就夫京都江差立候定日飛脚之者於道中、御家之御威光を以強氣威勝ニ付、其段宿々より可申立之処…甚以不埒ニ候、以来之儀宰領之者江急度申付」<sup>(65)</sup>ということがあったが、なかなか改まらなかったのである。

## (8) 宰領の帯刀

井野口屋宰領は脇差を帯刀しなかった。そのため井野口屋は宝暦10年（1760）、11、安永2、8、天明元、3、5、6、7、寛政9、享和3、文化9、13年と計13回に亘って尾張藩に宰領の帯刀差免を願い出ている<sup>(66)</sup>。帯刀することによって問屋場の継立が円滑に済み、また馬士・船頭に対して「帯刀之威」を利かせることができるのだと理由を挙げる。このことは道中奉行が上京の折、宰領を召し出して尋ねがあり、その際に帯刀する宰領は呼ばれず、帯刀しない宰領は呼ばれたが、そのことが宿場に伝わり、帯刀の有無で継立に差が付いたとする言い分であった<sup>(67)</sup>。

65 1巻130頁、史料番号49。

66 1巻271、375、2巻7、40、45、330、3巻189～210頁

67 2巻330頁

享和3年(1803)2月の願い書には「帯刀仕候町飛脚之分」として「紀州様、水戸様、越前様、加州様、彦根様」と名をわざわざ挙げて、なぜ井野口屋だけがだめなのかと迫っている。願いの末に文化14年(1817)2月24日に帯刀がようやく認められたものの、文政5年(1822)の尾張藩の道中筋改正により帯刀が禁止された。

#### (9) 延着・不着

荷物延着の原因は川支(かわづかえ)、馬支(うまづかえ)が大きな要因である。このことは東海道を往来する三度飛脚の宰領たちと共通する課題であったことがわかる。

まず川支であるが、大雨により河川が増水すると、川留となり、馬荷も歩行荷も足止めを食ってしまう。その際、宿場問屋役人から宛先の藩役所へ宛てて断りを入れた。例えば、文化10年(1813)3月16日付で墨俣宿問屋役人が京都錦小路御役所に宛てて「尾州様御用歩行荷物壹荷并御才領壺人今十五日辰刻ニ当宿江御着被成候処、佐渡川満水ニ付、無抛御逗留被成候処、今十六日申刻ニ川口明キ直様御継立奉申上候」<sup>(68)</sup>と書き送っている。七里の渡しの場合だと「海支」という表現が使用されている。問屋場は川明けの際、飛脚を優先的に渡河(「即刻為継立」)させるとし、川支手形を発給している。

馬支とは宿場問屋場の馬が不足し、継立がうまくゆかないために生ずる利用客や荷物の渋滞現象である。寛政5年(1793)3月28日付で井野口屋が石薬師宿の問屋役人中に宛てて「継立遅滞」に関する詰問状を送っている。「折節関宿御泊りニ而津山殿被下向ニ付、人馬指支居候間、暫く附出し延引も仕候様ニ御挨拶御座候所、当日御荷物定着之日限故延引難相成之旨、甚八(筆者注、宰領、この時、七駄輸送)ノ貴宿当番所御問屋役人衆へ及欠ケ合候所、対御荷物不相応之御挨拶も御座候由」<sup>(69)</sup>というものである。津山藩の参勤交代のため問屋場で人馬共に差し支え、問屋場から付け出し延引の挨拶があったとはいえ、井野口屋側も日限荷物の輸送であったため、宰領甚八から掛け合ったが、問屋場からは不相応の挨拶をされたという。

馬支は三度飛脚にも共通する悩みであったが、三度も井野口屋の宰領も権威を楯にとつて強硬に交渉する場面もあったのであろうが<sup>(70)</sup>、事情が事情だけになかなか解決し難い問題であった。

## 4 火災・地震報知

三度飛脚と同様に井野口屋も営業関係の地点で突発的に災害があると、相互に情報を報知して藩に届け出ている。災害情報伝達の関連箇所を史料から拾って表6(本稿末)にまとめた。

No7は天明の京都大火である。「暁七ツ時頃、宮川町二丁目の両替屋から出火、飛脚所も類焼」とある。家36,097軒、寺社201カ寺・37カ社が焼失、734人焼死したことがわかる。No8の大坂出火は、大坂店からも、大坂における火災情報も入るようになったことを示す。

京都・大坂・名古屋の火災だけでなく、宿場の火事も知らされている。No19は垂井宿における火災である。宰領の定宿も類焼したことが触れられる。名古屋へ向かう下り宰領利助が定日荷物を退避させたが、小附(馬荷以外の小さな荷物)2つを焼いた旨を宿継で知らせている。

68 3巻43頁。

69 2巻183頁。

70 飛脚関係者が権威を楯に横暴な振舞をした事例は、七里飛脚がよく知られるが、幕末では水戸藩御用を務めた馬士鬼熊(恐らく飛脚問屋嶋屋方で使った馬士であろう)の話が伝わっている。水戸藩の権威を嵩に着て相当に居丈高な態度を取り、宿場の者も迷惑していたことが記される。篠田敏造『幕末百話』(岩波書店、1996年)20~23頁。

この場合の宿継とは問屋場の人足を利用したものであろう。幕府の継飛脚のような形式であるが、利助はもちろん人足賃を支払っているものと考えられる。

No33の文政2年（1819）6月12日には名古屋大地震を報せている。名古屋西北の在では地割れがあり、砂を噴き出したとある。京都でも名古屋のように土蔵や土塀に損害があったことが記述されている。いわゆる文政近江地震であり、地震規模はマグニチュード7とされている。近江国を震源とし、近江、山城、伊勢、濃尾平野で大きな被害をもたらした。

No75は大塩平八郎の乱に伴う大坂出火の報知である。発信元は「大坂飛脚所」となっている。「大坂出店」とあれば、すぐに判別できるが、井野口屋大坂店と考えてよさそうである。町数110丁ほど焼失とあり、被害が広範囲に及んだことがわかる。延焼地域と延焼の時系列も詳細であり、大塩ら乱の首謀者が切腹したことも記されている。

井野口屋の災害情報は火災に関するものがほとんどである。三度飛脚の場合、幕末期になると戦争や騒乱情報が含まれるが、井野口屋史料には幕末期の史料が残っていない。火災は空気の乾燥した冬場に多いのが相場であるが、日付を見ると、季節に関係なく一年に亘っており、時期的な特色はみられない。ただ災害情報のカバーする地域範囲は井野口屋の輸送エリアと重なっていることがわかる。例えば、文政近江地震の災害情報は名古屋・京都の情報にとどまり、伊勢、大和国などのことは記されていない。

## 5 「非御用」飛脚との競合

井野口屋の史料を読んで最も気になるのが、表7（本稿末）で示したように同業者の存在である。井野口屋の立場から見ると、尾張藩から認可を受けていない非合法の業者という位置づけになるため、井野口屋が〈独占〉維持を目的に営業を認可しないように藩に求めた。

No1は、井野口屋以外に名古屋—京都間で飛脚屋が創業したことを意味する。延享2年（1745）に名古屋伝馬町の小嶋権兵衛が京都河原町三条下ル町の奈良屋茂兵衛を出店とし、その看板に「尾州宮飛脚」と書き記した看板を掲げて営業した。1カ月九斎ずつの出日板行（引札）などを配り、家々を回って集荷し、京都から名古屋へ輸送したようである。実はこの小嶋権兵衛とは、東海道宮宿における三度飛脚の飛脚取次所である。小嶋自身が京都—名古屋間の独自の輸送ルートを開拓しようとしたことがわかる。

小嶋権兵衛のほかにも「歩行荷物飛脚」と名付けて駄荷にして名古屋—京都を往来する業者として橋町裏町の古道具屋善蔵借屋忠兵衛、伝馬町長者町ト長嶋町間の下津屋彦左衛門借屋権八、宮町呉服町ト伊勢町間の佐野新右衛門借屋伊兵衛、本重町本町ト長者町間の常瑞寺長屋伝吉、京都大和町斧屋八左衛門方旅宿伝吉が列記されている。これらは三度飛脚の史料（郵政博物館の駅通史料や物流博物館の所蔵資料）には出てこない業者名であり、実態としては名古屋—京都を結ぶ小規模ながら多くの飛脚屋が営業していたものと思われる。

No4も注目される。これは明和3年（1766）に名古屋須賀町の菊屋甚六後家が三河国・遠江国との間で歩行飛脚の営業を始めたが、京都から遠江国へ荷物を運び、また京都へ運ぶついでに名古屋から京都への荷物を集荷しているのだという。まず女主人が人足を使って飛脚屋を営業していたことに感心させられるが、輸送面における発想が合理的であり、驚かされる。

以上の事例からは井野口屋が尾張藩の要路を動かし、同業者の起業と進出を阻止しようとするが、阻止しようとしてもしきれない様子が見て取れる。No16は典型的であり、「歩行荷飛脚」と唱えて名古屋—京都間を往来する者が大勢いると訴えている。これは需要があるから、そうした業者が登場するのであり、井野口屋より飛脚賃も安めに設定されていたのであろう。No24

からわかるように歩行荷飛脚の営業は一過性のものではなく、むしろ常態化していたと言えよう。さらに踏み込んで言えば、井野口屋よりも京都・名古屋の町人からすれば、他の歩行荷飛脚の方が身近な存在であり、また日常風景の一コマであったのであろう。

No2、5、12、14、15、17、27を見ると、井野口屋は尾張藩家老の竹腰家とは昵懇<sup>じっこん</sup>だったようであるが、成瀬家とは関係が親密（鼻葉を利かせられないという意味で）だったとは言えなかったようであり、同業者が井野口屋の荷物を侵食（井野口屋の立場からすると）されると、藩の要路や茶屋役所に訴え出ている。

## おわりに

『飛脚問屋井野口屋記録』を見ることで、尾張徳川家の御用飛脚という限定的ながらも飛脚問屋「井野口屋半左衛門」の業務の一端について示した。尾張徳川家は江戸時代中期・後期に藩設の七里飛脚の制度（名古屋—江戸）<sup>(71)</sup>と民間の飛脚問屋を併用しながら、名古屋と三都との輸送・通信を可能とした。

上方輸送専門の井野口屋は「御用」という権威を楯にすることによって、武家荷物を輸送し、そこへ商人荷物を混載した。つまり「御用」文字の絵符と三つ葉葵紋入りの提灯で宿場の問屋場における人馬継立を円滑ならしめた。

さらには御用を武器に類似業者の萌芽を摘み取ろうとし、競合が経営悪化の要因となることを回避しようとした。だが、そのことに必ずしも成功していない。名古屋と京都間を結んだのが井野口屋だけではなく、他の飛脚業者も輸送ルートを独自に開拓することにより、実は相互に競合しながら並存したというのが経済実態であったからだと考えられる。江戸中期以降の商品経済の沸騰が背景にあったことが指摘できよう。

それだけに井野口屋は上方輸送を独占するために、尾張徳川家の家老竹腰家と昵懇となり、付け届けを怠らず、また各宿場の問屋場へも「会釈金」という形で鼻葉をかがせ続けた。そうした現在まで継承される日本の慣行をベースとしながらも、井野口屋が江戸中期以降、尾張・京都・大坂店を拠点とし、宰領と宿場の取次所と連携し、上方における金融・物流の大動脈の一端を担ったという評価は動かないものと言える。

また宰領飛脚についても通常の店内での奉公人と異なることが改めてわかった。宰領は飛脚問屋と契約を結ぶ個人事業者であるが、仲間を構成しており、飛脚問屋との間で交渉事がある場合は宰領仲間が動いた。井野口屋が経営不振に陥った際、井野口屋の借用証紋に宰領仲間が連印した。これらのことから宰領が井野口屋に対して決して従属的ではなく、経営再建の功績なども考慮すると対等に近い関係であったと言えよう。

今後の課題であるが、井野口屋記録はあくまで尾張徳川家の御用に関する記述が中心のため、商人荷物の受注・輸送の実態を明らかにする上で限界がある。史料的な制約があるものの、そうした点を課題に据えて、今後も井野口屋の得意先の史料に含まれる井野口屋の史料発掘を進

---

71 藤村潤一郎「東海道尾州七里飛脚について」（日本歴史学会編『日本歴史』475号、1987年）。藤村氏によると、尾州七里飛脚は寛永5年（1628）に最も古い記述が確認できるという。享保8年（1723）に尾張藩から藩士の私的書状については民間の飛脚問屋を利用するようにとの触れが出された。つまり七里飛脚については藩御用に限定された。文政5年（1822）に尾張藩は道中筋改正を実施し、七里飛脚を廃止し、宿場問屋場の人足を利用した宿継制度に改めた。同時に藩士が書状送付に使用していた江戸定日飛脚問屋の水谷与右衛門と上方専門の井野口屋の「御用」契約を取り消し、藩が貸し出した絵符・提灯を取り上げ、帯刀の差免を取り消した。藩は嘉永4年（1851）に七里飛脚制度を復活したが、安政4年（1857）3月に再び廃止した。

める必要がある。

(まきしま たかし 群馬県地域文化研究協議会会員)

【付記】東京都港区の物流博物館の2017年度特別展「飛脚問屋・鳴屋佐右衛門日記の世界」(10月21日～12月10日)において、全2回の講演会(講師は藤村潤一郎と筆者)が11月19日と26日に実施された。本稿は、筆者による第2回講演(交通史学会例会を兼ねた)をベースに論稿化した。この場を借りて、物流博物館、交通史学会、郵政歴史文化研究会の関係者各位に感謝申し上げる。

▼表6 井野口屋の報知した災害情報

No.	災害	発生日	報知日、報知先	場所	巻頁
1	京都出火	延享4年(1747) 11月26日、28日	12月4日、町方へ書き上げ	夜九ツ半頃、姉ヶ小路西洞院西へ入る南側裏借屋3軒焼失	1巻33頁
2	京都出火	同年11月28日		夜七ツ半頃、堀川通松原上ル東側2軒焼失	
3	京都出火	同年12月1日	12月7日、町方御役所へ書き上げ	夜四ツ半頃、京都三条大橋と松の木町間北へ入る上田1丁ほど焼失	
4	京都出火	同年12月5日		昼未上刻、四条北側芝居から出火、芝居3カ所焼失、四条河原へ飛び火、水茶屋3、4軒、大橋と共に焼失、申刻鎮火	
5	京都出火	寛延元年(1748) 8月28日	9月3日、町方御役所へ書き上げ	未中刻、川原町二条上ル町東側から出火、	1巻33、 34頁
6	京都出火	寛延2年(1749) 5月11日	5月17日	酉刻、間之町五条下ル二丁目西側から出火、表2軒、裏8軒焼失、戌刻鎮火、「京都殊之外火事沙汰計リニ御座候」	1巻36、 109頁
7	京都出火	天明8年(1788) 正月晦日		曉七ツ時頃、宮川町二丁目の両替屋から出火、飛脚所も類焼、家3609軒、寺社201カ寺・37カ社が焼失、734人焼死	2巻101、 102頁
8	大坂出火	享和元年(1801) 12月4日	12月6日、錦小路御役所	夜丑刻、雷火のため四天王寺の五重塔、金堂、講堂、六宗堂、食堂など残らず焼失	2巻249、 250頁
9	名古屋出火	文化4年(1807) 3月11日	3月15日、錦小路御役所	朝五ツ時、尾州三ノ丸御殿長屋南から出火、表長屋全焼。向側山際様御長屋へ延焼。成瀬屋敷堀で火止まる	2巻388頁
10	名古屋大雷、出火	文化7年(1810) 7月8日	7月11日、京都錦小路御役所「右之文句二而西洞院へも壱通差上申候」	七ツ時頃「大夕立大神鳴二而」3カ所に落雷、出来町東海寺前から出火、四ツ時過ぎ鎮火	2巻407頁
11	名古屋出火	同年11月26日	12月晦日、錦小路御役所	夜子中刻、名古屋竹屋町から赤塚の間、2町ほど両側焼失、寅刻鎮火	2巻411頁
12	大坂出火	同年11月28日	11月29日、京都錦小路御役所、西洞院	暮れ過ぎ、大坂御堂筋瓦町、亥の刻鎮火	2巻411頁
13	名古屋出火	文化8年(1811) 12月29日	文化9年(1812)、京都錦小路御役所	夜丑中刻、駿河町筋、法花寺町から3町ほど出火、両側焼失、寅中刻鎮火	2巻424頁
14	名古屋出火	文化10年(1813) 2月1日	2月7日、錦小路御役所	申刻、白壁町善光寺筋西へ入ル、南側秋本様御屋敷長屋から出火、(秋本屋敷の)「御本宅」焼失	3巻43頁
15	大坂出火	同年9月2日	9月4日、京都錦小路御役所	夜八ツ時頃、道頓堀中の芝居前から出火、東太左衛門橋、南難波新地野川、西新川半丁まで焼け、3日九ツ時鎮火	3巻51頁
16	名古屋出火	文化11年(1814) 6月26日	6月29日、京都錦小路御役所	曉六ツ時前、御新屋敷蔵王宮前借屋から出火、六ツ時半過ぎ鎮火	3巻59頁
17	大坂出火	同年12月7日	12月9日、京都錦小路御役所	夜八ツ時頃、阿波座中将殿橋詰屋町北へ入る所出火、朝五ツ時鎮火	3巻72頁
18	大坂出火	同年12月8日	12月9日、京都錦小路御役所	夜半の頃、北久太郎町中橋裏屋より出火、朝七ツ時鎮火	3巻72頁
19	垂井宿大火	文化12年(1815) 2月6日	2月7日、同12日、京都錦小路御役所	夜八ツ時頃、垂井宿大火、定宿類焼、下り宰領利助が定日荷物を退避させるも小附2つ焼けた旨を宿継で知らせる	3巻74頁
20	大坂出火	文化13年(1816) 正月25日	正月27日、京都錦小路御役所	夜四ツ時出火、御堂内東北角太鼓矢槽、役所3、4軒焼け、九ツ半鎮火	3巻110頁
21	大坂出火	同年3月23日	3月24日、京都錦小路御役所	朝四ツ時、新うつば新中橋筋西へ入る所から出火、1町ばかり焼失、七ツ時鎮火	3巻112頁
22	大坂出火	文化13年8月14日	8月23日、錦小路御役所	堂島中町渡邊橋筋から壱筋西の辻裏28、29軒焼失	3巻128頁
23	大坂出火	同年8月16日	8月23日、錦小路御役所	夜九ツ半時頃から嶋之内心齋橋筋周防町から出火、南へ八幡筋まで、東へ半町ほど焼失、朝六ツ時鎮火	
24	大坂出火	文化14年(1817) 4月27日	4月28日、京都錦小路御役所	夜前丑の刻、立売堀西二橋南詰め西南角から出火、「徳山御蔵屋敷裏長屋皆々類焼」今朝五ツ時頃鎮火	3巻226頁
25	大坂出火	同年7月2日	7月4日、京都錦小路御役所	夜四ツ時頃、堂島西合羽嶋二丁焼失、3日朝六ツ時頃鎮火	3巻229頁

No.	災害	発生日	報知日、報知先	場所	巻頁
26	大坂出火	同年10月25日	10月26日、京都錦小路御役所	朝五ツ時、南久太郎町三丁目難波橋筋西北角5、6軒焼失、四ツ半時鎮火	3巻232頁
27	大坂出火	同年11月1日	11月2日、京都錦小路御役所	暁丑の刻、安堂町塚筋西へ入南側中程から出火、町家7、8軒焼失、卯の刻鎮火	3巻232頁
28	大坂出火	文化15年(1818)2月19日	2月21日、京都錦小路御役所	夜九ツ半時、道頓堀中之芝居から出火、大西芝居四方、西は蛭子橋まで、南は難波新地、太左衛門橋、明け六ツに鎮火	3巻241頁
29	名古屋出火	文政元年(1818)9月10日	9月13日、京都錦小路御役所	巳ノ中刻、前津小林村のうち「おからね子少下」から出火、午刻鎮火	3巻253頁
30	大坂出火	同年9月16日	9月17日、京都錦小路御役所	暮六ツ半時、内淡路町御祓筋東へ入南側三間ばかり焼失、五ツ時鎮火	
31	大坂出火	文政2年(1819)2月9日	2月10日、京都錦小路御役所	夜戌中刻、御霊社内芝居小屋から出火、御霊筋東側まで、南は淡路町、北は平野町まで焼け、丑刻鎮火	3巻344頁
32	大坂出火	同年閏4月7日	閏4月9日、京都錦小路御役所	夜丑刻、西横堀北久太郎町から出火、長風強く川西へ飛び火、座摩宮焼失、「大坂表申越候二付、御達申上候」	3巻353頁
33	名古屋大地震	同年6月12日		未刻頃大地震、「所々家土蔵等破却」「御屋敷様方土堀、高塀損シ数多く、町々土蔵損し其数不知、京都も同刻限之地震にて同様二損し、誠二前代未聞之事二而、名古屋西北在辺ハ大地破レ砂を吹出し候」	3巻354頁
34	名古屋出火	同年12月16日	12月24日、京都錦小路御役所	夜子下刻、御黒門屋敷より出火、8、9軒焼失、寅下刻鎮火「名古屋表申越候付、御達申上候」	3巻368、369頁
35	名古屋出火	文政3年(1820)正月17日	正月21日、京都錦小路御役所	夜寅上刻出火、錦屋町西口より東は野中町、法花寺町下御先手組吉組残らず焼失、凡そ鍵数400軒ほど類焼、18日卯刻鎮火	3巻377頁
36	大坂出火	同年2月9日	2月10日、京都錦小路御役所	丑中刻、長堀北詰御堂筋東へ入る所から出火、東は心齋橋、西は佐野屋橋、北は塩町まで焼失、夜寅下刻鎮火	
37	大坂出火	同年3月7日	3月8日、京都錦小路御役所	朝六ツ時、船場伏見町難波橋東へ入る所から出火、五ツ時鎮火	3巻380頁
38	大坂出火	同年8月晦日	9月1日、京都錦小路御役所	暁七ツ半頃、米屋町難波橋から出火、南久太郎町まで、東は難波橋筋まで、西は井池まで焼失、九ツ半頃鎮火	3巻393頁
39	名古屋出火	同年9月27日	10月1日、京都錦小路御役所	夜丑中刻、納屋町通り伝馬町橋下ル所から出火、南側2町ほど焼失、夜寅下刻鎮火	3巻396頁
40	名古屋出火	同年10月16日	10月23日、京都錦小路御役所	夜戌中刻、成瀬様中屋敷から出火、犬山通役所1軒焼失、戌下刻鎮火	3巻399頁
41	大坂出火	文政4年(1821)2月10日	2月12日、京都錦小路御役所	夜丑刻頃、大宝寺町竹屋町西へ入る北側から出火、家数半町ばかり焼け、11日暁卯刻鎮火	4巻8頁
42	京都出火	同年3月11日	3月12日、京都錦小路御役所	朝、伏見御屋敷より1町半程東の町家3軒焼失	4巻10頁
43	名古屋出火	同年4月22日	4月25日、京都錦小路御役所	申上刻頃出火、大曾根坂の上、八幡前成瀬準人正下屋敷の家中より出火、3軒焼失、小借屋6、7軒焼失、申下刻鎮火	4巻11、12頁
44	名古屋出火	同年10月24日	10月28日、京都錦小路御役所	酉下刻、新馬場大津様御屋敷御長屋から出火、戌中刻鎮火	4巻23頁
45	名古屋出火	文政5年(1822)正月28日	2月2日、京都錦小路御役所	昼半頃出火、七ツ時鎮火、前津の内御組屋敷町家共凡そ50軒焼失、「付火二而廿四才ニ相成候女二而当日相知レ申候」	4巻32頁
46	大坂出火	同年8月4日	8月6日、京都錦小路御役所	酉刻、御堂筋北道修町東西南北2町ほど焼失、亥刻鎮火	4巻38頁
47	大坂出火	同年8月7日	8月8日、京都錦小路御役所	亥刻、天満堀川橋西詰北西角から出火、寅刻鎮火	
48	名古屋出火	同年8月4日	8月9日、京都錦小路御役所	夜寅刻頃、置狭間の両側3町ばかり焼失、卯刻鎮火	4巻38頁
49	名古屋出火	同年8月14日	8月20日、京都錦小路御役所	亥上刻頃、本町通橋町大西前より出火、両方へ1丁ほど焼失、丑中刻鎮火	

No.	災害	発生日	報知日、報知先	場所	巻頁
50	名古屋出火	文政6年(1823) 3月24日	3月28日、京都錦小路御役所	巳中刻、十軒長屋から出火、乾(北西)へ延焼、千代町本丸御組屋敷内、御先手御組屋敷内焼失、北は長円寺前の町まで焼失、午中刻鎮火	4巻155頁
51	名古屋出火	同年4月2日	4月6日、京都錦小路御役所	巳下刻、長者町一丁目東側中程、内町肝煎茂吉方から出火、半焼で即刻鎮火	
52	大坂出火	文政6年(1823) 8月29日	9月3日、京都錦小路御役所	夜亥下刻頃、道頓堀下大和橋南詰両側、東西へ13、4軒焼失、卯上刻鎮火	4巻174頁
53	名古屋出火	同年9月20日	9月24日、京都錦小路御役所	申刻、巾下万松寺中筋出火、家数15、6軒焼失、酉刻鎮火	4巻175頁
54	京都出火	同年11月15日	記載なし	夜酉中刻頃、東本願寺台所から出火、御屋形向、諸堂残らず焼失、丑刻頃鎮火、同寺御門主、東山大谷へ避難	4巻184頁
55	名古屋出火	同年12月8日	12月13日、京都錦小路御役所	申刻頃、西新町鈴木様の御屋敷1軒焼失	4巻186頁
56	名古屋出火	同年12月晦日	文政7年正月、京都錦小路御役所	暁卯刻頃、西夷子町等輪寺裏町家から出火、14、5軒焼失、卯中刻過ぎ鎮火	4巻193頁
57	大坂出火	文政7年(1824) 4月28日	5月2日、京都錦小路御役所	亥刻、博労町東堀北へ入る浜納屋から出火、29日午刻鎮火	4巻197頁
58	名古屋出火	同年8月3日	8月8日、京都錦小路御役所	夜七ツ時頃巾下新道海福寺前町家5、6軒ほど焼失	4巻208頁
59	名古屋出火	文政8年(1825) 3月22日	3月27日、京都錦小路御役所	午中刻、古渡り渡邊半蔵御下屋敷から出火、未刻鎮火	4巻227頁
60	名古屋出火	同年3月26日	3月晦日、京都錦小路御役所	未刻、広井八切南の方水車西町家から出火、小借屋13、4軒焼失、申中刻鎮火	
61	名古屋出火	同年7月18日	7月23日、京都錦小路御役所	夕刻、白壁町久仙筋行当り辻番の隣り御屋敷1軒焼失、直ちに鎮火	4巻243頁
62	大坂出火	同年11月1日	11月4日、京都錦小路御役所	亥刻、南堀江四丁目亀井橋南西詰浜納屋から出火、寅刻鎮火	4巻254頁
63	名古屋出火	文政9年(1826) 3月11日	3月16日、京都錦小路御役所	夜丑下刻、魚之棚本町東へ入ル南側中程間屋次郎左衛門の裏小座敷から出火、土蔵4カ所焼失、12日卯半刻鎮火	4巻265頁
64	大坂出火	同年4月26日	4月28日、京都錦小路御役所	夜酉半刻、式ツ井戸から出火、高津新地1丁四方焼失、27日暁卯刻鎮火	4巻269頁
65	名古屋出火	同年6月26日	6月晦日、京都錦小路御役所	夜四ツ時頃、巾下本通り江川より西へ江戸屋筋まで両側1町焼失、丑刻鎮火	4巻275頁
66	大坂出火	同年11月5日	11月6日、京都錦小路御役所	暁七ツ時分、阿波座解舟町西横堀西へ入る所から出火、2丁四方焼失、朝五ツ時頃鎮火	4巻284頁
67	名古屋出火	同年12月14日	12月22日、京都錦小路御役所	夜東杉村のうち寺の門前家2軒焼失、早速鎮火	4巻288頁
68	大坂出火	文政10年(1827) 2月5日	2月6日、京都錦小路御役所	夜六ツ半時、道頓堀角芝居より出火、難波新地残らず焼失	4巻297頁
69	大坂出火	同年2月23日	2月24日、京都錦小路御役所	夜丑刻頃、大宝寺町中橋筋北へ入る東側から出火、1丁四方焼失、暁卯刻鎮火	4巻298頁
70	大坂出火	同年4月5日	4月6日、京都錦小路御役所	東八ツ半頃、南堀江高木屋橋東入る南側3、4軒焼失	4巻302頁
71	大坂出火	同年6月1日	6月2日、京都錦小路御役所	夜八ツ時頃、南御堂のうち鐘樓堂から出火、長屋残らず焼失、暁卯刻鎮火	4巻308頁
72	大坂出火	同年6月4日	6月4日、京都錦小路御役所	八ツ半頃、嶋之内八百屋町通大宝寺町南へ入る西側から出火、南西へ5、6軒焼失	4巻308、309頁
73	名古屋出火	同年8月21日	8月27日、京都錦小路御役所	午刻頃、鐘木町坂下町西南角御屋敷から出火、長屋1軒焼失、早速鎮火	4巻315頁
74	大坂出火	同年10月11日	10月12日、京都錦小路御役所	夜八ツ半頃、江戸堀五丁目大目橋から出火、東西1丁半、南北1丁焼失、明六ツ時鎮火	4巻316頁
75	大坂出火 (大塩の乱)	天保8年(1837) 2月19日	2月21日付、発信元は「大坂飛脚所」	辰下刻、東天満権現様北手与力町から出火、東天満辺焼失、天満橋落ち、天神橋九分焼け落ち、船場へ火移り、天満宮焼失、鴻池善右衛門居宅・土蔵焼け落ち、町数110丁ほど焼失、牢屋敷焼失、2月26日、和州竹之内にて切腹、大塩平八郎、同格之助、近藤梶五郎など	4巻492、493頁

▼表7 井野口屋記録に記載の飛脚・飛脚問屋

No.	年月日	願いの趣旨	巻・頁
1	延享2年（1745）11月	名古屋伝馬町小嶋権兵衛が京都河原町三条下ル町の奈良屋茂兵衛を出店とし、その看板に「尾州宮飛脚」と書き記した看板を掲げる。1カ月九斎ずつの出日板行などを配る。家々へ荷物を取り集めに回り、京都から荷物を差し下した。ほかに「歩行荷物飛脚」と名付けて駄荷にして往来する業者として橘町裏町の古道具屋善蔵借屋忠兵衛、伝馬町長者町ト長嶋町間の下津屋彦左衛門借屋権八、宮町呉服町ト伊勢町間の佐野新右衛門借屋伊兵衛、本重町本町ト長者町間の常瑞寺長屋伝吉、京都大和町斧屋八左衛門方旅宿茶碗屋徳兵衛が列記されている。	1巻25頁
2	宝暦8年（1758）	成瀬隼人正御蔵屋敷美濃屋庄兵衛と長者町四丁目の檢物屋長兵衛が飛脚問屋の件で藩へ願い出る。	2巻22頁
3	明和2年（1765）5月	井野口屋は、成瀬隼人正の絵符により「歩行荷通ひ仕候者」が名古屋と京都を往来しているが、この者たちから御用を務めたいと願いがあった場合、井野口屋1人で務めたいと願い出る。	1巻172、173頁
4	明和3年（1766）6月	名古屋須賀町の菊屋甚六後家が「三州・遠州歩行飛脚」を近年始めたが、遠州の「紫染」が京都の染めより良質のため、京都から遠州へ染めの荷物を下し、また京都へ戻したが、「地色」が悪化した。そのため、遠州から菊屋を経由して「歩行飛脚」を京都へ送るようになった。井野口屋は菊屋の歩行飛脚を差し止めるように藩へ願い出る。	1巻173頁
5	同年7月	杉之町の亀屋治助が銀10枚の冥加を差し上げる代わりに絵符を頂戴して、成瀬隼人正御蔵屋敷の御用飛脚を務めたいと願い出る。	1巻175頁
6	明和9年（1772）9月	9月26日、井野口屋は歩行荷飛脚差し止めの願いを提出したが、飛脚の名前と荷物駄数がわかれば、達しを出すとの返答だったため、井野口屋は石薬師宿で歩行荷飛脚の名前と駄数を帳面に写した後、10月16日に改めて差し止め願いを出した。	1巻193頁
7	天明3年（1783）	名古屋益屋町沢屋利右衛門が弟吉左衛門を願い主にして「光相院様御殿飛脚所」を願い出た。井野口屋では竹腰家に手を回し、許可されないように運動した。	2巻22頁
8	天明7年（1787）正月	名古屋鍋屋町小倉屋小八郎が井野口屋の出日以外の15度で京大坂飛脚を差し立てたい旨を願い出る。No7の沢屋利右衛門から京都からの下り荷物は井野口屋、上り荷物を沢屋に任せてもらえれば、小倉屋の願いを叶わないようにするとの申し出がある。	2巻52、53頁
9	寛政2年（1790）8月	宰領与三郎事八百屋与左衛門が駿河飛脚を願い出る。願いの趣旨は次の通り。これまでは道中筋送り状に駄賃を添えて送っていたが、馬士が勝手に自身宅に預かり置くこともあり、また荷物付け替えを待つために延引してしまう。宰領のいない荷物は自然と粗末に扱われてしまい、濡れ損害も多く、商人が迷惑している。ついては惣荷主代として確かな者を1人付けて送り、駄賃も定めの通りに支払う…もし許可されれば、御評定所近くで火災があった場合、火消人足50人を差し出してお役に立ちます、というもの。町方御役所で吟味し、許可しようとしたところ、与左衛門方では「絵符を用いることができなければ、長く渡世できないので、願い書きを下げ渡してくれるように願い出た。	2巻122、123頁
10	寛政8年（1796）10月	江川町亀甲屋善右衛門が京大坂一信州の飛脚を始めたいので、名古屋に「中取会所」を立てたい旨を願い出る。中取会所を経由して、信州一上方の荷物を輸送しようとした。井野口屋は「京大坂分信州表之荷物之儀ハ、登り方荷物ハ御当地之信州問屋へ受取差登せ申候、下り方荷物之儀ハ当着之砌夫々名前之間屋く江相届」と反対する。	2巻153頁
11	寛政9年（1797）12月15日	お目見え願いの儀。亀甲屋源兵衛、沢屋利右衛門、井野口屋半左衛門、飛脚問屋与右衛門（江戸定日飛脚問屋、水谷与右衛門）、大野屋清右衛門、車屋吉兵衛、米屋助七の連名。寛政10年に年頭目見得の件で1日朝五ツ時に出頭するようこの廻章。上記はいずれも飛脚問屋と思われる。	2巻236、237頁
12	文化6年（1809）7月	先年、尾張藩家老成瀬隼人正の犬山産物会所を設立したが、松下屋又蔵が七間町西側へ店を出して飛脚荷物を取り集めた。京都に引受人がいなかったため、寄り荷物もなくなり、次第に衰微となり、半年ばかりで店仕舞となった。	2巻399頁
13	文化9年（1812）9月8日	名古屋本町七丁目浅野屋次兵衛、京都四条通高倉東へ入町北側借家美濃屋平兵衛の両人が「九里半廻し会所」を取り立てたいと、尾州平嶋村林蔵を介して茶屋手代宮城嘉右衛門へ願い出る。林蔵が上京し、九里半廻し実現のため、運動するが、井野口屋は九里半廻しに関わることを断る。	2巻429頁
14	文化10年（1813）8月	成瀬家から犬山産物会所の差し立てによる「九里半廻し」が井野口屋に影響がないかと尋ねがある。井野口屋は、九里半廻しの引受人らが心得違いをして、これまで井野口屋方で取り扱っていた荷物を集めて発送した場合は「自私方飛脚差響二も相成候」と茶屋家を介して成瀬家へ回答する。	3巻50頁

No.	年月日	願いの趣旨	巻・頁
15	同年11月4日	犬山産物会所の九里半廻しを請け負っている浅野治兵衛、沢屋平兵衛、平嶋林蔵の3人から松下屋文蔵(犬山産物会所責任者)に願いがあったことを受け、井野口屋ではNo.14の趣旨に触れた上で、「追々私方得意方之荷物多分ニ取集メ上下仕候」と茶屋役所に事情を訴える。	3巻63頁
16	文化10年11月18日	井野口は、この頃「歩行荷飛脚」と唱えて道中馬荷物1、2駄、歩行荷物2、3駄ほど1人ずつ上下往来する者が大勢いるため、「追々私方荷物相減必至与難渋」と訴える。藩より井野口屋以外に「近来御家中ニ而絵符借受御家中之荷物之振ニいたし、京都道中筋掠通候者有之」「歩行荷飛脚与申立、追々商人荷物請負令往来候紋者も有之」ため、禁止する触れが出される。	3巻67頁
17	文化15年(1818)正月	井野口屋は、犬山産物会所の産物を名古屋から江戸へ1カ月六斎を認めてもらえば、荷物1駄に付き銀10匁を上納すると願い出る。犬山産物とは言うものの、実のところは京都・大坂で仕入れた呉服物・小間物類であって現地とは関係なく、京大坂から江戸表へと送るのに、これまで商荷飛脚へ差し出したから賃銀も高値で延引となった。井野口屋では1カ月30駄であれば、片道のみ年50両余で勤めるので御勘考をと成瀬家に願う。	3巻237頁
18	文政2年(1819)閏4月5日	名古屋本町十一丁目の遠島由兵衛が「江州彦根并近江路飛脚」を認められたが、町御役所に宛てて井野口屋では差しさわりのがあるので再考を請う願い書きを内々に提出する。井野口屋の願いが通り、遠島由兵衛の飛脚業が禁じられる。	3巻353頁
19	同年11月25日	越前屋五兵衛の和州飛脚賃銭附之事。小封状12文、大封状20文、両方とも店走り48文	3巻366頁
20	文政3年(1820)8月13日	名古屋新川治平、倅岩蔵が京都富小路四条上ル西側尾張屋たみ方に寄宿し、荷物を取り集め、「山井様御用荷物」と偽って道中筋を通行したため、西堀川高辻植村藤右衛門、六角高倉西へ入近江屋多兵衛、麩屋町六角下ル淀屋権兵衛、烏丸夷川上ル光紅屋忠兵衛、寺町二条上ル大坂屋伊兵衛、烏丸高辻上ル初田伴蔵、綾小路烏丸東へ入近江屋利兵衛ら7軒が勘考を願い出る。井野口屋半左衛門も奥書で勘考を「中 定右衛門様」宛てに願う。	3巻267、268頁
21	文政4年(1821)12月	京都御幸町三条上ル所助七が諸商人飛脚荷物を取り扱い、持ち下り、名古屋長者町八幡屋八郎兵衛方にて荷物を切り解き、それぞれ「名前の方」(宛先)へ届けている。また、新川京屋治平、倅岩蔵、東枇杷嶋彦右衛門、日置村弥七、門前町常盤屋太吉の5人が玉屋町釣屋庄治郎方で荷物を受け取り、「名前の方」へ届けている。市下柳町の治平、九左衛門、政蔵の3人も京都・名古屋で荷物を集めて取りさばいている。	4巻28頁
22	文政5年(1822)6月	尾張藩から江戸定日飛脚問屋吉田四郎左衛門、水谷与右衛門に対し、道中の儀改正のため渡してある絵符・提灯を引き揚げると言い渡す。今後は道中宰領の者も帯刀してはならないとする。	4巻74頁
23	文政7年(1824)7月	八百屋町吉兵衛借家治平が名古屋一奈良・泉州堺への飛脚はこれまで三度飛脚に頼んでいたが、京都經由だから日数も12日余分にかかり、急ぎの商売には不都合だとした上で、治平は奈良に懇意の者、堺には親戚の者がいるので1カ月に書状出日3日ずつ定めて飛脚を務めたいとする。山田飛脚、大垣飛脚、三州飛脚同様の姿に御免下されるよう願い出る。	4巻207頁
24	文政8年(1825)2月	商人荷物を集めて京都一名古屋を上下往来する者が多くいる。触れ流しの年月が記されており、享保9年9月、安永3年正月、寛政8年2月、文化11年11月、文化13年11月の5度に亘る。市下栄町林蔵、市下新川治平、同岩蔵、東枇杷嶋彦右衛門、上宿九左衛門、門前町太吉、下茶屋町弥吉、長者町三丁目利吉を列記は、いずれも富小路四条上ル町尾張屋平蔵方に止宿し、荷物を名古屋へ下している。利吉は井野口屋の元宰領。	3巻292頁
25	同年5月27日	越後屋五市が井野口屋宛てに和州山村御殿行き賃銭の引札を出す。金子入り1両まで並64文、日着180文。銀500目まで並100文、日着248文。	4巻238頁
26	文政9年(1826)4月	上長者町三丁目利吉(元井野口屋宰領)が「飛脚躰之儀相企度不実之工六私方之得意先へ相廻り、荷物之多少ニよらず請取」京都・大坂間を往来しているため、井野口屋が差し止めを願い出る。	3巻322頁
27	文政13年(1830)9月	犬山の杉下九郎兵衛宛ての荷物・添え状で、名古屋まで井野口屋が運び、名古屋から「万清次」と印があるため、井野口屋が犬山飛脚万屋清次に誰が認めたのか問い合わせたところ、犬山表へ来た「忠蔵」が認めたとの回答を得る。このことを井野口屋は「中御屋敷御勘定書」へ申し上げる。	4巻418頁
28	同年11月23日	9月12日、京都錦小路御役所から「登り紙封状」1つを長崎飛脚井筒屋甚兵衛へ飛脚で差し立てたが、返事が来ないため、井野口屋に問い合わせがある。井野口屋は井筒屋に問い合わせたところ、井筒屋から同17日に先方に届けた旨の回答を得る。	4巻419頁

論文

## 再論 明治期における郵便ネットワークの伸展と調整 —和歌山県の市郡別データから—

小原 宏

### 1 はじめに

明治期の郵便局数の推移をみると、創業の明治4年度（1871）から16年度にかけて上昇して一旦ピークを迎え、17年度から減少に転じて22年度に底を打ち、10年ほどほぼ横ばいを続けた後、明治末に向けて上昇を続けた。この変動は府県別にみると幅があり、16年度と22年度の間およびそこから16年度の水準を回復した36年度の間の変動幅の合計が最大なのは長野県で217局、最小は和歌山県で14局であった。このうち、長野県については小原（2017）において、和歌山県については小原（2018）において県内の置局状況の確認を行った結果を報告した。

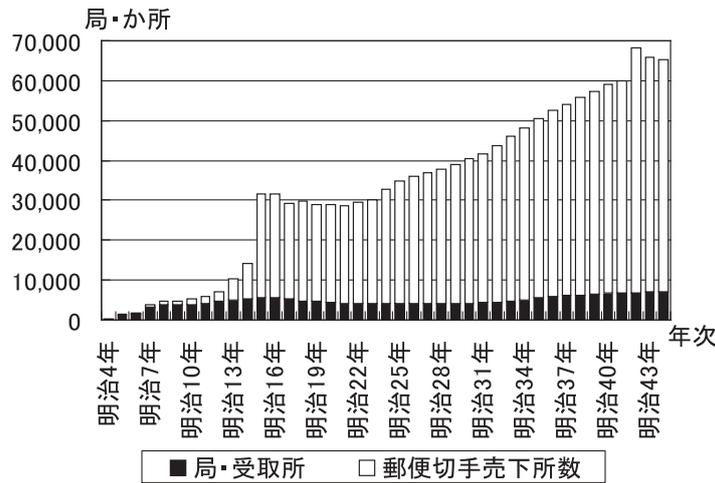
本稿では、このように郵便局数の変動幅が小さかった和歌山県において、市郡レベルでの明治期を通じた郵便局を含む郵便ネットワークの変動を確認することにより、明治期に和歌山県内において郵便に関するネットワークがどのような変遷（調整過程）をたどったのかを確認することとする。そのため、はじめに、同県内の市郡別の郵便局数の推移を確認し、他府県と比べて相対的に変動幅の少ない同県にあって比較的それが大きい郡を特定した上でその郡に着目して域内の郵便局の沿革、設置・改廃の変遷を確認する。あわせて、この時期には郵便利用を容易にするために郵便局の設置に至らない村役場の所在地などの要地に函場（後の郵便ポストの設置場所）および郵便切手売下所を置いており、政府の郵便事業所管部署が発行した年報（明治8年度版の駅通局第5次年報から14年度版の第11次年報）にも郵便局、郵便受取所、郵便切手売下所および郵便函の増減の記述に続けて「故ニ郵便物ヲ差シ出シ得ヘキ乃チ社会ノ通信ヲ媒介シ得ル所ノ現数は」としてそれらの合計を報告しており郵便切手売下所が郵便サービスの主な施設の一つとして扱われていたことから、それを加味した郵便ネットワークがどのように調整・伸展していったかをも確認する。さらに、明治初期から中期にかけて郵便ネットワークの運用の中核となった郵便局長がどのような者によって担われていたかも確認する。その上で、郡別にみると郵便局数や郵便切手売下所の変動幅が大きかった個別の郡について人口・産業といった地域の状況の推移との関係を見る。そして最後に、郵便切手売下所の数が年次によって一時的に大きな変動を示す郡について個別の郵便局の取扱い郵便物数などを確認することにより、その変動が郡内全域の傾向であったのかを確認する。以上により、相対的に明治期の郵便局の調整が小さい和歌山県における郵便ネットワークの調整・伸展の姿やその背景を明らかにすることを試みる。

### 2 和歌山県の市郡別の郵便局数・郵便切手売下所数・函場数の推移

創業以来、全国規模で郵便局数が減少をみせたのは明治17年度（1884）が初めてであった。駅通局第14次年報は17年に郵便局を減じ郵便受取所を増し郵便切手売下所を減じたのは、府県

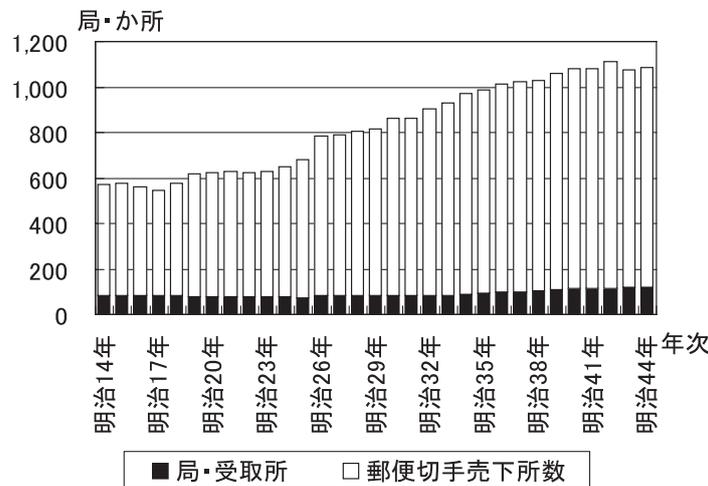
に替えて地方の管理機関とした駅通出張局が地域の状況に応じて無駄を省くなどの見直しを実施した結果であるとして「斯ク郵便局及郵便切手売下所等ノ頓ニ減セシ所以ハ駅通出張局開設以来大ニ事業ノ改良ヲ謀リ地況ノ冷熱戸口ノ疎密等ヲ審査シ冗ヲ省キ欠ヲ補ヒ置局ノ法ヲ一洗セシニ因ル」と報告している。

この時期の全国の郵便局などの推移がこういう状況の中で和歌山県の推移はどのようになっていたのかを確認するため、以下では同県における郵便局（郵便受取所を含む）、郵便切手売下所および郵便函（郵便ポスト）の推移についてみる。



出所：『郵政百年史資料 第三十巻』郵第1表および郵第11表より作成

図1 全国の郵便局・郵便切手売下所数



出所：『和歌山県統計書』各年版より作成（以下、特記のないものについて同じ。）  
備考：一部年度末現在のものがある。欠値は日本帝国統計年鑑の和歌山県の値を使用

図2 和歌山県の郵便局・郵便切手売下所数

まず、和歌山県の郵便は、4年12月19日付け大蔵省届（『太政類典 第二編』第百八十六巻）のとおり同月20日に始まった。

大和外三国郵便ヲ開ク 大蔵省届 先般一定ノ郵便規則ニ遵ヒ当十二月廿日ヨリ大和河内和泉紀伊之内便宜相附候分ハ漸々郵便相関候ニ付此段御届申候也 十二月十九日  
大蔵

その後の同県の状況を見ると、明治前期の郵便局の減は僅かなものであり15年から18年にかけて1局の増減に留まる一方、郵便切手売下所についてはその時期、16年に16か所および17年に15か所と2年間で合計31か所も減少している。郵便切手売下所の開廃権限が同県から和歌山駅逓出張局に移管された時期を確認すると、「箕島郵便局 明治十七年一月 御布告」のとおり17年前半のことであり、少なくとも同県における郵便切手売下所の減少についてはこの項の冒頭で引用した駅逓出張局開設以来の事業改良の取組みより前からその取組みが進められていたことが分かる。

駅逓第六十六号

当駅逓区区内

郵便局

当区内郵便函場及郵便切手売下所廢置変更ノ義今般当局エ委任相成候付該事件ハ自今  
当局へ具申ス可シ此旨相達候事

和歌山駅逓出張局長心得

明治十七年四月廿八日 駅逓六等属 田中徳五郎

次に、集配施設の一部としての郵便函の設置についてみる。郵便函は『郵政百年史』65-66ページに、郵便創業当初「書状集め箱」又は「集信函」と呼ばれ、東京の四日市郵便役所ほか11か所、京都4か所、大阪7か所および東海道の各駅の上り方・下り方の各2か所ずつ設置した後に郵便線路の延長にともなって逐次設置場所を増加したこと、当初の売りさばき所（後の「郵便切手売下所」）は単に切手を販売するところと郵便函の見守番を兼ねるところに分かれていたことが述べられている。その後、井上（2011）や藪内・田原（2010）『近代日本郵便史』138ページのように15年に郵便函数と郵便切手売下所数が急増すること（前者は前年の2.5倍の2万5,956個に、後者は約3倍の2万5,238か所に増加）していること、その理由は「管内地方郵便（後に「約束郵便」と改称）の開設に関連していることを指摘するものがある。小原（2012）で紹介した千葉県の場合でも15年6月17日の郡甲第84号に「郵便函并切手売下所ハ郵便配達市外ニ属スルーノ戸長管理内ニ一個ヲ置クモノトス尤管理内広キ場所ハ其地景ニヨリ数個ヲ置キ又其狭隘ナルモノハ二管理内ニ一個ヲ置クモノトス」とあり、約束郵便の実施の際には郵便函と郵便切手売下所が地域単位にセットで設置される仕組みであったことが分かる<sup>(1)</sup>。このような両者の関係を和歌山県の明治期についてみると図3のとおりであり、15年から明治末に向けておおむね増加傾向を示すとともに、郵便函も郵便切手売下所と同じく16年から17年にかけて減少していることが認められた。

以上のように、和歌山県においてもこの時期に郵便のネットワークの調整が行われたこと、その内容は全国のそれと異なり郵便局を維持した上での郵便切手売下所や郵便函の廃止であったこと、郵便切手売下所の廃止は全国的な取組みより1年先行しており開廃権限が県から駅逓出張局に移管された時期より前にその取組みが進められていたことが確認された。

その後の同県においては図2のとおり全国の推移と同様（図1参照）に、郵便局数は20年代を通じてほぼ横ばいを続けた後に30年代初頭から増加に転じ明治末までその傾向が続いた一方で、郵便切手売下所は20年代半ばから増加傾向となり40年代初頭までその傾向が続いた後に明治末にかけて減少に転じた。

1 この約束郵便については、田原（1999）が滋賀県の事例を詳細に調査・検討している。

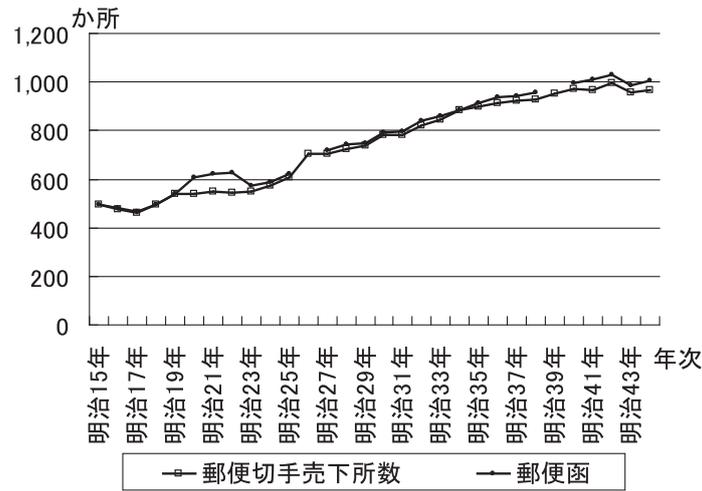


図3 和歌山県の郵便切手売下所・郵便函数

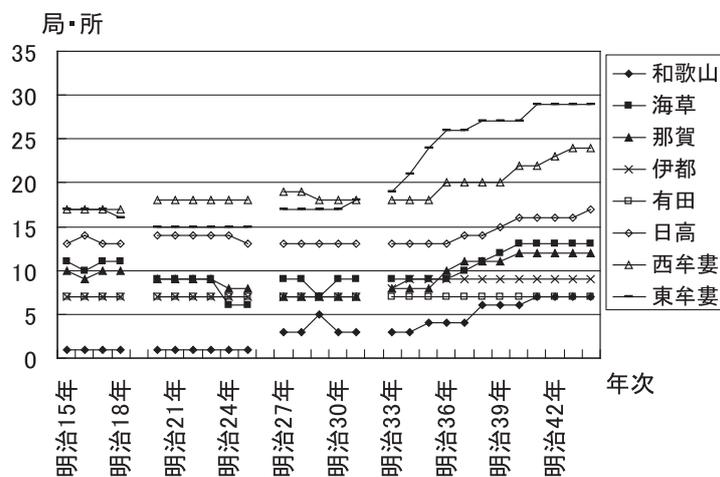


図4 市郡別の郵便局数

なお、郵便切手売下所がどのような人々によって運営されていたかをみると、宿駅制度の廃止に伴ってそれまで府県からの出張（駐在）による官員の下で実務に当たっていた郵便取扱人が複数いる宿駅では「このうち一名が役人の郵便取扱人となり、その他の人は運送業者または切手売りさばき人となって宿駅の分業化が行なわれた」（『郵政百年史』81ページ）といったことがあったほか、高橋（1986）68ページが紹介するように新式郵便の布告において「各管内便宜ノ地ニ於テ身元正敷者共へ申付」としていた。これらの「身元正敷」な者については郵便局長のような資産に関する条件はなかった。また、既にみたように10年代半ばに村役場の所在地等に郵便切手売下所を拡大した際も、例えば上で紹介した千葉県の場合には同郡甲第84号に「郵便函并切手売下所ノ位置ハ戸長役場ニ限ラス然シテ切手売下人モ戸長又ハ筆生ニ限ラス管理内中央ノ地ニシテカメテ公衆ノ便利ナルトコロヲ選定シ且其地於売下人適当ノモノ取調フヘシ」とあり、戸長や筆生でない一般の者でも担うことができた。

さて、県全体としてこのような推移をたどった和歌山県であったが、その域内ではどのような動きであったのか。これを確認するため、市郡別に郵便局および郵便切手売下所数が把握できる15年以降のそれぞれの推移をみると、郵便局についてはいずれの市郡とも30年代以降の伸びが大きく、市郡別に16年<sup>2)</sup>と明治末を比較して増加割合が最も高かったのは東牟婁郡（33%）

2 16年は明治前期における全国計の郵便局数のピーク。

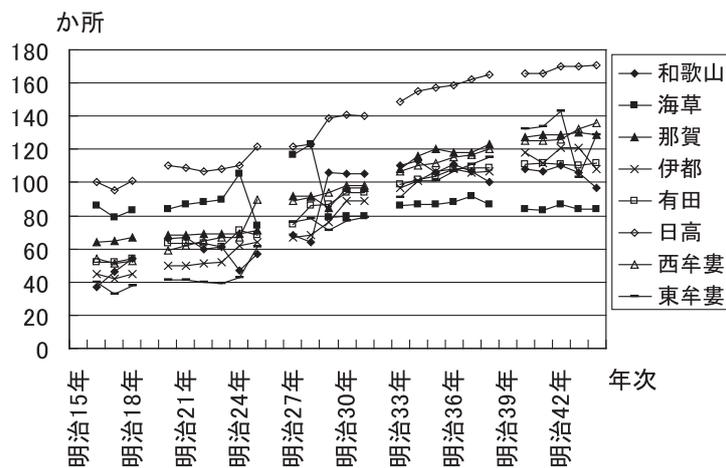


図5 市郡別の郵便切手売下所数

であり兩年次間の増数12局は県全体（36局）のその3分の1を占めていた。郵便切手売下所については17年に一旦減少する市郡が多かったが、その後は一部の例外（和歌山市、海草郡など）がみられるものの県全域での該当年次における一様な減少はみられずおおむね増加傾向となっており、16年と明治末を比較した増減は海草郡（2か所減）を除く7市郡とも増加していてそれぞれ県全体の増加数（488か所）の10%台と大きな偏りはない中で最もその割合が高かったのは東牟婁郡（18%）であった。

### 3 東牟婁郡の郵便局の沿革

そこで、以下では上記で特徴的であった東牟婁郡における主な郵便局の設置、改廃についてその経緯をみるとともに、『郵政百年史』などで「地方名望家」と述べられた郵便局長がどのような人々であったのかをみてみることにする。

#### (1) 主な郵便局の沿革

##### ア 新宮郵便局

『紀伊東牟婁郡誌 下巻』によれば、同郡に郵便局が設置されたのは明治5年（1872）2月に同郡の中心地である新宮に新宮郵便取扱所として開所したのが始まりであり、その郵便取扱役は松原寅之助であった。この郵便局（郵便取扱所など）は概ね表1のとおり変遷した。

郵便局長（郵便取扱役）の交代は35年までいずれも前任者の退職によるがそれぞれの退職理由は不明である。初代から3代までの局長交代の際は、いずれも局舎の移転を伴っている。なお、35年の2等局昇格以降は、全国的な転勤を伴う通信官吏が局長に就任するようになった。

##### イ 古座郵便局

初代郵便取扱役の西畑平得が「中外郵便週報」第16号（14年4月18日付け）で述べたところによれば古座は当時「当地は官衙なきも泊の都合良く、商家の信書が多い」ところであった。

『古座史談』には、「明治5年2月1日、古座駅郵便御用取扱所を、古座浦字下の町119番地に設置せられた」として、設置当初に郷長から牟婁出張所（旧民生局）に提出した報告書を以下のとおり掲載している。

年月	郵便局等	取扱役・局長	備考
明治 5年 2月	郵便取扱所	松原寅之助	設置 下船町117番地
明治 6年 4月	郵便役所 (4等)		
明治 7年 1月	郵便取扱所		
明治 8年 1月	郵便局 (4等)		
明治11年 4月		森 佐吉	前任退職・移転 上本町112番地
明治14年 1月	郵便局 (3等)		
明治15年12月			移転 上本町36番地
明治22年 8月		榎本利兵衛	前任退職・移転 上本町29番地
明治23年12月	郵便電信局		改称・事務拡大
明治30年 8月			29年全焼・移転 横町57番地
明治32年 8月		榎本為吉	前任退職
明治35年12月	郵便電信局 (2等)	富田政輝	前任退職・通信書記より着任
明治36年 4月	郵便局		改称
明治38年10月			現今の局舎に移転 (大正6年当時)

出所：『紀伊東牟婁郡誌 下巻』および『全国郵便局沿革録 明治編』より作成。

表1 新宮郵便局の沿革

御達口上

郵便局 取開、左の通り御取建に相成候御趣にて、昨七日新宮より御差立の趣、古座浦取扱人より申出候に付、此段御達申上候。以上

申二月八日

古座組郷長 富岡民平

代判書記 加藤吉平

牟婁出張所

和歌山より新宮まで郵便所

和歌山、日方、宮原、湯浅、田辺、富田、周参見、和深、古座、太地、天満、新宮、メ、十四所 (メ十四所とあるも十二所よりなし、御坊と南部を写し落したるならむ)

新宮より八字出 (八時出なり)

新宮差立定日

朔日、四日、七日、十日、十三日、十六日、十九日、二十二日、二十五日、二十八日、右之通

この郵便局 (郵便取扱所など) はおおむね表2のとおり変遷した。

初代から3代までの局長交代の際は、いずれも数か月以内に局舎の移転がある。明治末に至っても郵便局長の他所からの転入はみられない。

ウ 廃止後再設置された郵便局

『紀伊東牟婁郡誌 下巻』によれば同郡内に設置された郵便局のうち5局は表3のとおり明治前期に設置の上、一旦廃止の後に同地域または近隣の地域に再設置されたものであった。

このうち、太地郵便局について『太地町史』によりその変遷をみる。まず、最初の設置から廃止までをみると、当初は「太地駅郵便取扱所といい、新屋敷3381番地和田金右衛門宅 (旧役場跡現在戸間氏宅辺) 内に設置され、和田准一郎氏が郵便取扱役 (郵便局長) に命ぜられ……8年1月……太地郵便局と改称せられ、5等郵便局となった。当時は、郵便集配局として太地、

年月	郵便局等	取扱役・局長	備考
明治 5年 2月	郵便取扱所	西畑平得	設置 古座浦字下の町119番地
明治 8年 1月	郵便局 (5等)		
明治 9年 6月	郵便局 (4等)		
明治16年 5月	郵便局		
明治17年12月		佐藤久兵衛	
明治18年 1月			移転 古座浦中の町105番地
明治23年 6月		橋本政太郎	
明治24年 1月			移転 古座浦上の町77番地
明治24年 2月	郵便電信局		改称・事務拡大 (電信)
明治43年 3月			事務拡大 (電話交換)

出所：『古座史談』および『全国郵便局沿革録 明治編』より作成。

表2 古座郵便局の沿革

局所名	設置	廃止	再置
三輪崎	明治 5年	明治 6年4月	明治14年 5月
浦神	明治 5年3月	明治 6年4月	明治35年11月
太地	明治 6年4月	明治11年	明治33年11月
川口(直見)	明治14年2月	明治15年2月直見局廃止、16年2月川口局開設	
萩(伏拝)	明治11年1月伏拝局設置、その後廃止、35年11月萩局開設		

出所：『紀井東牟婁郡誌 下巻』および『全国郵便局沿革録 明治編』より作成。

表3 明治前期に東牟婁郡内に設置され廃止された後に再置された郵便局

下里、上太田、下太田、田原（下田原を除く）の各村にわたる広い区域をもっていた」と郵便局の沿革および機能を述べ、「下里村に警察分署が置かれ、またこの地は、太田川丈における木材、薪炭等の産物の集散地として商業が栄え、そのうえ太地村、上太田村、下太田村、勝浦村、那智村、色川村、田原村（下田原を除く）の諸村を統括する区役所（戸長役場）が置かれるなど、名実ともに当地方の政治、経済、文化の中心となっていた」と地域の情勢を示し、「当地方としては、地域的にみて太地に郵便局のあるということは、当時の情勢として非常に不便を感じたものと思われる」とした上、「11年2月17日、下里村の高芝地区に高芝郵便局が開設されるにいたった」としている。この開設については「一説では、太地の郵便局をそのまま移管したものとして、太地では相当物議をかもしたということである」と紹介した上、「太地郵便局は、高芝郵便局の開設と同時に廃局になったことは確かである」として「13年5月1日、高芝郵便局は、下里郵便局に改称された」と改称情報の参考掲載をしている。『郵政百年史資料 第二十四巻』で下里郵便局の郵便取扱役をみると14年当時「四等 太地伴次 七等 太地熊太郎」となっていたが、東牟婁郡において同一郵便局中に郵便取扱役が2人配置されていたのは17局中3局（下里の他に新宮郵便局と天満郵便局）のみであった。当時の全国の郵便取扱役の等級別人員数をみると表4のとおりであり、上記の太地伴次は郵便局長、熊太郎は助役であったことが分かる<sup>(3)</sup>。この助役<sup>(4)</sup>は13年に設けられた制度で、比較的取扱数の多い郵便局などに配置するものであり、下里郵便局は郡内では比較的規模の大きな局であったことが推測される。

以上をみると、当初の太地郵便局は地元の郵便取扱役の自宅に開設され、全国的な制度の変更に伴って郵便取扱所から郵便局になったが、集配担当地域内にある郡内の中心地への実質的な移転が生じたこと、移転後間もない時期の郵便局は郡内でも比較的規模の大きなものであ

郵便局（郵便取扱役）	一等	二等	三等	四等	（助役）	六等	七等		合計
東牟婁郡			1	16			3		20
全国	15	45	198	4,556		2	622		5,438
郵便受取所				四等	五等	六等	七等	無等	合計
東牟婁郡									0
全国				1	9	8	186	7	211

出所：『郵政百年史資料 第二十四巻』および14年7月18日付け『中外郵便週報』より作成。

表4 東牟婁郡の等級別の郵便取扱役数（明治14年）（単位：人）

たことが推測された。

続いて『太地町史』は再置の事情について「その後は、郵便局のない太地村であったが、年を追うにしたがって漁業が盛んになり、漁港としての繁栄ぶりに目ざましいものがあつた。したがって、郵便関係者の中で本村に関連する郵便物、電報、為替等の取扱いもおびただしく増加したため、下里郵便局では、事務量の増加に堪えられず、一方本村においては、取引の性格上敏速を要する通信関係の取扱いが必至とされる事情にあることを察してか、明治33年11月にいたって再び太地郵便取扱所を開設するにいたつた。」と述べている<sup>(5)</sup>。この郵便受取所は「同35年2月11日……太地郵便電信取扱所と改称され、電報集配事務を取扱うようになった。この当時の取扱所は、旧役場内で、はじめに使用していた郵便取扱所である。」として<sup>(6)</sup>再設置の場所が明治6年の設置場所と同一であったとしている。

さらに、この郵便電信受取所は38年4月1日に全国的な制度の変更に伴い太地郵便局となった<sup>(7)</sup>が「依然として無集配特定局であるため、殆どすべての郵便取扱い物は、下里郵便局を経由することになり、特に急を要する水産物取引の書状や為替関係に遅延を生じ、取引上支障少なからざるものがあつた」ことから、「集配事務の開始を要望する声が高まり……村当局でも、その必要性を痛感していた折柄、村会の議決を経て執拗なままでと思われるような請願書の提出をつぎつぎに出し、各方面への運動を展開した」ものの、これらの働きかけは昭和4年の大阪通信局からの受持区域狭小とする不受理通牒により終結することとなった。

3 郵便取扱役については、明治6年8月14日にそれまでの郵便取扱人を郵便取扱役と改称し一等から七等までの区分として一等を駅通寮十三等出仕などとしたが、同年11月8日の太政官達第369号により八等および九等が加えられ、7年7月12日の太政官達第94号によりその八等および九等が廃止された。その後も10年2月28日に郵便取扱役の官等を一等から七等までとし一等を十五等出仕、四等を等外一等に準ずるなどとするなど、郵便取扱役の等級区分は順次変遷した。同県内で個別郵便局の資料が確認できる有田郡の箕島郵便局の例（郵政博物館収蔵、整理番号9000-49-09）をみると10年に「和歌山県箕島駅五等郵便局 七等郵便取扱役 和歌山県下有田郡箕島駅百七拾八番地住」として米富彌兵衛の情報があり、『郵政百年史資料 第二十四巻』の14年には同人が四等郵便取扱役とあるが、この間に同氏が昇格したのではなく表4のとおり全国の大多数を占める郵便局の長の等級に任ぜられていたことが分かる。このように明治10年代までの郵便取扱役の等級をみる際には留意が必要である。

4 『郵政百年史資料 第二十三巻 郵政地方史料（福岡県甘木郵便局史料）』114ページ以下には「助役差置に関する件」と題した一連の資料が採録されており、13年8月に福岡県から甘木郵便局に助役を選定するよう達があり、数度の照会回答を経て10月に、選任した者に助役として7等郵便取扱役が申し付けられ同月16日から手当も支給された。該当文書は13年10月12日付けの福岡県から甘木郵便局あてで、該当部分は「郵便取扱役助役之義曾テ撰挙之人名へ七等郵便取扱役申付則チ手当辞令共二通送達候条達之上請書可差出且手当之義ハ本月十六日ヨリ給与相成候間其旨可相心得此旨相達候事」となっていた。

5 「郵便取扱所」は正しくは「郵便受取所」（明治33年10月26日通信省告示第215号）

6 「郵便電信取扱所」は正しくは「郵便電信受取所」（明治35年2月17日通信省告示第84号）

7 明治38年3月24日通信省告示第123号

規地第8395号通牒

昭和4年7月1日

大阪通信局

太地町長殿

裏ニ請願相成候太地局集配事務開始ノ件ハ郵便区狭小ノ為乍遺憾受理セラレザル旨其筋ヨリ通牒アリタルニ付御了承相成度

## (2) 郵便局長を担う人々

創業当初は府県からの出張（駐在）による官吏が責任者となって運営していた郵便局であったが、5年の宿駅制度の廃止に伴い彼らが引き上げることとなることから、これに先立つ4年12月に大蔵省議において郵便取扱人を各地方人から採用することとした（『郵政百年史』81ページ）。同史はこの制度について「地方名望家を準官吏待遇として若干の給料で郵便取扱役に任じ、自宅を局舎として提供してもらって請負制で業務を担当させるという方針が、一応成功」（同178ページ）と評するなど、各所において「地方名望家」と使っているが、それがどのような人々であったかの詳述はしていない。

そこで、(1)で述べた各郵便局の局長について得られた情報をみるとおおむね以下のとおりである。まず新宮郵便局の第2代局長の森佐吉は、「紀南新聞」（昭和33年（1958）3月27日付け）<sup>8</sup>によれば、藩政時代に藩営の木材売買取扱所を設置した頃から取引をしていた木材業者であり明治6年（1873）に新宮小学校設立の際100円を寄付して他の2人とともに県令から銀杯を賞賜したほどの富豪であり、「22年8月の十津川奥の山崩れによる新宮地方一帯未曾有の（「水害の」か？：筆者注記）際に退職」したとのことである。また、第3代局長の榎本利兵衛は、その名が27年3月の「和歌山県 名誉家及商工人名録 全」<sup>9</sup>において、「和歌山市各郡所得納税者」の部の東牟婁郡の項に「新宮町 榎本利兵衛」と、また、「商工業及雑業者」の部の東牟婁郡の項に「木材板類販売 新宮町 榎本利兵衛」と掲載されている。次に、古座郵便局の第2代局長の佐藤久兵衛は、榎本と同じくその名が同書「和歌山市各郡所得納税者」の部の東牟婁郡の項に「古座村 佐藤久兵衛」と、また、「商工業及雑業者」の部の東牟婁郡の項に「木材并木炭商 古座村大字古座 佐藤久兵衛」と掲載されている。また、『郵政百年史資料 第二十四巻』には14年当時の全国の郵便取扱役一覧が採録されており、東牟婁郡のそれは17局20人が名を連ねているが、上で述べた者以外で「和歌山県 名誉家及商工人名録 全」に氏名を確認できる者はいなかった。

ここで、『主税局第貳拾回年報書』にある26年度の府県別階層別納税者数のうち和歌山県についてみると、1等から3等の該当者はなく、4等は135人（1人当たり平均所得1,870円、1人当たり平均所得税額28円）、5等は1,006人（同478円、同5円）で、同県の所得税納税者数は合計1,141人となっていた。上で使用した「和歌山県 名誉家及商工人名録 全」の「和歌山市各郡所得納税者」の部に掲げられているのは1,108人であるが、脚注9の内容に続けて同書の凡例に調査期

8 この記事は「熊野郵趣会の復活により新宮郵便局の沿革といったものをかいてはどうかという注文が出た」ことを受けて昭和33年3月21日から4月11日までの間、断続的に同紙に掲載されたものの一部であり、担当記者は後年の森氏の余生にふれて「私の知ったころは……」と述べている。

9 この内容が採録された『都道府県別資産家地主総欄』の凡例には「本書は我が和歌山県下名誉家及商工人名録と題し国会議員、県会議員、市参事会員、市会議員、市町村長、所得税納者、弁護士、医師、銀行会社員有名なる商工等を選び而して業務、商標、屋号の如き細目は親しく当業者に就いて問合せ又は證印ある筆記を収め其誤謬之れなしと確信したるものを採り掲出したるものなり」とある。

間が1年程度あることから「各地ノ調査一々其年月相等シクセズ為メニ多少ノ異動アルハ素ヨリ免レ難シ」との事情があり、両者はほぼ等しいといえる。それらの納税者のうち、新宮町の者は38人、東牟婁郡の者は114人であるから、これらを『和歌山県統計書』25年第17表の12月末現在の戸数である新宮市街の戸数2,538戸、東牟婁郡の戸数1万3,992戸と比べると、それぞれ上位1.5%、0.8%に属することになる。さらに、その後発行された『日本全国商工人名録 全』の第2版をみると31年度の掲載者の所得税額等が掲載されており、榎本利兵衛が石炭商の欄に掲載されていることから、榎本の所得税額および新宮町全体での順位をみると、所得税額は5円26銭であり同年度の新宮町の商工業者で所得税額が明記された79人の中では第31位とほぼ中間に位置していた。また、同書の凡例には「村落又ハ一市街ニシテ□ニ一区分ヲ設クルノ必要ナシト認ムルモノハ之ヲ其最寄ノ都邑ニ附属セシメタリ或ハ何郡各村落ト題シテ一所に集メタルモアリ」とあるが、新宮町の項に古座郵便局の佐藤久兵衛の名は見当たらなかった。

『郵政百年史』に「地方名望家を準官吏待遇として若干の給料で」任じたとする当時の郵便局長は、実際に一定の資産を有することが任用の条件の一つとされており<sup>(10)</sup>、先述の「紀南新聞」(昭和13年3月28日付け)では新宮郵便局の第2代森局長の時代を指して「局の仕事は当時としては算盤玉を弾いては決して利益の上る事業ではなかったが一種の公益事業でもあり庄屋又は小庄屋階級以上の人でないと請合うことができなかった模様である」と述べられているが、上述のように20年代から30年初頭にかけての東牟婁郡の郵便局長についてみると、地域の有力者に名を連ねる者が複数いるものの、多くの者はそこに氏名を確認することはできず、また、名を連ねた者であっても地域のトップクラスの中では中位に属する程度であることが確認された。

## 4 市郡別の郵便物数の推移

これまで述べたとおり、和歌山県の郵便ネットワークは明治前期に廃止された郵便局の再設置や、郵便局や郵便切手売下所の新設などにより明治末にかけて伸展していったが、その基となる需要の動向についてはどうだったのか。これを確認するため、以下では市郡別の引受郵便物数および配達郵便物数の推移をみていく。

### (1) 市郡別の通常郵便物数の引受と配達の推移

同県内の市郡別の引受郵便物数および配達郵便物数をみると図6および図7のとおりいずれも長期的には増加傾向となっていた。引受および配達の別に詳しくみると、引受では明治18年(1885)の和歌山市、30年代後半の和歌山市と東牟婁郡および44年の西牟婁郡で一時的な減少が認められ、配達では22年と38年の和歌山市、43年の東牟婁郡および西牟婁郡、44年の西牟婁郡において一時的に大きな増減が認められた。

このうち、配達については平常時には比較的緩やかな増減で推移すると考えられることや引受の増減を伴わない場合は他府県からの到着となることから、前後の年と比較して数十パーセントとなるような一時的な増減は社会的に大きな変動がなければ想定し難い。そこで、和歌山市域について『和歌山市史 第十巻』の年表をみると、22年は①4月に市町村制が施行されて第1回選挙が実施、②7月に市役所が開庁および③和歌山紡績株式会社が開業、④8月に暴風雨

10 例えば、18年実施の「郵便取扱役採用規則」には、資格要件のひとつとして、実価200円(郵便為替を取扱う郵便取扱役は500円、郵便受取所の郵便取扱役で貯金の事務を取り扱わないときは100円)以上の土地または家屋を所有すること、が定められていた。

のため市内の四分の三が浸水、そのほか⑤この年に隣接する海草郡に砲台・弾薬庫の建設を開始の旨が記されており、38年は⑥3月に尚武会の県支部が日露戦争出征兵士の遺族救護のため同市内の店舗を借りて綿ネル製織を開始、⑦4月に日本赤十字社和歌山支部病院が開業、⑧5月に和歌山水力発電株式会社設立、⑨7月に歩兵第61連隊が編成されて県が誘致活動を実施、⑩8月に地元新聞4社がポーツマス条約の内容を不満として有志大会が、⑪9月に同条約の調印に反対する県民大会が開催されたことなどが記載されていた。県下における引受は兩年次のみの特異な増加を見せていないことからこれらの年次の配達数の増加は他府県からの流入によることとなるが、全国計の内国引受と外国差立の総郵便物数は22年度が対前年度17.1%増（21年度は同14.9%増）、38年度が同14.9%増（37年度は18.8%増）といずれも対象年度のみの特異な変動は認められない。上記①から⑪までのうち和歌山市域に限定された事項をみると、22年では②、③および④が、38年では⑥から⑪のすべてが該当しているが、これらの事項が全国から和歌山市域に向けて集中的に発信されたことの要因になり得る可能性はあるものの、その分全国から他府県向けに差し出されたものを相対的に減少させ又はその増加を抑える効果があったかは判然としない。また、『新宮市史』によれば、新宮等の東牟婁郡内においては30年代からの製材工場の建設による製材業の機械化・勃興や30年代後期の県による植林奨励政策などにより林業分野が一層発展したとのことであるが、『新宮市史』や『田辺市史 第三巻 通史編Ⅲ』においても43年の東牟婁郡における減少と西牟婁郡における増加や44年の西牟婁郡における減少についての特記事項の記述は確認できない。府県別の郵便取扱数を掲げる統計年鑑には配達数の採録がないため、市郡別数の合計値と県全体の取扱数の突合ができないことから、今のところこれ以上の確認は困難である<sup>(11)</sup>。

また、引受については、18年の和歌山市については『和歌山市史 第十巻』などに発信を抑制するような特記事項の記載は確認できず、36年および37年のうち36年については『和歌山県史 近現代 一』に和歌山市内で綿ネル恐慌が勃発し綿ネル金融に積極的であった和歌山商業銀行が34年恐慌以来の相つぐ預金取り付けで破綻して四十三銀行に合併されたといった状況であったこと、37年については『和歌山市史 第十巻』に日露戦争が開始され内務省が地方長官に経費の緊縮を通牒した結果例えば西和佐村では歳出決算額が36年に比べて38年に21パーセント減少したこと、38年に講和条約が結ばれたが戦争の間重税に堪えてきた国民が負担に見合う戦争の成果を望んだものの賠償金などを得られなかったといった状況が確認できた。和歌山市および東牟婁郡においてはこのような経済情勢をより強く受ける状況にあったことが推測される。なお、44年の西牟婁郡で一時的な減少が認められたことについては『田辺市史 第三巻 通史編Ⅲ』の西牟婁郡における主要産物である粳米の収穫高や30年代後半から同郡が県下で圧倒的な生産量を誇るようになった重要産物の木炭の生産高等をみても順調な推移を示しており郵便需要を抑制するような特記事項は確認できなかった。

以上のような特異値があるものの、各市郡とも明治期を通してみると増加傾向を示しており、その中では初期から和歌山市の郵便物数が他郡を大きく上回っていて同県における行政・経済の中心地としてのポテンシャルの高さを推測させるとともに、配達よりも引受の郵便物数のほうが他郡との上方乖離が大きく、同市の情報発信力の強さを推測させる結果となっていた。そ

11 なお、同県統計書の24年版の値を確認したところ引受と配達の数値がそのトレンド（および各年次の引受数に対する配達数の割合）からみて逆転していると認められた（各図の値は逆転補正済み）ことから、当時においては同様のことがあり得るとすれば、18年の和歌山市は作成過程において「一、一六一、四一―二」の上部の「一、一」が「六」の読み違いであった可能性も完全には否定できない（図7の和歌山参考を参照）。

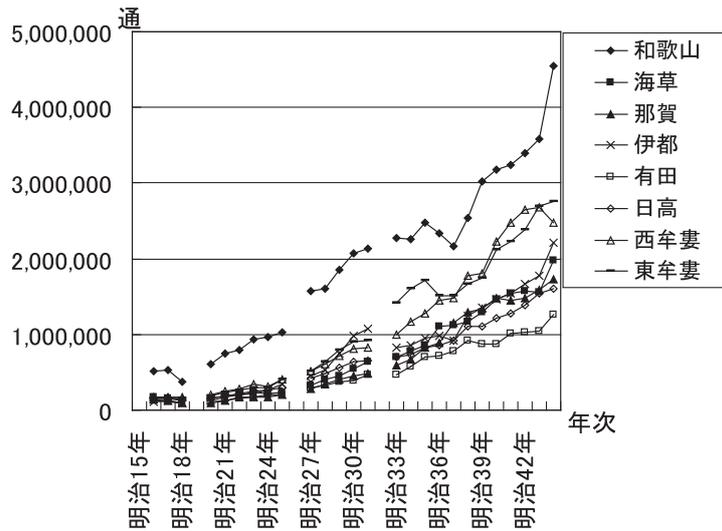
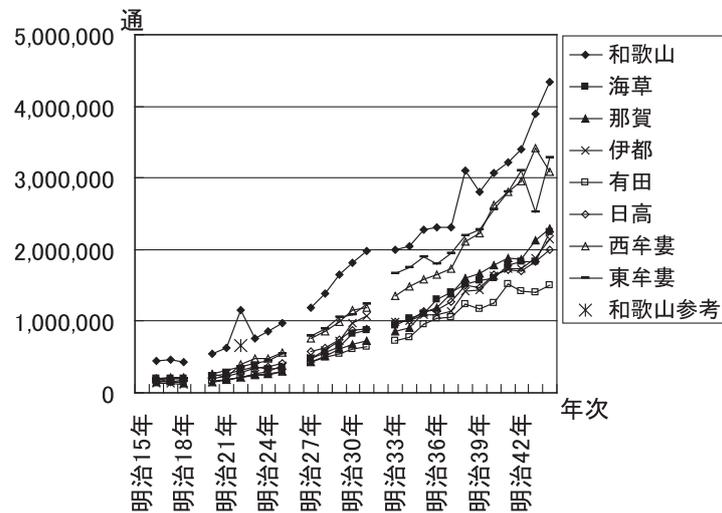


図6 市郡別の通常郵便物数（引受）



備考：「和歌山参考」の詳細は脚注11参照。

図7 市郡別の通常郵便物数（配達）

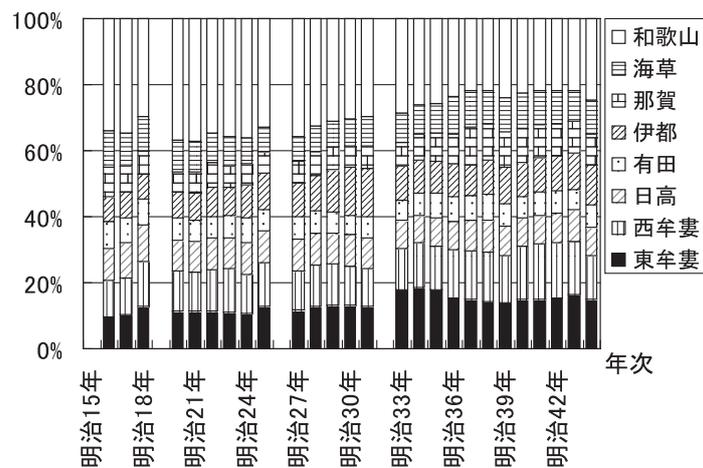


図8 和歌山県の引受通常郵便物数に占める各市郡の割合

ここで、明治期を通した同県の総引受郵便物数に占める各市郡の割合をみると図8のとおりである。年次による増減はあるものの、明治期を通してみると和歌山市の割合が徐々に10%程度低下し、それに伴って東牟婁郡などの割合が増加した。このことは徐々に和歌山市のポテンシャル

ルが相対的に低下するにつれて東牟婁郡などのそれが上昇したことを示しているといえる。

(2) 市郡別の通常郵便物数の引受と配達の関係

次に、各市郡の引受郵便物数および配達郵便物数が増加していく中で、個々の市郡の発信力はどうのように推移したのかを確認するため、以下では、明治期を通した引受郵便物に対する配達郵便物の割合の変化をみていく。

まず、市郡別の引受郵便物数に対する配達郵便物数の関係をみるため、図9の和歌山市のように各年次の両者の散布図を各郡別に作成し、その回帰直線を対象としたR<sup>2</sup>（相関係数）を確認すると表5のとおりいずれの市郡とも両者の相関が高く、各郡とも図9と同様にほぼ回帰直線の近辺に各年次の点が存在することが分かった。

また、市郡別の引受郵便物数に対する配達郵便物数の推移をみると図10のとおり和歌山市のみ特異年次を除きほぼ100%未満と引受郵便物数が配達郵便物数を上回り、他の郡と比べて和歌山市の発信力が高く、また、明治末に向けてそれが低下したことも認められた。

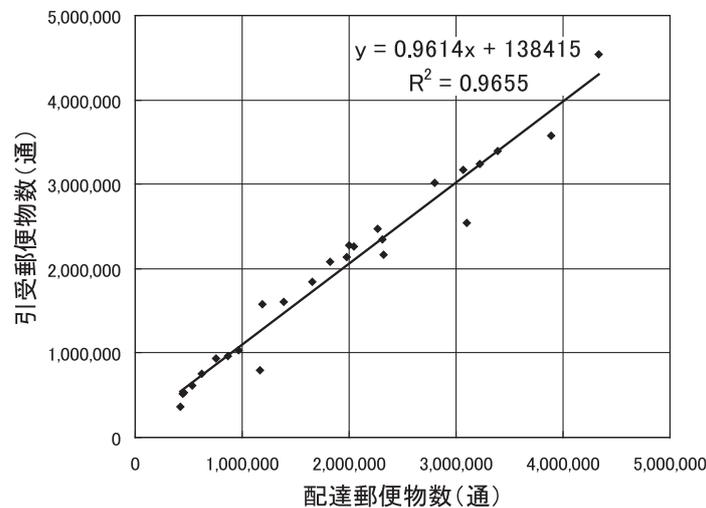


図9 引受郵便物数と配達郵便物数の関係（和歌山市：明治16年から44年まで）

和歌山	海草	那賀	伊都	有田	日高	西牟婁	東牟婁
0.9655	0.9911	0.9939	0.9870	0.9864	0.9894	0.9893	0.9692

備考：ここでの相関係数は図9に示したR<sup>2</sup>と同様に回帰直線を対象としたもの。

表5 市郡別の相関係数

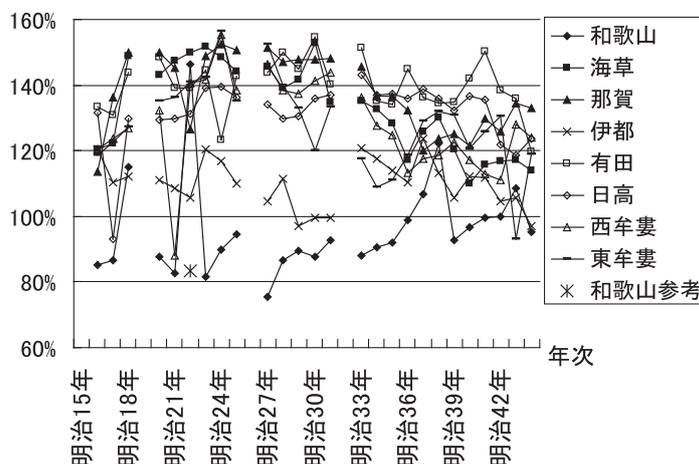


図10 引受郵便物数に対する配達郵便物数の割合

### (3) 人口当たりの市郡別の郵便物数の推移

さらに、人口（現住人口）当たりの市郡別の郵便物数の推移をみると、**図11**のとおりいずれの市郡とも明治末に向けて増加傾向が認められた。個別の市郡をみると明治期を通じて和歌山市が他の郡を大きく上回っており、また、明治末に近づくにつれて10年代中ごろには同市の5～10分の1程度であった各郡の値が2～4分の1程度まで近づいてきたことが認められた。

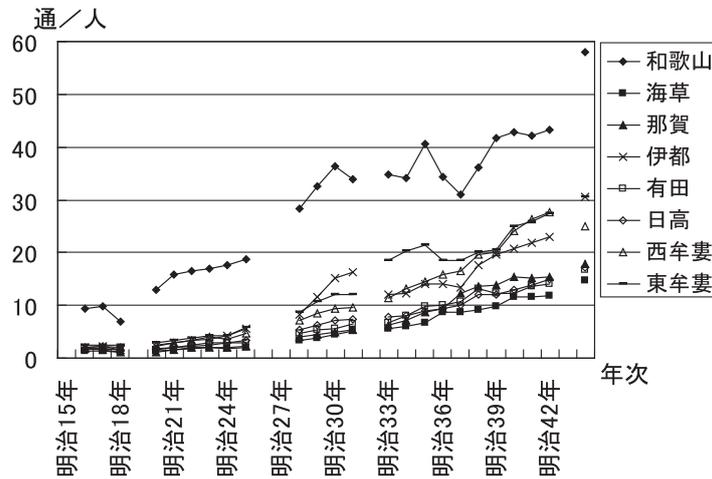


図11 市郡別の人口当たりの引受通常郵便物数

### (4) 市郡別の小包郵便物数の引受と配達の推移

最後に、小原（2017）の計量分析結果のとおり、明治後期における郵便局ネットワークの伸展には小包郵便物等の窓口利用を前提としたサービスの影響がうかがわれることから、その代表として小包郵便物数についてみる。結果は**図12**および**図13**のとおりであり、いずれの市郡とも引受と配達の小包郵便物の個数が明治末に向けて増加傾向であるが、36年に大きな減少がみえる。この年は(1)で述べたとおり和歌山市内で綿ネル恐慌が勃発するなど経済情勢が厳しい時期であり、商品流通の一翼を担った小包郵便物の需要に影響があった可能性がある。なお、引受については42年にも多くの郡で小幅な減少が認められるが、県史などで県域全般に小包郵便物の需要を抑制するような特記事項は確認できなかった。

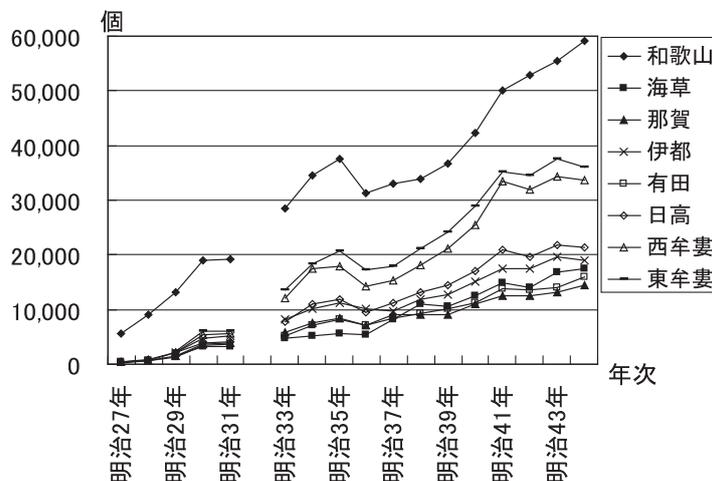


図12 市郡別の小包郵便物数（引受）

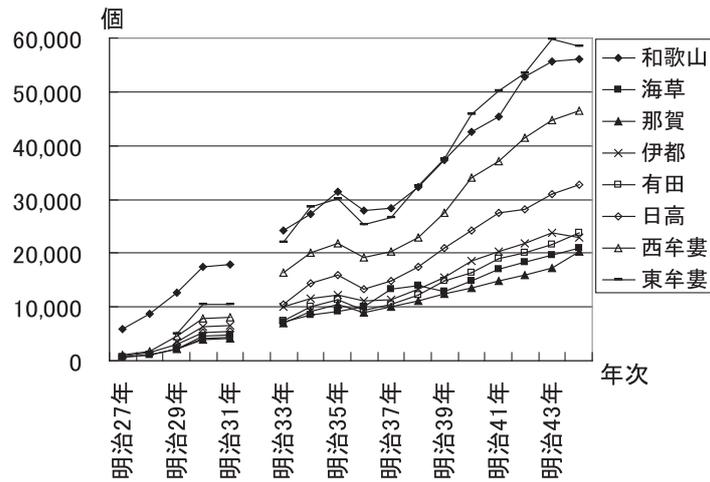


図13 市郡別の小包郵便物数（配達）

## 5 市郡別の人口・産業の推移

次に、郵便需要に影響があると考えられる人口および産業について市郡別の推移をみる。

### (1) 市郡別の人口の推移

まず、市郡別の人口の推移をみると、図14のとおりいずれも明治末に向けておおむね増加傾向であるが、和歌山市や海草郡などで一時的な増減が認められた。

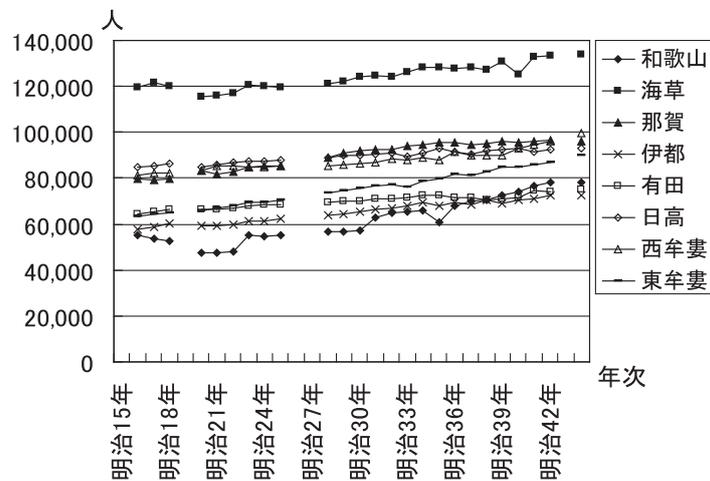


図14 市郡別の現住人口

### (2) 市郡別の生産額の推移

次に、市郡別の生産額の推移をみると、図15のとおり明治末に向けて県全体ではおおむね増加傾向であるが、海草郡など大幅な増減のある市郡が認められた。

## 6 東牟婁郡の産業の推移

さらに、明治後期において郵便局数や郵便物数などの増加が大きかった東牟婁郡の産業についてみる。

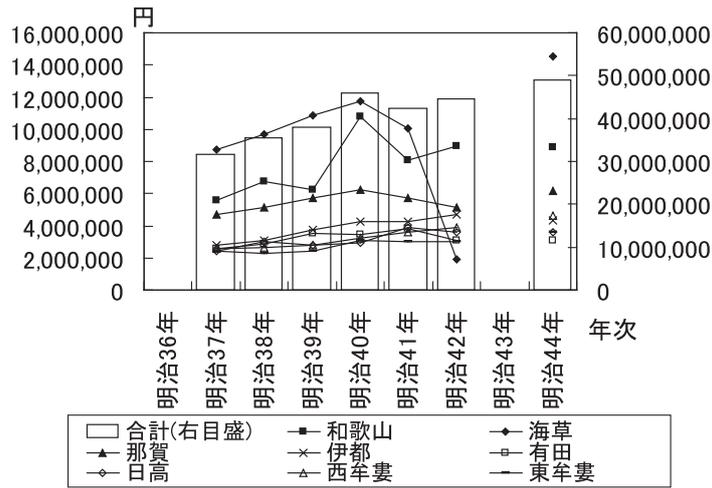


図15 市郡別の生産額

東牟婁郡の統計データが確認できた明治37年（1904）以降の東牟婁郡の総生産額および産業別生産額の推移をみると、**図16**のとおり明治末に向かって総生産額は概ね増加傾向であり、産業別では主要産業の林業も同様である。農業および水産業は38年に大きく減少した後に回復傾向がみえるものの明治末でも37年の水準には達していない。鉱業および工業は多少の増減がみえるもののその規模が相対的に小さく、主要産業と比べるとほぼ横ばいとみえる。これらから明らかなように、明治後期の東牟婁郡の総生産額が概ね増加傾向を示している要因は林業の生産額の増加によるものといえる。

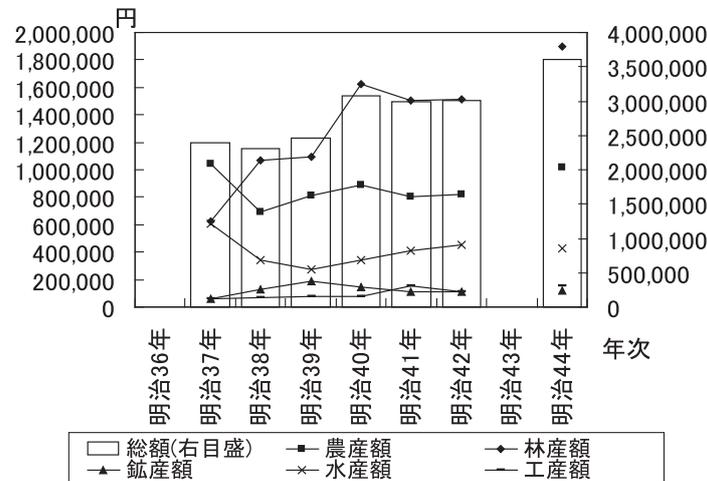
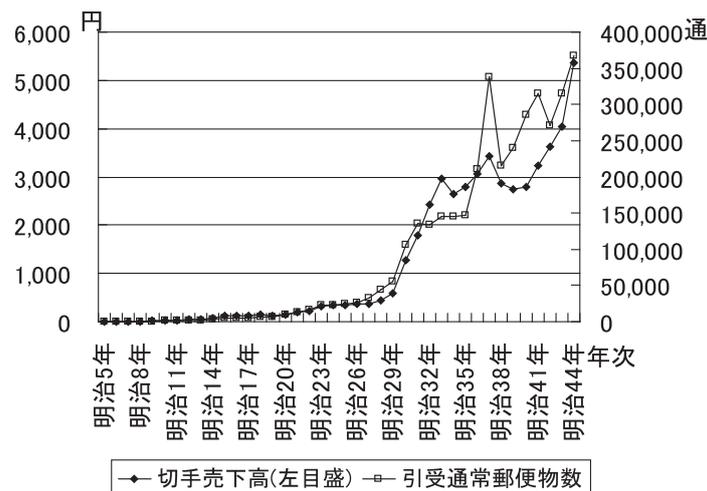


図16 東牟婁郡の産業別生産額

## 7 海草郡内における郵便切手売下の状況

最後に、**②**の**図5**でみた郵便切手売下所の一部年次（明治25年（1892）および29年）の減少幅が大きかった海草郡について、その変動が郡内全域における切手類の販売の増減によるものであるかを確認する。具体的には郡内の1郵便局を例に取り、明治期を通じた切手類の販売額の推移をみることにし、参考として引受郵便物数も確認する。『和歌山県史 近現代史料 四』には同郡所在の加太郵便局の業務統計の採録があり、その中に5年から明治末までの郵便物数や郵便切手売下高がある。なお、後者の項目には印紙の販売高が併記されているが、ここでは印紙を除く額を使用する。

結果は図17のとおりであり、郵便切手売下高は20年代まではほぼ郵便物数の増加に伴った推移を示しており、25年および29年の特異な変動は認められなかった。このため、それらの年次における海草郡の郵便切手売下所数の減少は郡域全体の変動ではなかったことが明らかである。また、同局における30年代以降の推移については、32年の郵便料金改定を初めとする30年代以降の種々の制度改正によるサービスメニューの多様化などにより郵便切手売下高と郵便物数との間にやや乖離が生ずるものの、明治末に向けて長期的には増加傾向が認められた。なお、37年の引受郵便物数が極端に増加しているが、④の図6で示したとおり郡全体としてみるとその影響は大きくなく、同郡の推移における特異値とはなっていない。



出所：『和歌山県史 近現代史料 四』より作成。

図17 加太郵便局の切手売下高・引受郵便物数

## 8 まとめ

和歌山県の郵便局数の推移については全国のそれと異なり明治10年代後半からの減少がみられず、安定的に推移して30年代以降明治末までの増加につながったことは従前のとおりであったが、郵便物の差し出しに必要な郵便切手類を販売する郵便切手売下所および集配施設としての郵便函については、同県においても10年代後半の時期に若干の減少がみられた。これらをあわせて考えると、同県においても10年代後半に広い意味では郵便局窓口機能を持つ拠点および集配施設のネットワークの調整があったということができ、特に郵便局窓口機能については全国のそれと異なり郵便局を維持した上での郵便切手売下所の廃止ということであった。

市郡別に明治期を通してみた場合にその増加幅が大きい東牟婁郡の郵便局の推移に着目すると、郡の中心地の郵便局といった相対的に規模の大きな郵便局においては、当初地元の者が郵便局長に就任し、局長の交代を機に郵便局を移転していたが、明治末に近づき2等局に昇格した後は地域外の通信書記等が着任・転出していくようになった。また、20年代後半の資産家などの名簿に家業を持った複数の局長の氏名がみてとれるなど、地域の有力者がその職に任じていたものの、全国における資産家等を採録した刊行物の和歌山県の部に名を連ねる者は僅かであり、それらの者も地域のトップクラスの中では中位に属する程度であることが確認された。さらに、より小さな郵便局に着目すると、明治前期に近隣局の設置などにより廃止されたものが30年代に無集配局として再設置される事例もあり、集配拠点および窓口拠点としての郵便ネットワークは明治期を通じてより効率的・効果的な調整が行われていたことがうかがわれた。

市郡別の郵便物数および人口・産業の推移から、和歌山県における和歌山市の持つポテンシャルの高さがうかがえるとともに、明治初期から明治末に向かって東牟婁郡をはじめとする各郡の情報発信力や生産力の上昇に伴い和歌山市のポテンシャルが相対的に低下していたことがうかがわれた。明治期からの和歌山県の地域別の経済について、高嶋（1985）『和歌山県の百年』はその7ページに「県下生産額の地域格差」として『和歌山県統計書』各年版のデータによる紀北（和歌山市、海草郡、那賀郡、伊都郡および有田郡）と紀南（日高郡、西牟婁郡および東牟婁郡）の鉱工業および農林水産業の生産額を示しているが、その明治34年（1901）と42年をみると、鉱工業については紀北が2.3倍、紀南が1.6倍、農林水産業については紀北が1.3倍、紀南が1.7倍とそれぞれ伸びており、紀北における鉱工業生産の伸びの高さとともに紀南における農林水産業の伸びの高さが見て取れた。紀南の農林水産業については、高嶋（1978）198-199ページにおいて、同県の産業構成の地域的特色を捉えようとすれば農林漁業さらには流通取引の問題を考慮しなければならないとして米穀・柑橘類とともに柑橘類に匹敵するとして林業（木材・木炭の林産品合計130万円近く）を挙げ、その主産地は両牟婁郡および日高郡であるとした上、川を使った輸送拠点としての新宮市などについて「中継地として殷盛を極めており、木材取引の盛大さがもたらした商業・金融あるいは製材といった関連部門への波及効果」をも指摘している。東牟婁郡における郵便需要の増加は、このような新宮地域をはじめとする同郡などにおける経済発展を背景としたものであることがうかがわれる結果であった。

以上のように、一見動きが小さいとみえる和歌山県の郵便局ネットワークの変動ではあるが、郵便切手売下所や郵便函を含む郵便ネットワークとしてみると、明治期を通じてより効率的・効果的な調整が行われていたことがうかがわれ、その背景には人口や生産力の変動あるいは経済情勢の動向といった地域情勢の変化があったことが推測されるものであった。

※ 本稿は2018年度に郵政博物館において実施された「郵政歴史文化研究会」の第1分科会において報告した内容を基に加筆・修正したものです。発表の際、同分科会の主査である石井寛治東京大学名誉教授および出席者の方々から貴重なご示唆をいただくとともに、その後石井先生より大変貴重かつより具体的なご指導をいただきました。また、査読時に匿名のレフェリーの先生から貴重なコメントをいただきました。深く感謝申し上げます。

（おばら こう 郵便史研究会会員）

### 【参考文献】

- 井上卓朗(2011)「日本における近代郵便の成立過程 —公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成—」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、第2号、18-54ページ
- 大蔵省主税局(1895)『主税局第貳拾回年報書』大蔵省主税局
- 小原宏(2012)「明治前期における集配郵便局の配置 —安房国を中心に—」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、第3号、29-47ページ
- (2017)「明治期における郵便局ネットワークの伸展と調整」『郵政博物館 研究紀要』通信文化協会、第8号、8-23ページ
- (2018)「明治期における和歌山県の郵便局ネットワークの伸展」『郵政博物館 研究紀要』通信文化協会、第9号、48-62ページ
- 紀南新聞(1958)「新宮史話」、3月21日から4月11日号までの記事

- 古座町教育委員会・古座町文化財委員会編（1979）『古座史談』和歌山県東牟婁郡古座町  
渋谷隆一編（1991）『都道府県別資産家地主総覧 滋賀編和歌山編』日本図書センター  
新宮市史編さん委員会（1972）『新宮市史』新宮市役所  
鈴木喜八編（1898）『日本全国商工人名録 全 第2版』日本全国商工人名録発行所  
太地町史監修委員会監修（1979）『太地町史』太地町役場  
高嶋雅明（1978）「和歌山県における地方銀行 —その生成と発展—」安藤精一編『和歌山県  
の研究 第3巻（近世・近代篇）』清文堂出版、193-236ページ  
———（1985）『和歌山県の百年』山川出版  
高橋善七（1986）『日本史小百科23 通信』近藤出版社  
田辺市史編さん委員会（2003）『田辺市史 第三巻 通史編Ⅲ』田辺市  
田原啓祐（1999）「明治期における郵便事業の展開と公用郵便—滋賀県の事例を中心として—」  
『経済学雑誌』大阪市立大学経済学会、100(2)、99-113ページ  
通信省逓通局（1886）『逓通局第14次年報』通信省  
藪内吉彦、田原啓祐（2010）『近代日本郵便史 創業から確立へ』明石書店  
山口修（1980）『全国郵便局沿革録 明治編』日本郵趣出版  
郵政省編（1971a）『郵政百年史』通信協会  
郵政省編（1971b）『郵政百年史資料 第二十三巻 郵政地方史料（福岡県甘木郵便局史料）』  
吉川弘文館  
———（1971c）『郵政百年史資料 第二十四巻』吉川弘文館  
———（1971d）『郵政百年史資料 第三十巻』吉川弘文館  
和歌山県史編さん委員会（1978）『和歌山県史 近現代史料 四』和歌山県  
———（1989）『和歌山県史 近現代 一』和歌山県  
和歌山県東牟婁郡役所（1916）『紀伊東牟婁郡誌 下巻』1989年復刻版発行、清文堂出版  
和歌山市史編纂委員会（1992）『和歌山市史 第十巻』和歌山市

### 【その他の資料】

『逓通局年報』第5次から第13次まで

（国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/>）

『太政類典 第二編』第百八十六巻

（国立公文書館Webサイト <https://www.digital.archives.go.jp/dajou>）

「千葉県郡甲号達」（明治15年）千葉県

「千葉県布達件名録」（明治15年）千葉県文書館所蔵

『中外郵便週報』明治14年4月18日、14年7月18日（郵政博物館蔵）

『通信公報』明治19年4月28日付け公達第6号「郵便受取所規程」（郵便受取所の事務内容を定めたもの。郵政博物館蔵）

「通信省告示」明治33年10月26日通信省告示第215号、明治35年2月17日通信省告示第84号、明治38年3月24日通信省告示第123号（官報 国立国会図書館デジタルコレクション）

「箕島郵便局 令達書類綴（明治9年3月から16年12月）」（郵政博物館蔵、整理番号9000-49-09）

「箕島郵便局 明治十七年一月 御布告」（郵政博物館蔵、整理番号9000-49-10）

『和歌山県統計書』各年版（明治16年～44年 国会図書館デジタルコレクション。ただし、18年、20年、21年、43年は和歌山県立図書館）

論 文

# 郵便事業—その物数と構造— (その1)

藤本 栄助

## 1 はじめに

前稿「郵便の基礎理論を考える<sup>(1)</sup>」(2018)において、郵便物数(Mail volume<sup>(2)</sup>)が世帯に分配される様相を2項分布を用いて確率モデル化して、配達分野における効率性の考え方を素描し、郵便史、新規参入論等への応用可能性を探った。郵便物数の変化は、配達される世帯数の割合と配達先への配達通数の変化を通じて、郵便の効率性を大きく左右する。しかし、ここでは、論点紹介という立場から、基本的な考え方と結果の一部を示したにとどまり、引受、区分、運送等、配達以外のプロセスでの郵便物数の働きについての議論は先送りしている。最終的な事業の効率や規模の経済を論じるには、物数そのものの振舞いに加え、それぞれの領域で生産手段や技術がどのように物数に作用するか、そのメカニズムを知り、総合する必要がある。本稿は、このような点を補足、整理して、全体的な郵便事業の特徴、構造を示すよう試みるものである。

## 2 先行研究

郵便事業の物数、ネットワーク構造に由来する費用構造や規模の経済にかかわる先行研究例として、次のものを挙げることができる。これらはもとより網羅的なものではなく、また、ここでは要点のみ紹介し、細目は必要に応じて関連する個所で言及する。

- ① かつて、郵便市場に競争が導入される頃、J. Panzarは、「郵便事業は自然独占か<sup>(3)</sup>」(1991)において、ヒストリカル・データによる分析は困難としつつ、区分、運送と配達の簡単なネットワークモデルを用いて自然独占性を議論した。規模による配達分野の収穫逦増性は常識的な仮定にとどまり、根拠や関数形は示されていないが、郵便事業において規模の経済が存在することを確信していると述べている。その結論は、それでも郵便事業は競争から逃れられないというもので、そうなれば官業のもとの現行賃金は低下するとした。
- ② Bradleyらは、「自然独占と技術的不可知論：USPS<sup>(4)</sup>米国郵便事業のケース<sup>(5)</sup>」(1995)において、Panzarら(2003)の区分、運送、配達の三分モデルにしたがって配達分野を

1 藤本栄助「『郵便の基礎理論』を考える」(2018)、『郵政博物館 研究紀要』第9号。

2 「Mail volume」は、1国に発生する郵便物数の総体のニュアンスをもつ。以下、そのことを強調する場合には、「メール・ボリューム」、「郵便物のボリューム」を用いることがある。

3 Panzar, John C. (1991), "Is Postal Service a Natural Monopoly?" In *Competition and Innovation in Postal Service*, edited by Michael A. Crew and Paul R. Kleindorfer, Kluwer Academic Publishers.

4 しばしば「郵政公社」と訳されるが、わが国の旧三公社(国鉄、電電、専売)と異なり、USPS (United States Postal Service) は憲法上の連邦機関 an establishment of the executive branch of the Government of the United States (39 U.S.C. § 201)、職員は公務員 Officers and employees of the Postal Service shall be in the postal career service, which shall be a part of the civil service. (§ 1001(b))である。これは、情報開示の点で意味を持つ。

実証分析し、費用の劣加法性<sup>(6)</sup> (Cost subadditivity) を支持する証拠を見いだしたと述べている。これは、二次関数及びトランスログ (Translog = Transcendental logarithmic) 関数による分析である。このときは、区分と運送については今後の問題としていたが、その後、「USPSの増分費用 (Incremental costs) の経験的評価<sup>(7)</sup>」(1999)において、著者らのいわゆる「macro approach」(個々のオペレーションや機能ごとの方程式に基づかない集計的な分析)によって、USPSの規模の大きさと複雑さの結果、規模の経済は「使い果たされている (exhausted)」可能性があるとした。

- ③ R. Cohenらは、「郵便システムにおける規模の経済の測定<sup>(8)</sup>」(1997)において、PRC (Postal Rate Commission: 郵便料金委員会<sup>(9)</sup>) のデータをもとに、1990年代におけるUSPSの配達コスト構造をやや具体的に論じている。また、「イタリアと米国におけるユニバーサルサービス負担の比較」<sup>(10)</sup> (2002) では、配達部門以外も含めて費用が固定費、変動費に分解され、物数減少がそれぞれの国の郵便事業体に与える影響を分析している。
- ④ 比較的新しい研究にL. Fensterらの「郵便物処理 (Mail processing)<sup>(11)</sup> に規模の経済は存在するか<sup>(12)</sup>」(2008)がある。Fensterらは、USPSの368の区分センターを分析して、規模に対して収穫逓減が窺われるとし、その原因を、到着郵便物に対し切れ目なく区分機を稼働することが必要であるが、実際にはそうになっていないことに求める。これもトランスログ関数を用いた分析である。また、これまでUSPSにおいて規模の経済がみられるかどうかについて多くの研究があるが、肯定、否定二つの見方に分かれるという。
- ⑤ PRCは、「USPSの財務分析<sup>(13)</sup>」(2015)において、USPSの損益及び資産負債の分析を行っている。機能ごと、職種ごと、郵便物種別ごとの詳しい分析がある。また、費用を固定費、変動費に分解して物数増減の場合の影響をシミュレーションしているが、この手法はCohenら(2002)と同様である。
- ⑥ 井筒「信書独占の合理性<sup>(14)</sup>」(1997)は、配達部門に強い規模の経済性が働くという定

- 
- 5 Bradley, Michael D. and Jeff Colvin (1995), "Natural Monopoly and Technological Agnostism: The case of the U.S. Postal Service," for Presentation at The Workshop on Postal and Delivery Economics June 7-10, 1995
- 6 「費用の劣加法性」とは、簡単に言えば、全生産量を1社で生産する費用の方が、同じ量を複数社で生産するより小さくなることをいう。自然独占性は、費用の劣加法性によって判断される。
- 7 Bradley, Michael D., Christopher Brehm, Jeffrey Colvin and Willim Takis (1999), "Empirical Estimation of Incremental cost for the U.S. Postal Service," In *Emerging Competition in Postal and Delivery Service*, edited by M.A. Crew and P.R. Kleindorfer, Kluwer Academic Publishers.
- 8 Cohen, Robert H. and Edward H. Chu (1997), "A Measure of scale Economies for Postal Systems" In *Managing Change in the Postal Delivery Industries*, edited by M.A. Crew and P.R. Kleindorfer, Kluwer Academic Publishers.
- 9 法改正によりPostal Regulation Commission となった。本稿において、略称は以降も同じPRCとする。
- 10 Cohen, Robert, Carla Pace, Matthew Robinson, Gennaro Scarfiglierit, Rossana Scocchera, Vincenzo Visco Comandini, John Waller, and Spyros Xenakis (2002), "A Comparison of the Burden of Universal Service in Italy and the United States," In *Postal and Delivery Services - Pricing, Productivity, Regulation and Strategy*, edited by M.A. Crew and P.R. Kleindorfer, Springer-Verlag.
- 11 ここでMail processingとは、処理万般ではなく、窓口事務、配達等に対して、「区分センター内で行われる区分処理等」を指す。以下、本稿では、その訳として「郵便物処理」を当て、処理万般を指す場合は、「郵便物の処理」を用いる。
- 12 Fenster, Lawrence, Diane Monaco, Edward S. Pearsall and Spyros Xenakis (2008), "Are there economies of scale in mail processing? Getting the answers from large-but-dirty sample," In *Competition and regulation in the Postal and Delivery Sector*, edited by M.A. Crew and P.R. Kleindorfer, Kluwer Academic Publishers.
- 13 Postal Regulation Commission (2015), *Financial Analysis of United States Postal Service. Financial Results and 10-K Statement*, Fiscal Year 2014. 本件には、郵便料金委員会を離れたCohenも委託調査の形で関係している。

性的分析を基に、配達費用が総費用のなかで占める割合の大きい通常郵便物にあっては、その費用全体が「自然独占性」を示すとする。併せて、この結論を支持する内外の計量経済分析に言及している。

- ⑦ わが国の実証研究には、全国13の郵政局別の15年間のヒストリカルデータを用いた、角田・和田・根本「郵便事業における規模の経済性・範囲の経済性・費用の劣加法性の検証<sup>(15)</sup>」(1997)がある。トランスログ関数を用いて郵便と小包の2商品について、生産要素を「労働」と「資本」の2つに分け、一種の単価である「人件費価格」、「物件費価格」とそれらの投入数量を用いて費用関数の形を推測している。その上で、通常郵便物と小包の間における範囲の経済性が存在することが推測されるとする。規模の経済性については、通常郵便物には個別の規模の経済性が働いていることが読み取れるが、小包については技術的な問題から明らかにならなかったという。

以上の文献では、生産関数あるいは費用関数として、トランスログ関数がしばしば用いられている。これは、郵便事業が通常郵便、速達、書留、郵便小包等、複数のサービスを提供しているため、分析にはトランスログ関数になじむことによる。経済学の教科書では、コブ=ダグラス (Cobb-Douglas) 関数やCES (Constant Elasticity of Substitution) 関数によって生産要素の技術的代替性、規模に関する収穫逓減 (不変) 等を説明することが多い<sup>(16)</sup>。実証経済分析では、具体的な関数形を時系列データやクロスセクションデータから推計、特定することになる<sup>(17)</sup>。生産関数を古くからある順に並べてみよう<sup>(18)</sup>。

コブ=ダグラス関数は、1920年代、Douglasが米国の全生産物に関する労働と資本の経済理論を考察する際にCobbの助言を得て生まれた。 $y = Ax_1^a x_2^{1-a}$ という等量曲線の形で生産関数が示され (一般的な形では $y = Ax_1^a x_2^b$ )、生産数量 $y$ が2つの生産要素、労働 $x_1$ と資本 $x_2$ の投入量から説明される。両辺の自然対数をとると $\ln y = \ln A + a \ln x_1 + (1-a) \ln x_2$ となり、線形モデルとして扱うことができる。Douglasは最小二乗法で1899年から1922年の時系列データに当てはめて $a = 0.75$ という値を得たが、これは、米国製造業の労働分配率の算定値に近いものであった。

CES関数は、生産要素の代替の弾力性を一定としながら1以外の値も取りうるよう一般化された1次同次の関数であり、1961年にArrow、Chenery、Minhas、Solowによって開発された。CES生産関数の一般形は、 $y = A [ax_1^{-\rho} + (1-a)x_2^{-\rho}]^{-1/\rho}$ と書ける (但し、 $A > 0, 0 \leq a \leq 1, \rho \neq 0$ かつ $\rho > -1$ )。  $\rho \rightarrow 0$ とした極限がコブ=ダグラスの生産関数である。

トランスログ関数は、CES関数に対応する生産可能性曲面が妥当な曲率を持つのは、1生産物、投入物が2種類までの場合に限られるとの指摘を受け、1973年にChristensen、Jorgenson、Lauにより開発された。国民経済計算のデータを念頭に置けば、産出されるのは個人消費財 $C$ と企業投資財 $I$ 、投入されるのは資本ストック $K$ と労働力 $L$ である。それぞれの価格を $q_C$ 、 $q_I$ 、 $q_K$ 、 $q_L$ とすれば、生産可能性曲面の方程式は、一般的に $F(C, I, K, L, A) = 0$ と書ける ( $A$ は技術水準の

14 井筒郁夫「信書独占の合理性—経済学的観点から—」『郵政研究所月報』1997年2月

15 角田千枝子・和田哲夫・根本二郎「郵便事業における規模の経済性・範囲の経済性・費用の劣加法性の検証」郵政研究所ディスカッションペーパーシリーズNo. 1997-08

16 Varian, Hal R.(1992), *Microeconomic Analysis 3rd edition*, W.W. Norton & Company, 第1章Technology 等。

17 Perloff, John, M.(2014), *Microeconomics with Calculus, 3rd edition. Global edition*, Pearson Education Limited, 218頁は、コブ=ダグラス関数を用いて、米国製造業の20業種における規模の経済の有無を紹介している (Hsieh, Wen-Jen (1995), "Test of Variable Output and Scale Elasticities for 20 U. S. Manufacturing Industries", *Applied Economics Letters*, 2(8), による。)

18 以下の記述は、主に辻村江太郎(1981)『計量経済学』岩波書店、第5章によった。なお、黒田昌裕(1984)『実証経済学入門』日本評論社、第1章、第12章を参照。

指数)。この生産可能性局面を近似する式として、各対数値の2次形式が得られる。これがトランスログ生産関数である。

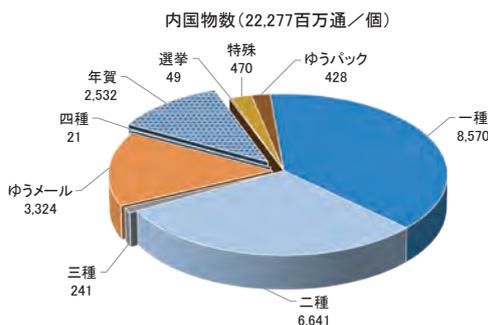
$$\begin{aligned} \ln(F+1) = & a_0 + a_c \ln C + a_l \ln I + a_k \ln K + a_L \ln L + a_A \ln A \\ & + \ln C (1/2\beta_{CC} \ln C + \beta_{CI} \ln I + \beta_{CK} \ln K + \beta_{CL} \ln L + \beta_{CA} \ln A) \\ & + \ln I (1/2\beta_{II} \ln I + \beta_{IK} \ln K + \beta_{IL} \ln L + \beta_{IA} \ln A) \\ & + \ln K (1/2\beta_{KK} \ln K + \beta_{KL} \ln L + \beta_{KA} \ln A) \\ & + \ln L (1/2\beta_{LL} \ln L + \beta_{LA} \ln A) \\ & + \ln A (1/2\beta_{AA} \ln A) \end{aligned}$$

トランスログ関数を用いた実証分析では、事業の内部構造を仮定することなく、時系列データ等を用いて、いわば外側から関数形が推測、特定されるが、本稿では、郵便に特有な郵便物数の振舞いや郵便物処理するプロセスの性質から、事業内在的に説明を行うことになる。

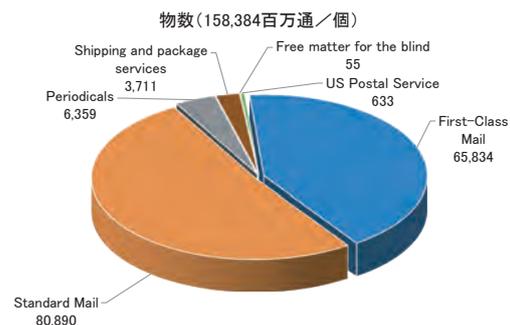
### 3 郵便物数 (Mail volume)、郵便ネットワーク、費用

#### 3.1 郵便物数 (Mail volume)

前稿では、郵便物のボリュームの大量性とその帰結を強調した。そこで、比較的近年のわが国と米国の郵便事業の取扱物数とその種別構成を次に示す。



[図1] 日本の郵便物等構成 (2013)



[図2] 米国の郵便物構成 (2013)

UPU (Universal Postal Union: 万国郵便連合) 郵便統計にいう「Letter post item」(以下、便宜「レターポスト」という。)は「Parcel」(小包)以外の郵便物であり、定義上<sup>(19)</sup>、わが国の一、二、三、四種、ゆうメール、米国のFirst class、Standard (or USPS Marketing) Mail(広告、カタログ、定期行物、印刷物等)がこれに該当する。その物数は、小包と二けた程のオーダーの違いがある<sup>(20)</sup>。レターポストと物流特性の異なる小包の増加は、郵便事業全体の費用構造を変化させるが、この時点はその直前であり、費用のほとんどが小包以外の郵便物の処理に充てられている<sup>(21)</sup>。なお、米国の郵便物数は、最盛期の年間2,000億通と比べ、既に20%程度の大きな減少をみている。

レターポストの数量や性質は、どのような処理システム、ネットワーク構造を導き、どのような費用を伴うのであろうか。藤本(2018)では、配達分野を採り上げ、郵便物のボリューム

19 UPU郵便統計のTechnical notes、藤本(2018)90頁以下を参照。なお、わが国は、他の国と異なり、おそらくは郵便、荷物の法制的区分から、ゆうパックをもParcel(小包)として報告している。

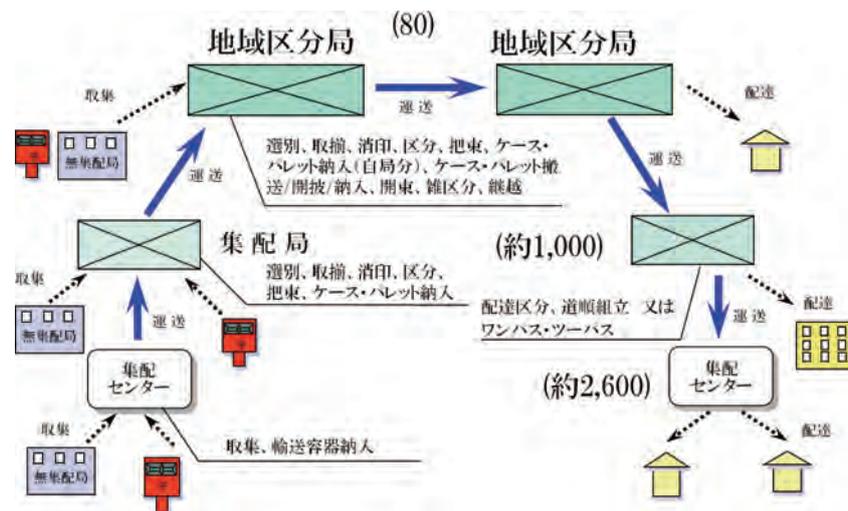
20 日本全国では、2017年においてゆうパックを含む宅配便総数は40億個を超え、1950年の通常郵便物数46億通に迫る勢いを示している。しかし、宅配便は数社の合計値である。

21 但し、後述のとおり、わが国の集配運送費に占める小包のウェイトは小さくない。

が所得に応じて各戸に配達される際に働く確率的な過程を通じて、ボリューム増加が追加的な配達先を減少させ、かつ1戸に複数配達される確率を高めることによって、規模の経済が発揮されることを示した。このメカニズムは、自転車、バイク等の配達手段、走行距離、人口、家屋の密集度のような生産技術や地理的環境の如何を問わず働く。配達の場合、地理的な条件にもよるが、生産技術は、徒歩、自転車、バイク、四輪等であり、その能率も常識的な意味で想像できる。一方、配達以外の分野で、ボリュームがそれ自体どのように働くのか、また技術が規模の経済にどのように影響するのかは、事業の外から見た場合、自明のことではない。本稿は、可能な限り技術的細目に立ち入ることなく、郵便事業の特質を数的に解明することを目的とするが、モデル化のためには、郵便物の処理プロセスについて最低限のレビューが必要であらう。

### 3.2 わが国の郵便物の処理の流れ

いずれの国でも、郵便物の処理システムは垂直的な階層構造をもっており、大きく、引受（取集を含む）、区分、運送、配達に4分され、それぞれに附帯する作業がある。わが国の伝統的な郵便物の処理の流れを次図に示す。



〔図3〕 郵便物処理の流れ

ここに示されるわが国の郵便ネットワーク<sup>(22)</sup>は、1984年（昭和59年）2月の「郵便輸送施設改編<sup>(23)</sup>」によって基礎を置かれたものである。この形態は、その後大きな変更を見ることなく、1998年の7けたの新郵便番号制の実施（郵政部内では「新処理システム」<sup>(24)</sup>と呼ばれる）によって定着、深化した。これは区分機を配達局に置いて郵便物を差立処理し、かつ配達郵便物の道順組立<sup>(25)</sup>も配達局の区分機で処理する究極の分散システムと言える。これに対して、配達局

22 わが国の郵便ネットワークについては、やや古いが、藤本栄助「郵便ネットワーク試論①～⑧」（1998）『郵政研究』571～578号所収を参照。

23 鉄道郵便輸送時代の慣例として、国鉄のダイヤ改正年月の呼称にしたがって、「ご・きゅう・に」と呼ばれる。鉄道輸送から、トラック、航空輸送への転換、地域区分局を中心としたハブ・アンド・スポークのネットワーク構造への転換であり、県内・可能な限り隣県翌配をうたった。それ以前は、客車に郵政所有の鉄道郵便車を連結して（国鉄から見れば「荷物輸送」）、鉄道郵便局員が車内で区分を行う「車中継送区分」を行っていた。郵便物は局駅間で積み卸す。この形態は、送達速度、コスト面と国鉄自体の拠点間直行方式への移行によって、郵便にとって次第に困難なものとなっていた。鉄道輸送の全廃が61.10（ろく・いち・とう）である。外山宏正「最近における郵便輸送施設の改善について-59.2から61.10まで（上・中・下）」（1986、1987）『郵政研究』105～107号所収を参照。

には区分機を置かず、一定エリアの郵便物の区分を1個所に集中して行う方式が集中方式<sup>(26)</sup>である。その場合、わが国でいう配達区分<sup>(27)</sup>、道順組立までも集中することがある。今日、世界的に見れば、集中処理が大勢といえよう。わが国においても、現在、ネットワーク再編へ向けて変化の途上にある。

今日、差し出される郵便物は、料金納付方法として切手を貼らない別後納のものが大宗であり、そのうち大量差出のものは、郵便番号にしたがって事前区分<sup>(28)</sup>の上、あて先ごとにまとめられ、郵便局の発着場（窓口でなく）に板パレット等に搭載されて持ち込まれるが<sup>(29)</sup>、切手貼付のものもまだ相当数（1996年当時で通常郵便物の約36.4%）ある。そこで、切手が貼付され、ポスト投函された郵便物を処理する場合について、以下、わが国における郵便物の処理のプロセスを要約してみよう。配達分野では、数量が確率的にカバレッジを定め、その上に複数の通数が重ねられる形で、技術が働く以前に純然たる数量だけで規模の経済が発揮されたが、同じようなメカニズムは、以下のプロセスでも働くであろうか。

- ① ポストや無集配局に差し出された郵便物は、受持の集配局に収集（collect）られ、ここで定形、定形外、速達等に選別（segregate）される。最先便にかける必要のある速達、通常の書状区分機にかからない定形外、厚物等は、後の作業方法が異なるからである。次は取揃え、押印である。取揃え（facing）とは、切手に消印する（cancel）ために、手作業あるいは選別取揃機で封筒、はがきの表裏と上下左右を揃えることである。その上で、手作業又は消印機で消印する。選別、取揃え、押印を一貫して行う自動選別取揃押印機もある。
- ② 消印された定形郵便物は、区分機（Sorting machine, sorter）に供給される。OCR（Optical Character Reading/recognition：光学式文字読取）で郵便番号<sup>(30)</sup>を読み取られた郵便物は、区分機の区分口（最近では400口が多い）に郵便番号のまとまりごと（あて先が他地域ならその地域を受け持つ地域区分局の郵便番号の上2けた、自地域なら3けた、5けた）に区分され<sup>(31)</sup>、区分口にスタックされる。区分機は、このように郵便番号を読み取る認識部分と、これをあて先ごとに異なった区分口に落とす駆動部分に分けられる。

スタックされた郵便物が溢れないよう、人がこれを抜き取って、バラバラにならないよう紙ひもやテープで結わえる。これを「把束」（はそく）という。束ねられた束そのものも把束と呼ばれる。定形外郵便物のような薄物は、通常の書状区分機ではなく、フラット区分機（Flat sorter：薄物区分機）にかけられる。フラット区分機が配備されていなければ、形状が大きいので、35口の区分棚で手区分するしかなく、区分能率が落ちる。

- 24 7けたの郵便番号（町域まで）と住所情報（町域に加え、丁目、番地、号、集合住宅の居室番号まで）を読み取り（「合わせ読み」という）、これらを引受側でバーコードに変換、郵便物に印字する。バーコードは配達側の区分機で読み取られ、郵便物を配達する順路に並べられる。濱俊之『新郵便番号制とバーコードによる新郵便処理システムの推進』（1996）郵研社を参照。それ以前の郵便物の処理、機械化の技術や歴史については、佐藤亮『郵便 今日から明日へ』（1978）郵研社が詳しい。
- 25 出発前の局内作業として、配達員の配達順路にしたがって郵便物を並べるとをいう。
- 26 集中、分散の意味については、藤本（1998）を参照。わが国で差立集中方式を採用した例に、1982年の横浜郵便集中局、1984年の名古屋郵便集中局がある。市内一円の郵便物の取集も集中局から行った。この方式は新処理移行に伴って分散方式に戻された。
- 27 一人一人の配達員の受持エリア＝配達区ごとに（ひとまとまりとして）区分することをいう。
- 28 米国では、single piece（字義どおりには1通1通の郵便物）に対し、Presort（事前区分）された郵便物という。事前区分は、区分作業の分担という観点から、Worksharingと呼ばれている。
- 29 1,000通を超える場合は、サンプルに基づく重量換算により通数が算出され、全体の料金が定まる。
- 30 差立区分には、7けたの郵便番号のうち、上位5けた（旧郵便番号）部分を用いる。これが集配局とその受持地域を表す「郵便区番号」である。古いタイプの「郵便番号自動読取区分機」では、これを読み取るだけだったが、新型区分機では、住所も合わせ読んで、バーコード印字を行っている。
- 31 読み取れなかったものは、人手でビデオコーディング（画面を見ながら打鍵入力）される。

- ③ このように2けた、3けた、5けたのあて先ごとに区分された郵便物の把束がプラスチックあるいはポリカーボネートのケースに納入される。ケースは、さらにロールボックスパレット（キャストの付いたかご型パレット）に積み重ねられ、局内搬送の後、最終的にトラックに積載され、差立て（Dispatch）られる。これまでが引受局＝差立局での作業であり、多段階にわたる局内処理を必要とし、その時間、手間は膨大である。これが打鍵（又はOCR）とシュートで済む小包（宅配便）処理との大きな違いである。
- ④ ここで念のため、郵便物区分の原理について、簡単に述べておこう。1日50万通を引受けるような大局では、利用者区分<sup>(32)</sup>や昼間の引受を除くと、夕刻に20万通が区分に回る。1時間2,000通<sup>(33)</sup>で手区分すれば、1回区分するだけでも100人を1時間に投入する必要がある。新型区分機は1時間に3万通を400の区分口に区分する能力を有する<sup>(34)</sup>が、手区分の場合、人の動作範囲の制約等から、70口の区分棚を用いるので、それ以上の細かな区分はできず、まとめて区分されたもの（集合区分という）は、いずれ再区分する必要がある、2度手間となる。したがって、その回数を少なくすることが重要であり、そのような区分方法は、かつて「多密少疎」（たみつしょうそ）と呼ばれた<sup>(35)</sup>。物数の多いあて先は密に（細かく）区分し、少ないあて先は大まかに（まとめて）区分する。たとえば、5つのあて先に対し、それぞれ100通、50通、40通、20通、10通の郵便物があり、区分口が4つしかないなら、100通と50通を集合してはならない。20通と10通を集合すべきである。その理由は明らかであろう。
- このことは物数に関わり、手区分でも区分機でも通用する論理であるが、各戸に対して、その所得に従って外在的（exogenous）に郵便物が確率的に分配（配達）される過程とは違って技術の領域であり、書状区分機の採用を含め、経営側の判断にかかる。
- ⑤ わが国では、一定規模の配達局に郵便番号読取区分機を置いて区分を行ってきた。これが伝統的な分散処理方式である。地域区分局は、県に1つないし数局置かれた区分・運送の拠点局である。ここでの区分は主として自局で引受けた郵便物の区分であり、加えて一般局（地域区分局以外の集配局）で集合区分されたものの再区分がある。その本来的な機能上は、他局で区分された郵便物の把束交換、ケース継越（つぎこし）、パレット継越である。地域区分局は、その名称にもかかわらず大規模な一般局としての区分機能とネットワークの結節点（ノード）としての継越機能を併せ持つ。しかし、前述のとおり、わが国でも、次第に地域区分局で集中処理が行われるようになってきた。
- ⑥ 継越とは、地域区分局の作業であるが、郵便物からすれば、あて先に対して運送される必要がある。運送は、まず、一般局から同一地域内の地域区分局に対して行われ（その運送便を地域内便という。）、次に地域区分局相互間で他地域に対して行われる（地域間便）。今日、運送手段は主としてトラックであるが、その他、航空、鉄道（コンテナ）、また、

32 2けた、3けた等、利用者が所定の事前区分を行って差し出せば、郵便料金が割引かれる。これは米国流に言うとワークシェアリング（Worksharing：郵便事業の作業の一部を分担すること）である。

33 これは、諸外国と比べて極めて高い区分能率であるとされた。諸外国では、自動読取区分機以前に、人が封筒のあて先を読みとって行う打鍵式の区分機が開発されたが、わが国が区分機配備に遅れをとったのは、わが国における手作業の早さが原因であるという皮肉な見方もあった。

34 条件により4万通の区分も可能である。年賀郵便物は規格化されているので5万通が可能である。

35 これに対して「遠疎近密」（えんそきんみつ）の区分方法が59.2で導入された。ハブ・アンド・スポーク方式を採用し、同一県内翌配、隣接県へは可能な限り翌配のサービス基準としたことに伴い、自地域あては引受局で細かく区分し、他地域へは粗い2けた区分で差立て、到着側で3けた、5けたに区分される。こうして差立側の地域区分局への業務集中が回避される。外山（1987）を参照。

わずかであるが船舶によっても運送される。わが国の運送はほとんど部外委託によっているが、トラック運送は子会社化され、内製化された。

- ⑦ 到着側の地域区分局では、到着郵便物を受持地域の一般局（配達局）に対して分配する。手紙はがきの配達には多くの配達拠点が必要である。多くの物数を2軒おきに配る配達形態であるため多くのバイクや自転車を用いることになる。配達拠点が少ないと、多くの台数が配達エリアまでの距離（「取り付き」という）を長時間走ることになり、不効率である。伝統的に配達拠点の数は宅配便事業者のそれより多かったが、今日では宅配物数の増加につれ、宅配便事業者は都市部での配達拠点を増加させており、数の上での違いは少なくなってきた。しかし、郡部では圧倒的に郵便事業の配達拠点数が多い<sup>(36)</sup>。
- ⑧ 配達の数量は、配達に先立つ局内処理にどのように作用するだろうか。ある配達局の配達物数が1日合計28万通あり、これを140の配達区<sup>(37)</sup>に分けて配達する場合、1区当たり2,000通となる。これを手作業で配達順路に並べるには、多段階の処理が必要となる。まず、配達区に区分し、大区分、道順組立という段階を経る。このような伝統的な方法に対し、7けたの郵便番号と番地を合わせ読んで印字されたバーコードにしたがって2パス法（ワンパス、ツーパスの2pass）で郵便物を配達順路に並べるのが新型区分機、バーコード区分機である<sup>(38)</sup>。しかし、大型薄物あるいは厚物の定形外郵便物やメール便はフラット区分機や手区分により別に区分されているから、配達に先立って、これらを順立て済みの手紙はがきに組み込む作業が必要となる<sup>(39)</sup>。
- ⑨ 局外での配達作業については、後述する。

小包や宅配便では、このような作業は必要ない。差立側では、小包区分機で区分されたものがシュートから落ちて直ちにパレットに納入、トラックに積載され、配達側では配達員（サービス・ドライバー）一人当たり高々100個台の個数を配達順路に並べれば足りる。荷さばきの観点からは、手紙はがきに比べ、宅配便の作業は単純である。これは物数の帰結である。

以上述べた各種の機能には、いったい規模の経済が働くのであろうか。働くとして、それは技術を介したものであろうか、あるいは、物数が直ちに効率を左右するのか。この場合、固定費、変動費とは何であり、費用曲線はどのような形状となるだろうか。

### 3.3 郵便物数と郵便物の処理、費用構造に係る分析事例

#### 1) 米国事例

神取道彦は、「ミクロ経済学の教科書は星の数ほどあるが、現実の企業の費用曲線が載っているものを著者は見たことがない」としつつ、東北電力の費用曲線を推定している。電力事業は、発電所、送電網、配電網を有するネットワーク事業であるが、需要増加により、複数ある発電設備中、効率の悪い、老朽化したものを使用せざるを得なくなり、限界費用が増加すると

36 山間地や農村地帯の多い四国管内では、郵便事業の配達拠点は283、ヤマト運輸のそれは155（同一箇所重複（異店名）設置を除くと76）であった（2003年、筆者調べ）。これは、古くからの「集配特定局」が残った姿であり、完全に経済合理的とは言えないが、郵便事業の特徴の一端を示している。

37 県庁所在地局でも90区（集配3課（現在は部）に相当）あれば大きな配達局といえる。

38 「基数ソート法」を用いて、ワンパス、ツーパスの2回、区分機を通すことによりランダムに並んだ郵便物を配達順路にしたがって整列させる。1から99のバラバラのカードをまず1けたの順に揃える（ワンパス）。次にそれを2けたの順に並べれば（ツーパス）、1から99の順に整列する。400口の区分口があるから、理論上は、ワンパス、ツーパスで $400 \times 400 = 16$ 万の配達先の順立てができる。配達順路は前もって配達総合情報システムに入力しておく。濱（1996）31頁以下を参照。

39 米国出張者の報告（1998年）によれば、USPSでは、薄物flat等（わが国の定形外郵便物）を局内で組み込むことはせず、配達段階で書状と合わせて郵便受箱に投入するという。

いう<sup>(40)</sup>。これは短期の例であるが、郵便事業における数量（引受／処理物数、配達物数、人口、労働と資本の投入）の変化とそれに対応する長期の費用をどのように考えるべきであろうか<sup>(41)</sup>。

わが国の郵便事業の作業別原価は公表されていないが、郵便事業のおおよその費用構造と規模の経済を知るには、Cohenら（2002）の1999年度USPSの機能別費用構成〔表1〕を見るのが便宜である<sup>(42)</sup>。

U.S. Fixed/Variable Cost by Major function<sup>a</sup> (FY1999)

Function	Fixed (Percent)	Variable (Percent)	Total Cost (\$Billions)
Delivery <sup>b</sup>	52	48	22.1
Mail Processing	4	96	21.4
Transportation	8	92	4.3
Window Service	54	46	3.1
Other	77	23	11.5
Total	37	63	62.4

a Source : Postal Rate Commission Docket No.R200-1

b Delivery includes in-office and out-office costs.

〔表1〕 米国の主要機能ごとの固定費／変動費（1999年度）

ここでは、郵便物の処理機能は、金額の多い順に、配達（Delivery；局内作業を含む）、郵便物処理（Mail Processing）、運送（Transportation）、窓口サービス（Window Service）、その他（Other）に分けられ、これらは更に固定（Fixed）費用と可変（Variable）費用に分解されている。機能ごとに見ると、配達と窓口サービスでは固定費、変動費が半々であり、郵便物処理と運送では変動費がほとんどを占める。約2,000億通の年間物数に対し、総費用は624億ドル（7兆円弱）、そのうち配達費用が221億ドルと1/3弱であるのに対し、運送費用は43億ドル（4,500億円程度）であり、全体の6.9%、郵便物1通の費用約30セントに対して約2.1セントにすぎない（日本円で2.3円程度）。米国の国土は広大であるが、膨大な郵便物数で運送費が分担される結果、1通当たりの運送コストは極めて低いものとなる。これは、小包に対する郵便物の一般的特徴である<sup>(43)</sup>。

郵便物処理費用の総額が配達費用に次ぎ、ほぼ同額の214億ドルに達している（1通当たり10セント）。これは高過ぎるように思われるが、その理由のひとつは、他の配達局に仕向けた「区分」だけでなく、わが国では配達局側で行う「配達区分」と戸別の「順立て」を含むことによる。米国の区分センターはP&DC（Processing & Distribution Center：処理／分配センター）と呼ばれ、OCR区分機とバーコード区分機で「差立区分」を行うだけでなく、配達バーコー

40 神取道彦『ミクロ経済学の力』（2015）113頁。これは、古くRicardoが、農業において、生産力の低い畑を順次投入せざるを得なくなることによって説明したのと同じロジックである。

41 本稿では、郵便物のvolumeが倍、4倍に増加し、あるいは半減する場合の効率性の変化を論じるので、設備面では自ずと長期が問題となる。しかし、配達に関しては、人員や車両の追加的投入が比較的容易である。配達面での短期と長期は、どのようにとらえるべきであろうか。

42 Cohenらは、USPSの費用は広範に研究されており、先進国中最も透明性が高いと自負している。

43 このことが、郵便の、遠近を問わない全国均一料金根拠の根拠である。平均2.1セントが距離により上下に倍の幅でばらついても、1通30セントの費用への影響は少ない。配達コストが1通当たり平均10セントと大きいことと比較されたい。これに対し、仮に小包1個の重量を1通20gの郵便物の200倍（4kg）とすると、その運送コストは4ドルとなる。今、小包1個の料金を8ドルとして、倍の距離を運送した場合には（運送コストが距離に比例するとして）、この料金は維持できない。よって小包は地帯別料金とするのが合理的である。なお、わが国の場合であるが、一種、二種等の郵便物は主として近距離（県内、管内）で交流するが、小包は遠距離で交流することもコスト構造に影響する。

ド区分機DBCS(Delivery Barcode Sorter)を用いて受持配達局の道順組立も集中処理することが多く、郵便物処理はこれを含む広い概念である<sup>(44)</sup>。区分センターにおいて、最低キャリア・ルート(carrier route: 配達ルート)ごとの区分(わが国の配達区分)が行われ、多くはワンパス、ツーパスによる道順組立が行われる。ただし、一部配達局で道順組み立てが行われることもある<sup>(45)</sup>。それにしても、高度に機械化され、区分センター(Plant: 工場とも呼ばれる)での区分及び順立作業の費用は高めに見える。

そこで、2001年度(9月末決算)のUSPS年次報告書にある収益、費用〔表2〕を見てみよう。

Statement of Operations Year Ended September 30 (dollars in millions)

	2001	2000	1999
Operating revenue	65,834	64,540	62,726
Operating expenses:			
Compensation and benefits	51,351	49,532	47,333
Transportation	5,056	4,709	4,267
Other	9,233	8,751	9,042
Total operating expenses	65,640	62,992	60,642
Income from operations	194	1,548	2,084
Interest and Investment income	35	41	29
Interest expense on deferred	▲ 1,603	▲ 1,568	▲ 1,592
Interest expense on borrowings	▲ 306	▲ 220	▲ 158
Net (Loss) Income	▲ 1,680	▲ 199	363

〔表2〕 オペレーションの計算報告書(収益と費用)

総費用は〔表1〕の624億ドルに対し606億ドルと若干異なるが、同等のレベルであり、運送費用は同額である。郵便物処理費用はこのP/Lのどこに位置づけられるであろうか。人件費、運送費、その他という3分法は、費目の性質と機能分類が交錯しているようであるが、214億ドルの区分費用の多くは473億ドルの人件費(Compensation and benefits)に含まれるであろう。

このことは、PRC Docket No. R2000-1に関して、当時USPSから提出された「財務及びオペレーションの計算報告書」<sup>(46)</sup>によっても裏付けられる。これは2000年度の第12会計期間までのものである(第13会計期間を残す)が、12期までの郵便物処理の人件費を106億ドルとしている。運送が43.6億ドル、消耗品とサービス(Supplies & Services)が28.4億ドル、減価償却(Depreciation)が18.1億ドルである。減価償却費の一部が郵便物処理の費用を構成すると考えられるが、人件費とは1けた違うレベルであり、固定資産が費用に与える影響は少ない。年度が1年異り、年度内に1期を余すが<sup>(47)</sup>、年間を通じて郵便物処理の費用の過半が人件費となり、このことが変動費の多さをもたらすと考えられる。

PRCの2014年度USPSの財務分析<sup>(48)</sup>では、機能ごとの労働時間が次表のとおり示されている。

郵便物処理の労働時間は減少しつつあるが、人力に依存する配達と比較しても、なお低い水

44 Fenster et.al. (2008) 参照。

45 〔表1〕にDelivery includes in-office and out-office costsと、後出〔表4〕にCity carrier in-office とあるので、配達局における局内作業の存在が分かる。

46 USPS. Financial & Operating Statements Accounting Period 12, PFY 2000 July 15- August 11, 2000.

47 Transportationは第12期末で43.6億ドルであり、CohenのFY1999の通期43億ドルよりわずかに多い。

48 Postal Regulation Commission (2015). Financial Analysis of United States Postal Service. Financial Results and 10-K Statement, Fiscal Year 2014.

準ではない。一方、配達は増加の傾向にある。

Work Hours by Function (Thousands of Work Hours)

	FY 2014	FY 2013	FY 2012
Mail processing	198,076	202,607	209,188
<b>Delivery Service</b>			
City delivery	394,123	390,518	388,035
Rural delivery	179,466	176,697	177,715
<b>Maintenance</b>			
Plant and equipment	65,227	65,832	68,022
Vehicle	27,646	26,779	25,925
Other	242,366	247,362	253,246
<b>Total</b>	<b>1,106,903</b>	<b>1,109,795</b>	<b>1,122,132</b>

[表3] 機能別の労働時間 (単位: 1,000労働時間)

PRCの分析による2014年度USPSの機能別の変動費、固定費を次に示す。

Attributable and Institutional Costs (FY 2014)

	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]
	Total Volume (000)	Total Cost (\$ in 000)	Volume Variable	[2] x [3] Attributable (Vol. Variable) Costs (\$ in 000)	[4] / [1] Attributable (Vol. Variable) Cost per Piece (Cents*)	[2] - [4] Total Institutional (Fixed) Costs (\$ in 000)
Postmasters	155,374,884	\$1,938,772	17.7%	\$343,750	0.002	\$1,595,022
Supervision	155,374,884	3,123,479	54.5%	1,701,804	0.011	1,421,675
Mail processing	155,374,884	10,558,536	94.0%	9,927,679	0.064	630,858
City carrier in-office	155,374,884	3,556,057	84.7%	3,013,212	0.019	542,845
City carrier street	155,374,884	11,655,178	37.5%	4,373,861	0.028	7,281,317
Rural carriers	155,374,884	6,980,733	33.6%	2,345,458	0.015	4,635,275
Custodial and maintenance	155,374,884	3,061,791	71.0%	2,172,539	0.014	889,252
Transportation	155,374,884	6,586,090	87.0%	5,731,356	0.037	854,734
Administration	155,374,884	13,098,595	23.5%	3,010,493	0.019	10,088,102
Other segments	155,374,884	12,802,688	49.3%	6,310,428	0.041	6,492,260
<b>Total</b>	<b>155,374,884</b>	<b>\$73,361,920</b>		<b>\$38,930,580</b>	<b>0.251</b>	<b>\$34,431,340</b>

\* 元の表にCentsとあるのは、\$の誤りである。

[表4] 変動費と固定費 (2014年度)

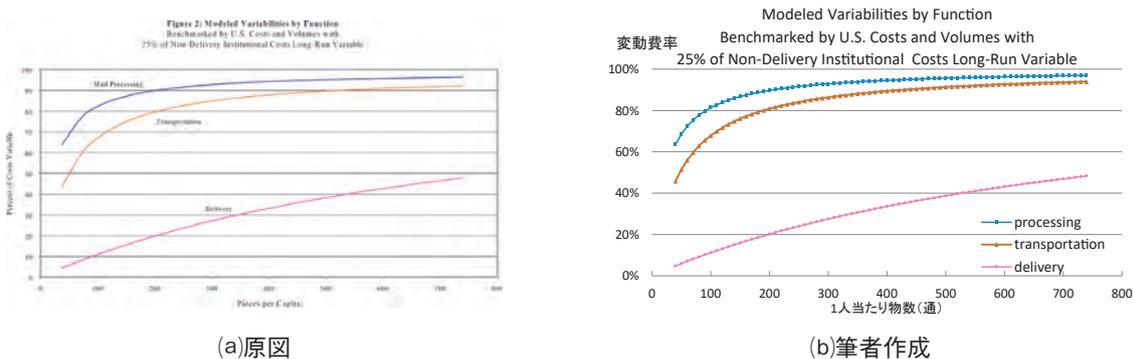
1999年度から15年間を経て郵便物数が2,000億通から1,554億通へと2割以上減少する中で、郵便物処理の費用がCohenら(2002)における214億ドルから105.6億ドルへとほぼ半減したことが分かる。報道発表<sup>(49)</sup>によれば、ワークシェアされた郵便物(Workshared mail)が増加し、区分の手間が減ったこと及びUSPSが区分拠点の統合、減員等、多くの費用節減施策を打ち、郵便物処理の費用が減少したという。また、この表では、「Attributable (Vol. variable) Costs」と「Institutional (Fixed) Costs」の2分法が用いられ、費用が変動費、固定費へ分解されている。その範囲にやや不明の点があるものの<sup>(50)</sup>、郵便物処理における変動費の比率はCohen(2002)の96%から94%へと低下しており、物数減少により、この点では、変動費の割

49 Postal Service Moves Ahead with Modified Network Consolidation Plan. may 17, 2012, Release No. 12-058には、当時461あった区分センターのうち141を2013年2月に統合するとあり、状況によって、2014年2月に追加の89が予定されていた。これにより13,000人の減員、12億ドルの費用削減を見込んだ。物数ピークの2006年には673の区分センターがあったというから、順次減少してきたことになる。

合が低下するというCohenらの以下の主張（後述）に沿った結果となっている。

## 2) Cohenモデルの解釈

Cohenら（2002）は、一人当たり郵便物数が少ない段階では、費用全体に占める郵便物処理費用の比率は低く、配達費用の比率が高いが、一人当たり郵便物数が増加するにつれ、前者の比率が増加するのに対し、後者の配達費用の比率は下がるとする。その理由を、郵便物処理費用は少量の郵便物数のときには固定費的であるが、郵便物数が増加するとほとんどが変動費と化することに求めている。運送費用も同様である [図4] (a)。



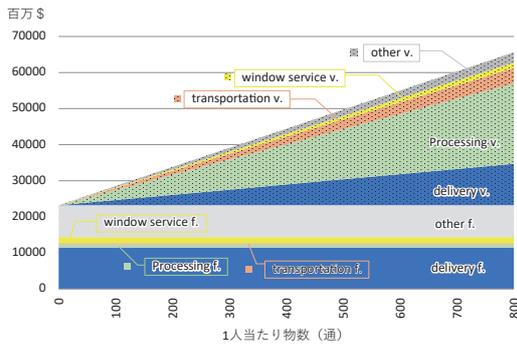
[図4] USPSの費用とボリュームでベンチマークされた機能別の変動費モデル（配達以外の固定費を長期では25%変動させる）

元となるUSPSの費用の推定、固変分解の方法は明示されていないが、[表1]とAppendixから判断すると、費用関数は、総費用 = 変動費 × 数量 + 固定費という単純な線形のものと考えられる。物数ゼロから一人当たり700通を超えるまで（年間2,000億通）固定費に変化がなく、短期費用を思わせるものである。これを前提として筆者があらためて計算し、グラフ化したところ、[図4] (b)のように原著と同様のものが得られた。

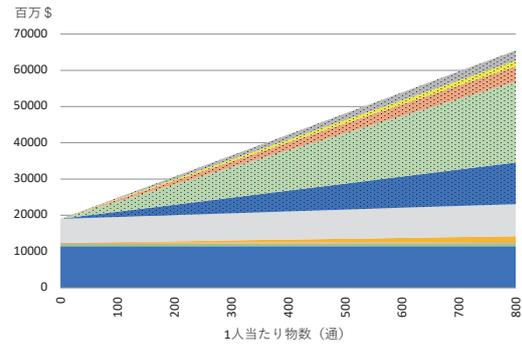
[図5]は、[表1]に基づき、機能ごとに費用を足し上げて総費用としたものである。Cohenらは、これをベースに、非配達費用に関し、初期条件として「非配達部門の固定費」を25%減じる形で出発し、物数増加に伴って順次増加させることにより、固定費も変化する長期費用を導いている。今これを図示すると[図6]のようになる。[図4]に「with 25% of Non-Delivery Institutional Costs Long-Run Variable」（非・配達固定費の25%を長期では変動するものとする）とあったのは、このような操作である。しかし、総費用全体として見れば、より少ない固定費から出発して、単に変動費の傾きが増すと変わらない。

次図(a)は、一人当たり物数の変化が平均費用に及ぼす影響としてCohenらが示したものであ

50 「Attributable (Vol. variable) Costs」は、直訳すると「帰属（ボリューム可変）費用」となる。これには、ボリュームが増加あるいは減少するにつれて、ある程度増加あるいは減少する費用（volume-variable costs）及び特定の製品によって惹き起こされるが、ボリュームによって変化しない、製品に特有の費用（product-specific costs）を含むとされている（PRC (2015) 31頁以下）。「product specific cost」の意味は、帰属が特定できる（attributable）ということであろうか。一方、「Institutional (Fixed) Costs」は、「制度的（固定）費用」と直訳できようが、上記の意味での「Attributable costs」が計算された後に残る費用とされる。なお、USPSの手になるPostal termsは、「Institutional Costs」を、どの郵便物のクラスあるいは製品にも直接、間接に割り振ることのできない郵便費用と定義し、オペレーション全般に必要な、間接費用ないし諸経費（common costs、overhead costs）と考えることができると説明する。しかし、これは、本社費用や広告宣伝費等、わが国の「販売及び管理費」とも異なる。配達員（carriers）にかかる費用の過半がInstitutional (Fixed) Costsである [表4]。配達員が配達順路を巡る距離は一定であり、要する時間も一定と単純化すれば、その費用は配達作業には帰属するが、First Class MailやStandard Mailといった郵便物の種別や通数に依存しないことになる。この点は、米国の配達モデルの特徴として、別途論じる必要がある。



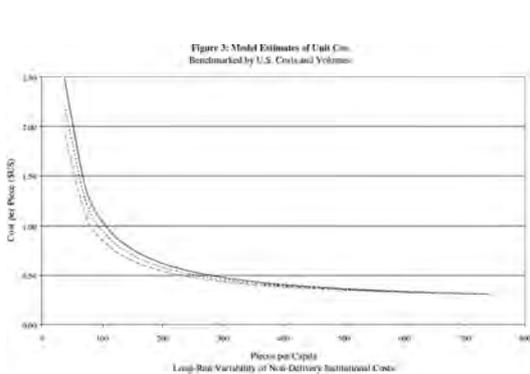
〔図5〕 USPSの推定費用曲線 (1)未調整



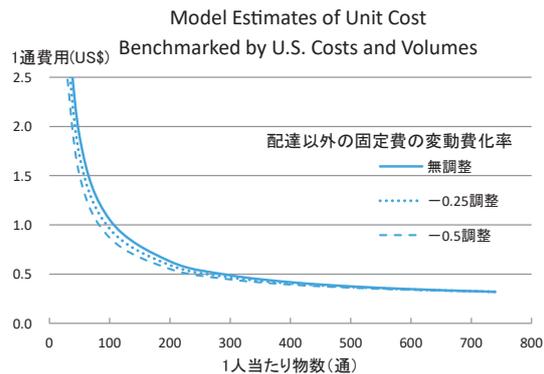
〔図6〕 USPSの推定費用曲線 (2)長期費用25%調整

る。(b)は筆者が新たに作成したものである。これらも〔図4、5、6〕と等価であり、そこに表された総費用を総物数で除して平均費用（unit cost：1通の単価）に書き換えて得られる。(a)図の下にある「非-配達の固定費用の長期変化 なし、25%、50%」とあるのは、先に述べた固定費の長期変化を3段階としたことに対応する。

物数がハイエンドのところでは、平均費用は変化にあまり敏感でないが、ローエンドでは極めて敏感である。例えば、USPSでは一人当たり物数が10%落ちれば1セントの平均費用の上昇となり、一人当たり物数100通の郵便事業では9セント上昇すると見える。



(a)原図



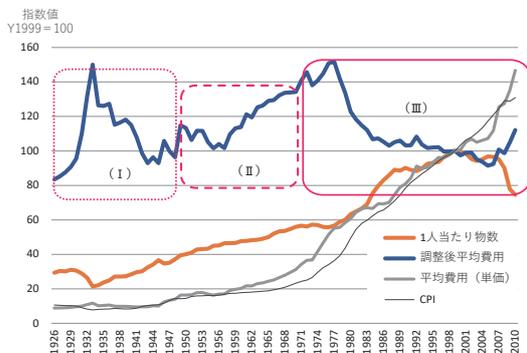
(b)筆者作成

〔図7〕 USPSの費用と物数でベンチマークされた平均費用のモデル推測値

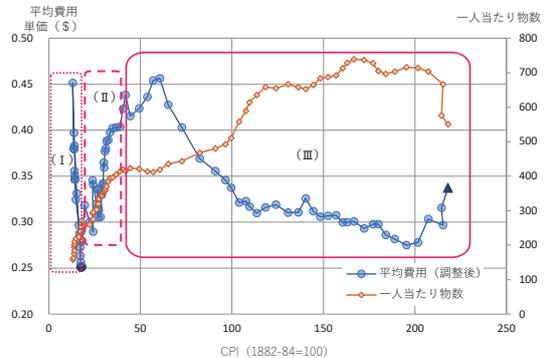
この図の平均費用の形状は、通常、経済学の教科書にあるようなU字状ではなく、通数が増加するにつれ低下し続けている。これは、採用する費用関数がもともと固定費に数量比例の項を加えた1次のものであることによる。そして固定、変動の比率は〔表1〕のとおりであるから、平均費用曲線がこのような形状になるのは当然である。一人当たり物数の少ないところでは、固定費を減らしたケースは、当初の平均費用は低いですが、一人当たり700通を過ぎると斟酌しないものに収斂していく。

Cohenら（2002）は、一人当たり年間物数が100通程度のイタリアでは、それ以下に物数が減少すると1通当たり費用が飛躍的に高まるという。今、50%の固定費を調整した場合、一人当たり物数がイタリアレベルの100通では、グラフ上1通の費用が0.7ドル程度と見え（別の表では0.66ドルと明示）、当時のわが国の年間郵便物数200億通に対応する1通当たりの費用は0.6ドル程度と読み取られる。更に別の表では、実際のイタリアの平均費用を購買力平価で0.79ドル（収入は0.64ドルだから赤字）としているから、単純な線形の長期費用関数に基づくものにもかかわらず、この範囲では、非現実的な結果とはなっていない。

1926年から2010年まで、米国のヒストリカルデータに基づいて、郵便の平均費用と1人当たり通数の関係を探ってみよう。米国のCPI（Commercial Price Index：消費者物価指数、base yearは1982-84=100）を用いて、1999年価格で表示したUSPSの1通平均費用（1999年価格0.301\$, CPI=166.6、いずれも100と指数化）と一人当たり物数等の推移は [図8] のとおりである。



[図8] CPI、平均費用（CPI調整後）、一人当たり物数

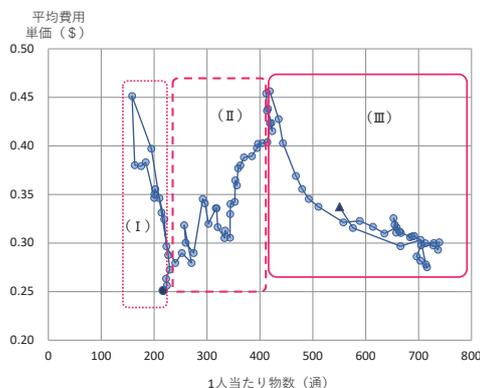


[図9] 一人当たり物数と平均費用

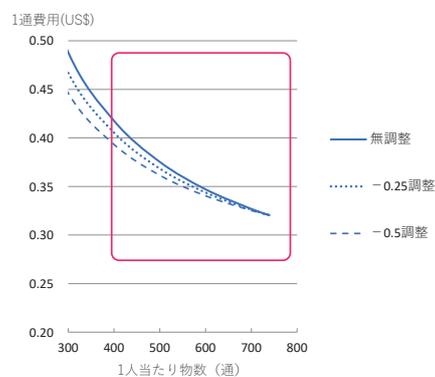
CPIと平均費用の動きはよく似ている。全体の期間は、1人当たり物数とCPI調整後の平均費用との関係で3つのフェーズに分けることができる。この2つが逆に動くI期、III期と、これらの期に挟まれる形で、2つが並行的に動くII期である。I期に大恐慌で1人当たり物数が減少すると、調整後の平均費用は急上昇する。物数回復に伴って平均費用は減少するが、第二次大戦後上昇に転じ、物数増加にもかかわらず、1970年頃まで持続する。この上昇期がII期である。

CPIをx軸、平均費用をy軸にとって、散布図にしたのが右上の [図9] である。●が調整後平均費用の始期、▲が終点であり、概ね25セントから45セントの範囲で動いている。これは散布図だからCPIの値に対する平均費用の配列順序は時系列でなく、I期、II期ではジグザクの動きとなるが、全体としては、CPIの変化に対して急峻な傾きを示す。III期はCPIが50から220の広い範囲にわたるが、一人当たり物数と平均費用の反対方向への進行が明瞭である。

[図9] のCPIを一人当たり物数に置き換えると、[図10] の散布図が得られる。第III期に限って言えば、400通辺りで45セント、750通辺りで30セントとなる。CPIによる粗い比較であるが、曲線の形状も含め、この結果はCohenらの平均費用の推測値 [図7]（その一部を [図11] で拡大して示す）と整合的である。



[図10] 一人当たり物数と平均費用（CPI調整後）



[図11] モデル推測値 [図7] (b)の一部拡大

したがって、単純な線形の費用関数に基づくものであり、かつ、費用の測定方法が不明であっ

ても、1970年以降については、結果において、Cohenらのモデルにより、平均費用と一人当たり物数の関係がある程度表現されているように見える。

これに対し、Ⅱ期において、一人当たり物数が増加しても平均費用が低下せず、逆に増加する原因は、直ちには分からない。技術水準は長期間にわたって当然変化するが、この時期、物数増加に技術が追いつかなかったか、あるいは、Ⅱ期中盤からⅢ期初頭にかけてCPIと調整後の平均費用が乖離していくところから、物価水準を上回る賃金上昇等があったことも考えられる。CPIで代表される物価水準（それは長期で変化する）と人件費のウェイトが高い郵便の費用の並行関係の問題、さらには、超長期にCPIを当てはめること自体の問題も存在するに違いない。

### 3) 米国事例とCohenモデルの可能性

Cohenら(2002)及びPRC(2006)の分析は、USPSのデータに基づくが、細かなオペレーションごとの費用の足し上げによらず、区分、運送、配達の三分法を採用し、そこに窓口サービス、その他を加えたものである。機能を分ける点では本質的にmicro approachであるが、大括りである点、Bradleyら(1999)のmacro approachとの中間的な性格をもつ。今回、本稿で構成しようとするモデルは、いずれか特定の国に限定されるものではないが、前稿でわが国の郵便物数、所得、人口を前提に配達モデルを説明したこともあり、理解のしやすさを考えると、わが国の地勢、人口、経済規模、郵便システムと隔絶したものではないことが望ましい。そのような見地からして、Cohenらの米国モデルは、今般モデルのプロトタイプとして採用しうるものであろうか。まず、モデルの背景となる米国とわが国の郵便ネットワークの違いについて、簡単に比較検討してみよう(いずれも2000年前後の状況を前提とする)。これは、何がモデルにとって本質的でrelevantな要素であるかを判断する縁由ともなる。

- ① 国土面積と運送費：米国は、広大な国土面積にもかかわらず、年間2,000億通/個を超える郵便物等の運送に43億ドルの費用しか要しないのに対し[表1]、面積の狭い(もっとも南北に長い)わが国は、250億通/個に1,700億円弱の「集配運送委託費」を要している(2004年度決算発表における営業原価)。彼我の運送費用<sup>(51)</sup>の水準をどう理解すべきであろうか。USPSの1999年度のVOLUME STATISTICSを用いて、次表のとおり比較を試みる。

わが国の集配運送委託費には、「運送」だけでなく「集配」の費用が含まれるため、これを除くべきであるが、ポストや無集配局からの取集委託費の額は公表されておらず、小包の配達委託費(全小包の約半数が該当)のみ、業界相場1個180円として除く。それでも単位重量1kg当たりの費用を計算すると、なお、40円対167円であり、4.22倍の違いがある。その原因は、積載効率(車種の大小<sup>(52)</sup>、運送便のパターン、サービス水準による)や燃料費の水準の違いが考えられる<sup>(53)</sup>。しかし、小包以外の郵便物1通当たりの運送費単価で見ると、軽量の二種(はがき)、年賀郵便物(ほとんどが年賀はがき)の通数が多いわが国は、3.17円と推測され、米1.97円との差が縮まる。また、米国ではDropship(字義は「直送」)により、区分センターや配達局まで大口顧客が郵便物を自ら持ち込むケースが多く(わが国でも類似の仕組みはある)、その分、運送費が節減される(料金は割り引かれる)ことになる。彼我の差はあるものの、総費用中、運送費のウェイトは大きくないことも考え合

51 Panzar(1991)によれば、米国においても運送は大きく外部委託されている。

52 多数の郵便物をまとめれば大きな車種が使用できるが、わが国では、古くからの郵便局の立地あるいは局舎構造によって、6t車以上が接車できないところがある。

53 外国郵便の運送料も除くべきであるが、公表資料の関係で分離できなかった。

種別 (1999 USPS)	(千通)	(千kg)	g/通・個	重量構成比	通数構成比	重量寄与 (百万円)*	運送単価 (円)* / 通
Total First Class	101,936,454	1,950,395	19.1	16.8%	50.6%	77,188	—
Total Periodicals	10,273,827	2,033,252	197.9	17.5%	5.1%	80,467	1.97
Standard Mail A**	85,661,710	4,829,976	56.4	41.7%	42.5%	191,149	2.23
Standard Mail B**	1,043,126	1,602,618	1,536.4	13.8%	0.5%	63,424	60.80
うちParcel Post	318,982	878,596	2,754.4	7.6%	0.2%	34,771	109.01
うちParcel Post以外	724,144	724,022	999.8	6.2%	0.4%	28,654	39.57
Total Mail	201,576,282	11,593,277	57.5	100.0%	100%	458,810	2.28

\* USPSの運送費及び1通（個）の運送単価は、1\$ = 106.7円で仮に計算した（USPSの1999会計年度末月=2000年9月平均；IMF資料による）。  
\*\* Standard Mail (A) は、大量の広告、カタログ等である。Standard Mail (B) のうち、Parcel Post以外は、大部分が事前区分の印刷物である。

種別 (2004 日本)	(千通)	(千kg)*	g/通・個*	重量構成比	通数構成比	重量寄与 (百万円)	小包配達除く	運送単価 (円) / 通
一種	11,658,350	233,167	20.0	26%	46.6%	43,927	38,928	3.77
二種+年賀	10,533,523	31,601	3.0	4%	42.1%	5,953	5,276	0.57
三種+四種+ゆうメール	1,937,275	193,728	100.0	21%	7.7%	36,497	32,344	18.84
ゆうパック	214,688	214,688	2,000.0	48%	0.9%	80,891	71,686	376.78
全物数 日本 (ゆうパック、ゆうメールを含む)	25,004,328	901,312	36.0	100%	100%	169,800**	150,478**	6.79

\* 種別の重量、1通（個）の重量は、USPSの値を参考にした推測値である。  
\*\* 総額169,800百万円は集配運送委託費であり、これから小包配達委託費（推測値）を除いた総額が150,478百万円である。

〔表5〕 日米の物数と運送費用の比較（円／ドルを為替換算）

わせると、分析上の大きな問題ではなからう。

- ② 住居密度と配達方法：わが国は住宅が密集しており、実際DID<sub>(54)</sub>居住人口が、人口の67%を占めている（2010国勢調査）。一方、米国は概して広い敷地に住宅が分散しているイメージが強い。しかし、Cohen「郵便事業に関する大統領委員会での証言」<sub>(55)</sub>（2003）によれば、1999年におけるUSPSの全配達ルート約23万のうち、アーバンエリアが19.2万、ルーラルエリアは3.8万であり、全体の83%がアーバンエリアに存在する。アーバンエリアを四分位に分けると、最上位が1日3,051通（実際配達個所558）、最低で1,490通（実際配達個所384）であり、それぞれ、当時の東京都の配達区1区の最高配達物数と全国平均配達物数に近い<sub>(56)</sub>。配達個所数も大きな違いはないようである。ただ、米国の配達方法はpark & loop方式<sub>(57)</sub>が主体であり、わが国が一筆書き方式であることや、大型郵便物の組込み方の違いの問題は残る。
- ③ 郵便物処理の方式、集中／分散：米国では、差立区分だけでなく、配達局の道順組立までを区分センターで集中処理することが多く、一部、都市部において配達局でルートレベルまで配達区分されたものを道順組立する形態であり、わが国はその逆である。いずれも、処理の行われるのが区分センター、配達局という2つの階梯にわたっていて、モデルとしては若干不純である。その解決法としては、配達区分、道順組立、ワンパス、ツーパスに相当する作業をすべて集中するか、分散するか、割り切れればよい。
- ④ ワークシェアリングと私書箱：米国では事前区分の割合が高く、Cohen（2003）によれば、1999年においては、概ね次表のような状況にある。

事前区分がなされない純然たるシングルピースは全体の1/4であり、2,000億通ある郵便物の3/4は何らかのレベル（2digit, 3digit……等、郵便番号のけた数）で事前区分が施されている。3/4から1/5を除いた11/20の郵便物は引受側の区分センターでの区分が不要と

54 Densely Inhabited District（人口集中地区）の略。国勢調査の基本単位区で人口密度4,000人/km<sup>2</sup>以上のものが隣接し、その合計が5,000人以上となる地域である。

55 Robert H. Cohen Director, Office of Rates, Analysis and Planning Postal Rate Commission [2003], Testimony Before the President's Commission on the Postal Service. February 20, 2003

56 彼等の郵便物の密度の違いを考えれば、逆に、このこと自体が問題である可能性もある。

57 いったん配達車両（四輪）から降りて、ぐるりと数軒、徒歩で配達すること。

(億通)

種類	全体	single piece	presort	うちcarrier route
1st class	1,020	570	450	1
Publications	100		100	50
Advertsing mail	860		860	360

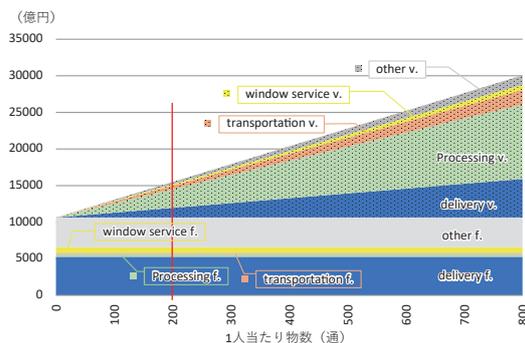
[表6] USPS郵便物の事前区分割合等 (1999)

なる。全体の1/5は、配達局区分を越えて深くキャリアルート（個々の配達員）のレベルにまで及んでいる<sup>(58)</sup>。また、私書箱は局外作業を減らし、配達コストを低くするが、わが国の私書箱利用率は低い。

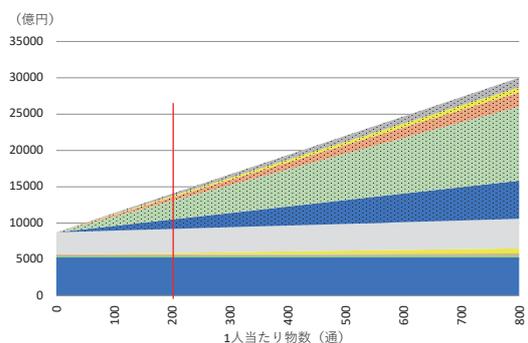
⑤ 窓口コスト：[表1]によれば、米国の窓口コストは年間わずか31億ドルにすぎない。シングルピース570億通の相当部分が窓口で切手販売や引受を行う物数であろう。これに対して、わが国では、民営化当初、郵便事業株式会社は郵便局株式会社に対し、年間約2,000億円の窓口委託費を払っていた<sup>(59)</sup>。郵便事業株式会社の発着口で引受ける大口郵便物が年間250億通の約半数とすれば、1通16円に当たる窓口コストは高く感じられる。原因として三事業の兼営、店舗形態の違い等が考えられるが、今、直ちに比較することは困難である。以上のことから、Cohenモデルを参考に、彼我の事業実態を踏まえて必要な修正を加えつつ、郵便物の処理と費用の一般的なモデルを構成することは、強ち不適切ではないと考えられる。

### 3) モデルのスケールダウン

Cohenモデルのこのような費用構造（費用関数）をわが国に当てはめるとどうなるであろうか。そのため、1999年のCohenらのモデルを、わが国の同時期の人口規模、1億2,600万人に合うようスケールダウンする。年間郵便物数も同様に減少するので、総費用もCohenモデルの約45.8%となっている。同じ比率で縮小するから、一人当たり物数との関係は変わらない。為替換算は単純化のため1米ドル=100円とした。その結果が[図12]である。これから配達以外の固定費を初期において▲25%調整したものが[図13]である。



[図12] スケールダウンした総費用曲線



[図13] 同左（長期費用25%調整）

58 欧米諸国では、私書箱が広く用いられており、例えば、ドイツのPostleitzahlenbuch（郵便番号簿）には、主立ったPostfächer（私書箱）の郵便番号も記載されている程である。

59 民営化初頭の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の決算短信及び報道発表を参照。

1999年当時のわが国の郵便事業のキーとなる数値は、次の〔表7〕のとおりである。これは、国際郵便、特殊取扱、ゆうパック（一般小包）の物数、費用を除くとともに、わが国特有の窓口費用、雑収入等（主として印紙売りさばき手数料収入；収入＝費用と見做す）をも除いたものである（一部に推測値を含む）。この場合、総費用は16,635億円となる。当時のわが国の年間物数25,176百万通を人口126百万人で割り戻すと、一人当たり物数は約200通となる。

	S全体	a年賀	b特殊	cゆうパック	d国際	e窓口費用	f雑収入等	S-(b+c+d+e+f)	平均費用(円)
通数(百万通)	26,140	3,647	678	153	133	—	—	25,176	66.1
費用(百万円)	2,299,100	182,350	203,400	122,400	79,800	130,000	100,000	1,663,500	

〔表7〕 わが国郵便事業の主要数値（1999）

〔図12〕の赤線が一人当たり物数200通のラインであるが、このときモデル上の総費用は15,503億円であって、〔表7〕における総費用よりやや低い程度である。しかし、ドル・円の為替相場の変動を考えれば、ほぼ同等とも言える。固定費を25%調整した〔図13〕では、総費用14,995億円となり、更に低めとなる。平均費用を比較すると、わが国の実際値が66.1円であるのに対し、25%調整をしないモデル値が15,503億円÷25,176百万通＝61.7円となる。これも実際よりやや低めであるが、総費用として大局的に見ると、モデルとしては悪くない結果と言えよう。

## 4 郵便物の処理モデルの基本的考え方

### 4.1 モデル構成に向けた整理

以下、〔図12〕、〔図13〕のような費用構成を踏まえて、国を問わず一般的に妥当するモデルを構成する上で、認識、反映させるべき点を、ひとまず定性的に整理しておく。

#### 1) 費用、特に郵便物処理費用の1次式近似の妥当性

総費用の線形近似の結果は、イタリアの一人当たり物数100通、わが国の200通、米国の750通を通して、概ね妥当な平均費用（1通の平均単価）をもたらしているように見える。既に述べたように、Cohenら（2002）において、関数形の求め方は明示されていないが、考えられるのは、直近数年のデータに基づき、線形近似して固定分解し、それを物数の少ないところを外挿することである。その場合、y軸との交点（物数はゼロ）が計算上の固定費（定数項）になるが、そのような物数の少ないところまで線形近似が妥当するかについては疑問もあろう。

郵便物処理は、小さな定数項（固定費）と大きな変動費が特徴である。定数項の値は、〔表1〕によれば米国で8.6億ドル、〔図12〕によればわが国で390億円となる。それに対して、一人当たり物数が750通に達すると変動費は1兆円程度に及ぶ。どの程度の物数になると、どのような区分作業の機械化が試みられるのであろうか。わが国で郵便番号制とOCR方式の区分機が初めて導入された1968年当時、年間の内国通常郵便物数は10,187百万通（一人当たり約100通<sup>(60)</sup>）であった。今回のモデルでは、これより物数の少ない段階でも、小数の区分センターにおいて区分機で区分することになる。この場合、年間390億円の費用が郵便物処理のための最低配置（局舎、区分機、人員等）であり、これを固定費（定数項）と考えるのである<sup>(61)</sup>。ここか

60 わが国の人口は、1965年の国勢調査では99,209千人、1970年調査では104,665千人である。

61 これを初期値としては過大と考える場合は、25%、50%減らしたところから出発することになる。

ら区分センターを順次増やしつつ、あるいは区分機を増設して、相応の人員を配置していくことになる。

局舎、区分機は固定資産であるが、その減価償却費は、人件費と同様、長期で見れば連続的に増加する変動費と考えてよい。区分機の年間の減価償却費は、総費用のうち大きなウェイトを占めるものではない。わが国の例であるが、日本郵政公社時代の初年度（2003年度）において、営業原価18,186億円中、減価償却費は853億円である。そのうち書状区分機、小包区分機を含む機械装置分が145億円と推定される<sup>(62)</sup>。物数増加に伴って逐次投入される人件費が費用の大宗を占める。区分機も費用として見れば減価償却費であり、その増分も変動費である。このように、少ない固定費の上に多くの変動費が上乘せられて、一人当たり物数に対する郵便物処理の費用は一定の段階を過ぎると線形的になっていくのである。

## 2) 集中処理方式の含意

わが国における集中処理にかかる郵便物は、2018年現在でも全体の約半数にとどまると考えられるが、1999年時点では極めて低い割合であったろう。したがって、集中方式を採用このモデルのネットワークは、伝統的なわが国のものとは異なる。集中処理をした方が把束の発生が少なくなり、とくに道順組立まで集中する場合は、一人一人の配達員の配達すべき郵便物が区分センターにおいて、ワンパス、ツーパスの結果、ケース単位でまとめられるので、局内作業が軽減され、コスト削減につながるはずである。

## 3) ワークシェアリングと私書箱の影響の除去

Cohenら（2002）は、イタリアとの比較の際、USPSにおいては大量のワークシェアリングされた郵便物及び私書箱交付の郵便物があり、これらがコストを低くすることを考慮すべきであるとした。わが国との比較においても同様である。今般、郵便物の数量が及ぼす効率性の比較を同じレベルで行うために、これらの影響を取り除く。具体的な方法として、米国の事前区分郵便物数から区分を要する郵便物、その区分回数を推測し、郵便物処理の変動費に加える。私書箱利用によって配達物数が減少する結果、配達を要する郵便物をより少ない人数で配達すること（一人で、より広い受持区域の配達）が可能となり、その分、配達の固定費が減少するので、Cohenモデルに対して逆にその額を加えてやる。つまり、私書箱を存在しないものとして扱えばよからう。

## 4) 道順組立の場所（階梯）

USPSでは基本的に集中処理方式が採用されているが、実際には一部の配達局においてワンパス・ツーパス等による道順組立が行われている。わが国は逆である。集中方式に純化するのがモデルとして単純であり、これらの費用をCohenモデルの配達から郵便物処理に付け替えるのが妥当であろう。[表4]にある都市部配達員の局内作業（City carrier-in office）、都市部配達員の局外作業（City carrier street）及び田園部配達員（Rural carriers）の費用額、その固定、変動の比率、その時点での物数の関係から、0通から800通にわたる配達と郵便物処理の費用関数を再構成する。モデル上、わが国で主流の分散方式は採用しないことになる。

62 固定資産の償却済額からの推定。なお、区分機の購入価格は、その後、劇的に低下した。

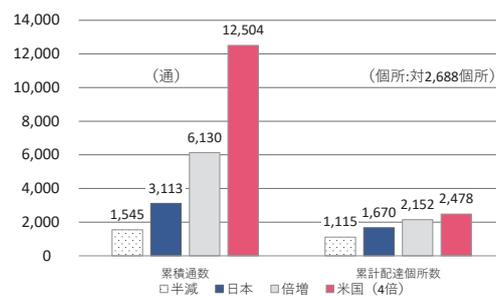
## 5) 窓口サービスとその他の費用

窓口サービス、その他については、Cohenらのものをそのまま用いることが考えられる。これは、わが国特有の郵便局窓口事情（約14,000局の「三事業一体」の直営小規模の無集配局があること等）は考慮しないこと、本社費用、地方管理組織、郵政監察等についても米国と同じと見做すことを意味する。これら費用の大小は経営上は大きな問題であるが、数量変化に伴う効率性をモデル化するに当たっての論点ではなく、今回、立ち入った検討は行わない。

### 4.2 配達費用、配達モデルの再検討

Cohenモデルでは、配達費用を固定分解し、固定部分を52%、変動部分を48%としている。 $y=ax+b$ という1次の費用関数を物数 $x$ で微分すると $y'=a$ となり、限界費用 $a$ は一定である。物数 $x$ の増加に伴って限界費用が下がることはなく、平均費用 $y/x=a+b/x$ が下がるだけである。この点はその他の費用も同じであり、Cohenモデルでは、配達がその他の機能と比べ、特別な費用構造を持つものとは考えられていない。確かに、生産量増加による平均費用の下落は、規模の経済性そのものであり、単一生産物においては、費用の劣加法性の十分条件である。しかし、配達分野にあって、規模の経済は、このような1次の関数形の結果として立ち現れるのみであろうか。

藤本（2018）に掲げた図<sup>(63)</sup>を再掲しよう。この〔図14〕は、「1原単位<sup>(64)</sup>」400世帯（1,000人）に対する週間配達通数と実際の配達個所数の累計をそれぞれ示している。わが国では1原単位における週間配達物数が3,133通であるが、これを4倍すると12,504通になる（これを米国と見立てた）。しかし、配達個所数は、1,670個所から2,478個所へと1.48倍の増加にとどまる<sup>(65)</sup>。これが配達にかかる2項モデルの帰結であり、一人当たり通数増加により、いわば水平的に追加的な配達個所が減少することに加えて、垂直的に1個所の配達物数が増加することが、配達段階における規模の経済の説明となる。



〔図14〕 通数増減の場合の配達効率の比較（1原単位、6日間）

仮に1個所の郵便受けに郵便物を差し入れる手間が配達通数によらないとし、配達個所数に応じて線形的に費用が増加するとすれば、4倍の物数を1.48倍の労力で配達できるはずである。この物数と労力（すなわち費用）の関係は、1次の関数では表せない。これに対し、配達のCohenモデルは、物数の増減にかかわらず走行距離は一定であると仮定した上、これを固定費と見て、その上に、物数に比例して線形的に増加する変動費が乗るモデルである。

63 藤本（2018）96頁における〔図5〕と同じである。

64 わが国の人口を125,000に分割したものを1単位とする。藤本（2018）93頁を参照。

65 通数、人口を単純化しているため、この図の数値は、本稿のものとは厳密には一致しない。

この2つのモデルは、同じ事態に対する異なった説明の仕方なのだろうか。あるいは、Cohenモデルは米国の配達方式や年間物数、一人当たり物数を反映したもので、事情が異なる国には妥当しないのだろうか。これらを考えると、一人当たり物数レベルが年間100通（イタリア）、200通（日本）、750通（米国）という広いレンジにわたって妥当する配達モデルを構築するためには、2項モデルの地理的展開と並んで、Cohenモデルの前提や含意を更に吟味する必要がある。

以上の整理を踏まえて、次号では具体的な郵便のモデルを構成することとしたい。

(ふじもと えいすけ 公益財団法人通信文化協会参与)

## 研究ノート

# アジア・太平洋戦争末期における通信官庁の宣伝活動

後藤 康行

## ① はじめに

日中戦争期からアジア・太平洋戦争期（戦時中）において、通信事業の宣伝活動を主に担っていたのは通信省の付属機関である通信博物館（現在の郵政博物館）であった。通信事業に対する国民の理解を深めることを目的とした企画展示や展覧会の開催、通信事業の内容を国民に分かりやすく伝えるための雑誌である『通信の知識』（月刊）の発行などを行っていたのである。

しかし、戦時中の時間の経過とともに、宣伝機関としての通信博物館の役割は縮小していく。1941（昭和16）年4月には、物資の節約を理由に『通信の知識』が廃刊となり、1944（昭和19）年10月には、通信博物館内において宣伝部門を担当していた周知係が博物館から切り離された。これにより、通信博物館の主な役割は、資料の保存と通信事業の研究へと変わった。

以後、戦時中における通信事業の宣伝活動が目立ったものはなくなっていくのだが、それでも完全に消えてしまったわけではない。そこで本稿では、アジア・太平洋戦争末期においても続いていた通信官庁による宣伝活動がいかなるものであったのかを明らかにしていく。通信博物館が担っていた頃の宣伝活動と比べれば規模が小さく、地味なものであるのだが、戦時中の通信官庁による宣伝活動の一端であることは間違いないので、そこに焦点を当てることに意味はあるだろう。

なお、本稿の題目で「通信官庁」という曖昧な言葉を使用しているのは、アジア・太平洋戦争末期に入ると通信省は組織改編が続き、通信院や逓信院と名称を変えていくため、「通信官庁」としたほうが戦争末期の通信機関を指す際には適していると考えたからである。本稿における史料の引用に際しては、仮名遣いはそのままとしたが、旧字体は新字体に改めた。同様に史料名や社名、人名なども旧字体は新字体に改めた。

## ② 様々なメディアが活用された戦争末期以前

アジア・太平洋戦争末期における通信官庁の宣伝活動をみていく前に、戦争末期以前の通信博物館による宣伝活動を確認しておこう。なお、すでに筆者はこの点についての研究を発表しているので、それを参照しながら述べていく。より詳細な把握には、注で紹介していく拙稿を参照されたい。

通信省に事業の周知や宣伝を担う部署が創設されたのは、1892（明治25）年の郵務局計理課物品掛の設置が最初であった。1902（明治35）年には、この物品掛が郵便博物館となり、1910（明治43）年には、事業の周知や宣伝に加え、通信省所管の業務全般にわたる事業用品の保存および事業の研究機関としての役割が加えられ、名称も郵便博物館から通信博物館へと改称された<sup>(1)</sup>。1935（昭和10）年6月には、周知係が通信博物館内に設置され、1936（昭和11）年10月には、周知係から博物館運営事務の部門が切り離され、陳列係が設置されたことで、周知係

は宣伝担当の専門部署となった。周知係については、組織構成という面で不明な点が多々あるのだが、通信博物館による展示・展覧会の開催、各種印刷物の発行など、戦時中の通信博物館による宣伝活動は、周知係を中心に行われていたと考えてよい。

通信博物館では、郵便、電信、電話、電気、陸上交通史料、海上交通史料、空中交通史料、切手、通信文などの大きな区分に基づき展示室が振り分けられ、それぞれの部屋に書簡や切手、各種計器類、模型、文書、絵巻などが展示されていた。こうした常設展示により、日常的に通信事業の宣伝活動が行われていたのだが、展示による宣伝としては、常設展示よりも企画展示や全国を巡回する展覧会のほうが、国民に向けた宣伝効果を発揮していた。常設展示の1日当たりの入場者数は100人前後だったのだが、企画展示ではそれが1,000人を、展覧会では1万人を超えることもあったのである<sup>(2)</sup>。

1938（昭和13）年10月29日から11月7日に通信博物館で開かれた企画展示「軍事郵便と航空安全展覧会」では、連日来場者が1,000人を超え、8日目の11月5日には当時の通信大臣の永井柳太郎が観覧に訪れている。企画展示開催の目的には、通信事業への国民の理解を深めること、戦線と銃後の結びつきを堅くすること、航空事業のさらなる発展を促すことにより時局の進展に寄与することなどが掲げられていた。

1939（昭和14）年から1940（昭和15）年にかけて、全国を巡回した「興亜通信展覧会」では、通信省や通信博物館に加えて、各地の通信局や新聞社も主催者・後援者となり、日本橋三越や札幌三越、広島福屋、鹿児島高島屋などの百貨店が会場となった。各地とも10日間前後の開催期間で、どこも数万人の来場者数を記録した。日本橋三越で開かれた展覧会は特に注目され、47万3000人もの人々が訪れた。これは、テレビの受像実験という最大の目玉があったため、かなり極端な数字なのだが、そのほかの会場でも国民の関心が高い軍事郵便や若者に人気の高い航空関連の展示品、さらには実際に来場者が利用できる公衆電話ボックスなど、人々を引きつける展示物が並べられていた。

展覧会開催の目的は、先の企画展示同様、通信事業に対する国民の理解を深めることや時局の進展に寄与することであった。それに加えて、「興亜」という名称が掲げられていることから分かるように、アジアとのつながりが意識されており、戦地に設置された野戦郵便局に関する展示品なども並べられていた。

図1は、札幌での「興亜通信展覧会」の開催を伝えるチラシである。通信博物館作成の報告書『昭和十四年度 札幌・神戸・名古屋・福岡・広島・高松・大分・鹿児島興亜通信展覧会関係』（郵政博物館収蔵）に収められている。このチラシがどの程度の範囲に配布されていたのかは不明だが、チラシには「新東亜建設の動脈」「日満支三国の通信交通の



図1 札幌興亜通信展覧会のチラシ

1 拙稿「戦時下における通信博物館の軍事郵便展示」（『通信総合博物館 研究紀要』第4号、2013年3月）。以下、通信博物館の概要に関する記述は同稿に基づく。  
2 同前および拙稿「戦時下における通信博物館の軍事郵便展示（補論）—1939・40年の「興亜通信展覧会—」（『郵政博物館 研究紀要』第6号、2015年3月）。以下、通信博物館による展示・展覧会に関する記述は、注記がない限り同稿に基づく。

連環」といった言葉が記されているほか、ここで描かれている地図には日本列島だけでなく、アジアも含まれている。日本がアジアに勢力を拡大するに当たり、通信事業も重要な役割を果たすことを国民に訴えていた展覧会なのである<sup>(3)</sup>。

通信博物館では、ほかの機関が主催する展覧会にも展示品を出品していた。記録が残されていないものもあるので、展覧会の数や展示品の詳細を明確にすることは難しいが、通信博物館と関係の深い各地の通信局主催のものを除いても、150ほどの展覧会に出品していた<sup>(4)</sup>。

続いて、印刷物の発行についてみていく。最初に述べたように、通信博物館は通信事業の内容を国民に分かりやすく伝えるため、月刊誌『通信の知識』を発行していた。1937（昭和12）年7月から1941年4月まで発行され、創刊当初は10万部発行、その後は12万部発行の時期もあったが、1939年5月からは6万部発行となった。基本的には非売品で、郵便局、電信局、電話局を通じて、全国の官公庁、銀行、学校、図書館などに配布されていた。誌面では、文字や写真だけでなく漫画も多用されており、岡本一平、田河水泡、横山隆一、近藤日出造など著名な漫画家が通信事業を紹介するための作品を描いていた<sup>(5)</sup>。

『通信の知識』のような雑誌の形態ではなく、ポスターのように掲示する印刷物も通信博物館は発行していた。『ていしんしやしんとくほう』というもので、1937年10月から発行を開始し、1940年3月まで続いた。毎月2種類から4種類発行され、通算では87号まで発行された。郵便局、電信局、電話局の一般出入口に設置された掲示板に掲示され、発行開始当初は1号につき2,000枚だったが、その後6,500枚へと増えた<sup>(6)</sup>。

筆者は、軍事郵便の利用促進を図るために発行された『ていしんしやしんとくほう』を紹介したことがあるので<sup>(7)</sup>、ここでは別のものを紹介しよう。図2の『ていしんしやしんとくほう』（郵政博物館収蔵）は、1939年10月8日に発行された第76号である。「電力を節約しよう」と記されているほか、「時局産業」に電力を向けるべきとも記されている。この文章によるメッセージをさらに分かりやすく国民に伝えるため、図柄のほうでは家庭用の電球を消す手、それにより節約された電力を使用する産業戦士が



図2 『ていしんしやしんとくほう』第76号（1939年10月8日発行）

- 3 戦時中の通信や交通とアジアとの関係については、有山輝雄『情報覇権と帝国日本』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（吉川弘文館、Ⅰ・Ⅱは2013年、Ⅲは2016年）、白戸健一郎『満州電信電話株式会社—そのメディア史的研究』（創元社、2016年）、里見脩『『満州国通信社』序論—通信社と国家—』（『メディア史研究』第21号、2006年12月）、若林宣『帝国日本の交通網 つながらなかつた大東亜共栄圏』（青弓社、2016年）などの研究がある。
- 4 通信博物館編『通信博物館七十五年史』信友社、1977年、51～61頁。
- 5 拙稿「戦時下における軍事郵便の社会的機能—メディアおよびイメージの視点からの考察—」（『郵政資料館 研究紀要』第2号、2011年3月）、同「戦時下の漫画にみる通信事業と戦争—郵政資料館所蔵雑誌『通信の知識』および『大通信』掲載漫画の研究—」（『郵政資料館 研究紀要』第3号、2012年3月）。
- 6 前掲通信博物館編『通信博物館七十五年史』39～40頁。
- 7 拙稿「メディアに描かれた軍事郵便—イメージにみる戦地と銃後—」（『専修史学』第45号、2008年11月）。

描かれている<sup>(8)</sup>。

事業の利用促進を図ることは、宣伝に期待される大きな役割であるが、物資が制限された戦時中では、宣伝により事業の適切な利用を促すことも重要であった。通信博物館では、国民に不要不急の電信電話の利用を控えることを宣伝するための企画展示も開かれたほどである。もちろん、利用促進を図ることも忘れてはならず、公債の購入や貯蓄の奨励などを宣伝するための『ていしんしやしんとくほう』も発行されていた。

このほか、印刷物による宣伝活動でいうと、ポスターやパンフレットなどの不定期の刊行物がある<sup>(9)</sup>。また、発行者が通信博物館ではない印刷物もあった。図3-1と図3-2がその事例なのだが、どちらも「軍事郵便案内」となっている(郵政博物館収蔵)。

図3-1のほうは、1937年に発行されたもので、大阪通信局が作成したものである。全14頁の小冊子となっている。図3-2は、発行者として郵便局としか記されておらず、具体的にどこの郵便局かは分からない。発行年も記されていない。ただ、中身を読むと「仏印方面の軍隊」との記述があるので、図3-1よりは後に発行されたものと考えてよい。見開き2頁で、チラシのようなものである。どちらも軍事郵便について簡単に解説したもので、郵便局や電信局などを訪れた人々に配布していたのではないだろうか。

通信事業は広範囲であり、戦時中には約35万人の職員がいた。主要な都市には通信局も設置されていた。図3の「軍事郵便案内」と通信博物館との関わりは不明だが、通信事業の宣伝活動を通信博物館が一手に引き受けていたと考えるよりは、関係機関においても少なからず宣伝活動は行われていたと考えるほうが妥当であろう<sup>(10)</sup>。

展示や印刷物以外では、映画を利用することもあった。通信博物館が自ら製作することもあったが、



図3-1 軍事郵便案内 (大阪通信局発行)



図3-2 軍事郵便案内 (郵便局発行)

8 電力の国家管理について通信省は関心が高く、1936年に内閣調査局において電力国家管理法を起案した奥村喜和男は通信省出身である。その後、同法案は1938年に国家総動員法とともに成立するが、その成立を推進したのは通信大臣の永井柳太郎であった(中村隆英『昭和史(上) 1926-45』東洋経済新報社、2012年、300~301頁)。

9 前掲通信博物館編『通信博物館七十五年史』41~47頁。

10 通信省がほかの機関と協力して宣伝を行っていた事例もあり、筆者は通信省と大政翼賛会が軍事郵便の利用促進を図るため、地域の郵便局長から町内会長や部落会長へ配布するために作成したチラシを紹介したことがある(拙稿「戦争と手紙—戦地と銃後を結ぶ軍事郵便—」「戦争とメディア」刊行会編集・発行『戦争とメディア—報道・宣伝・記憶—』2009年)。

多くは芸術映画社や東宝映画など、映画製作会社に委嘱して製作された。ジャンルとしては、いわゆる文化映画に属するもので短編である。職員の働きぶりを紹介する作品や郵便の利用を促す作品などがあり、戦時中には10本ほど製作された<sup>(11)</sup>。

以上が通信博物館による宣伝活動の概要である。展示・印刷物・映画と、様々なメディアを駆使して国民に向けて通信事業を宣伝していた。それでは、アジア・太平洋戦争末期はどうだったのか。次節でみていくことにする。

### 3 新聞・雑誌に限定されていく戦争末期

1943（昭和18）年11月、通信省が鉄道省と合併して運輸通信省と改組され、運輸通信省の外局として通信院が発足した。これにより、通信博物館は通信院に属する機関となった。1944年10月には、周知係が通信博物館から切り離された。分離後も、周知係は通信院に属している。1945（昭和20）年5月には、通信院は運輸通信省の所管から内閣所管となり、通信院と改称された。通信博物館は、戦局の悪化や空襲の激化に伴い、同年4月には展示室の閉鎖という事態に陥っていた。戦後、再び開館されるのは、1947（昭和22）年11月であった。

このように、戦争末期には通信博物館の宣伝機関としての役割は事実上終わりを迎えており、次にそれを担うことになったのは周知係が属する通信院であった。しかし、物資の節約のため、自ら定期刊行物を発行することが困難になっていたため、民間が発行している新聞や雑誌を利用することになる。

1944年6月6日、民間の新聞や雑誌に現場報告や座談会などの記事を掲載していく方針の決裁が仰がれ、27日に通信院総務局長の小林武治（後に通信院次長）が決裁した<sup>(12)</sup>。決裁を仰ぐ前の段階で、この方針を通信院の誰が決定したのかは不明だが、周知係は関わっていたとみてよい。この時点では、周知係はまだ通信博物館に属しており、同館勤務の技手（判任官）<sup>(13)</sup>である木村勝が、記事が掲載された際に新聞社や雑誌社に対して生じる金銭の支払いを担当するという内容が上記の決裁のなかに含まれている。木村は、通信博物館から周知係が分離した後、総務局総務課所属の周知係長となっている。通信博物館勤務の頃から周知係にいたと考えるのが自然であろうし、木村が宣伝に関わる金銭の取り扱いを担当するということは、通信事業の宣伝を行っていく上で、周知係が引き続き主導的な役割を果たしていたということであろう。

では、実際にどのような記事が新聞や雑誌に掲載されていたのかみていく。1944年8月18日の『東京新聞』に、千葉県船橋市本町郵便局勤務の豊田正子という女性が書いた「貯金通帳―職場の窓から―」が掲載された。豊田は記事のなかで、従来の通帳が使えるにもかかわらず、人々が職場や隣組などの所属が変わるたび、あるいは戦局が変わるたびに「必勝貯金」「撃滅貯金」などと名付けて新しい通帳を作るのは必要ないことだと批判し、紙不足の現状のなかで、新しい通帳を発行し続けている日々「困つたものだ」と率直に述べている。第2節で紹介した電力の節約を求めた『ていしんしやしんとくほう』と同様、これも国民に適切な行動を求めた宣伝であった。記事を掲載してくれたことに対し、通信院は『東京新聞』側に100円を支払った。

- 
- 11 前掲通信博物館編『通信博物館七十五年史』47～50頁、前掲拙稿「メディアに描かれた軍事郵便」。
- 12 総務課周知係『昭和十九年度 事業周知勸奨用印刷物』（郵政博物館収蔵）。以下、本節の記述は注記がない限り同史料に基づく。本節のなかで紹介する新聞や雑誌の記事、ポスターなども、注記がない限り同史料に収められているものを使用した。
- 13 通信職員の種類については、拙稿「戦時下の通信職員教育―通信青年訓練所の基礎的研究―」（『郵政博物館 研究紀要』第9号、2018年3月）を参照されたい。

この記事は、元々は読売新聞社発行の月刊誌『青年読売』に掲載する予定であったが、『東京新聞』へと変更された。その理由は不明である。ただ、読売新聞社が宣伝に非協力的であったということではない。1944年8月29日の『読売報知』には、「通信 少女で独占 国民学校卒で立派に一人前」という記事が掲載された。これは、直前の8月23日に公布された女子挺身勤労令を受けて、通信院としても「女子勤労要員」の獲得を目指すために出した記事である。

記事のなかに記されているが、通信職員に女性は少なくない<sup>(14)</sup>。電話交換手は、女性の仕事として一般に認識されていた。そのようななかで、さらなる要員、特に国民学校を卒業した若き「女子勤労要員」の確保を目指したのである<sup>(15)</sup>。記事では、女性電話交換手が働く電話局だけでなく、電信局や郵便局においても要員を求めているとして、電信局では「十六、七歳の少女が立派に一人前の仕事をやりぬいてゐる」、郵便局では「従来の男子の能率にほとんど劣らない」などと、女性の働きぶりを紹介している。なお、原稿掲載に当たり、通信院は謝礼を用意していたようだが、実際には支払われなかった。

新聞を活用しようという通信院の姿勢を受け、新聞社もこれに協力すべく、通信院から原稿を受け取るだけでなく、新聞社自らが通信事業を紹介するという記事も出てきた。1944年7月11日の『毎日新聞』には、「前へ！女性勤労 この眼とこの眼」という記事が掲載され、電話交換手（記事では「交換嬢」となっている）として毎日「激烈な「戦ひ」をつゞけてゐる」女性職員たちの働きぶりが紹介されている。

1944年9月22日の『東京新聞』には、「鳴箭」という記事が掲載され、米軍による日本への本格的な空襲の始まりとなる6月16日の北九州への空襲の際、現地の電話交換手の女性たちが職場を守り、冷静に業務もこなしていたことを「美しくも崇高な義勇奉公の精神」と称賛している。当時、女性の通信職員だけでなく、男性職員も含めて空襲に際して冷静な行動を取っていたことは事実で、そのことは『大通信』という通信職員が読む月刊誌を通して全国の通信職員に向けて発信されていた<sup>(16)</sup>。

『大通信』は販売品ではないが、郵便局や電話局などに置かれていた可能性はあるので、一般の国民のなかに『大通信』を読んでこの情報に接していた人がいたかもしれない。また、空襲の翌日には郵便局は開いていると新聞で報じられたので<sup>(17)</sup>、何か話が聞けるかと思ひ、最寄りの郵便局を訪ねる人がいたかもしれない。ただ、基本的には通信職員のなかで共有されるべき情報であったといえよう。それが、上記のように新聞を通して国民に広く伝えられた。新聞を活用する通信院の姿勢に共鳴した『東京新聞』側が取材した結果であるとみえなくもないが、通信院側が情報を提供したと考えるのが自然ではないだろうか。新聞社自らが通信事業を紹介するというのは、あくまでも形式的なことで、通信院が伝えてほしいことを記事にしているというのが実情であろう。

1944年9月23日の『朝日新聞』には、「電話は兵器だ」という記事が掲載され、重要な生産に邁進している工場同士の連絡を阻害しないため、国民は不要不急の電話を控えるべきだと伝えている。前述したように、国民に電話の適切な利用を促すことは、通信博物館による宣伝でもみられたことであり、戦時中の通信官庁にとって重要な問題であった。

14 1942年当時、通信省管理局現業調査課長の矢部嘉弥は、「我々の部内に三分の一の女性の方が居られる」と述べている（拙稿「九州における通信報国団—熊本支団の研究—」（『郵政博物館 研究紀要』第7号、2016年3月）。

15 通信職員になるための学歴や年齢などの条件については、前掲拙稿「戦時下の通信職員教育」を参照されたい。

16 前掲拙稿「九州における通信報国団」。

17 同前。

記事では、通信院への取材から得られた話も載せている。そこには、東京・大阪・横浜において、電話の相手呼び出せないことが多くなっており、その原因の3割ほどは相手が「話中」であるからだということ、食料品買出しの問い合わせのための電話や、疎開先の学童を心配する親からの電話が増え、「交換嬢を手こずらせてゐる」ことなどが紹介され、「対話は簡潔に、無駄話はやめたいものだ」と記されている。やはり、通信院が伝えてほしいことを記事にしている。記事の最後には、通信機器の修理資材が不足している現状を鑑みても、不要不急の電話の自粛が求められるという、当時の日本の物資不足を率直に伝える記述もみられる。当時の日本が、通信の確保にいかにか苦慮していたかがうかがい知れよう。

以上、新聞に掲載された宣伝記事をみてきた。国民に通信事業の適切な利用を促すことや、通信職員たちの働きぶりなどが伝えられていた。そのなかで、どの記事も女性職員に焦点を当てているのは特徴的である。女子挺身勤労令の公布が示すように、当時は女性も労働力として期待されたのであり、電話交換手という仕事がある通信官庁においては、なおさらその傾向が強かったといえよう。なお、1944年10月以降は、新聞が宣伝に利用されることはなくなり、1945年に入り、通信院から逡信院へと名称が変更されてからも、利用されることはなかった<sup>(18)</sup>。

次に、雑誌に掲載された記事である。1944年9月24日発行の『週刊朝日』には、「決戦の精神 通信の雛戦士 名古屋逡信講習所を訪ねて」という記事が掲載された。逡信講習所とは、1921（大正10）年に創設された教育施設で、各地の通信局が所管していた。文部省所管学校の進学ルートと結びついており、一般には中学校相当の教育施設と認識されていた。戦時中は、年間で6,500人から9,500人ほどの若き逡信職員たちが卒業していた<sup>(19)</sup>。

記事の形式としては、『週刊朝日』の記者（「渡辺」記者）が名古屋逡信局を訪ね、その様子を伝えるものとなっている。記事のなかで記者は、寄宿舎で生活をともにしている教官と生徒は家族のような関係であること、生徒たちは規則正しく生活していることなどを伝えているが、肝心な部分は、電信技術を入念に指導していることと、女生徒たちの様子を伝えていることである。

1943年11月の通信院設置以降、徴兵による欠員を埋めるために電信技術者の要員確保は急務となっていた。通信院としては、女生徒を積極的に入所させる方針を立てたほか、1944年6月には電気科無線電信部を新設した<sup>(20)</sup>。この記事は、電信技術者の養成、女生徒の確保を目指す通信院の思惑に沿ったものであった<sup>(21)</sup>。この記事の掲載に対し、通信院は朝日新聞社に200円を支払う予定であったが、朝日新聞社が受け取りを辞退した。通信院としては経費として決裁されたものであったが、改めて決裁し（小林武治総務局長が決裁者）、木村勝が日本銀行に返納した。

1944年10月1日発行の『週刊毎日』には、「座談会 勝つためだ、この際不自由不便は忍ぼう 決戦通信を当局に訊く」が掲載された。記事掲載に当たり、座談会形式を希望したのは『週刊毎日』側だという。座談会は、9月20日の午後3時より毎日新聞社の会議室にて行われた。通信院からは鈴木恭一業務局長、浦島喜久衛郵務課長、松尾繁喜電務第一課長、白尾干城通信監督局第二課長が出席、毎日新聞社からは西野入出版局長、氏名の記載のない記者が出席した。

18 総務課周知係『昭和二十年度 事業周知勸奨用印刷物関係』（郵政博物館収蔵）。

19 前掲拙稿「戦時下の逡信職員教育」。

20 財団法人逡信同窓会編集・発行『逡信教育百年史』1992年、71～72頁。

21 各地の逡信講習所電気科無線電信部の生徒数および逡信講習所の女生徒数の詳細は不明だが、東京普通逡信講習所（1945年3月に逡信講習所は普通逡信講習所と改称）電気科無線電信部では、1945年7月に女生徒39人の卒業生を出した（前掲逡信同窓会編『逡信教育百年史』73頁）。

座談会の内容は、その題目をみれば分かるように、決戦下の通信の確保がいかに重要であるかを訴えた上で、国民に適切な通信の利用を求めるというものである。いくつか出席者の発言を紹介すると、鈴木「通信は総力戦の血管ですネ」、浦島「東京中央郵便局を例に見ますと、宛名が不正確で附箋がついて戻つて来るもの等が、一日一万通ばかりあるのです。これが、無用の手数をかけてゐる」、松尾「空襲の時には、大体、空襲警報が発令されたならば、電信、電話は使用出来ないと思つて頂いた方が結構です」、白尾「一般の通信は、出来るだけ抑制する、従つて、空襲の被害状況なんかについて、漫然と電話をかけたり、あるいは電報を打つたりすることはいけない」などである。通信を預かる職員たちにとっては、業務の円滑な遂行こそが最も重要な問題だったのであり、それゆえに国民への要求は厳しい。白尾は手紙の「検閲をしてをりますから」とも述べ、国民にさらなるプレッシャーをかけている。一方で、空襲で家が焼けたから「金をすぐ送れ」といった通信は、「なるだけ、通すことにしてゐます」とも白尾は述べているので、あくまでも国民に求めているのは適切な通信の利用である。

座談会の最後では、記者が「自制」の話だけではということで、逆に「どんどん出して欲しい」前線将兵への「慰問の手紙」について質問した。これに浦島が「軍事郵便が、前線の将兵にどれだけ喜ばれるかといふことは、もうすでにご承知の通りでありまして、全く軍事郵便は将兵にとっては弾丸であるといふまでにははれてをります」と答えた。通信院にとって、国民に伝えたいことを存分に表明できた座談会であった。後日、通信院は毎日新聞社に謝礼として200円を支払った。

1945年3月1日発行の『富士』には、「座談会 敵は網を張つてゐる」が掲載された<sup>(22)</sup>。座談会開催の目的は、国民に通信の防諜の必要性を訴えることであつた。そのため、出席者は防諜に関係する者ばかりで、通信院からは公文陽通信監督局第一課長、真家直三郎同局通信院検閲官が出席した。このほか、赤川理代太郎東京中央郵便局通信検閲官、池田正章憲兵司令部部員憲兵少佐、勝田成治司法省刑事局思想課司法事務官、山田誠内務省警保局外事課内務事務官、左部千馬同課防諜主任が出席した。座談会が開かれた日時を確定させることはできないが、予定では1945年1月23日ということになっていた。

先の『週刊毎日』の座談会でもそうだったが、こちらも出席者は国民に「自制」を求めている。例えば、天候の情報は「航空戦の時代」の「作戦資料」となるので、疎開地の学童が毎日の天候を親に知らせるなどといった行為は、「止めて貰ふことにしました」と池田は述べている。赤川は、外地である戦地に出す慰問文は、地方の現状を分かりやすく書く傾向にあるので、「余程注意して頂かないと」と述べている。ここに至り、ついに軍事郵便の利用にまで「自制」を求めたということか。

公文は、細かな文字でびっしりと書かれている手紙を読む検閲要員たちは日ごろ「目を酷使」しており、彼らは国民に対し「もう少し戦時生活らしい簡素化」した手紙を書けないものかと「腹立たしく」思っていることを紹介している。国民からすれば、紙が貴重だからびっしり書いているのであって、しっかり節約しているのだが、現場は現場で混乱していたのであろう。赤川も、達筆なものや文字が薄いものなどが現場を困らせ、それが通信を遅らせることになる」と述べている。

このように、具体的な事例を挙げながら、さらに現場の混乱を紹介しながら、国民に通信の利用の際の「自制」を求めた。公文は、「今後手紙を出す前に、一応これでよいかと反省するやうになつて頂けたら、国家にとつても非常によいことだと思ひます」と述べ、座談会を終

22 『富士』1945年3月号（第21巻第3号）は、筆者所蔵のものを使用している。

了させた。後日、通信院は大日本雄弁会講談社に謝礼として500円を支払った<sup>(23)</sup>。

以上、雑誌に掲載された宣伝記事をみてきた。内容は、新聞と同様、通信の適切な利用や要員（特に女性）確保などを目的としたものばかりであったが、座談会に通信院の幹部職員が出席し、直接意見を述べている分、雑誌の記事のほうが国民の行動に「自制」を促す色彩が濃いものとなっていたといえよう。なお、通信院から通信院へと名称が変更されてからは、雑誌が宣伝に利用されることはなかった<sup>(24)</sup>。これも新聞と同様である。

さて、前述したように、民間の新聞や雑誌が利用されることになったのは、物資の節約のためであったが、通信院は事業周知用の定期刊行物の発行をあきらめていたわけではない。1944年10月13日には、「周知用定期刊行物発行計画案」が作成されている。総務局総務課長を中心に、各課の係長（周知係長も含む）が集まって作成された。廃止していた周知用定期刊行物の発行を再開する計画を立てたのは、外部のメディア（新聞、雑誌に加え、放送、映画、街頭展示など）を利用して効果を挙げることに問題が生じていたからであった。具体的には、通信院が望むような情報を流すまでに、「相当ノ時日ヲ要」する事態が生じていたという。物資の不足は戦争末期の日本社会全体を覆っており、メディア業界も縮小の一途をたどっていたのである。

その後、この計画は11月13日に決裁が仰がれ、12月15日に決裁されている。このときは総務局長ではなく、通信院総裁（当時は塩原時三郎）が最終決裁者であった。しかし、物資の不足は通信院の想定以上だったのか、結局はこの計画が実行されることはなかった<sup>(25)</sup>。

定期刊行物は無理だったが、ポスターは作成していた。図4は、通信院が力を注いでいた女性職員の確保を目指すために作成されたポスターである。正確な作成時期は不明だが、通信院名義であり、総務課周知係『昭和二十年度 事業周知勸奨用印刷物関係』（郵政博物館収蔵）に収められているので、1945年4月ごろであろう。このポスターが何枚用意され、どの程度の範囲で掲示されたのか、あるいは作成されたが掲示はされなかったのかなど、詳細は不明である。

また、名義は運輸通信省および通信院だが、当時の有力な広告業界団体である日本宣伝協会<sup>(26)</sup>に製作してもらったポスターもある。図5-1、図5-2がそうで、これらは全国の国有鉄道（省線）の駅構内や電車内に掲示するために作成された。どちらも通信の防諜を訴えている。前者は駅構内用で、1944年12月25日から1ヶ月間、後者は電車内用で、12月26日から6日間掲示されることになっていた。電車内用は、ほかにもいくつか作成されていた。なお、日程はあくまでも予定であったので、実際に掲示されたかど



図4 女子局員募集ポスター

23 前掲総務課周知係『昭和二十年度 事業周知勸奨用印刷物関係』。

24 同前。

25 同前。

26 日本宣伝協会については、中嶋晋平「アジア・太平洋戦争期における宣伝と広告業界—日本宣伝文化協会の活動を中心に—」（『日本マス・コミュニケーション学会・2014年度秋季研究発表会・研究論文』2014年11月8日）という研究がある。同論によると、1943年3月に日本宣伝文化協会が日本宣伝協会へと改称された。

うかは不明である。図5-2は電車内用としているので、東京や京阪神など電化された列車が走る都市圏<sup>27)</sup>を主な対象にしたポスターであった。

このように、戦争末期においても印刷物は発行されていた。ただ、それが実際に宣伝に使用されたかどうかは定かでない。通信院が計画通りに宣伝を行えていなかった状況を考えて、使用されなかった可能性もある。通信院としては、発行が続いている民間の新聞や雑誌を利用することで、何とか宣伝活動を続けていたというのが実情であろう。ただ、それも通信院の時代までで、通信院となってからは、直前に通信博物館の展示室も閉鎖となり、戦時中における宣伝活動は終わりを迎えた。



図5-1 通信防諜ポスター（駅構内用）



図5-2 通信防諜ポスター（電車内用）

#### 4 おわりに

本稿の最初に述べたように、戦争末期における通信官庁の宣伝活動は、通信博物館が宣伝を担っていた頃に比べれば規模も小さく、地味なものであった。通信院としては、通信博物館が行っていたように、様々なメディアを活用して宣伝を行いたかったのだが、縮小の一途をたどる戦争末期の日本社会の現実がそれを許さなかった。だからといって、通信事業そのものまで滞ることは避けなければならない。限られた宣伝活動のなかで、通信院は国民に通信事業の適切な利用、つまり通信職員の手を煩わすことのない程度での利用を求めた。そして、男性が戦場に動員されるなかで要員を確保するため、女性職員の獲得を目指した。

通信博物館による宣伝でも、国民に対して電力の節約や不要不急の電話の自粛などを求めている。一方で、軍事郵便の積極的な利用、貯蓄の奨励、公債の購入、大陸への通信事業の拡大、航空機器の発展、テレビの受像実験の公開などを押し出した宣伝も行われており、同じ戦時中ではあるものの、「自制」ばかりとなった戦争末期とは全く異なる状況であった。

通信院の幹部職員である鈴木恭一業務局長は、「通信は総力戦の血管」と述べていたが、そ

27 佐藤正樹『国鉄／JR列車編成の謎を解く 編成から見た鉄道の不思議と疑問』交通新聞社新書、2010年、25～28頁。

の「血管」を維持するために、総力戦の担い手たる国民の行動をひたすら抑制しようとする。逡信院による宣伝の内容は、当時の日本社会が限界に近づいていることを示していたといえる。そして、逡信院となり、宣伝活動が終わりを迎えて間もなく、その限界は終戦という形で現実のものとなったのである。

(ごとう やすゆき 専修大学文学部非常勤講師)

## 資料紹介

# 郵政博物館のエンタイヤ資料

近辻 喜一

## ① エンタイヤ資料

通信博物館（昭和39年より通信総合博物館、現郵政博物館）は、昭和49（1974）年から平成19（2007）年まで、計56号の『資料図録』を刊行し、毎回テーマを設定して同館収蔵の資料を紹介した。エンタイヤ<sup>①</sup>が紹介されたのは、郵便物の運送がテーマの、第17～29号の13回分である。

掲載エンタイヤの部分写真には、①種別、大きさ、貼付切手、②発信地（局）、③着信地（局）、④消印、日付などが注記される。この連載は、少数の郵趣家に注目されたが、エンタイヤ全体の画像を欠くために物足りなさが残った。延べ1,252点のエンタイヤが紹介されている。

通信総合博物館は、平成16年より18年にかけて、所蔵するエンタイヤを消印別に整理する作業を行った。エンタイヤ一点ごとに中性紙の封筒に入れ、その表面に、資料名、整理番号、年代、名称、内容、数量、整理年月日、備考を記入した。全部で3,789点にのぼるエンタイヤが25個の紙箱に収められ、一箱あたり150点ほどになる。

表1は、この整理された資料をもとに、筆者が整理番号順に消印と郵便局およびエンタイヤ数をまとめたもので、箱番号は消印の使用開始順に付番されていた。

## ② 暫定データベース化

### (1) 暫定データベース

郵政博物館は、「旧エンタイヤ資料・1」と名付けられた、この明治前期の郵便物群を収蔵する。郵趣家として本資料に着目した筆者は、このエンタイヤ資料すべてをExcelデータにまとめ、暫定のデータベースとした。その項目は、整理番号の枝番号（以下、#を付して表記）、差出人、受取人、日付書入、エンタイヤ、抹消印、差立印、到着印、中継印、差立日、備考の11項目である。例としてその一部を表2に掲げる。差出人、受取人などの項目では、読めない文字を■としてある。エンタイヤの項目では、封筒（郵趣用語はカバー）に貼ってある郵便切手の種類と枚数を示し、消印の項目では、外枠形状と局名・日付を、また赤字などで印色をそれぞれ示す。

さらに、注目すべきエンタイヤの整理番号枝番を赤字で強調した。たとえば、#1は明治5年の西京から防州山口あて竜切手貼カバー（図1-1）、#30は竜切手を貼った偽造カバー（図1-2）で、後者の備考欄には「愛知県公用通信封皮に竜百文切手を貼り、三島検査で消印したもの。切手・印類ともに本物」との筆者判断を付記した。

1 エンタイヤ (entire) とは、切手を貼り、消印されて実際に郵便で送られ、配達された郵便物を意味する郵趣用語。ステーションナリー (postal stationery) と総称される、官製の封筒、はがき、帯紙を含む。郵政博物館は「エンタイヤ」を使用するが、本稿では多くの郵趣家が好む「エンタイヤ」を使う。エンタと略されることもある。

箱番号	整理番号		点数	消 印	郵便局
		枝番号			
1	5311-1-1	1~13	13	不統一印：地名入検査済	西京ほか
1	5311-1-2	14~167	154	不統一印：その他	但馬豊岡ほか
2	5311-1-3	168~317	150	二重丸印：N <sub>1</sub> B <sub>1</sub>	東京
3	5311-1-3	318~467	150	二重丸印：N <sub>1</sub> B <sub>1</sub> 、KG	横浜、武蔵国～美濃国
4	5311-1-3	468~617	150	二重丸印：KG、N <sub>1</sub> B <sub>1</sub>	美濃国～若狭国、大阪
5	5311-1-3	618~802	185	二重丸印：N <sub>1</sub> B <sub>1</sub> 、KG	大阪、西京、神戸、近江国～豊前国
6	5311-1-4	803~952	150	記番印：イ	東京、横浜
7	5311-1-4	953~1102	150	記番印：イ～ヲ	武蔵国～尾張国
8	5311-1-4	1103~1252	150	記番印：ヲ～タ	尾張国～西京
9	5311-1-4	1253~1402	150	記番印：タ	西京
10	5311-1-4	1403~1552	150	記番印：タ	西京、山城国
11	5311-1-4	1553~1702	150	記番印：ツ、子	和泉国、大阪
12	5311-1-4	1703~1852	150	記番印：子	大阪
13	5311-1-4	1853~2002	150	記番印：子	大阪、神戸、摂津国
14	5311-1-4	2003~2152	150	記番印：ナ～ウ	近江国～信濃国
15	5311-1-4	2153~2302	150	記番印：ノ～メ	上野国～能登国
16	5311-1-4	2303~2452	150	記番印：ミ～イト	越中国～美作国
17	5311-1-4	2453~2602	150	記番印：イチ～イカ	備前国～紀伊国
18	5311-1-4	2603~2720	118	記番印：イカ～イコ	紀伊国～石狩国
19	5311-1-5	2721~2843	123	白抜記番：イー～イケー	東京、大阪、京都、神戸、岡山、長崎、箱館
20	5311-1-6	2844~2993	150	白抜十字	東京
21	5311-1-6	2994~3155	162	白抜十字	東京、名古屋、大坂、神戸ほか
22	5311-1-7	3156~3163	8	クツワ十字	横浜
22	5311-1-8	3164~3313	150	ツブレ印	東京
23	5311-1-8	3314~3446	133	ツブレ印	東京、大坂、京都、横浜ほか
23	5311-1-9	3447~3469	23	小型ボタ	大坂、京都、名古屋、横浜、高崎
24	5311-1-10	3470~3619	150	大型ボタ	東京、大坂
25	5311-1-10	3620~3789	170	大型ボタ	大坂、横浜、京都、神戸、長崎、函館ほか
計			3,789		

注 二重丸日付印を構成する基本的な因子に、「局名」「月」「日」「国名」「郡名」「年号」等があり、二重丸の内円の「局名」、外円の「月」「日」はどの二重丸印にも共通して入っている。これを除く他の因子を、それぞれ記号で、国名→K、郡名→G、年号→N、便号→Bと分類し、さらに年号は、「明治七」のように明治の入ったものをN<sub>1</sub>、「八年」のように年の文字のみ入ったものをN<sub>2</sub>、数字のみが入ったものをN<sub>3</sub>と細分、便号は午前・午後と漢字表記したものをB<sub>1</sub>、い・ろ・はのように平仮名表記のものをB<sub>2</sub>、イ・ロ・ハのようにカタカナ表記のものをB<sub>3</sub>と細分している。N<sub>1</sub>B<sub>1</sub>とは、基本の3因子に「明治」表記のある年号と午前・午後表記の便号を加えた5因子、KGは国名と郡名を加えた5因子で構成された二重丸印を示す。

表1 エンタイヤ資料総括表

## (2) 消印別エンタイヤ

表3は、本資料について、消印別にエンタイヤ種別ごとの点数を集計したものである。エンタイヤで多いのは二つ折はがき、消印で多いのは記番印で、それぞれ資料全体の過半を占める。

郵便種別	差出人	受取人	日付書入	エンタイヤ	抹消印	差立印	到着印	中継印	差立日	備考
1	西京 岡松徳兵衛	防州山口 寺田弥平・岡松亦三郎	八月五日、實濟	電二百文×2	<input type="checkbox"/> 西京検査済	<input type="checkbox"/> 壬申八月五日/西京郵便役所	なし	なし	M5.8.5	200里
2	御池六軒町 水野逸作	大津新建 三宅順助	郵便、五月十八日出	電百文	<input type="checkbox"/> 西京検査済	改十八日七時発	なし	なし	M4.5.18	明治4年のエンタイヤ。五月十八日日出の書入、不明箱印あり
3	浜松二ノ 岩井政士郎	日坂宿 伊藤文七	郵便、九月廿九日午後発	和紙1錢×2	<input type="checkbox"/> 浜松検査済	なし	なし	なし	M5.9.29	25里×2倍重量? 榛原製紙封筒(電信柱)
4	岐阜県庁	中島郡小坂原 日比子左衛門	なし	和紙1錢	<input type="checkbox"/> 岐阜検査済	<input type="checkbox"/> 癸酉九月四日/岐阜郵便役所	<input type="checkbox"/> 竹ヶ島郵便取扱所印	なし	M6.9.4	明治6年の地方管内官民往復郵便。横寄郵便所より別配達の手入
5	四日市 山中浜店	名古屋大船町 廻船会社	五月三十一日発ス	紅押1錢はがき(口)	<input type="checkbox"/> 四日市検査済	<input type="checkbox"/> 五月三十一日/四日市郵便役所	なし	なし	M7.5.31	紅押はがきの不統一印は希少
6	四日市 山中浜店	東京南新堀 井筒屋利兵衛	なし	脇つき1錢はがき(イ)	<input type="checkbox"/> 四日市検査済	<input type="checkbox"/> 三月二日/四日市郵便役所	なし	なし	M7.3.2	脇つきはがきの不統一印は希少
7	川崎屋権七	いせ上野 平松庄七郎	なし	二つ折1錢はがき(ト)	<input type="checkbox"/> 四日市検査済	<input type="checkbox"/> 伊勢四日市9.2郵便役所	なし	なし	M7.9.2	上野KKGの最初期使用。上野KKGの郡名・安芸は奄芸の誤り
8	勢州四日市 新浜屋紋十郎	尾州竹ヶはな 米屋嘉平	十月十五日出	二つ折1錢はがき(ト)	<input type="checkbox"/> 四日市検査済	<input type="checkbox"/> 伊勢四日市10.15郵便役所	なし	なし	M7.10.15	
9	四日市 川権	いせ上の 平松庄七郎	なし	二つ折1錢はがき(リ)	<input type="checkbox"/> 四日市検査済	<input type="checkbox"/> 伊勢四日市10.26郵便役所	なし	なし	M7.10.26	上野KKGの郡名・安芸は奄芸の誤り
10	四日市 川崎屋権七	いせ上野 平松庄七郎	十月三十一日	二つ折1錢はがき(ワ)	<input type="checkbox"/> 四日市検査済	<input type="checkbox"/> 伊勢四日市10.31郵便役所	なし	なし	M7.10.31	神戸KKGの日活字は黒種。上野KKGの郡名・安芸は奄芸の誤り
11	川権	伊勢上の宿 平松庄七郎	十一月六日	二つ折1錢はがき(ル)	<input type="checkbox"/> 四日市検査済	<input type="checkbox"/> 伊勢四日市11.6郵便役所	なし	なし	M7.11.6	四日市検査済の最後期使用。上野KKGの郡名・安芸は奄芸の誤り
12	イマツ 井上宇兵衛	西京二条室町角 船田弥助	なし	脇つき1錢はがき(イ)	<input type="checkbox"/> 今津検査済	<input type="checkbox"/> 七月廿七日指立/西近江今津郵便所	なし	なし	M7.7.27	旧蔵者のメモあり
13	東海道浜松駅ヨリ 当人	西京柳馬場三条梶屋町 嶋基右衛門	十一月廿六日夜認、七日朝出	二つ折1錢はがき(ワ)	<input type="checkbox"/> 見付検査済	<input type="checkbox"/> 通江見附11.27郵便役所	なし	なし	M7.11.27	改早附駅ヨリ出の書入。見付検査済は読めないが、最後期使用である。はがき第二面に通信文あり。
14	但馬豊岡寺町 郎	宮崎屋由三 大坂がん京寺前 和泉屋清兵衛	西八月十五日	和紙黄2錢	<input type="checkbox"/> 但馬豊岡検査済	<input type="checkbox"/> 明治六年八月十六日/豊岡郵便役所	なし	なし	M6.8.16	
15	豊岡県物産掛	村岡 生糸改会社	なし	和紙黄2錢	<input type="checkbox"/> 但馬豊岡検査済	<input type="checkbox"/> 明治六年九月十三日/豊岡郵便役所	なし	なし	M6.9.13	明治6年の地方管内官民往復郵便、ラッパ一(32列)。村岡郵便局の開設はM5.7.1
16	奈良南城戸町 細川六三郎	和州高田 松村喜重郎	三月八日出	和紙黄2錢	<input type="checkbox"/> 奈良検査済	<input type="checkbox"/> 奈良郵便役所/八日	なし	なし	M7.3.8	差立印は黒と赤の二色印
17	柏木村 大倉直市郎	吉野郡上市村 横谷佐平	十一月三日出	和紙黄2錢	<input type="checkbox"/> 奈良検査済	<input type="checkbox"/> 奈良郵便役所/三日	なし	なし	M6.11.3	差立印は黒と赤の二色印。柏木郵便局の開設はM10.8.-
18	郡山陸運社 岡村	大坂南久太郎町二而 取締佐倉氏	四月五日	和紙朱2錢	<input type="checkbox"/> 検査済	<input type="checkbox"/> 五日	なし	なし	M6.4.5	均一料金制5日目のエンタイヤ。大阪N1B1印の極初期使用
19	近江国蒲生郡上之上村 内敬直	平 武州青梅森下町 近江屋武右衛門	明治七年十一月九日出	和紙黄2錢	<input type="checkbox"/> 川守検査済	<input type="checkbox"/> 川守郵便取扱所	なし	なし	M7.11.9	○東京7.11.13夕、武蔵八王子
20	小浜二而 龜太郎	伏水南浜町 大島源三郎	なし	二つ折1錢はがき(ト)	<input type="checkbox"/> 小浜検査済	<input type="checkbox"/> 十一月廿七日/若狭国小浜港郵便役所	なし	なし	M7.11.28朝、中	○西京7.11.28日
21	伏水 大村市郎右衛門	大坂博野町式丁目 小西和三郎	十一月廿五日午後六時発	二つ折1錢はがき(ハ)	<input type="checkbox"/> 伏水検査済	<input type="checkbox"/> 伏水7.11.25午後	なし	なし	M7.11.25	伏水検査済の最後期使用。第二号/物産運輸荷扱伏水通運会社大村市郎右衛門の店判あり。
22	尾道魚久二ノ 西村	西京麗ヶ井高辻上ル 西村市左衛門	十一月十四日午後三時認	二つ折1錢はがき(ワ)	<input type="checkbox"/> 尾道検査済	<input type="checkbox"/> 備後尾道郵便役所印	なし	なし	M7.11.14	抹消印・差立印とも最後期使用。はがき第三面に貼紙あり。
23	江州八まん 深尾文兵衛	西京五条八角小路西へ入 の村清太郎	なし	二つ折1錢はがき(ホ)	<input type="checkbox"/> 八幡検査済	<input type="checkbox"/> 近江/八幡郵便役所、廿四日発	なし	なし	M7.11.24	抹消印・差立印とも最後期使用
24	上州桐生宮東 小川清太郎	東京浅草黒船町 藤田屋徳之助	九月七日	二つ折1錢はがき(ハ)	<input type="checkbox"/> 桐生検査済	<input type="checkbox"/> 桐生郵便役所/九月八日	なし	なし	M7.9.8	旧蔵者の消印あり
25	大津坂本丁 北邸瀬平	西京 北邸芳太郎	なし	二つ折1錢はがき(ホ)	<input type="checkbox"/> 大津検査済	<input type="checkbox"/> 明治七年六月/大津郵便役所	なし	なし	M7.7.6	はがき第一面に複数の切抜あり

郵便番号	差出人	受取人	日付書入	エンタイヤ	抹消印	差立印	到着印	中継印	差立日	備考
26	下関 河村安兵衛	京都三条通り東洞院西江入組辻 伊兵衛	第七月九日	二つ折1銭はがき(ハ)	馬関改済	〇二等/馬関郵便役所、 □九日	〇西京7.7.14夕	〇大阪7.7.14午前	M7.7.9	
27	馬関 外屋平三郎	兵庫磯野丁 柏木庄兵衛	第十一月十八日	二つ折1銭はがき(カ)	馬関改済	〇二等/馬関郵便役所、 □十八日	〇神戸7.11.22朝	なし	M7.11.18	到着日時の書入あり
28	下之関 佐の屋能次郎	石州瀧摩郡宅野村 藤間太郎右衛門	第三月一日出	和紙黄2銭、和紙1銭	馬関改済	〇二等/馬関郵便役所、 □二日	□大森検	なし	M7.3.2	持込税。三百文御差替下駄の到着局書入
29	茨城県水戸下市 加藤	(東京)牛込中町 海東郡津島村 浄光寺	第十二月廿六日発ス 八月廿五日前十時発	和紙黄2銭 偽造品	□検	□水戸郵便役所	なし	なし	M6.12.26	封筒上下ともカット 愛知県公用通信封皮に菊百文切手を貼り、三島検 査で消印したもの。切手・印類ともに本物。
30	愛知県第一課				—	—	—	—	—	
31	南宇佐村 時村重明	小倉木船場ニ子 藤田義寛	八年五月六日午後四時	黄2銭書形封皮(イ)	□宇佐検査	□豊前国宇佐郵便局	なし	なし	M8.5.6	
32	同県竹田 御牧国人	大分県府内竹町二而 一丸伍平	三月一日郵便	和紙朱2銭	□岡検査	〇岡/郵便役所	なし	なし	M7.3.1	
33	高野山 金光院	東京芝山内八軒寺町 玉泉院	明治七年八月...	和紙半銭×4	□紀州高野山検査	□紀州高野山/郵便取 扱所	〇東京7.8.14日中	〇大阪7.8.10朝	M7.8.-	東京の川支延着印あり
34	広島■■町 山田屋八十吉	大坂南久宝町三丁目 西川伊兵衛	六月廿七日発	和紙1銭×2	□広島検査	〇安芸国郵便役所/広 島、廿九日発立	なし	なし	M7.6.29	

表2 旧エンタイヤ資料・1① 5311-1-1 ( #1 ~ #13)、5311-1-2 ( #14 ~ #34)



図1-1 #1 本物の電力カバ



図1-2 #30 偽物の電力カバ

エンタイヤ	不統一印	二重丸印	記番印	白抜記番	白抜十字	クツワ十字	ツブレ印	小型ボタ	大型ボタ	計
カバー	50	18	24	4	6	1	4		37	144
竜切手	3		1							4
桜切手	46	8	22	3	5	1	2			87
小判切手	1	8	1	1	1		2		37	51
切手なし		2								2
封皮	2	13	12	3	6		1	1	5	43
手彫	2	9	11	2	6			1		31
小判		4	1	1			1		5	12
帯紙		3	1	1	3				8	16
書留新聞紙		3	1							4
新聞帯紙				1	3					4
定時印刷物									8	8
二つ折はがき	102	495	1,352	61	82	1	228		6	2,327
紅枠半銭		2								2
紅枠1銭	1	3								4
脇つき半銭		12	4				2			18
脇つき1銭	8	19	5	1						33
脇なし半銭		44	37	19	39	1	76		2	218
脇なし1銭	93	415	1,306	41	43		150		4	2,052
小型はがき	11	36	522	54	124	6	45		1	799
半銭カナ			2	6	24					32
1銭カナ	2		44	3	7		3			59
半銭		4	8	5	76		1			94
1銭	9	32	468	40	17	6	41		1	614
小判はがき		69	5	1	90		3	22	262	452
5厘		25	3		79		1	18	93	219
1銭		41	2	1	11		2	4	154	215
往復		3							15	18
計	165	634	1,916	124	311	8	281	23	319	3,781

表3 消印別エンタイヤ

### 3 明治前期の郵便印

本稿では、これまで消印という言葉を使ってきたが、これからは郵便印という郵趣用語を使う。郵便印とは、発着逋送の間、郵便物に押捺される官有の印で、その機能により抹消印と証示印とに大別される。前者は、郵便切手を消して再使用を防ぎ、後者は取扱った郵便局所とその日付を証明するものである。証示印は日付印とも呼ばれる。

以下、使用された順にしたがって、抹消印を簡単に紹介する。

#### (1) 不統一印

郵便創業の明治4年3月から使われた。全国の郵便取扱役（郵便局長の旧称）がそれぞれ地元の印判屋に作らせたため、その形態は千差万別で、昔から郵趣家に絶大な人気がある<sup>(2)</sup>。

#### (2) 二重丸印

明治6年4月、三府五港の郵便役所が使いはじめてから明治21年8月まで、全国の郵便局で使

2 中川長一は、昭和41年に『初期消印集成』（郵趣研究室発行）を発表し、1,247局、約2,380個の印影とそれに関するデータを詳細に記録した。

われた<sup>(3)</sup>。日付などの入る外円と、地名（局名）が彫られた内円から構成されるため、この名がつけられた。外円部の要素を組み合わせた分類法が一般的である<sup>(4)</sup>。

### (3) 記番印

明治7年12月から、全国の郵便局で使われた抹消専用印。国名を示すカナ記号と郵便局に対応する番号から構成され、カナのイは武蔵国で、最終のイアは対馬国である。およそ2,000にのぼる交付局のうち、約1,300局の記番号が確定している<sup>(5)</sup>。

### (4) 白抜記番印

明治8年1月から、東京本局で使いはじめ、ほかの6局がつづいた。記番印を小型にし、記号番号のみを白抜きとしたもの。二重丸印類の外側に取り付けられた二連印で、一度に抹消と証示ができて能率的である。以下の印もすべてこの二連印の構造である。

### (5) 白抜十字印

白抜記番印につづいて、14の一等局で使われた。

### (6) クツワ十字印

明治8年10月から横浜でのみ使われた、白抜きではない印である。

### (7) ツブレ印

白抜記番印や白抜十字印はすぐに摩滅し、黒くつぶれた印が多くみられる。

### (8) 小型ボタ印

明治14年4月から、東京本局を除く13の一等局で使われた。局により異なるローマ字や片仮名など一文字が陰刻される。

### (9) 大型ボタ印

明治14年9月から21年8月まで、一等局および駅逋局（通信省）より局長が派遣された二等局で順次使われた。円形の小型ボタ印を楕円形に大型化したもので、同じく局名をあらわす頭字が白抜きで彫られる。使用局は全部で63あり、魅力的な収集対象である。

## 4 郵便切手および葉書類

エンタイヤを区分する、封筒に貼られた切手と葉書類を簡単に説明する<sup>(6)</sup>。

- 
- 3 天野安治『二重丸型日付印詳説』郵趣研究室、1956年は、今も二重丸印についての基本文献で、1975年に複製された。
  - 4 中川長一は戦時中、二重丸型日付印の分類法を発表した。N<sub>1</sub>B<sub>1</sub>、KGなどローマ字で表記する。
  - 5 阿部昭夫『記番印の研究—近代郵便の形成過程—』名著出版、1994年。
  - 6 毎年発行の郵便切手商協同組合編『日本切手カタログ』は、日本で発行された切手、葉書類について、図版、発行年月日、切手番号、額面、評価などを記載する。ほかに、日本郵趣協会発行の『さくら日本切手カタログ』がある。

### (1) 郵便切手

当時、郵便局で売られていた郵便切手は、竜切手（明治4年発行）、桜切手（明治5年発行）、小判切手（明治9年発行）の3シリーズに分類される。

### (2) 郵便封皮

郵便料額印面の印刷された封筒で、手彫封皮（明治6年発行）と小判封皮（明治10年発行）がある。切手つき封筒（stamped envelope）とも呼ばれる。

### (3) 郵便帯紙

定期刊行物用の官製帯紙で、書留新聞紙（明治5年発行）、新聞帯紙（明治8年発行）、定時刊行物（明治17年発行）がある。

### (4) 郵便はがき

二つ折はがきはカナ入りで、紅枠はがき（明治6年発行）、脇つきはがき（明治7年発売）、脇なしはがき（明治7年発売）の順に発行・発売された。小型はがき（明治8年発行）はカナ入りとカナなしがある。小判はがきには、普通はがき（明治9年発行）と往復はがき（明治18年発行）がある。

## 5 中田実コレクション

日本の郵趣は大正時代に始まり、百年の歴史と蓄積を有する趣味である。大正3年に郵楽会（木村梅次郎会長）は、機関誌『郵楽』を創刊する<sup>(7)</sup>。中田実（1877-1946）は、日本のステーションナリーの研究に没頭し、特に二つ折はがきの第二面に活版印刷された規則文字をおもな研究分野とした。没後、そのコレクションは子息の中田益実により逓信博物館に寄贈され、本エンタイヤ資料の半数を構成している。

残りの葉書類やカバーは、それ以前に収蔵されていたものと思われ、郵便博物館<sup>(8)</sup>や見本参考品などのラベルを貼付したエンタイヤが散見される（図2）。



図2 #1323 郵便博物館ラベルつき葉書

7 富岡昭『日本郵趣百年史』全日本郵趣連盟。戦前・戦中編（1969）、戦後編（1970）は、明治4年（1871）以降の日本の郵趣の歩みを編年体で記述し、著名郵趣家のプロフィールを紹介する。

8 郵便博物館は明治35年6月に創設され、明治43年4月に逓信博物館と改称された。

## 6 郵趣的に注目されるエンタイヤ

「旧エンタイヤ資料・1」のなかから、郵趣家が欲しがらるエンタイヤを紹介する。

### (1) 竜切手貼カバー

全部で4点ある。図3-1は、郵便創業の明治4年に西京（京都）から隣局の大津へ届けられた竜100文貼りの封筒である。図3-2は、明治5年の西京から周防山口あての竜200文2枚貼り封筒。西京・山口間は200里以下。図3-3は、明治8年の石見国川本より同国大森町あて竜1銭2枚貼り記番印つき封筒。明治6年以降の均一料金。図3-4は、明治5年の東京から河内国出雲井村あての竜5銭貼り封筒。200里以下の書状料金に持込税1銭を加算。



図3-1 #2 竜100文カバー

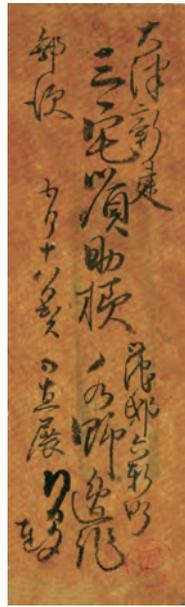


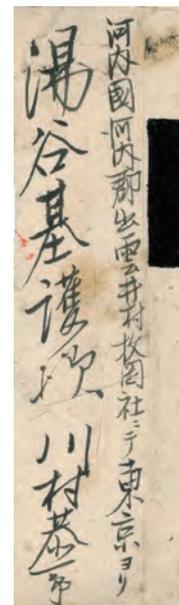
図3-2 #1 竜200文カバー



図3-3 #2387 竜1銭カバー



図3-4 #40 竜5銭カバー



(2) 桜切手貼カバー

図3-5は、明治9年の豊後国から豊前国あて洋紙桜10銭（口）貼り書留書状。書留料金8銭。配達の中津局は、別仕立料金「七銭」を受取人から現金で徴収。

(3) 手彫封皮

図3-6は、明治13年の武蔵国本庄から浦和あて手彫4銭封皮。別配達料2銭。差出人は本庄局長の諸井泉衛。

(4) 書留新聞紙

図3-7は、明治7年の東京府内便の書留新聞紙。新聞2部を送った帯紙は新発見。

(5) 紅枠はがき

図3-8は、明治7年の伊勢国四日市から名古屋あて紅枠1銭はがき。不統一印消は稀品。

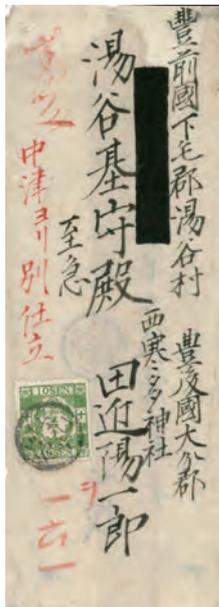


図3-5 #2694 桜10銭カバー



図3-6 #393 手彫4銭封皮



図3-7 #296 書留新聞紙

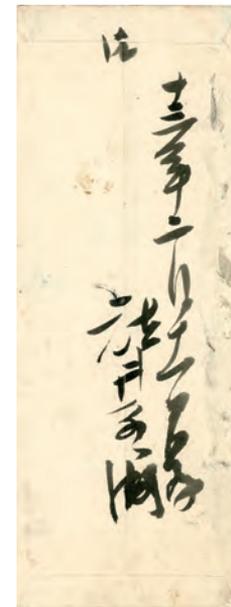


図3-8 #5 紅枠1銭はがき

## 7 エンタイヤ資料を使った分析例

表4は、記番印エンタイヤについて、国別の差立て数と宛て先ごとの内訳を集計したものである。前者の数値は実際の差立て数を反映していないが<sup>9)</sup>、後者の国ごとの傾向には信頼がかけられる。東日本は東京あて、西日本は京都・大阪あてが圧倒的に多いことがわかる。東西日本の境界は、東京あてと京阪あてとが拮抗する、越後と駿河・遠江を結ぶ線になる。なお、エンタイヤの大半を占める葉書は、ほとんどが商用のものである。

	記号	国名	点数	東京	大阪	京都	国内	
東海道	イ	武蔵	44	18	1	18	6	
	ロ	上総	2	1			0	
	ハ	下総	13	13			0	
	ニ	常陸	11	6			2	
	ホ	安房	0				0	
	ヘ	相模	20	13	1	1	0	
	ト	伊豆	3	2			0	
	チ	甲斐	13	6			2	
	リ	駿河	21	5	3	3	1	
	ヌ	遠江	10	3	1	2	1	
	ル	三河	20	2	4	2	2	
	ヲ	尾張	65	11	10	11	7	
	ワ	志摩	1				0	
	カ	伊勢	39	3	14	3	3	
ヨ	伊賀	4		2		1		
畿内	タ	山城	44	0	30	8	1	
	レ	大和	64	3	36	16	6	
	ソ	河内	6		3	2	0	
	ツ	和泉	42	0	28	4	0	
東山道	子	摂津	27	6	13	3	2	
	ナ	近江	95	1	21	51	15	
	ラ	美濃	30	0	7	7	3	
	ム	飛騨	0				0	
	ウ	信濃	26	5			8	
	ノ	上野	39	15	2	11	4	
	ク	下野	25	18	1	2	1	
	ヤ	磐城	8	3			3	
	マ	岩代	18	9	3		0	
	ケ	羽前	6	1	1	1	0	
	フ	羽後	1				0	
	コ	陸前	10	2			3	
	テ	陸中	4	1			1	
	ア	陸奥	2	2			0	
北陸道	サ	若狭	6			4	0	
	キ	越前	22	0	10	6	0	
	ユ	加賀	10		5	3	2	
	メ	能登	1			1	0	
	ミ	越中	14		8	4	0	
シ	越後	21	8	5	3	2		
エ	佐渡	0				0		
山陰道	ヒ	丹波	22	1	5	13	1	
	モ	丹後	3		2		0	
	セ	但馬	3		1	2	0	
	ス	因幡	5		2	2	0	
	イロ	伯耆	6		3	1	0	
	イハ	出雲	6		5		1	
	イニ	石見	5	1	1		1	
	イホ	隠岐	0				0	
	山陽道	イハ	播磨	56	0	42	11	1
		イト	美作	5		3	2	0
		イチ	備前	20	1	16	2	0
		イリ	備中	6		5		0
		イヌ	備後	24	3	12	8	1
		イル	安芸	18		15	3	0
イヲ		周防	10		10		0	
イワ	長門	9		6	1	0		
南海道	イカ	紀伊	91	1	68	3	12	
	イヨ	淡路	5		3		1	
	イタ	阿波	4		2		0	
	イレ	讃岐	18		13	4	0	
	イソ	伊予	11		7	2	2	
西海道	イツ	土佐	4				4	
	イ子	筑前	6		3	3	0	
	イナ	筑後	2			1	0	
	イラ	豊前	12	1	8	2	1	
	イム	豊後	6		3	1	1	
	イウ	肥前	12		5		5	
	イノ	肥後	6	1	4	1	0	
	イク	日向	5		5		0	
	イヤ	大隅	0				0	
	イマ	薩摩	1		1		0	
北海道	イケ	渡島	1				0	
	イフ	胆振	0				0	
	イコ	石狩	1				0	
	イテ	後志	0				0	
島嶼	イア	対馬	0				0	
	ー	壱岐	0				0	
計			1,170	166	459	228	107	

※三府発の郵便物をのぞく。

表4 記番印エンタイヤの国別あて先数

9 『逓信局第七次年報（明治十年度）』の「本局外六局及ヒ諸管轄内郵便物差立区分表」は、本局ほか府県別の年間差立て数を載せる。

## 8 付記

この暫定データベースにエンタイヤの画像を追加すれば完成である。本データベースが、近い将来、郵政博物館のデータベースに取り込まれ、公開される日を心待ちにしている。

なお筆者は、本エンタイヤ資料を使って、郵趣誌に以下の論文を発表した。

近辻喜一「大阪の川支延着印」『IZUMI』第365号、2016年9月1日

近辻喜一「東京発西京・大阪行き郵便」『IZUMI』第366号、2016年12月1日

近辻喜一「横浜発東京行き郵便」『最近の情報 (154)』、2016年12月20日

近辻喜一「明治8年の東京」『IZUMI』第367号、2017年3月1日

近辻喜一「横浜発東京行き郵便 (続き)」『最近の情報 (157)』、2017年3月20日

近辻喜一「近江発京都市行き郵便」『IZUMI』第368号、2017年6月18日

近辻喜一「横浜夜便」『最近の情報 (160)』、2017年6月20日

近辻喜一「紀伊国の記番印」『最近の情報 (162)』、2017年8月20日

近辻喜一「記番印のイロハ」『The Philatelist Magazine』Vol. 17、2017年12月15日

(ちかつじ きいち 郵便史研究会会長)

## 資料紹介

## 郵便差出箱1号規格改正の経緯

倉地 伸枝

## ① はじめに

明治改元150年を迎えた2018年には、明治時代を振り返る企画が全国的に行われた。郵政博物館でも展覧会やシンポジウム、本誌の特集記事を通じて明治の姿に迫ろうと試みている。とはいえ、2019年5月には新元号の施行が決定されており、明治はまたひとつ遠い時代になろうとしている。

今から約50年前にも、新聞各紙で「明治をいよいよ遠くする」「また一つ『明治』が消える」と報じられた出来事があった。郵便差出箱1号の規格改正により円柱状ポストの生産が中止され、角柱状へと切り替えられたことである。今日ではいわゆる昭和レトロのアイコンのひとつとして懐古的な愛好の対象となっている円柱状ポストだが、その昭和を生きた人々はそこに明治らしさを感じていたらしい。

郵政省が郵便差出箱1号の規格改正を発表した1970年11月5日の報道資料は、「郵便のシンボルとして長い間親しまれてきた円柱型の一号ポスト」について、「原型<sup>①</sup>が明治四十一年に出来たもので、以来六十年間にわたって、ご利用いただいている」とその歴史性を強調している。11月6日の読売新聞も、1号の「原型が、それまでの木製ポストに代わってお目見えしたのは、明治四十一年」、その廃止で「また一つ『明治』が消える」と報じた。12月3日の毎日新聞もまた、「明治以来ポストの標準型だった『第一号』の丸型ポストが姿を消す」ことが、「明治をいよいよ遠くする」と表現した。これらの記事は円柱状ポストの生産中止に、明治からの歴史の断絶を見出しているのである。

そう考えると、1970年の1号規格改正は単にポストの見た目を変えただけでなく、明治にさかのぼる郵便事業史に一つの画期をなすものであったといえるのではないか。奇しくも同年は郵便創業百年の前年にあたる。1号のデザインの刷新は、郵便第二世紀の到来を告げる象徴的な出来事としても位置づけられよう。

本稿では、郵政博物館資料センターに保管される資料のうち、未整理のため資料登録がなされていない文書ファイル「郵便差出箱(一号丸型 角型) (3) 昭和49年度まで」<sup>②</sup>【図1】を用いて、郵便差出箱1号の規格改正がなぜ、どのような経緯で行われたのかを紹介する。



図1 文書ファイル「郵便差出箱(一号丸型 角型) (3) 昭和49年度まで」

1 ここていう「原型」とは1908年に実用導入された初の鑄鉄製丸型ポストで、当館がその差入口の形状から「回転式ポスト」と呼称しているものである。詳細は、井上卓朗「最初の公式鑄鉄製赤色円筒形郵便柱箱一回転式ポストとその改良について」『郵政博物館 研究紀要』第7号、2016年、76-88頁を参照。

なお、本ファイルに含まれる資料には資料名や整理番号が付されていないため、資料そのものに記載された件名や文書の起案・決済番号、図面の図番等を明記し、今後の調査研究において識別が可能となるようにした。なお、本稿掲載の写真はすべて筆者が2018年12月から2019年1月にかけて撮影したものである。図案・図面類はすべて上記文書ファイルに含まれ、ポストも街頭で撮影した【図17】を除き、当館資料センターに収蔵される。

## 2 郵便差出箱1号の概要

差出人が郵便物を投函するための箱は、一般に郵便ポスト、あるいは単にポストと呼ばれるが、その正式名称は「郵便差出箱」である。この名称は戦後「郵便取扱規程」(公達第323号、1947年12月29日)で定められ、今日まで引き継がれている。本稿で問題にする郵便差出箱1号はこの名称の制定後間もない1949年に導入され、その当初の円柱状モデルは今日一般に丸型ポスト、あるいは丸ポストと呼ばれて観光地などで親しまれるものである【図2】。

「郵便差出箱」の名称が誕生して初めて登場した「1号」に続いて、ポストは2号、3号と次々に導入された。ここで留意したいのは、号数の大きいポストがそれ以前のものに替わる上位モデルではないということである。壁にかける「掛箱」タイプの2号(1951年)や5号(1956年)、初の鋼板製角型<sup>(3)</sup>で、収容郵便物数の多い3号(1951年)【図3】、速達郵便専用の4号(1956年)、配達用郵便物を一時保管できる6号(1959年)、宛先別に2つの差入口を設けた7号(1961年)と8号(1966年)は、それぞれ郵便の多様な利用状況にあわせて開発されたものである。このため、2号の導入に伴って1号が廃止されるということはなく、設置場所ごとの用途に応じてさまざまなポストが同時的に用いられていた。

これに対して、1970年の郵便差出箱1号の規格改正は事情が異なる。前述のように、1949年に導入された郵便差出箱1号は当初円柱状であった。しかしこれが次章で述べる理由により生産中止を余儀なくされ、1号としてこれに代わるものを新たに開発する必要が生じた。そして第3章で述べる経緯により、最終的に角柱状のもの【図4】が開発されて、順次円柱状のものと取り替えられていった。この点において、異なる役割を担うために共存して



図2 郵便差出箱1号丸型(1949年導入)、浮出文字「昭33 [1958年] 吉村製」



図3 郵便差出箱3号(1951年導入)、銘板「埼玉県川口市 株式会社昭和製作所 昭和□年□月製」(※□は判読不能)

- 2 当館にはこのようなバルキファイルが20冊以上保管されているが、いずれも用品研究所(註21参照)からファイルごと譲り受けたものである。なお、「郵便差出箱(一号)・根石」とラベリングされたファイルについては井上卓朗氏の先行研究「戦後初の新規格郵便ポスト『1号丸型』の試作から完成まで一謎のレターポストの解明―」、『郵政博物館 研究紀要』第6号、2015年、76-89頁がある。
- 3 1号角型を「角型ポストの初代」と誤って記載している書籍(『郵便をゆく』、イカロス出版株式会社、2015年、99頁)もあるが、初の鋼板製角型は「郵便差出箱1号角型」(1970年)ではなく「郵便差出箱3号」(1951年)。1号という規格自体は3号に先行するが、規格改正により1号が角型となったのは3号の導入より20年後である。

いた2～8号とは異なる。

このように、この新しい角柱状のポストは従来の円柱状とは見た目が大きく異なるものの、同じ1号の規格変更であるという理由から新しい号数を与えられることはなかった。その代わりに1970年11月26日の公達第64号は、形状の違う両者を区別するために新規の角柱状を「郵便差出箱一号角型」と名付け、これまで単に「郵便差出箱一号」と呼ばれていた円柱状のものを「郵便差出箱一号丸型」という名称に改めた<sup>(4)</sup>。

### 3 郵便差出箱1号規格改正の理由

およそ20年にわたり円柱状の規格で生産が続けられていた郵便差出箱1号が、なぜ1970年になって角柱状へと切り替えられたのか。その理由は1975年に通信博物館が発行した『資料図録』第3号（2頁）に早くも略述されているが、当該文書ファイルの資料には当時の状況がより詳細に記録されている。

それによると、まず1号のデザインが円柱状から角柱状へと切り替えられた第1の理由として、前者が街の景観と調和していないとする意見があったことが挙げられる。郵務局施設課は1号ポストの規格改正を提案する1970年4月13日の打合せ資料<sup>(5)</sup>において、「今の規格が古めかしく近代化された街並みにマッチしないという批評もある。」と述べている。ここで想定される「批評」の出典は明らかではないが、時代をさかのぼった1954年には、すでにインダストリアル・デザイナー協会理事の柳宗理（1915-2011年）が丸型ポストについて「あのデンとした赤いポストは、およそ何十年という長い間、相変わらずその重々しい姿を街にさらして来ました。しかし、世もスマートを賛美する時代、野暮くさいままでのポストに代わって、写真のようなモダンなもの〔郵便差出箱3号【図3】、筆者註〕が現れてきました。」<sup>(6)</sup>と評している。戦後日本の工業デザインを牽引してきた柳が手厳しくも「野暮くさい」と断じたことは、その後の丸型ポストに対する評価をある程度方向づけたかもしれない。時代は下るものの、上述の打合せ文書の「批評」はこの柳発言の延長にあるものを念頭に置いていたと推測される。

しかし、1号の規格改正を迫る決定打となったのはこのような美観上の理由ではなかった。1970年頃の複数の文書が指摘しているのは、当時1号ポストの製造を引き受ける業者が減った



図4 郵便差出箱1号角型（1970年導入）、銘板「東京都千代田区 財団法人郵政弘済会 納入年月日 昭和46〔1971〕年12月」

4 ただし、青色塗装が特徴的な速達専用の郵便差出箱4号は、鋳鉄製丸型（1956年）、鋳鉄製角型（1960年）、銅板製角型（1965年）と変遷しているにもかかわらず、正式名称は形状に拠らず単に「4号」とされている（郵政省通信博物館『資料図録』第3号、1975年、3頁）。

5 「郵便差出箱第1号の規格改正について 45.3 郵施」。詳細は註23を参照。

6 「街にみるデザイン」（『読売新聞』、1954年7月3日）なお、同記事では3号についてもデザイン上の諸問題を指摘しているが、「しかし、これでも汚らしいものだらけの日本の街の中では、まあ及第といえるデザインでしょう。」と結んでいる。

また、初の角柱状ポストが当時の人々にモダンな印象を与えたことは、星名氏の次の述懐にも読み取ることができる。「もう半世紀近く前になるが、私のはじめて角型ポストを街でみたとき、とても新鮮に映ったことを覚えている。まだまだ、のんびりとした時代で、道路に都電がゴトゴトと走る変化の少ない街並みのなかに、真新しい真っ赤な角型ポストが来た。それだけで街がとてもモダンになったみたいと感じ、家族のあいだで、ちょっとした話題(ニュース)になったような気がする」（星名定雄「郵便ポストの変遷について」『郵便史研究』第25号、2008年、44頁）。

ため、もはや必要な数量を調達できないという差し迫った状況である<sup>(7)</sup>。

どうして1号の受注業者が減ったのだろうか。資料が示す主な理由には、郵政省の発注状況に起因するものと、これを製造していた鋳物業界全体の動向に起因するものの2つがある。

まず1号の発注については、1966年に一度0個にまで落ち込んだものが、その数年後に激増するという不安定な状況<sup>(8)</sup>が報告されている。なぜ1960年代半ばに発注数が減ったのか。郵務局が作成した4月13日の打合せ資料<sup>(9)</sup>は、その理由を1962年の7号ポスト、1966年の8号ポスト導入に見ている。これらは宛先別に2つの差入口をもつポストで、区分作業の能率向上を図るため都市部で採用された。これらはしばしば従来の1号ポストとの交換で設置されたため、引き抜かれた1号が需要のある他の場所で再利用され、その新規発注の必要がなくなったのである<sup>(10)</sup>。その後、方面別への切り換えが完了したためか、1号の調達数は1968年には86個、1969年になると300個に復活している。3年で0個から300個という増え幅にも驚くが、5月に郵務局が作成した資料<sup>(11)</sup>によれば、この年の本来の「新規調達予定数」は実に1,484個であったという。

1969年に調達を希望した1,484個のうち、実際に入手できたのがおよそ5分の1の300個にとどまったという事実は、業者が当年の発注数の急増に対応しきれなかったことを示唆している。急な発注が業者の負担になった理由として、同資料は「最近数年間は […] 新規発注を行わなかった（そのため鋳型も壊れて了い新しく作り直さなければならない。）」とあえて括弧書きで補足している。「鋳型も壊れて了い」というのは、数年間受注が途絶えたことで業者が鋳型を破棄してしまったということなのか、あるいは鋳型が使わないでいるうちに劣化してしまったということなのか明らかでないが、発注が0個の年もあれば1500個近い年もあるという不確実な状況において、鋳型の維持管理が負担となっていたという業者の事情が推察できる。また、同資料が「将来需要も必らずしも安定していない」と認めているように、今後の見通しも不透明とされていれば尚のことである。

なお、本稿では具体的な業者名まで調査が及ばなかったが、同資料は1号の生産は「比較的小さい企業が扱って」いたと述べている<sup>(12)</sup>。このような中小企業にとっては余計に、ムラのある注文は取引上のリスクと見なされたのではないだろうか。このように、1号の受注業者が減った第一の理由として、1960年代半ばごろから発注が不安定になったことが挙げられる。

第二の理由として、この5月の資料は鋳物業界全体の動向として「最近の人手不足から受注が困難になってきたこと」、さらに「万博等で業界が好況であり、調達単価の折り合いが難しくなったこと」に言及している。この1号規格の見直しが進められたのは、まさに大阪で開催

7 1号の規格改正をめぐる最初期の文書として、1969年2月21日に郵務局集配課が用品研究官に宛てて提出した「研究依頼票」（番号：4）が確認されている。「1,2号差出箱の改造」について研究を求める同票は、「現行の1号は鋳物製であるが業者が漸減の傾向」と簡潔に理由を示している。註14も参照。

8 「（参考）年度別の1号ポスト調達状況」という表には、「新規調達数量は1966-67年が0個、1968年が86個、1969年が300個、1970年（予定）が1,134個」とある。（「郵便差出箱1号の規格改正について 45.5 郵施」）

9 「郵便差出箱1号の規格改正について 45.3 郵施」、この資料の詳細は註18参照。

10 「最近4、5年間は大都市の方面別ポストの切替えにより、1号ポストの需要はこの切替分の管理換へでまかない新規発注を行わなかった」（「郵便差出箱1号の規格改正について 45.3 郵施」）、「40～43年度 [1965～68年度] は方面別化に伴い撤去したものを増備用に充当した」（「郵便差出箱1号の規格改正について45.5 郵施」）。

11 「郵便差出箱1号の規格改正について 45.5 郵施」。

12 なお、本稿で紹介する文書ファイルには含まれないが、当館保管の別の未登録資料「郵便ポストの機能・デザインの在り方に関する調査研究報告書」、郵政省郵務課施設課、株式会社GK設計、千葉大学工学部工業意匠学科、1991年2月によれば、「1号丸型は昭和47 [1972] 年まで、川口、名古屋の鋳物屋で作っていた」という（268頁「ポスト、製作工場調査」、平成2 [1990] 年10月23日、[於] 東京都大田区八興工業）。

された日本万国博覧会（1970年3月15日から9月13日）のさなかである。その前年にあたる1969年は万博に伴う需要で製造業が活気づいていたのであろう。全体に人手不足で縮小傾向にあった業界が、万博特需によりすべての注文に対応することができなくなり、より利益の見込めるものを選択的に受注するようになった結果「調達単価の折り合いが難しくなった」という状況がうかがえる。7月に施設課によって起案された別の文書<sup>(13)</sup>は大阪万博の影響には触れていないものの、「最近の鋳物業界は人手不足から斜陽化の傾向にあり選別受注を行っている」と指摘している。

このように、毎年 of 安定的な注文もなく、万博需要を上回る利益が保証されることもない1号の製造は、鋳物業者にとって受注のメリットが薄いと判断されたのだろう。その「選別受注」から外れてしまった結果、1969年の1号調達数は希望の1,484個にはるか及ばない300個にとどまり、関係者に切迫した危機感を与えたと考えられる。

#### 4 郵便差出箱1号規格改正の経緯

前章で述べたように、1969年には鋳物製の郵便差出箱1号はもはや安定的な調達が困難となっており、早急にこれに代わる規格へと改正する必要が生じた。本章では、その開発にいたるまでの約1年間、どのような検討が重ねられていったのかを紹介したい。

初めに概容を示すと、まずこの改正を主導したのは郵務局施設課用品係（以下、郵務局）であり、この係が1969年末から1970年3月頃にかけて(1)省職員一般への課題提案の募集と(2)建築部設計課標準設計室（以下、建築部）へのデザイン依頼を行った。この結果を踏まえて4月には(3)資材部用品研究所（以下、用品研究所）へ試作仕様書の作成を依頼し、7月にはA・B・C型という3案の提出を受けた。8月、郵務局はこれをもとに(4)試作品の調製と検討を行い、最終的に(5)資材部用品研究所によって完成仕様書が仕上げられた。この経緯を、以下(1)から(5)の段階ごとに辿ることとしたい。なお、この規格改正に関わった主なる部局の省内の位置付けは【図5】の通りである。

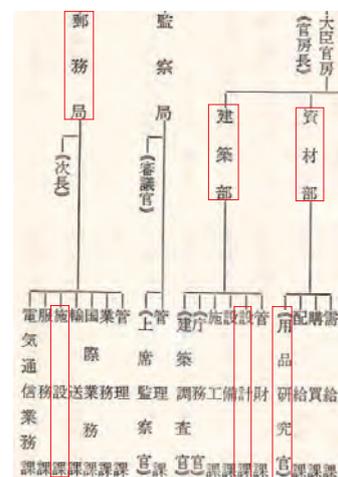


図5 「郵政省機構図」（『内部部局』の部分、赤枠は筆者加筆）、『昭和四十年郵政要覧』郵政大臣官房文書課、1970年

##### (1) 省職員一般への課題提案の募集

1965年12月15日の『郵政広報』（第3718号）「雑報」には、「課題提案の募集」という記事が掲載されている<sup>(14)</sup>。この募集は、業務の改善について本省人事局人事課を通じて広く職員にアイデアを募るもので、第13回目である今回は「地方貯金局における郵便振替事務の処理促進策について」、「郵便局における簡易保険の効果的PR方法について」など、7件の課題が発表された。この筆頭に、「郵便差出箱1号のモデルについて」という課題が確認できる。この募集は

13 「郵便差出箱の試作について」（郵郵施第112号、1970年7月28日起案、同8月13日決裁）

14 なお、この課題提案の募集に先立つ資料として、1969年2月21日に郵務局集配課が用品研究官に宛てた「研究依頼票」（番号：4）がある。同票は郵便差出箱1、2号について、1969年11月末を期限に「鋼板製に改めるとともに、デザインも改善する」よう依頼しているが、この依頼票を受けて資材部用品研究所がどのように対応したかを示す記録は確認されていない。註7も参照。

職員の所属の垣根を越えて広く行われたらしく、応募方法の説明には「[提案用紙を] 郵政局、郵便局、病院（東京を除く）、診療所および療養所に勤務する職員はそれぞれ所轄郵政局人事部人事課へ、上記以外の職員は本省人事局人事課へ提出してください。」とある。つまり、例えば郵便業務に直接関わりのない逓信病院のような附属機関の職員であっても、この募集に応じてポストの新デザインについてアイデアを出すことができたようである。

募集期間は1970年1月1日～1月31日とされ、1号ポストに関する課題については最終的に104件の提案が寄せられた。その実際の提案用紙は確認されていないが、主要なデザイン案10件については、「部内一般課題提案応募作品の主なるもの（45年1月末締切）」と赤鉛筆で記入された用紙に概要が示されている【図6】。郵務局は、応募作品の総評として「概して低調で、特筆されるものは無かった」<sup>(15)</sup>と述べているが、これら10点のデザイン案にはどのような傾向が見られるだろうか。

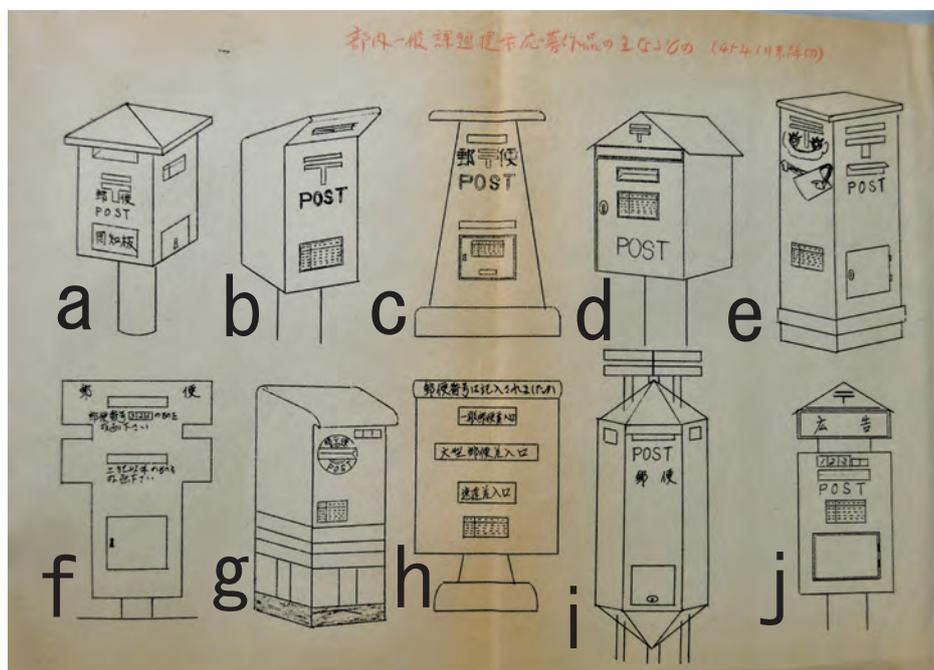


図6 「部内一般課題提案応募作品の主なるもの（45年1月末締切）」  
(アルファベットのa～jは筆者により加筆)

まず第一の傾向は、これらはいずれも角柱をベースとしており<sup>(16)</sup>、かつ先行する角柱状の郵便差出箱に比べて装飾性が強いということである。明治時代の「書状集め箱」に回帰したような屋根のd・j案、「黒塗柱箱」を翻案したようなa案、〒マークをかたどったf案や、六角柱と六角錐を組み合わせたi案など、3号以来のシンプルな角型では飽き足らないとばかりの凝った意匠である。

第二の傾向は、これらの半数以上が屋根や庇を用いて風雨対策を講じているということである<sup>(17)</sup>。a・b・g案のようにポスト全体に大きな屋根をかけ差入口のある前面を雨から守る

15 「郵便差出箱1号の規格改正について 45.3 郵施」

16 応募作品のなかには円柱状の案も含まれていた可能性はあるが、施設課が検討に値する案として取り上げた10件には含まれていない。「郵便差出箱1号の規格改正について 45.5 郵施」は、応募作品のうち角柱が38件（全体の37%）、〒のシンボルマークをかたどったものが25件（全体の24%）と書いているが、残りの約4割については不明である。

もの、e案のように差入口のすぐ上に小さな庇を設けるものの別はあるが、いずれも角柱から張り出す部位に、投函される郵便物を風雨から保護する機能をもたせている。

第一、第二の傾向を総じて言えるのは、いずれも曲面は用いないものの全体に凹凸が激しく、メンテナンスの効率等を考えても機能性に疑問を抱かせるものが多いということである。例えばf案は〒マークの横棒二本の間に狭い隙間があり、見るからに掃除が大変そうである。「概して低調」と評した郵務局はその理由について述べていないものの、これらのデザインは発想こそユニークながら、実用性には欠けるとの判断があったのではないだろうか。応募者の所属など具体的な情報は明らかではないが、これが省職員全体を対象とした公募であったことを考えると、郵便業務の現場における作業効率について想像が及ばない案があったとしても不思議ではない。

結局のところ、いずれの応募案も新デザインの素案として採用されることはなかった<sup>(18)</sup>。

## (2) 建築部設計課標準設計室へのデザイン依頼

省職員一般応募によるデザイン案には採用できるものがなかったが、郵務局はこれと並行して大臣官房建築部設計課標準設計室にデザイン案を依頼していた。その依頼時期や内容の詳細を示す資料は発見されていないが、同年3月7日に建築部から郵務局へ、「新郵便差出箱1号案(1)」および「新郵便差出箱1号案(2)」の2案が提出されている【図7、8】。細部の構造やサイズまで比較的詳細に書き込まれた案(1)と簡易なスケッチのような案(2)には、前面の取集扉の大きさなどに違いが見られるが、そのほかは共通して以下のような特徴が指摘できる。

第一に、いずれも形状が角柱に円管の脚柱を組み合わせたシンプルなものだということであ

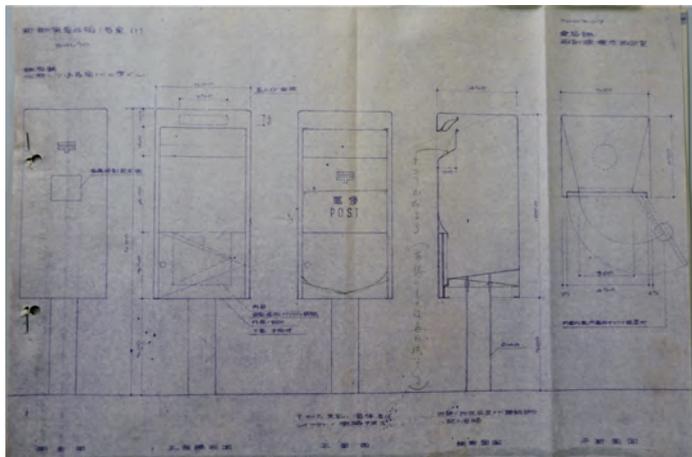


図7 「新郵便差出箱1号案(1) 建築部設計課標準設計室700307」

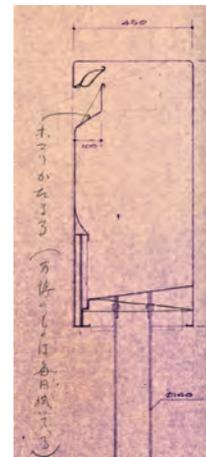


図7 (部分)

- 17 風雨対策の必要については「公募の際の条件とし、また建築部設計についてもこの点考慮を依頼した」とされる（「郵便差出箱1号の規格改正について 45.5 郵施」）が、『郵政広報』（第3718号）の「課題提案の募集」にはそのような記載はなく、別途告知がなされた可能性がある。
- 18 ただし、「郵便差出箱1号の規格改正について 45.5 郵施」は、これまで建築部による素案に「各応募デザイン、意見を加味」して関係者協議を行ってきたと書いており、少なくとも部分的には参考に供したとしている。

なお、ほかに応募案の傾向としては、1968年に導入されて間もない郵便番号制を意識したデザインが多いことが挙げられる。g・j案が当時の郵便番号3桁や5桁の枠を書いているほか、e案は新制度のPRキャラクターとして導入された「ナンバーくん」のイラストをあしらい、h案は「郵便番号は記入されましたか」との注意書きを添えている。この新制度を周知することの必要性が、当時の郵政職員によって強く認識されていたことがわかる。

る。案(1)の左上には「鋼板製」「仕様ハ7・8号箱ナドニ準ズル」とあり、1951年に初めて導入された鋼板製の郵便差出箱3号、その形状を継承しながら差入口を2か所に増やした7、8号のデザインを踏襲することが指定されている。上述の公募作品が、戦後のポストとしてはこれまでになかった新奇なデザインを志向していたのとは対照的である。

第二の特徴は、いずれも風雨除け<sup>(19)</sup>となる部位を屋根や庇のような突起とせず、逆に差入口を角柱の基準面から内側に窪ませているということである。案(1)・(2)の縦断面図の上部を見ると、差入口は角柱の前面から100mm内側に設けられている。

興味深いのは、この建築部による案(1)の縦断面図に鉛筆書きで「ホコリがたまる(万博のものは毎日拭いている)」とメモが加えられていることである。ここで言及されている「万博のもの」とは1970年の日本万国博覧会で設置された特殊大型郵便差出箱【図9】<sup>(20)</sup>を指していると考えられるが、確かに差入口はこの両案と同様に内側に奥まっている。この差入口からポスト前面までは緩やかに傾斜しており、3枚の金属パネルがその上の差入口について宛先の別や切手帳自動販売機の説明をなしているが、このパネル面にホコリがたまりやすかったということであろう。さらに図面上にも鉛筆で斜めの線が加えられ、差入口から角柱前面に至る傾斜を急にしてホコリが積もらない方法を模索していた跡が見受けられる。

この資料は用品研究所から当館に移管されたものであることから、このメモ書きも用品研究官によるものと推測される。「郵便差出箱1号の規格改正について 45.5 郵施」にも、「関係部門との協議結果」のひとつとして「建築部デザインでは差入口下部にホコリが付着し見苦しくなるので改善の要がある」と書かれており、用品研究所の着目した問題が郵務局に共有されていたらしい。用品のデザインをその機能性から検討し、改善につなげようとする研究官の姿勢がうかがえる。

この第一、第二の特徴から言えるのは、建築部の両案はこれまでの角型ポストのシンプルな造形性を踏襲したデザインであるということである。風雨対策の必要には庇を用いることなく差入口を内側に設けることで応じ、角柱の前面をすっきりしたものに保っている。窪み部分の

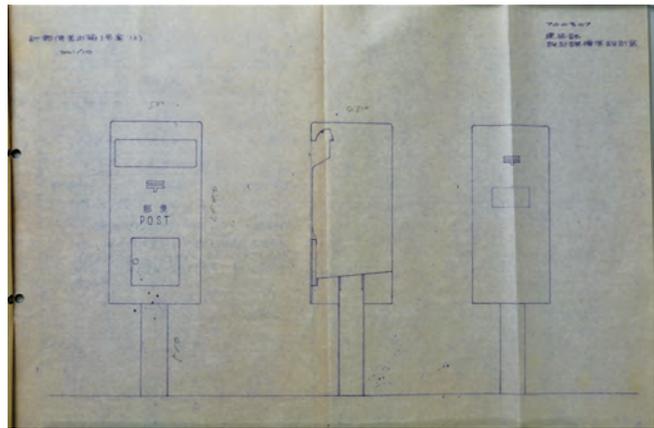


図8 「新郵便差出箱1号案(2) 建築部設計課標準設計室 700307」



図9 日本万国博覧会(1970年)のための特殊大型郵便差出箱

19 建築部に対しても風雨対策を考慮したデザインが依頼されたようだが、それを示す直接的な記録はない。註17参照。

20 1970年3月11日の告示第180号によれば、日本万国博覧会の会場に設置されたものは(イ)(ロ)の2種あるが、切手帳販売機を備えた【図9】は(イ)型。なお、当ポストには本来円管の脚柱がついていた(郵政省通信博物館『資料図録』第3号、1975年、6-7頁)。

傾斜については用品研究官から懸念が示されたものの、全体に凹凸の少ない仕様とすることで維持管理の労を省き、また街なかに設置されても空間的・視覚的に邪魔にならない抑制されたデザインを志向したことがうかがえる。

### (3) 資材部用品研究所への試作仕様書依頼

1970年4月21日、郵務局は一般応募案と建築部案の取りまとめを経て、用品研究所<sup>(21)</sup>へ「研究依頼票」(番号：郵31)を提出した。その研究依頼事項欄には「郵便差出箱1号の改正仕様書の作成を依頼いたします」と書かれた下に、「詳細は打合せのこととする。(鋼板製のものとし、4号ポスト<sup>(22)</sup>に近い型で脚付き・角型・鋼板製で寸法、形状の細部は郵ム局と打合せの上決定する。)」と加えられている。ここでは用品研究所に対しデザインの細部の決定にあたっては適宜郵務局との打合せを欠かさないように念を押しているが、実はこの研究依頼に先立つ4月13日にはすでに、郵務局施設課、郵務局集配課、資材部需給課、用品研究所、建築部設計課標準設計室の5者による打合せが行われたらしい<sup>(23)</sup>。その打合せ資料によると、ここでは公募諸案の概要および建築部案について情報が共有され、今後は「3月<sup>(24)</sup>～5月……関係部内打合せ用研で仕様書作成」というスケジュールで進行することが確認されたようである。

この4月の打合せおよび正式な研究依頼を受けて、いよいよ用品研究所が仕様書を作成をする段階へと入った。では、用品研究所は具体的にどのような手順で仕様書を準備したのだろうか。「郵便差出箱の試作仕様について」(郵資用第41号、1970年7月14日起案、同8月1日決裁)の件名をもつ文書綴りには、赤鉛筆で「郵便差出箱 改善デザイン図・四通入り」と表書きされた茶封筒が含まれている。そのなかの1通に、「用品研究所 (45.6.3)」と記入されたB3判の白焼き資料がある。興味深いことに、そこには仕様書のための下案と思われるポストのデザイン案が所狭しと描かれている【図10】。①～⑬と番号を振られたこれらの下案には、どのような特徴があるだろうか。

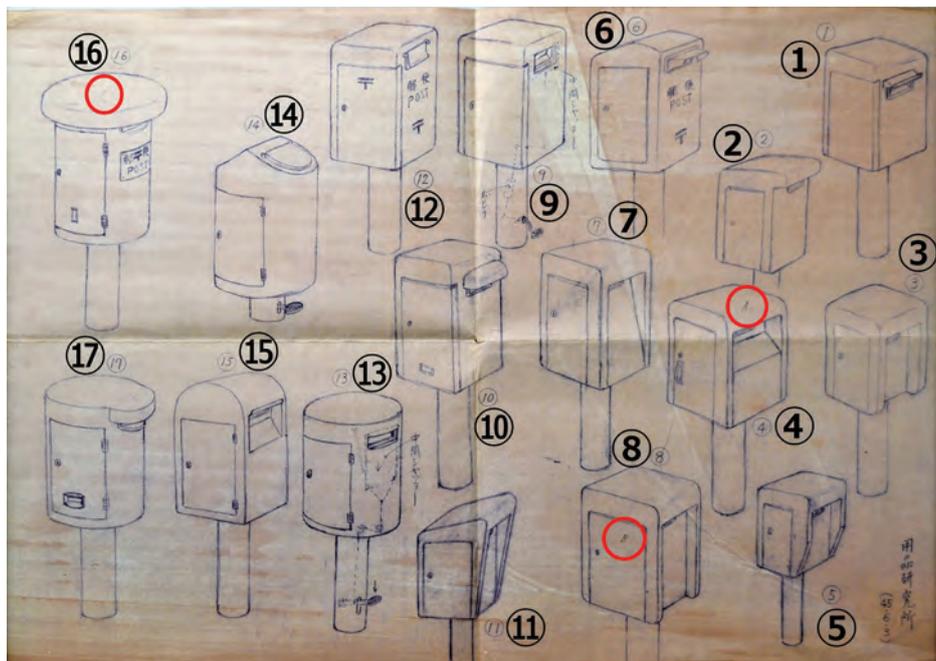


図10 「用品研究所 (45.6.3)」と記入された下案

(①～⑬はオリジナルに振られた番号の側に筆者が加筆、赤丸は「A」「B」「C」を強調するために筆者が加筆)

まずすべてに共通するのが、先の研究依頼票の要望を踏まえて脚付きの構造としていることである。その一方で、本体部分は①～⑫・⑮が角柱を基本としているのに対し、⑬・⑭・⑯・⑰は円柱やその変形である。研究依頼票で「角型」が指定されていたにもかかわらず円柱ベースのデザインが試みられた理由は不明だが、従来の1号ポストを引き継ぐような形状も一度検討に上っていたことがわかる。

このうち、角柱ベースのデザイン13案についてはどのような特徴が見出せるだろうか。まず、いずれも極端な凹凸のないシンプルな角柱を基本としており、一般応募案より建築部案に近似していることが指摘できる。これは、先の4月13日の打合せ資料にすでに明記されていた「建築部設計の案を原案として」詳細を検討していくという方針にのっとっている。

しかし細部をよく観察すると、風雨対策を担う部位のデザインについてはむしろ応募案の発想に近いものもある。先にも述べたように、応募案のb・g案はポストの上部を張り出し差入口を雨から守ろうとするものだが、仕様書下案②は同様の発想に基づく。また、ポスト前面でより大きな面積を占める面を基準面とした場合、基準面からコの字を左に90度回転させたような覆いが張り出して差入口を守っているのが下案③・⑤・⑦・⑧・⑪である。これらはいずれも、ポストの上面や前面の両端を前方へと突き出すことで風雨除けとする点で共通している。また、応募案のうちe案は差入口のすぐ上に小さな庇を設けることで郵便物を保護するものだが、この方式は仕様書下案の⑥・⑩・⑫でも採用されている。「建築部設計の案を原案」とするという合意がなされているにもかかわらず、その差入口を基準面から内側へ凹ませるといふ風雨対策を反映しているのは唯一④だけである。この段階では、用品研究所はポストに屋根をかけた庇を設けるといふもっともシンプルな方法を案から除外していなかったことが注目される<sup>(25)</sup>。

このような下案の検討を経て、用品研究所は6月から7月にかけて、試作仕様書および図面を3種類作成した。角柱をベースとしたA型【図11】とB型【図12】、円柱をベースとしたC型【図13】である。このA型、B型、C型という名称は「郵便差出箱の試作仕様について」（郵資用第41号、1970年7月14日起案、同8月1日決裁）に記載されたもので、同文書にはその概要も説明されている。その内容を見る前に注目したいのが、下案として検討された先の17点のデザイン案において、④の上面にA、⑧の左側面にB、⑯の上面にCと、薄く鉛筆で書き込まれているという点である（【図10】の赤丸部分）。先に述べたように、④は差入口を基準面から内側へ

- 21 「郵政事業用品の研究改良および考案についての事務等を所掌する機関」で、当館の前身である郵便博物館（1902年創立）、通信博物館（1935年改称）がその母体である。詳しくは、『用品研究のあらまし』、郵政大臣官房資材部需給課用品研究所、1979年、2-3頁を参照。
- 22 註4参照。銅板製角型（1965年）の「形態・構造・寸法は3号柱箱に準じたもの」である（前掲『資料図録』第3号、3頁）。
- 23 「郵便差出箱1号の規格改正について」と題され、その右下に作成月・作成者と考えられる「45.3 郵・施」と書かれた白焼きの資料がある。その右上には、万年筆と思われる筆跡で、「45.4.13 打合せ資料 出席 郵ム局 施設課、集配課 資材部需給課、用研、建築部設計課標準設計室」と書き込みがなされており、この資料を用いた打合せが1970年4月13日に上記5者によって行われたらしいことがわかる。
- 24 鉛筆で書き込みがなされており、「3」が横線で消され「4」と書き加えられている。この打合せ資料には「45.3 郵・施」との日時が記載されているが、前註で述べたように打合せ自体は4月13日に行われている。この鉛筆書き込みは「関係部内打合せ」が4月にずれ込んだ実情を反映したものであろう。
- 25 なお、このほかの風雨対策として、⑨・⑬・⑭が足踏み式のペダルでシャッターや蓋を開閉させる仕組みをそなえている。差出人が操作することで差入口を開かせるという機構は、早くは1908年に実用導入された初の丸型ポストに見られる。これはレバーを回して差入口を覗かせる仕組みから当館において「回転式ポスト」と呼称されるが、手を挟む事故や凍結による不具合などが発生し1912年にはシンプルな庇にとってかわられた。もしこのレバー式が採用されていたら、後々同じような問題が浮上していたかもしれない。「回転式ポスト」の先行研究については註1を参照。

凹ませるといふ建築部案を唯一反映した角型、⑧はこれとは逆に基準面からコの字の覆いを張り出させる角型で、両者異なる風雨対策を講じるものである。また、⑬は雨除けに円盤の庇を載せた円柱をベースとしたものである。

このことから下案④・⑧・⑬が試作仕様A・B・C型に結晶したらしいことがわかるが、それらの特徴はどのようなものであったのだろうか。

まずA・B・Cの3案におおむね共通するのが、材質、内部構造、表示類である。

材質については、いずれも「厚さ2.3ミリメートルの鋼板で形成」された本体に、丸鋼管の脚柱が取り付けられる。そもそもこの1号規格改正は、材質を調達の困難な鋳物製から鋼板製に変えることが目的であるから、3案ともに鋼板が指定されているのは当然であろう。

内部構造については個々の形状に合わせて若干の違いはあるものの、いずれも1966年に導入された郵便差出箱8号の取集袋1個を装着できる仕様とされている。取集の効率を向上させるために内部に取集袋（当初は口金付き郵袋）を懸垂するという方式は1951年の郵便差出箱3号から早くも取り入れられていたが、従来の1号丸型では依然としてかき出し式による取集が行われていた。これを改善するという方向性も、4月13日の打合せですでに決定されていたものである。ただし、「郵便物が大量にない場所、または期間」に

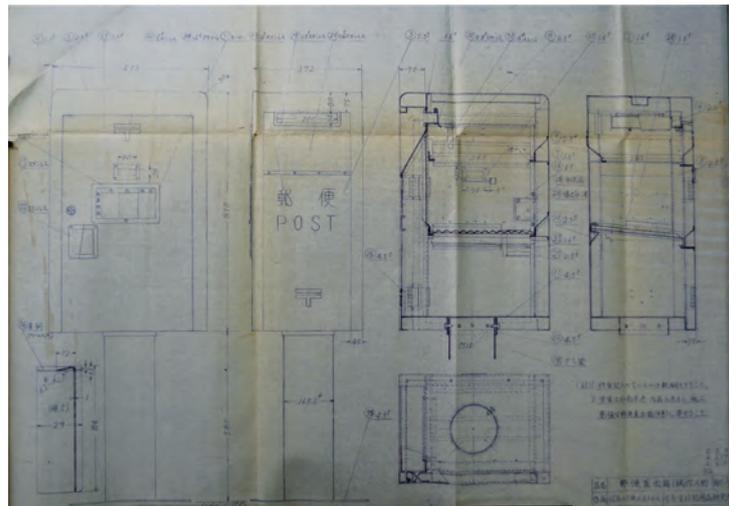


図11 「郵便差出箱試作A型」  
(官房資材部用品研究所、1970年6月16日作成)

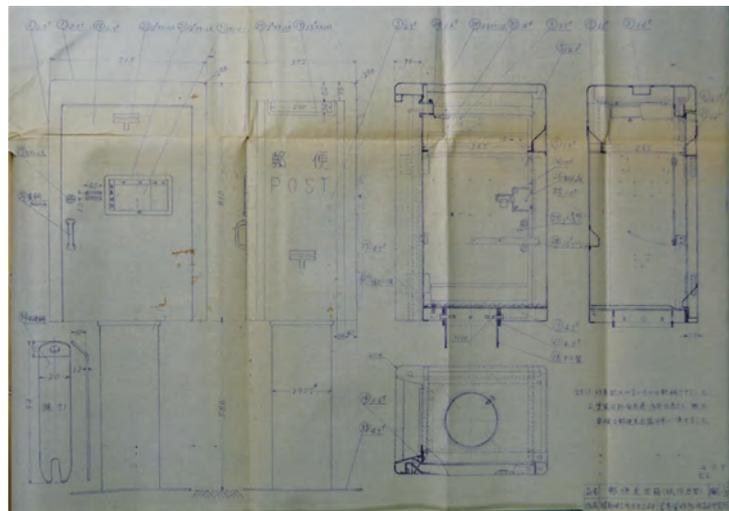


図12 「郵便差出箱試作B型」  
(官房資材部用品研究所、1970年6月24日作成)

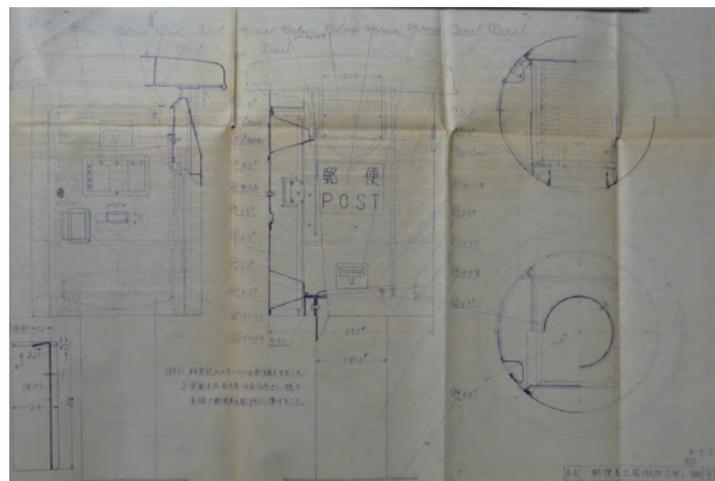


図13 「郵便差出箱試作C型」  
(官房資材部用品研究所、1970年7月4日作成)

においては取集袋を交換するより郵便物を直接かき出すほうがかえって効率的との判断から、A・B・C型ともにかき出し式にも対応できる仕組みも備えられていた。A・C型では、「収容部の中段に簡単に取り付けできる中たなを前傾斜にして設け」ることで郵便物が下まで落ちないようにし、かがまずにかき出せるように調整ができた。またB・C型は「収容部の上半分をしゃ閉するための透明プラスチック製下げ板を簡単に取り付けできる構造」となっており、「たまたま大量の郵便物が入っていたとしても開扉の際にこれが箱の外へ流れ出ないように」することが可能であった。いずれも必要に応じて中棚や下げ板を取り付けることで取集口を狭め、かき出しによっても郵便物を取り出しやすいように工夫されている。

表示類についても3案で大きな違いはなく、郵便差出箱3号以来のデザインをおおむね踏襲している。すなわちポスト正面については、上～中部の高さに「郵便」と横書きしたうえそのすぐ下に同幅の英語で「POST」と併記し、さらに空間をあけた下部に「〒」マークを配置するというものである。なお、この「〒」マークは両側面の上部にもあしらわれている。また、3案とも取集扉は左側面（C型は曲面の左側）にあり、そこに「取集時刻表示板」および開函状況を示す便札の「のぞき窓」が設けられる。のぞき窓の形状・大きさ・位置は3案で差があるが、基本的なデザインはほぼ共通である。

それでは、この3案の最大の違いはどこにあるのだろうか。C型の基本形状が円柱であるという点を除けば、これらがもっとも特徴を異にするのは風雨対策の方法である。これまで見てきたように、風雨対策には基本の形状から屋根や庇を突出させて差入口を保護するものと、逆に差入口を内側に凹ませるものとに大別されるが、この観点からいうとB・C型が前者の凸タイプ、A型が後者の凹タイプとみることができる。

仕様書の表現では、B型は「正面上端部および左・右端部を高さ90ミリメートルの額縁状とし、これに囲まれた鏡板の上端部に差入口を設けてその雨ぬれを防止する構造」であり、C型は「丸胴天蓋付き」で、「内側に蓋のない差入口を胴の上端部で天蓋の外縁より100ミリメートル程度の内方に設け、その雨ぬれを防止する構造」となっている。いずれも、「額縁状」の突出部や円盤状の「天蓋」が張り出すことで郵便物を保護する構造である。

一方のA型については「正面上方を深さ90ミリメートルに凹ませこの奥に差入口を設けてその雨ぬれを防止する構造」が説明されている。前述のとおり、このような発想は一般応募案には見られず、3月7日に建築部より提出された「新郵便差出箱1号案(1)」および「案(2)」にて初めて提案されたものであった。このアイデアは用品研究所の17の下案のうち④番に引き継がれ、このA型に結晶したものである。表面を突出させないというA型の特徴は、取集扉の把手の形状にもあらわれている。仕様書には、「扉の把手は表面に出ない<sup>(26)</sup> えぐり形のもの」とすると書かれており、把手が角柱という基本の形状内に収まることが重視されている。これを踏まえてB型の図面を見ると、従来の角型ポストを踏襲した把手は確かに飛び出して目につく。

ここではA・B・C型の最大の差異として風雨対策の方法に着目し、そのうち差入口を凹ませるA型については同様の造形意識が把手にもみられることを指摘した。用品研究所が作成したこれら3案を郵務局に送付してよいか伺うこの「郵便差出箱の試作仕様について」に決裁が下りたのは8月1日で、その後いよいよ郵務局によって試作品の調製が行われた。

26 同箇所は、もともとインクで「外面に出ばらない」と書かれているが、鉛筆の横線で訂正され、「表面に出ない」と書き直されている。

#### (4) 試作品の調製と検討

郵務局に先の試作仕様書が届いたのは、用品研究所による送付伺いが8月1日に決裁された以降と考えるのが自然である。しかしながら、7月28日に郵務局が起案した「郵便差出箱の試作について」（郵郵施112号、8月13日決裁）には、すでに「このほど別紙仕様書図面のとおりに三種類の改善案を得た」とあることから、文書手続きに先立ち、直接の打合せなどを通じて情報が共有されていたと考えられる。4月13日の打合せ資料では「6月～8月……試作品調達、各種実験：仕様決定」と計画されており、当初早ければ6月に着手する予定であった試作品の調達が遅れていることへの焦りがあったのかもしれない。同文書の「取扱・施行上の注意」欄には大きく走るような字で「急ぎ」と書かれている。

この文書では、用品研究所の試作仕様書にあるA・B・C型を各1基ずつ調整することが起案されている。その所要経費はA・B型が各12万円、C型が16万円の総額40万円で、「業務費・需品費・庁費」から支出することと記載されている。なお、その希望納期は同年8月15日とされているが、起案日の7月28日から数えてもわずかに2週間半後である。実際にはこの文書の決裁は8月13日に下りているので、到底この納期には仕上がらなかったであろう。少しでも早めにスケジュールを進行させたいという郵便局の意向がうかがえる。

実際に試作品が納品された日付は不明だが、驚くべきことに早くも8月21日には郵務局によって「郵便差出箱1号試作A型の改善について」という資料が作成され、試作品の外部構造および内部構造の「問題点」と「結論」が14件にわたって検討されている。これが実際に試作品をもとにした検討であるなら、その納品には1週間もかからなかった計算になる。その製造が比較的容易であったのか、あるいは取引業者が大至急で対応したのかは不明だが、その進行のスピードには目をみはるものがある。

試作品は予定通りA・B・C型の3基が調製されたが、採用を念頭に置いて機能上の実験まで行われたのはA型のみであった。これまで見てきたように、A型は郵務局が建築部に依頼して得たデザイン案を祖型とするものである。省職員一般の応募案から選ばれた10件や用品研究所による17の下案には多種多様なデザインが見られるが、4月13日の打合せで「建築部設計の案を原案」とすることが確認された以上、少なくとも郵務局は当初より建築部のデザイン案を本命として生かす方向で検討を進めてきたものと思われる。郵務局が8月27日に起案した「郵便差出箱1号の規格改正について」（郵郵施第117号）において、A型のみを実用実験の対象とすることについて、単に「このうち試作A型がデザイン的にもすぐれているので」との理由しか示していないのも、そもそもA型が本命案で、B・C型は俗にいう捨て案あるいは参考案であるという認識が郵務局および用品研究所で共有されていたためかもしれない。

A型の試作品についての実験は、「郵便物を実際に投函して、郵便物の差し入れ、箱内の格納状況および取集作業を行なって、差出箱としての機能上欠陥がないかどうか」<sup>(27)</sup>を確かめるものであった。その後、これによって浮上した14件の「問題点」について検討が行われ、1件ずつ修正の必要性の有無や程度が判断された。例えば差入口については、「郵便物の差し入れを容易にするため」「わずかな上向きの傾斜をつける」ことが提案され、全面的に反映された。一方、差入口を覆う上部構造については「郵便物差し入れの際のひっかかりをなくすため」、水平・垂直の構造を傾斜へと修正することが提案されたが、これについてはなだらかなカーブとするという折衷案が採用された。これに対して、問題点として指摘されたものの修正の対象

27 「郵便差出箱1号の規格改正について」（郵郵施第117号、1970年8月27日起案、同9月2日決裁）

とならなかったものもある。例えばA型の試作品は「外面を赤色・内面を白色に塗装」されているが、2色の塗り分けはコストがかかるため「扉内面および箱内面の塗装を一色（赤）とする」という提案がなされた。これに対する結論は、「扉内面は赤、箱内面は白とする」というもので、その理由は「箱内面も赤とすると残留郵便物の発見が難しい」からであった。そのほか、同様にコスト引き下げを企図して「差出箱両側面の〒マークをとりはずす」という提案がなされたことに対しては、「美観上アクセントをつける意味で必要」との判断から採用されず、また「収集時刻を見易くするため」収集時刻表示板を差入口下部、すなわちポストの正面へ移すという提案に対しても「著しく美観をそこなう」という理由から却下されている。

これらの問題提起や判断を見ていると、ポストの仕様決定の最終段階に際し、実に多角的な観点から検討が重ねられたことが分かる。機能性・コスト・美観を総合的に判断してより良い用品に近づけようとする姿勢が、細部に至る検討過程から伝わってくる。このような検討が一応の決着を見たのが「郵便差出箱1号試作A型の改善について」という資料が作成された8月21日であり、それから間もない8月27日には「郵便差出箱1号の規格改正について」（郵郵施第117号）において、ついに郵務局により規格の改正が起案された。

### (5) 資材部用品研究所による完成仕様書

「郵便差出箱1号の規格改正について」（郵郵施第117号、1970年8月27日起案、同9月2日決裁）の文書に添付されたと思われる仕様書には赤鉛筆で「8月27日 二購、一用、郵用品係へさしむき送付のもの」と書き込まれており、8月26日付の図面（図番：Y-501-1175）【図14】には各部位のサイズや配置について多数の赤字書き込みが入れられている。その後、10月9日付けの仕様書にはこれらの修正箇所を整理した図面（図番：Y-501-1175b）【図15】が添付されているが、この間ほかに大きく変化した箇所として文字標識を挙げる事ができる。

「郵便」および「POST」の標識は、8月の図面ではいずれも両端が差入口とほぼ同幅の200mmに揃えられているのに対し、10月の図面では、「郵便」が135mm幅、「POST」が160mm幅に収められ、より中央部に集中したバランスとなっている。また、その下の「〒」マークについては、8月の図面では上の横線がポスト本体の底面から145mmの位置にくるよう赤字を入れられていたのに対し、実際に10月の図面では底面から175mmの位置に引き上げられている。

外観の印象を大きく左右するこのような変更はいったいどうして行われたのか。これを示す資料として、「『郵便』『POST』『〒』標識の配置について建築部より申入れを受けたもの。（45.9）」とペンで書き入れられた簡

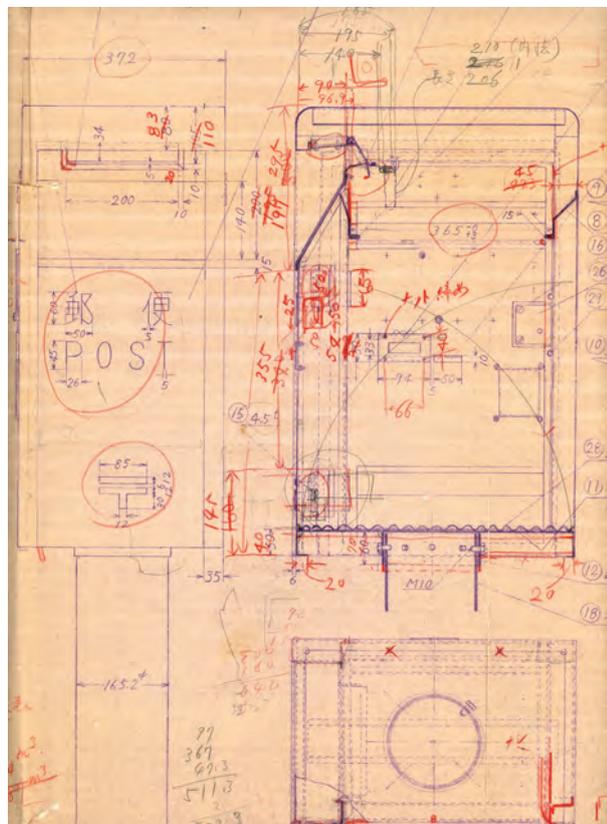


図14 「郵便差出箱（1号）」（図番：Y-501-1175、官房資材部用品研究所、1970年8月26日作成）部分

易な図面【図16】が発見された。これを見ると、「郵便」の幅135mm、「POST」の幅160mm、「〒」の位置下から175mmと、用品研究所による10月の仕様書と一致する。すなわちこの変更については、用品研究所から郵務局へさしむき送付された8月の図面を建築部が確認し、9月に用品研究所へ修正事項を申し入れ、10月には用品研究所がこれをほぼ<sup>(28)</sup>全面的に採用した修正図面を発表したという経緯が浮かび上がる。

建築部が郵務局の依頼に応じて3月にデザイン案2案を提出して以降、具体的な試作仕様書の作成は用品研究所、試作品の調製と実用実験にもとづく検証は郵務局によって進められてきた。この最終段階での文字標識の変更は、その成果に対して建築部が実質的に最終チェックを行ったとみなすことができるのではないかと。建築部が提出したデザイン案(1)【図7】の「レイアウトノ概略」は、当初から「郵便」の幅を「POST」より狭くしてコンパクトにまとめることを指示しており、9月の申し入れはこの案に沿うよう繰り返すものであったといえる。

こうして10月に完成された仕様書をもとに、1970年11月5日にはついに「一号ポストの規格改正について」という報道発表がなされた。その「報道資料」<sup>(29)</sup>には、円柱から角柱という仕様変更の概要、1号の略史や改正の理由が簡潔に述べられ、「あたらしいポストは鋼板製で、雨天の際の差し入れに郵便物がぬれないよう工夫してあるほか、いろんな点で改良が加えられています。」と結ばれている。これまでの経緯を振り返ると、この改良に至るまでには全体を指揮した郵務局施設課用品係、公募に応じた省職員一般、デザイン素案を作成して最終チェックを行った建築部設計課標準設計室、これを踏まえて実用可能な仕様書へとまとめあげた資材部用品研究所の、多大な知恵と労力がつぎ込まれたことが理解される。

## 5 むすび

1号規格改正の経緯を追って第一に明らかになったのが、当時の郵政省が事業用品の開発に大きな熱意をもって取り組んでいたということである。資材部の発行する雑誌『ゆうせいしぎい』が「創業以来の伝統的な用品開発・導入への意欲と、膨大な用品の巧みな需給調整は、円

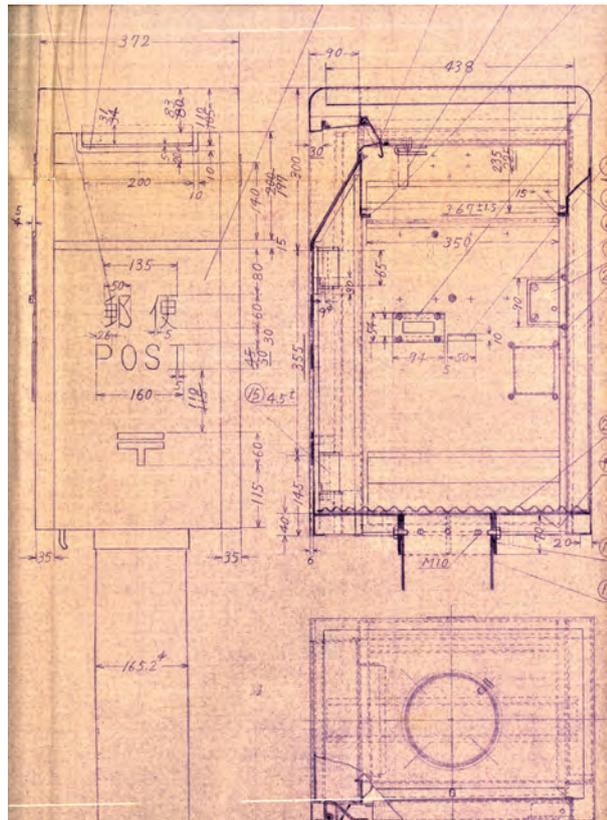


図15 「郵便差出箱 (1号)」(図番: Y-501-1175b、官房資材部用品研究所、1970年8月26日作成 ※10月9日付けの仕様書に添付された図面) 部分

28 ただし「POST」と「〒」の距離については、用品研究所の図面は115mmを斜線で消して110mmとしており、建築部申入れの115mmを再修正した跡が見受けられる。

29 「1号ポストの規格改正について」(用研第57号、1970年11月5日供覧)の別紙資料。

滑な業務運行のベースとなり、郵政事業の発展と軌をともした」<sup>(30)</sup>と書いているように、優れた用品の独自開発は事業の発展に不可欠なものと認識されていた。郵便創業百年を目前にして、明治時代末から継承された丸型というスタイルにひとつの区切りをつけ、新しい時代へと舵を切るのに相応しい用品をつくろうという志が、この開発経緯から伝わってくる。

第二に浮かび上がったのが、開発に携わった各部局の連携関係である。とりわけ意外に思われたのが、事業用品のデザインの監修を郵務局の用品係でも用品研究所でもなく、実質的に建築部の標準設計室が担っていたらしいということである。詳しくは稿を改めたいが、実は角型として配備され始めた1号はまもなく雨よけの機能が不十分であることが判明<sup>(31)</sup>し、1986年には差入口の上に山形状の庇を追加する【図17】という改良案が採用されている。差入口を内側に窪ませることで雨よけとし、庇など外側への突起を設けないというアイデアは建築部の素案によるものだが、この大胆な発想に対して実用上のリスクがないか十分に検討されたのかという点には疑問が残る。用品研究所は複数の下案や試作仕様書B型にて庇付き案を挙げたものの、これらは実用実験にまで至らなかった。確かに凹凸の抑えられた建築部案はシンプルで美しく、メンテナンス上のメリットも想像できる。しかし、当初よりこの建築部案を活かしたデザインにすることが優先されるあまり、郵務局も用品研究所もそれが風雨対策として適当かどうか、踏み込んで検証することができなかつたとは考えられないだろうか。建築部案ありきとする方向性がなければ、実用導入後すぐに苦情が相次ぐような機能上の欠陥は、開発上もっと早い段階で指摘されていたかもしれない。用品のデザインにあたり、建築部標準設計室がどのような役割を期待され、どのような影響力をもっていたのかについては今後の検討課題としたい。

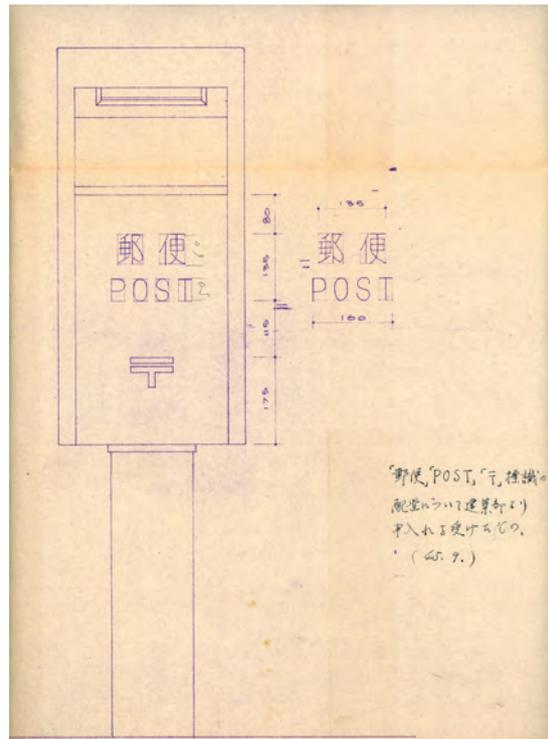


図16 「『郵便』『POST』『〒』標識の配置について建築部より申入れを受けたもの。(45.9)」



図17 JR東日本中央本線・茅野駅前（長野県）の庇付き郵便差出箱1号角型（2018年12月筆者撮影）

（くらち のぶえ 郵政博物館学芸員）

30 『ゆうせいしざい』NO.4（用品100年特集号）、1971年、1頁

31 早くも1971年5月14日付の朝日新聞では、長野県の男性から「雨の日困る新型ポスト」と題された投書がなされた。同記事は1号角型について次のように書いている。「[...] 雨の日に郵便を出そうとして、構造上の欠陥を発見しました。ポストには三角の切込みがはいて、その奥に投入口があり、郵便物に直接には雨があたらないように配慮されていますが、降った雨は箱を伝わって、切込みのかどから、奥の上部に水滴となってたまります。郵便物はその水滴をぬぐうようにして投入されます。[...] ひさしのようなものを付けたほうがよいのではないのでしょうか。」

トピックス

## 郵便における鉄道利用について

富永 紀子

日本における鉄道の創業は1872（明治5）年。明治5年9月12日（新暦の1872年10月14日）には、盛大な開業式が催された。けれど、鉄道の建設事業はもろ手を挙げて賛成されていたわけではない。明治政府によって鉄道の建設は進められていたものの、官民ともに反対の声も大きかったのである。

政府内部の反対は、弾正台（司法省）と兵部省（陸海軍）であった。いずれ鉄道の建設は必要だが、今は軍事力を増強すべき、時期尚早だという意見である。鉄道建設に積極的だったのは大隈重信と伊藤博文で、西郷隆盛や大久保利通は反対派であった。

兵部省は用地問題を巡っても抵抗した。新橋駅（汐留）の設置場所が、海軍基地の拡大予定地だったのである。兵部省は拡大予定地を譲り受けた旨を太政官に請願したが、新橋駅の工事が開始された。兵部省は抗議と駅予定地の変更を申し入れたが回答はなく、工事は進められたのである。

西郷・大久保の旧薩摩藩や兵部省の反対は、線路の敷設工事に影響した。当初、鉄道は旧薩摩藩や兵部省が管轄していた海沿いの土地を通る予定だったが、用地提供を拒まれたため、大隈は海中を埋め立て、その上に線路を敷設した。高輪沖の海上を蒸気機関車が走る、現在であれば絶景ポイントとしてSNSで話題になるような光景は鉄道反対派によって生まれたのである。

反対派の大久保が意見を覆したのは開業前に試乗したことによる。「鉄道の発展なくしては日本の繁栄はあり得ない」とその日の日記に残されている。

「日本郵便の父」である前島密も鉄道に関わっているのである。明治政府が鉄道の敷設計画を決定した1869年、前島は大隈から鉄道建設のための予算案を作成するように命じられたので、それが「鉄道臆測」という土木・建築費や収入支出をとりまとめたものである。この結果、東京・横浜間の鉄道建設は太政官で決定した。

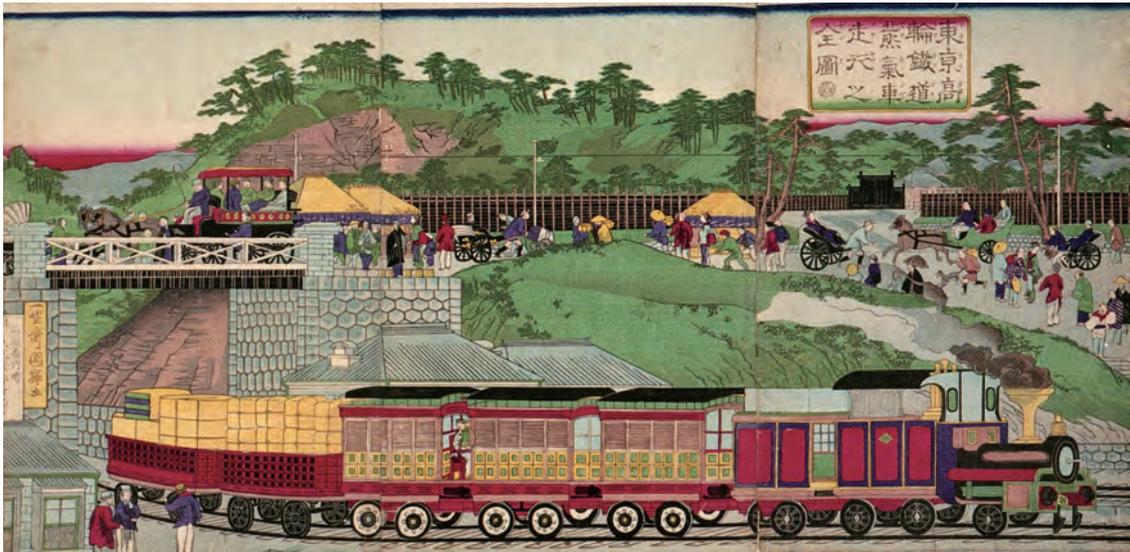
また、前島は速さが求められる郵便に鉄道を利用することを鉄道頭の井上勝に申し出た。

そして仮営業中の1872年6月（明治5年5月）、早くも鉄道による郵便物の輸送が開始されたのである。鉄道の創業と同じくして、鉄道郵便業務も始まったのである。

鉄道開業後、鉄道による郵便物の輸送は次第に増えていった。その年の10月に駅通寮と鉄道寮との間で交わされた約定では、新橋・横浜間の列車往復9往復のうち、上下各5便が局員の乗務する護送便として使用された。当時は荷物車や車掌室に積み込んで運送していたが、6月13



前島密業績絵画「鉄道敷設の立案」



一曜斎国輝「東京高輪鉄道蒸気車走行之全図」



久保田米遷『郵便現業絵巻』第7図「鉄道郵便車への郵便物積込と車内区分の作業」

日の便で初めて郵便輸送のために護送人が乗務し、1887年には下等客室と郵便室を合わせた郵便合造車が登場した。

鉄道は新橋・横浜間の開通を手始めに大阪・神戸間、京都・大津間と開通、1889年7月には東海道線の新橋・神戸間が全線開通した。それに伴い、郵便物の輸送距離も延び、郵便物が増加したため、1889年には“動く郵便局”として車内で区分作業を行う専用の郵便車が登場したのである。

鉄道郵便局は、窓口を持たない郵便局で、1903年4月、東京、大阪など全国11か所に設けられた。列車内における郵便物の区分事務の取り扱いが開始された当初は、鉄道郵便の業務量は少なかったものの、主要鉄道路線の開通によって事務量が増加したことから誕生したのである。

8か月後、日露戦争の激化による行政整理のため廃止されたが、戦後の好景気と国家発展の影響を受け、鉄道線路が目ざましい発展を遂げるのに伴い鉄道郵便も増加し、鉄道郵便局の再建を促したのである。

鉄道郵便輸送は、鉄道開業当時から郵便輸送の中心的な役割を果たしてきた。しかし、高速道路や空港の整備に伴って航空便が多くなり、地域内輸送やローカル鉄道便が自動車での輸送



郵便車両を牽引して走る機関車（1907年）

に切り換えられたことにより、鉄道郵便局の役割は大きく変化していった。

そこには、国鉄の経営再建計画やダイヤ改正も関係している。特に1982年11月と1984年2月に実施されたダイヤ改正により、一般貨物列車や荷貨物取扱駅の大幅削減がなされた。

郵便事業も宅配業者の急成長や電気通信メディアの発展により、事業改革の必要性に迫られていた。そこで、これを機に郵政省独自の立場から郵便輸送システムを見直す抜本的な改革が行われ、鉄道主体から自動車主体に転換したのである。

1985年3月から鉄道郵便局本局の廃止を含む鉄道郵便輸送の縮小が行われ、1986年10月1日、鉄道郵便局を廃止するとともに、鉄道郵便車による輸送を全て廃止した。

ここに、郵便における鉄道の利用は終焉を迎えたのである。

（とみなが のりこ 郵政博物館学芸員）

### 【参考文献】

宮崎珍延 『鉄道郵便車変遷史』 1990年

郵政省郵務局 編 『鉄道郵便のあゆみ』 1952年

鉄道郵便研究会 編 『鉄道郵便114年のあゆみ』 ぎょうせい、1987年

東京南鉄道管理局・汐留駅・品川駅・桜木町駅 編 『汐留・品川・桜木町駅百年史』 1973年

トピックス

# 郵政博物館における電気通信資料活用の試み

明治改元150年企画展「THE STEAMPUNK—螺子巻奇譚—」より

井村 恵美

## ① 電信それは魔術か科学か？！

古代から人は「より遠くのだれか」とつながらる術を探求し続け、狼煙や手紙による伝達に加え 19 世紀には「電信」が生まれた。幕末のペリー来航のころには、すでに蜘蛛の巣 (WEB) のように張り巡らされた電信網で世界は一つにつながっていたことは驚きである。

電信が日本に渡来し約150年。さて、現在の通信事情はどうだろうか？

スマートフォンなどを介した無線通信は日常になくはならないものになり、いつでもどこでも移動しながら連絡可能な通信網の中で私たちは生きている。現代人には当たり前の通信手段も、150年前の人々にとってそれは摩訶不思議な魔術のようだったことは、当時の記録や電信開業の宣伝文句などを見ても明らかである。

郵政博物館 (東京都墨田区) では、当時の人々が感じた驚きや発明者のひらめきを黎明期の電信・電話に関する資料から体感してもらいたいと、「電信それは魔術か科学か?!」というコピーに乗せて謎解き形式で展開する企画展「THE STEAMPUNK—螺子巻奇譚—」[会期:2019年1月1日(火・祝)から4月7日(日)まで]を開催した(図1)。

本展協力機関として、株式会社横須賀テレコムリサーチパーク無線歴史展示室、横須賀市自然・人文博物館、公益財団法人三笠保存会、墨田区立東駒形コミュニティ会館図書室と連携を図り、資料提供のほか講演会開催、専門的分野に関するご教示を賜った。

不思議さを演出するため、展覧会名はあえて「電信の資料展」などダイレクトなものせず、新しい動力を用いた時代のイメージを象徴する概念として「スチームパンク<sup>(1)</sup>」、歯車を用いた資料が多いことからサブタイトルを「螺子巻奇譚」とし、メインビジュアルは空想科学小説のような雰囲気を伝える仕掛けとして架空の飛行船「テレグラフ号」を設定。約120点の展示資料を介して船内でモールス通信の発明者サミュエル・モールスに出会うまでの謎解きが繰り返



図1 展覧会ポスター (illustration Naffy)

広げられる場の演出を行った（図2）。

## ② なぜ郵政博物館で電気通信なのか

当館は開館117年を迎え、郵政事業を中心に約197万点の収蔵品を管理しているが、資料群の一つに電気通信資料がある。

電気通信資料を収蔵するきっかけは、1899（明治32）年に電気試験所所長であった浅野応輔が、同所で保管・開発した機器類を当館の前身である逓信省（通信・交通・運輸全般を管掌）の参考品室陳列所に移管したことに始まる。当館ではその後1952（昭和27）年で日本電信電話公社が設立されるまでの電気・電信電話・無線に関する資料を長く収集しており、表1のとおり物品のほか図書や写真関連の資料も収蔵している<sup>(2)</sup>。



図2 展示会場

	区 分	資料概要	点 数
1	一般資料	郵政事業、絵画、駅通、電気通信ほか	約74,400
2	切手資料	日本・外国切手、葉書類	約1,844,000
3	図書資料	郵政事業・電気通信関連図書、近世文書、絵画・図面類	約41,200
4	写真資料	郵政事業、電気通信ほか	約12,400
総計			約1,972,000

表1 郵政博物館収蔵資料概要（2019年3月現在）

しかしながら近年、展示等は郵政三事業を中心に展開しており、電気通信資料を紹介する機会を得られずにいたほか、逓信総合博物館時代はNTT部門に貸与していた期間が長かったことから当館での調査は不十分でありデータベース化も未着手である<sup>(3)</sup>。そこで明治改元150年に合わせて、我が国の近代化を知る資料群として重要なこれらの資料に光を当てた展覧会を企画することで広くコレクションの存在を周知することとした。

また、展示に際しては、機器類に偏らないよう電報、錦絵など紙資料などとともに紹介したほか、できるかぎり歴史的事件の裏に隠された電信とのかかわりを示し、モールス符号に関する音声データ（タイタニック号の救難信号など）を製作したほか、実際に電鍵に触れるコーナーなども併設することで立体的に電気通信への理解を深めるよう努めた。

さらに詳細が明らかにならなかった機器類の記録を作成。文献や過去の写真資料との突合を行い資料のリスト化を試みた。一点一点スケッチを行い、機器のメーカーを記した銘板なども詳細に記録した。重要文化財指定品など特に重要な資料については、当館で1996（平成8）年から若井登氏（元電波研究所所長）をはじめ、電気通信の専門家との共同研究で明らかになっ

1 スチームパンクとは、ジュール・ヴェルヌなど19世紀の空想科学に影響を受けた世界観の呼称。1980年代に勃興した概念で、現在ではファッション、アニメーション、映画などSFのサブジャンルとして定着している。蒸気機関以降の世界を中心とし、イギリスのヴィクトリア朝やエドワード朝の時代背景をベースとしている。日本では明治・大正期の雰囲気を中心に据えることが多い。

2 井上卓朗「郵政資料館収蔵資料概要」（『郵政資料館 研究紀要』創刊号、2010年3月）

3 井上卓朗「郵政博物館の発足について」（『郵政博物館 研究紀要』第5号、2014年3月）

た報告書をベースに確認を行った<sup>(4)</sup>。

### 3 展示構成と主な展示品

本展では展示品を約120点に絞り（表2、本稿末）、時代は幕末のペリー来航から関東大震災後のラジオ導入までを中心として構成した。中でも今回は、「世界の最先端技術」を表現するため、国産品を中心に据えるのではなく収蔵品の中でも渡来品を中心とした。展示演出として、各章を飛行船の室内として表現したため、以下室名で表記する。

#### (1) オープニング・エンディング

まず、導入として来館者に電信が誕生した時代背景や科学の面白さを身近に感じてもらえるよう19世紀の空想科学小説ジュール・ヴェルヌ作『海底二万海里』（1870年）などの小説のほか、世界の発明に関する図鑑の展示を行った。そのほか、展示のキーワードをあらわす映像を製作し、展示の導入とした。最後に展覧会のメッセージを伝える空間として、動画によるエンディングコーナーを併設した。

#### (2) 電信室—不思議な形の多様な電信機—

幕末の日本には海を越えて西洋の最先端技術の波が押し寄せていた。それまで飛脚や旗振りによる通信手段しかなかった日本において、電信は大きなインパクトを持つもので、例えば、幕末に榎本武揚は派遣先のオランダで電信機を持ち帰ったほか、勝海舟は外国からの献上品を動かし、佐久間象山は電気に関する機器を自作して実験を繰り返していたのである。そんな中、各国が日本との開国交渉のために献上した品物の中に電信機があった。サミュエル・モールス（アメリカ）のモールス通信発明の10年後、1854（嘉永7）年にペリー提督が日本に電信機を献上している（図3）。幕末から明治初期の日本には多種多様な機器がもたらされ、情報通信の重要性を痛感した明治政府は、郵便や鉄道敷設より早い1869（明治2）年に公衆電信を開業し、近代化の第一歩を踏み出したのである。

日本に渡来した初期の電信機は、各国の開発競争真ただ中のもので、使い方一つとっても様々な形態があり興味深い。例えばエンボス式のモールス電信機（ペリー献上品）、指字式電信機（ブレゲ指字式電信機、単針式電信機（図4）、印字式（ディニエ印字式電信機）、音響



図3 ペリー将来 エンボッシング・モールス電信機（アメリカ） 1854（嘉永7）年 重要文化財

4 電気通信共同研究報告『黎明期の通信に関する調査研究報告書』（総務省 郵政研究所、2003年3月）

式（音響器）などであり「電信室」にはこれら黎明期の電信機を一同に配置したほか、すでに「西南戦争」は電信による情報戦であった実例として、当館に残る電報や暗号文に加え、電信網の整備を物語る当時の電信柱に関する資料（図5）を展示した。

また、ダニエル電池や佐久間象山作のボルタ電池などを紹介し、ペリー献上品の電信機等に関する動力についても関連づけて表現した。



図4 単針式電信機（イギリス）1872（明治5）年  
ごろ使用



図5 東海名所改正道中記「境木の立場 程か  
谷 戸塚迄二り九丁」1875（明治8）年

### (3) 電話室—モシモシと遠くへ届く人の声、電話という名の不思議な道具—

姿が見えない遠くの人と、電信線を通じて会話ができる——。そんな夢のような電話という発明のきっかけは、1837（天保8）年に遡る。ペイジ（アメリカ）が、磁力が鉄片をひきつけ音を発生させる「流電音」を発見し、その後1861（文久元）年にはフィリップ・ライス（ドイツ）が、どんな音でも伝送し再生できることを証明。自作の装置「テレフォーン」理論を発表したが、1876（明治9）年アレキサンダー・グラハム・ベルの発明まで、対話のできる実用的な電話機はなかったのである。そんな中驚くべきことに日本では、1877（明治10）年には国産1号機が開発されている。

このコーナーでは国産品のほか、研究開発のために日本にもたらされた草創期の各国電話機を展示し多様なスタイルについて紹介した。

### (4) 無線室—世界初、無線が海を越える！マルコーニの大発明VS日本の独自開発—

無線の世界では、1895（明治28）年にグリエルモ・マルコーニ（イタリア）が世界初の無線電信を発明、1901（明治34）年には大西洋横断通信を成功させている。

一方日本では、1897（明治30）年に逓信省電気試験所の技師松代松之助を中心に独自の無線開発に取り組み、1903（明治36）年には約1,000kmの通信距離を可能とした「三六式無線電信機」を完成させ、日露戦争の日本海海戦で成果を発揮している。そのほか世界に先駆けて

「TYK式無線電話機」の発明にも成功。通信の分野で世界をけん引した時代があった。

展示場には、大型の「TYK式無線電話機」を運び込んだほか、船舶模型などをおして移動体通信の生誕した時代をあらわした。

本展では、歴史的な事件と電信との関わりを表現している。例えば、マルコーニ社の無線を搭載し、SOSの救難信号を世界で初めて打電した事件となったタイタニック号や日露戦争の日本海海戦などであるが、これらに関する直接的な電信機の資料は当館にはなかったため、各国のタイタニック号の記念切手（図6）や通信省発行の「日露戦争戦役記念絵葉書」の図像で補った。

災害の多い日本。今も大地震発生時などで生じる通信網の断絶が懸念されている。過去の災害発生時はどうであったかを再認識する場として、無線コーナーの最後に関東大震災時の無線通信等の状況について表現することとした。併せて、震災をきっかけとして、緊急時の情報収集ツールとして各家庭へのラジオ導入が進められたことを伝える資料を展示した。



図6 記念切手「タイタニック号難破80年（ユーゴスラビア）1992（平成4）年

#### (5) 船長室—海底に伸びるケーブル、電信線が世界をつなぐ—

19世紀、陸と海と縦横無尽に伸びる電信網で世界はつながっていた。世界最初の海底ケーブルは1851（嘉永4）年にドーバー海峡に敷設され、イギリスとフランスを電信線でつないでいたのである。その後電信網は世界各地に広がり、1871（明治4）年にはデンマークの大北電信会社が敷設した長崎—上海、長崎—ウラジオストック線が開設。日本でも国際通信が可能となった。国内の郵便創業と同じ時期に電信では国際通信が始まった。国際郵便の分野では、まだ在外局を介してのみしか郵便が取り扱えなかった時代である。意外に早い段階で日本は、電信によって世界とつながるきっかけが生まれていたのである。展示ではイギリスとフランスのケーブル見本などを展示し、海中深くに敷設される電信線の実物を間近に見ることができるよう配慮した。

そのほか、19世紀末から20世紀初頭にかけて各国の郵電庁間で取り交わされた国際年賀状<sup>5)</sup>、中でも電信の意匠が盛り込まれた図像を紹介した（図7）。当時各国は競って最先端技術の電信を積極的にアピールしていたことが資料をつうじて伝わってくるだろう。

日本が電信と出会ったころ、世界では国際連合が相次いで組織され、1865（文久4）年に世界初の国際連合である国際電気通信連合（旧万国電信連合）が、次いで1874（明治7）年に万国郵便連合が発足している。いずれも通信の国際機関であり、幕末から明治初期、すでに「通信が世界を一つにつなぐ」という時代がやっていたのである。

## 4 むすびにかえて

当館には我が国の近代化を知る上で重要な資料が数多く眠っている。今回は未着手となってしまうが、長く封印されたままの電気通信資料の原簿との照合を急ぎたい。これにより、来歴などより詳しい情報がわかるきっかけになるだろう。

5 井村恵美「初期の国際年賀状—各国のデザインとその背景 1888-1926—」（『郵政博物館 研究紀要』第8号、2017年3月）



図7 国際年賀状（ドイツ）1909（明治42）年

本展では、19世紀末から20世紀初頭にかけて各国で開発された黎明期の電信機や電話機を紹介した。これらはサミュエル・モールス、グラハム・ベル、グリエルモ・マルコーニらの革新的な発明がきっかけとなり今につながっている。

先人たちのたった一つの新しいひらめきから、たゆまぬ意欲と発見で生まれたモノたちは、今では動かなくなり博物館で眠っているが、ふと足を止め「これはなんだろう？」と触れたいくなる不思議な魅力をまとっている。

多くの人に物言わぬ機械と時空を超えて対話してもらいたい。本展をとおして先人たちの「ものづくりスピリット」と「夢を実現化させるパワー」とを体感してもらえれば幸いである。

最後に長年に渡り当館電気通信資料の調査にご尽力くださった皆様、本展開催にあたり資料収集や音声データの作成等に多大なるご指導ご協力を賜った株式会社横須賀テレコムリサーチパーク無線歴史展示室室長太田現一郎氏、横須賀市自然・人文博物館学芸員安池尋幸氏、元東京海洋大学客員教授毛利邦彦氏、イラストを担当してくださったNaffy氏その他関係者の皆様に感謝の意を表す。

（いむら えみ 郵政博物館主席学芸員）

▼表2 展示リスト

明治改元150年企画展「THE STEAMPUNK - 螺子巻奇譚 -」 作品リスト (2019年1月1日~4月7日 郵政博物館) 当館収蔵品のみ記載							
	名称	年代	製造国	製造会社等	解説	数量	サイズ(縦×横×高)mm
電信関連							
1	ヒューズ式電信機	1900年代初頭	ドイツ	SIMENS&HALSKE	ミュージックキーボード式	1台	560×830×1640
2	エンボッシング・モールス電信機 A機 (ヘリー将来)	1854(嘉永7)年	アメリカ	J.W.NORTON	ヘリー提督献上品	1台	427×780×170 (本体)
3	エンボッシング・モールス電信機 B機 (ヘリー将来)	1854(嘉永7)年	アメリカ	J.W.NORTON	ヘリー提督献上品	1台	427×780×170 (本体)
4	ブレゲ指字電信機 送信機	1861(明治2)年使用	フランス	BREGUET	電信創業時使用品	1台	245×175×100
5	ブレゲ指字電信機 受信機	1861(明治2)年使用	フランス	BREGUET	電信創業時使用品	1台	175×245×205
6	単針式電信機	1872(明治5)年頃使用	イギリス	—	鉄道運行で使われた電信機	1台	105×280×500
7	オーストリア献上品	1861(明治2)年	オーストリア	J.M.EKLING	オーストリア公使献上品	1台	280×410×280
8	ディニエ印字式電信機	1860年頃	フランス	DIGNEY	1866(慶応2)年榎本武揚 オランダより持ち帰る	1台	165×355×410
9	モールス自動受信機	1870(明治3)年推定	デンマーク	ST,N.T.SS,FABRIK	モールス電信	1台	425×345×270
10	モールス自動送信機	1870(明治3)年推定	デンマーク	ST,N.T.SS,FABRIK	モールス電信	1台	265×155×220
11	音響器 (音響式電信受信機) 外	1923(大正12)年	日本	田中電気商会	—	1台	118×170×338
12	音響器 (音響式電信受信機) 中	1943(昭和23)年	日本	東京電機製作所	—	1台	—
13	継電器 / リレー	1892(明治25)年推定	日本	ELLIOTT BROS	—	1台	170×170×125
14	継電器 / リレー	1902(明治35)年	日本	逓信省	—	1台	130×130×150
15	チェッカー印刷電信機	1910(明治43)年推定	アメリカ	L.J.HEALING&CO.LTD	印刷電信	1台	280×280×310
16	チェッカー印刷電信機	1910(明治43)年推定	イギリス	ELLIOTT BROS	印刷電信	1台	340×340×420
17	グレー多重式電信機	1872(明治5)年推定	アメリカ	WESTERN ELECTRIC CO	指字電信	1台	380×440×330
18	モールス自動送信機	1870(明治6)年推定	イギリス	ELLIOTT BROS	モールス電信	1台	270×180×235
19	モールス自動受信機	1870(明治6)年推定	イギリス	ELLIOTT BROS	モールス電信	1台	350×340×280
20	モールス軍用電信機	1872(明治5)年	フランス	DIGNEY FRES&DIVERNERESSE	モールス電信	1台	220×340×285
21	エンボッシング・モールス受信機	1870(明治3)年推定	アメリカ	A.S.CHUBBUK	モールス電信	1台	290×240×125
22	シーメンス & ハルスケ中継盤	1875(明治8)年推定	ドイツ	SIMENS&HALSKE	—	1台	660×1030×610
23	ABC電信機	1870(明治3)年推定	アメリカ	W.T.HENLEY	電磁誘導	2台	430×210×270
24	伝信機之布告	1869(明治2)年	日本	伝信局	電信創業の布告文	1枚	510×370
25	創業当時の電信線路監視の図(油彩画)	—	—	—	電信線の監視に当たる役人	1枚	890×1190×60
26	横浜伝信局内部の図 (油彩画)	—	—	—	1869(明治2)年、創業時の伝信局内部のようす	1枚	735×970×60
27	ウィリアム・ヘンリー・ストーン (胸像)	—	日本	—	—	1体	650×980×1000
28	暗号電報解読文	—	日本	—	—	1枚	245×325
29	電報送達紙(田原坂の戦局伝える電報)	(明治10)年	日本	電信局	明治10年3月16日午後4時の記録	3枚	260×180
30	換字暗号	(明治9)年	日本	電信局	—	1枚	270×400
31	馬蹄形磁石	1851(安政5)年	日本	佐久間象山	—	1台	155×125
32	絹巻銅線	1849(嘉永2)年	日本	佐久間象山	—	1台	125×105×40
33	東海名所改正道中記 [伝信局 日本橋新橋迄十六町]	1875(明治8)年	日本	歌川広重 (三代)	伝信局を描く	1枚	360×340
34	東海名所改正道中記 [境木の立場 程か谷 戸塚迄二り九丁]	1875(明治8)年	日本	歌川広重 (三代)	松の木電柱を描く	1枚	360×340
35	幕府留学生の電報 (オランダ)	1867(慶応3)年	オランダ	—	翌日の訪問について	1枚	265×195
36	大北電信会社電報 (上海—長崎線)	1871(明治4)年	日本	大北電信会社	敷設直後の海底電信線を利用	1枚	705×215
37	ダニエル電池 (一部復元)	1881(明治14)年	ドイツ	SIMENS&HALSKE	—	1台	185×800×185
38	ヘリー献上電信機実験の図 (油彩画)	—	—	—	—	1枚	100×150×185
電話関連							
39	ベル電話機 (模造)	1876(明治9)年	アメリカ	—	—	1台	100×150×185
40	エリクソン電話機	—	スウェーデン	ERICSSON	—	1台	150×100
41	コリアマル電話機	1888(明治21)年	イギリス	COLLIER MARR	—	1台	480×145
42	ダルソンヴァール電話機	1884(明治17)年	フランス	DARSONVAL	—	1台	485×140
43	ハニングスコーン電話機	1889(明治22)年	イギリス	HUNNINGSCONE	—	1台	200×170
44	ルーレ電話機	1885(明治18)年	フランス	RUE LE	—	1台	230×220
45	ミックスゲネスト電話機	1885(明治18)年	ドイツ	MIX GENEST	—	1台	390×203
46	アーデル壁掛電話機	1887(明治20)年	日本	逓信省工務局	—	1台	390×203170
47	紙幣式壁掛電話機	1895(明治28)年	アメリカ	MASON	—	1台	1650×320
48	ガワーベル電話機	1888(明治21)年	日本	逓信省工務局	—	1台	300×350
49	ガワーベル電話機 (ビーオ型)	1882(明治15)年	イギリス	—	—	1台	210×220
50	磁石式桌上電話機 (レポート)	1800年代	ドイツ	C.E.LEWERT	—	1台	120×200×300
51	磁石式桌上電話機 (エリクソン)	1800年代	スウェーデン	ERICSSON	—	1台	120×200×300
52	国産第1号機	1878(明治11)年	日本	工部省	—	1台	400×140
53	ポスター (自動式電話交換のよし悪しは使い方一つ)	年代不詳	日本	逓信省	—	1枚	790×580
54	ポスター (無駄な通話はおやめ下さい)	1939(昭和13)年	日本	逓信省	—	1枚	790×580
制服 (電信電話関連)							
55	制帽・外套 ロシア	年代不詳	ロシア(旧ソ連)	ロシア郵電庁	—	1式	—
56	制帽・制服 ノルウェー	年代不詳	ノルウェー	ノルウェー郵電庁	—	1式	—
57	制帽・制服 ポーランド	年代不詳	ポーランド	ポーランド郵電庁	—	1式	—
58	制帽・制服 オーストリア	年代不詳	オーストリア	オーストリア郵電庁	—	1式	—
59	制帽・外套 フランス	年代不詳	フランス	フランス郵電庁	—	1式	—
60	制服 フランス	年代不詳	フランス	フランス郵電庁	—	2式	—
61	制帽 フランス	年代不詳	フランス	フランス郵電庁	—	3個	—

無線関連						
62	三興丸模型 (展示ケース付)	1937(昭和12)年8月15日	日本	佐藤汽船	—	1台 500×1800×790
63	TYK式無線電話機 (展示ケース付)	1912(明治45)年	日本	逓信省	—	1台 570×855×1980
64	第4回戦役記念郵便絵はがき 交通ノ部 兵站電信線ノ架設ノ遼陽軍用通信所ノ 野戦電信線ノ架設	1905(明治38)年10月15日	日本	逓信省	—	1枚 85×140
65	第4回戦役記念郵便絵はがき 海軍ノ部 日本海海戦ニ於ケル我主力艦隊ノ敵艦邀撃	1905(明治38)年10月15日	日本	逓信省	—	1枚 85×140
66	第4回戦役記念郵便絵はがき 海軍ノ部 旗艦三笠ヨリ見タル砲煙中ノスワロフ	1905(明治38)年10月15日	日本	逓信省	—	1枚 85×140
67	第4回戦役記念郵便絵はがき 海軍ノ部 日本海海戦ニ於ケル敵艦捕獲	1905(明治38)年10月15日	日本	逓信省	—	1枚 85×140
68	記念切手「無線電信発明100年」	1996(平成8)年4月2日	バハマ	—	タイタニック号とカーベシア号	1枚 48×80
69	記念切手「ロイド保険組合300年」	1988(昭和63)年10月18日	バルバドス	—	タイタニック号の沈没	1枚 43×29
70	記念切手「タイタニック号難破80年」	1992(平成4)年4月14日	ユーゴスラビア	—	沈没するタイタニック号	1枚 30×35
71	記念切手「国際切手展」	1999(平成11)年3月19日	アイルランド	—	タイタニック号	1枚 90×150
72	記念切手「船」	1998(平成10)年6月5日	ガーナ	—	タイタニック号	1枚 75×100
73	記念切手「タイタニック号沈没」	1998(平成10)年12月22日	ソマリア	—	出航	1枚 52×62
74	記念切手「タイタニック号沈没」	1998(平成10)年12月22日	ソマリア	—	航海	1枚 52×62
75	記念切手「タイタニック号沈没」	1998(平成10)年12月22日	ソマリア	—	沈没	1枚 52×62
76	記念切手「タイタニック号沈没」	1998(平成10)年12月22日	ソマリア	—	海底のタイタニック号	1枚 103×150
77	記念切手「タイタニック号」	1998(平成10)年10月9日	マダガスカル	—	救助	1枚 160×195
78	記念切手「タイタニック号」	1998(平成10)年10月9日	マダガスカル	—	事故後	1枚 160×195
79	磐城無線電信局長米村嘉一郎受賞の 記念メダル	年代不詳	アメリカ	RCA社	—	1個 95×85
80	鉱石ラジオ (JOAK)	年代不詳	日本	—	—	1台 120×125×145
その他 (電信関連等)						
81	国際年賀状	1893(明治25)年	ルクセンブルグ	郵便庁	キュービッド、女神、ルクセンブルグの街	1枚 197×197
82	国際年賀状	1897(明治30)年	ドイツ	ライプツィヒ郵便局	騎馬郵便員、ライプツィヒ市街、電信線	1枚 110×166
83	国際年賀状	1899(明治32)年	ブラジル	郵便庁	記事、賀詞	1枚 114×171
84	国際年賀状	1899(明治32)年	スウェーデン	電報局	ストックホルムの街	1枚 207×185
85	国際年賀状	1899(明治32)年	ホンジュラス	郵政総局	電話する子どもたち	1枚 110×163
86	国際年賀状	1899(明治32)年	アルゼンティン	郵便局長官	電信機など表した賀状	1枚 199×151
87	国際年賀状	1900(明治33)年	ドイツ	ベルリン帝国郵便局	手紙を運ぶ使者などを描く賀状	1枚 162×217
88	国際年賀状	1901(明治34)年	ギリシャ	郵便局総局	ゼウスと雷など表した賀状	1枚 117×175
89	国際年賀状	1902(明治35)年	フランス	リヨン郵電局	花の絵、記事、賀詞	1枚 106×162
90	国際年賀状	1903(明治36)年	ホンジュラス	電報局	電信の女神、電話機、電柱	1枚 120×172
91	国際年賀状	1903(明治36)年	ドイツ	帝国ケルン上級郵便管理局	ライン川、車に乗る郵便配達員	1枚 139×209
92	国際年賀状	1903(明治36)年	ドイツ	ベルリン帝国郵便局	手紙を持つ女神、船、車輪など	1枚 140×192
93	国際年賀状	1903(明治36)年	フランス	セーヌ郵電局長	電信線の絵、記事、賀詞	1枚 126×174
94	国際年賀状	1904(明治37)年	ドイツ	エムデン電信局	エムデン電信局舎	1枚 89×137
95	国際年賀状	1904(明治37)年	メキシコ	郵政庁長官	地球、メダル、紋章、統計	1枚 201×144
96	国際年賀状	1904(明治37)年	日本	逓信省	逓信省庁舎	1枚 132×191
97	国際年賀状	1905(明治38)年	ドイツ	帝国ケルン上級郵便管理局	ライン川、ケルン大聖堂、郵便配達員	1枚 155×210
98	国際年賀状	1905(明治38)年	ヴェネネズエラ	電信総局	装飾された賀状	1枚 108×135
99	国際年賀状	1905(明治38)年	ドイツ	ライプツィヒ上級郵便管理局	女神、キュービッド、郵便配達員	1枚 120×180
100	国際年賀状	1906(明治39)年	ドイツ	ベルリン帝国郵便局	装飾された賀状	1枚 118×179
101	国際年賀状	1906(明治39)年	ドイツ	ライプツィヒ上級郵便管理局	星降る夜に走る郵便馬車	1枚 182×118
102	国際年賀状	1907(明治40)年	ドイツ	ライプツィヒ上級郵便管理局	鉄道郵便車など	1枚 183×98
103	国際年賀状	1907(明治40)年	ドイツ	ライプツィヒ上級郵便管理局	ホルンを吹く騎馬郵便人	1枚 108×173
104	国際年賀状	1907(明治40)年	コーチシナ (ベトナム)	東洋郵政総局	装飾された賀状	1枚 151×205
105	国際年賀状	1909(明治42)年	ドイツ	ベルリン帝国郵便局	装飾された賀状	1枚 133×197
106	国際年賀状	1910(明治43)年	ドイツ	フランクフルト郵便局	教会、橋、飛行船	1枚 174×112
107	国際年賀状	1910(明治43)年	ドイツ	ライプツィヒ上級郵便管理局	老人からホルンを受け取る天使	1枚 102×165
108	国際年賀状	1911(明治44)年	トルコ (旧オスマン帝国)	郵便電庁	記事、賀詞	1枚 124×172
109	国際年賀状	1912(大正元)年	ブラジル	電信庁長官	電柱の絵、賀詞	1枚 119×172
110	文明滑稽寿語録	1871(明治4)年	日本	蕙斎芳幾	—	1枚 599×713
111	世界電信線路図	1906(明治39)年	スイス	—	—	1枚 595×840
112	海底ケーブル見本 (フランス)	1875(明治8)年	フランス	—	—	1台 305×435×90
113	海底ケーブル見本 (イギリス)	1904(明治37)年	イギリス	—	—	1台 580×1000×80
114	海底敷設線の図 (油彩画)	年代不詳	日本	—	海底敷設線沖縄丸	1枚 850×1050×50
115	掛時計	1952(昭和27)年	日本	多度津郵便局	—	1台 410×115
116	掛時計	年代不詳	日本	逓信省時代	—	1台 520×130
117	エンボッシング・モールス電信機 (ハリー将来) (機能模型)	年代不詳	日本	—	—	1台 427×780×170 (本体)
118	ブレゲ指字電信機 (模型)	年代不詳	日本	—	—	1台 175×245×205
119	磁石式卓上電話機 (バイユー)	年代不詳	フランス	—	—	1台 200×270×300

いなかったのだから、公認・未公認という表現には筆者自身疑問はあるがここではこのように表現しておく。

房総に対し東海道沿岸では明らかに旅客の海上輸送を禁止している。その禁止理由の第一は「禁止」を願う訴訟が起きたからである。房総側においては管見では旅客の河川・海上輸送に関する禁止の嘆願や訴訟は起きていないようである。このことについては房総の交通・流通形態について述べることになるので、ここでは房総の陸上交通集落は旅客の河川・海上輸送が行われても大した経済的圧迫を受けなかったからとだけ記しておく。

これに対し江戸内湾南側において旅客の海上輸送が行われると禁止願・訴訟が起きているのは、旅客の海上輸送が東海道の交通集落つまり宿場に経済的圧迫を及ぼすためである。東海道は通行量が多く旅館屋や茶店などはそれにより収益を得ていたのである。

幕府は訴えに基づき旅客の海上輸送を禁じているが、禁止理由として「旅人を舟二乗せ、江戸其外所々え渡海いたし候段、脇往還同様にて宿場助成之差障二相成候筋二付」としていることである。海路Ⅱ脇往還と捉え、脇往還は宿場助成の障害になるとしている。これによれば街道には本道たる五街道と脇往還があり、脇往還は宿場（五街道）の障害ということになってしまう。勿論幕府が脇往還すべてをこのように見ていたわけではないが、五街道が通じる地域の脇往還を考える上で大きな意味を持つであろう。

焦点を散漫にしてみたが、河川・海上交通による旅客輸送は近世交通制度確立期には特に想定していなかったが、人の移動が盛んになるにつれ河川・海上交通を利用あるいは、旅客の増加に目を付け旅客を輸送する物資輸送船が登場するようになった。これに対し幕府は統一見解を示さず禁止願の出た場合は禁止し、異論がでない地域はこれを認めるといふよりは放置した。こうした状況の中で近世交通は展開したのである。

注

- (1) 鹿島萬兵衛『江戸の夕栄』（中公文庫 昭五二）  
(2) 木更津船については拙稿「近世における江戸湾交通について」（『国立歴史

(4) 民俗博物館研究報告」第二集）参照  
和田篤憲「江戸の警備と下総行徳の長渡船」（『経済史研究』九 昭五）  
「番船諸用留」は氏の論文体裁から見て和田篤憲氏の旧蔵とみて間違いない。本資料は古書市場に流出し、国立歴史民俗博物館に収蔵されるに至った。本資料はその後筆者山本により活字化されている。「国立歴史民俗博物館蔵『番船御用留』」（『交通史研究』五三 平一五）に収録。御用留とあるのは筆者の校正ミス。正しくは「諸用留」である。

(5) 加藤貴「中川番所の機能とその特質」（『交通史研究』一一 昭五九）  
「徳川禁令考」前集二二八八号  
「文久四年 道中栞」（『青梅市史料』一三三 昭五三）

(6) 千葉県茂原市鷺津 丸雅幸氏旧蔵 茂原市立美術館郷土資料館現蔵  
都立中央図書館蔵『壬辰船橋紀行』東京誌料請求番号 〇五三二 四  
「尾張屋板江戸切絵図 礪川牛込 小日向絵図」万延元年（一八六〇）（人文社「嘉永慶応 江戸切絵図」平七）

(7) 「同右 日本橋北内神田両国濱町明細絵図」嘉永三年（一八五二）（同右）  
田山花袋著「東京近郊一日の行楽」（博文館 大一一）  
村越博茂「近代移行期における蒸気船就航に伴う「行徳船」の終焉」（『交通史研究』九一 平二九）

(8) 筆者蔵「大峰山道中記」  
国立国会図書館蔵 題箋には「勢起屋登の紀行」とあり、内題は「関宿紀行」とある。表紙は国会図書館が改装した際に新たに作成したもので、標題もその時変体仮名で記されたものと思われるが、ここでは表題を便宜上「せきやとの紀行」とした。

(9) 筆者蔵「善光寺 日光 西国三拾三所道中記」天保二年（一八四二）  
斎藤直成編「江戸切絵図集成」四 尾張屋板  
千葉県鴨川市海福寺の神田有賢氏によれば、この場合の門徒とは葬儀を執行することができない寺のことである。

(10) 渡辺和敏著『東海道交通施設と幕藩制社会』（岩田書院 平一七）  
荒井顕道編『牧民金鑑』下（刀江書院 昭四四）  
石井良助編『御仕置例類集』第五冊所収六五号史料（名著出版 昭四六）  
磯貝正編『保土ヶ谷区郷土史』上（保土ヶ谷区郷土史刊行委員部編・発行 昭一三）

(11) 「南撰要類集」一四三 諸問合（国立国会図書館旧幕府引継書）  
「梅が浦」国立国会図書館蔵 乾坤二冊 筆者は本姓佐々木 大西源祇房、雅名撫草庵御統、別号楓川堂居易、道号寛雲庵居士。「梅が浦」の外に紀行文「津久井日記」「但馬紀行」「房の邦紀行」（いずれも国会図書館蔵）「ぬさふくろ」（筆者蔵）などがある。

○引用史料については綿貫啓一氏・加藤貴氏にお世話になった。  
(やまもと みつまさ 交通史学会会長)



七月六日

南方

小口年番

右文化二丑年七月中小口年番より通達御座候、

道中奉行井上・榊原両名から南町奉行岩瀬氏への掛合を延々と引用したが、冒頭の文化一四年七月の「……道中奉行より掛合」によると、旅人の海上輸送は日常化していたようである。その区間はここでは品川宿と保土ヶ谷間と明記されているが、この文言の中で注目されるのは「江戸其外所々え渡海いたし候段、脇往還同様にて」という記述だが取りあえずここでは指摘に留めておく。

日常化といっても禁止はされるが、すぐにまた海上輸送が再開するという状態であった。文化一四年の場合は品川宿海晏寺門前常次郎店の庄兵衛等が海上輸送を始めたところ大井村の者に見つかってしまった。

海上輸送については文化二年にも同様の輸送があり、この件についての「御触」があったが明確な書留が無いと道中奉行井上利恭及び榊原主計頭は述べている。その結果江戸町年寄樽氏や道中奉行井上・石河両名から北町奉行小田切氏宛の書付、大貫次右衛門の書付が提出されているが、ここでは大貫次右衛門の書付を見てみよう。

品川宿の願い出によれば、毎年六月中旬から七月中旬迄は富士山及び大山参詣の旅人が多数通行し、品川と藤沢間の宿場や立場は年間で最も収入が多い時である。ところが近年は富士・大山参詣の時期に限らず、平時も江戸表から神奈川宿迄海上輸送が行われるようになり、街道を通行する旅人が減少してしまった。そのため江戸表からの旅人の海上輸送は品川宿入口の八つ山下迄、江戸に向かう船は神奈川と品川間における旅人の乗船を禁止してもらいたい。様々な事情はあったようだが品川宿の訴えは聞届けられているが、禁止の効果はどの程度であったものか、文化一四年に再びどうか何度目かの不正海上輸送が品川宿の五兵衛・長次郎によって行われたわけである。

品川辺りから神奈川・保土ヶ谷辺りへの旅客海上輸送は見つかっては禁止を繰り返しながら、恐らく幕末に至るまで行われていたものであろう。こうした海上輸送は広がりを見せ、武州久良岐郡野島村（現横浜市金沢区

野島）の船頭達が旅客を船で神奈川あるいは江戸表まで輸送するに至っている。

野島村は三浦半島方面へ向かう街道が通じるが、江戸方面から三浦半島への経路を簡単に記しておこう。

江戸方面から三浦半島へは保土ヶ谷宿で東海道から分岐する街道を利用することが多かったようである。保土ヶ谷宿の分岐点には今も何基かの道標が建っている。この道を南下すると金沢町屋に達するが、ここからは鎌倉への道が分岐している。さらに南に進み野島村からは大津・横須賀方面まで船を利用するのが一般的であったようだ。

天保年中の旅日記とみられる「梅が浦」<sup>24</sup>によると、江戸の本所小梅辺りに住む筆者楓川堂老人は浦賀方面へ旅立つが、保土ヶ谷から金沢に出て野島村から船に乗り浦賀に向かっている。

野島村なれハ、野島夕照ハこゝそとよ、爰にまた鈴木屋幸七といへる方に入り、浦賀への渡しふねたのミ、（中略）又乗合の人も有りて、三たり乗となり乗出す、雨もやミ風静にて海上いとおたやかなり、ちなみに帰路は海が荒れて浦賀から船が出せず陸路を歩くがかなりの難路であったようだ。

野島村から半島南部に向けての旅客輸送は陸路の交通集落と軋轢を起すことは無かったようである。ところが前述のように野島村の船が江戸表方面へ旅客を輸送するようになってしまった。その状況を『保土ヶ谷区郷土史』上巻によりみてみよう。

乍恐以書付御訴訟奉申上候

大貫次右衛門御代官所

東海道保土ヶ谷宿

旅籠屋惣代

訴訟人

八郎右衛門

難 洪 書 入

倉橋内匠様知行所

武州久良岐郡野島村

相 手

船 頭

庄 二 郎

乍恐以書付御訴奉申上候  
当月九日御訴来

一南品川海晏寺門前家主常次郎・同佐次右衛門奉申上候、常次郎店五兵衛、佐次右衛門店長次郎、右之もの兩人去ル九日御勘定御奉行榊原主計頭様御役所江、家主・五人組差添可罷出旨御差紙頂戴仕候二付罷出申候、他之御役所之義故、其段同日御訴奉申上罷出候処、前書五兵衛・長次郎義は、急ニ船乗渡世仕候もの二付、当月朔日大師參詣之もの之由、男女六人ニ而右五兵衛方江參、築地辺迄相雇申度由二付、船支度仕乗舟可為致与存候処、御代官大貫次右衛門様御支配所武州荏原郡大井村名主五藏与申もの罷越、海面之義者此方持場二而、急ニ(兼々カ)御触も有之候間、乗舟不相成旨差支候得とも、急(兼カ)而御触も有之候義二候ハ、支配名主方より可申渡候処、未夕申渡も無之義二候得とも、隣村名主差留候二付、差控罷在候、然ル処、其後御触有之候由支配名主申付候間、旁以渡舟差控罷在候処、前書之通榊原主計頭様御役所二而一通御糺之上、御吟味中右兩人之ものとも家主・五人組江御預ケ被仰付候間、其段御訴奉申上候処、猶又今十九日被召出御吟味御座候、然ル処、前書五兵衛・長次郎江御尋之趣は、江戸向江旅人乗舟不相成儀を相弁江、是迄渡世いたし候哉御尋ニ御座候、右兩人より申立候は、是まで年来舟渡世いたし、大師河原參詣之もの其外とも江戸向江渡世致来り候旨申上候得者、一躰旅人乗舟不相成義を仕来り候上者、先道中筋江も差出押隠候旨、御吟味有之候得とも、先道中筋江旅人乗舟為致候義は一切無之旨申上候、且又先年町年寄衆御役所より御触有之旨、先達而前書名主五藏申立候二付、右御触書支配名主より写差出候処、右御吟味ニ而被仰聞候は、右躰触書も有之候得は町役人迄等閑故之旨被仰聞候、右御触書之趣は御当地より神奈川宿辺迄乗舟不相成旨之御触書ニ而、江戸向江不相成与申義は無之旨、此義支配名主より申渡、一同相弁罷在候旨申上候、其外別ニ御吟味無御座、今日者引取来ル、廿九日五ツ時一同召連可罷出旨被仰渡、則御請書言上申候、前書申上候町年寄衆御役所より被仰渡候書面写相添、此段御訴奉申上候、

以上

文化十四丑年

七月十九日

南品川海晏寺門前

御番所様

家主	常次郎	印
五人組	三次郎	印
家主	佐次右衛門	印
五人組	喜兵衛	印
名主	又三郎	印

申渡

駿州富士山・相州大山參詣之ものとも、御当地より東海道神奈川宿まで海上舟にて罷越候二付、旅籠屋并商人とも助成薄く難義いたし候二付、舟往来差留之儀、品川宿より願出、右躰御当地より乗舟致し、神奈川宿辺え着舟致候義は、脇往来同様之義、是迄迎も海辺付村え船往来差留之義度々触有之候、御当地河岸之船持とも右之段相心得罷在候ては、心得違之義可有之、以来右躰之旅人は品川宿入口八ッ山下船着場限り上陸致し、神奈川辺まで乗船為致候義は堅致間鋪候、右通船渡世之ものともえ不洩様可申継候、

丑七月六日

右之通喜多村彦右衛門殿え申渡候間、御達申候、以上、

依之町中惣年番名主并河岸付町々名主とも江、別紙之通彦右衛門方に  
て申渡し候、則申渡書写并其節御掛合之来書、御代官より差出候書付  
写とも相添、依之此段申上候、以上、

丑七月

樽 吉五郎

文化式丑年七月三日

写

小田切土佐守殿

井上美濃守

石川左近将監

駿州富士山并相州大山參詣之ものと、御当地より東海道神奈川宿辺  
迄海上舟にて罷越候二付、旅籠屋并商人とも助成薄及難義候趣を以、  
船往来差留之義、品川宿より願出候由、大貫次右衛門申聞、右躰御当  
地より乗舟いたし神奈川宿辺江着船致し候義は、脇往還も同様之義、  
其上是迄も海辺付村々え船往来差留之儀、度々触置候例も有之候間、  
此度も為相触可申處、次右衛門申聞候通、御当地河岸之舟持とも右之  
段相心得罷在候ては、心得違之義も可有之哉、一躰道中方取締にも  
相響候事故、以来右躰之旅人は、品川宿入口山八ッ山下舟着場限り上  
陸為(致脱カ)、神奈川宿辺迄乗舟為致候義は堅致間鋪旨御申渡被置  
候様致し度、別紙次右衛門差出候書付写忝通相添此段及御達候、以上、  
丑七月

東海道(品川宿より神奈川宿)辺迄之間旅人舟二乗候儀二付申上候  
書付

大貫次右衛門

私御代官所東海道品川宿願出候は、毎年六月中旬より七月中旬至、富  
士并相州大山參詣旅人夥敷通行有之、品川より藤沢迄宿場并立場とも

第一之助成二御座候處、近來右時分は勿論、平日とも江戸表より神奈  
川宿辺迄海上舟にて罷越候旅人多相成、往還通行之もの少候間、品川  
宿旅籠屋とも并酒食其外諸商人に至迄助成薄及難義候二付、江戸表よ  
り舟二乗候旅人同宿入口字八ッ山下船着場限り上陸為致候様仕度、且  
又旅人江戸下り之節は(神脱)奈川辺より品川宿迄之間、海辺付村々  
二ても旅人船乗セ不申様仕度旨願出申候、然ル處、右海辺付村々二て  
も旅人舟二乗セ不申様仕度旨願出申聞鋪旨は、先支配中も度々触出  
有之候趣にて、私御代官所二相成、寛政六寅年中右之趣等閑二相成候  
旨にて、川崎宿六郷舟渡場より先支配触書写を以願出候處、私方江右  
之段申送等も無御座候二付、其段根岸肥前守殿道中奉行勤役中申立候  
處、横(脇カ)往還二相当候二付、願之趣私方より触遣可申旨申渡、  
則品川より程ヶ谷宿之間、私御代官所海辺付木村々えは触出候例御  
座候間、此度も猶又触書差出可申奉存候得とも右之通江戸表河岸々舟  
二旅人を乗セ、品川宿其外往還筋打越、神奈川宿え船を着、夫より  
旅人上陸為致候義不差留候ては取締難行届、旅人下り之頃も江戸表  
河岸々船、神奈川宿迄出迎ひ、旅人船二乗り候も多有之、地付村々二  
ては他所より罷越候舟故、強て難差留故、其儘二乗セおろし為致、随  
ては其土地之舟持とも、右混し旅人を舟二乗セ候も有之哉二相聞、  
嘆敷旨願出、是又相違無之相聞候二付、旁江戸河岸之船持共も右之趣  
相心得罷在、品川宿入口八ッ山下舟着場限旅人上陸為致、夫より程ヶ  
谷宿迄之間、海辺付村々地元にて旅人舟二乗セ、下之不致様仕度奉存  
候間、右之趣町奉行衆え御達御座候様仕度奉存候、右海辺付私御代官  
所村々えは旅人舟二乗セ不申様、猶又今般私より嚴敷相触候様可仕候、  
依之此段申上候、以上、  
丑七月

大貫次右衛門

かつたように思い込んでいたのである。しかしこのような禁令が出ていなかったため、その場凌ぎのような禁止しか出来なかつたのだろう。

いずれにせよこうした禁令にも関わらず、船の利用は旅人にとって便利であつたため禁令は守られず、『保土ヶ谷区郷土史』上巻によれば、その後も明和四年（一七六五）・安永三年（一七七四）・同四年・同六年・寛政六年（一七九四）・文化二年（一八〇五）・同五年・同一四年と度々禁令が出されている。この旅客の海上輸送について同書は、

以上は東海道品川宿より神奈川宿迄旅人渡海船之義道中奉行より掛合谷は既に上陸して居るので、当宿としては差したる苦痛はなかつたので別に嘆願や訴訟は起してゐないが、

と記しているが、「南撰要類集」<sup>(23)</sup>により文化一四年の旅人渡海についてみてみよう。

文化十四丑年七月

東海道品川宿より神奈川宿迄旅人渡海船之義道中奉行より掛合

井上美濃守

岩瀬加賀守

榊原主計頭

東海道品川宿より程ヶ谷宿迄之内浦付村々より旅人を舟二乗せ、江戸其外所々え渡海いたし候段、脇往還同様にて宿場助成之差障二相成候筋二付、右宿二海辺付村々より旅人を乗船為致候義ハ不相成段、支配御代官より年々相触置候処、今般品川海晏寺門前常次郎店庄兵衛外壱人義、南品川宿地先にて旅人を乗せ致渡海候を、大井村之ものとも見咎、次右衛門方え申立候二付、拙者方江呼出、当時吟味中二候、然ル処、右宿海辺付村々より旅人乗舟不相成段、去ル丑年石川右近將監先役中各様御先役え掛合之上、右近辺町方之ものとも江も、前文之通御代官にて相触候趣御触被置候由二者候得とも、耽と書留等無之候間、右之趣御糺之上、其節之御取扱振致承知度、此段及御掛合候、以上、

丑七月

御書面

東海道品川宿より程ヶ谷宿迄之内、浦付村々より旅人を舟二乗、渡海いたし候一件二付訴出、当時御吟味中に付、右渡海之義二付文化二丑年先役小田切土佐守江御掛合有之、其砌右河岸之舟持とも江触置候ため御呼出被成度旨致承知取調、則町年寄ともより差出候書面・触書写相添此段及御挨拶候、

十三ヶ年以前丑年七月

神奈川宿迄船往来差留之義相調申上候書付

樽 吉五郎

東海道品川宿より程ヶ谷宿迄之内、浦付村々江旅人を舟二乗、江戸其外所々江渡海いたし候段脇往還同様にて、宿場助成之差障二相成候筋二付、右宿々海辺付村々より旅人を乗船為致候義ハ不相成段、支配御代官より年々相触置候処、今般品川海晏寺門前常次郎店庄兵衛外壱人、南品川地先にて旅人を舟二乗せ渡海いたし候を、大井村之ものとも見咎、御代官江申立候二付、当時御吟味中二付御座候、然ル処、右海辺村々より旅人乗船不相成段、去ル丑年石川右近將監殿御先役中、其節之御奉行衆え御掛合之上、右近辺町方之ものともえも前文之通御代官にて相触候趣被置候義二は候得とも、猶御糺之上、其節之御取扱振御承知被成度段、井上美濃守殿・榊原主計頭殿より御替掛合の御書面御渡被成、相札可申上旨被仰渡候、去文化式丑年七月駿州富士山并相州大山参詣之旅人、御当地より神奈川宿迄海上舟二にて罷越候二付、旅籠屋并商人とも助成薄及難儀候趣を以、舟往来差留之義、品川宿より願出候由、御代官申出候二付、御当地河岸之船持とも相心得罷在、右舩之旅人は品川入口山八ッ山下舟着場限上陸為致、渡海之義は堅為致申間鋪旨、御申渡御座候様被成度段、井上美濃守殿・石川右近將監殿より之御書面、小田切土佐守殿より喜多村彦右衛門方江御渡被成候、

儀嚴重改等有之候ハ、品々差支出来可申哉も難計、殊ニ平蔵吟味書ニは、御関所有之、猥ニ女連参り候儀、相成間敷とは無之、上総辺には知人も有之候ニ付、いくを連参可申と存、折節築地辺ニ漁船着居候間、上総国木更津迄乗船為致呉候様頼、右いくを乗せ、木更津辺迄船ニ乗七参り候趣ニ有之、科書并吟味詰ニも御関所を越又は忍び通候趣意無之上は、別紙ニ申上候書面は、不被及御沙汰方、可然哉ニ奉存候、

評定所における最大の悩みは平蔵が意識して関所を不正に越えたかにあった。最初に関所の不正通過について述べておく。関所の不正通過については一般には「関所破り」などというが、関所を例えれば刀等を振り回し通過した等ということは、近世には全くとは言いい切れないが、無かったと言つてよいだろう。幕府側の文書類にも「関所除け」と記されている。ここに掲げた評議結果には関所除けとは記されていないが、「関所難通類山越」が関所除けに相当すると見てよいだろう。「忍び通る」はどのようなことかよく分らない。いずれにせよ「関所破り」という表現は無かつたのである。評定所の評議によれば、築地から木更津への渡海は次第によっては関所を忍び通つたことに準じ、当然重罪に処せられるべきことであつた。しかし海上は改番所無く、女性の乗船に関する禁令<sup>11</sup>御触も見当たらないという何とも奇妙な大前提のもとに評議が行われている。

この前提のもとに、平蔵が乗船した場所は関所—この場合関所とは小岩市川関所であろう—から離れており、関所を忍び通つたわけでは無く、海上は関所の持場では無い。さらに女性の船による移動を禁止する規定も無く、その上「下賤之もの共は、船ニて安房・上総辺え女を連参候儀、不苦哉ニ心得居候趣ニも、粗相聞候」としているが、「粗相聞候」とは風聞による判断であり、法的根拠など全く無い。

こうした判断を下さざるを得なかつたのは、一つは前述のように多くの女性を処罰することになるからである。さらにもう一つは安房・上総方面と江戸を往復する船舶を厳しくしたならば、江戸の経済活動や日常生活に混乱を来すからであつた。

この評議では男性旅行者はもとより女性旅行者も、江戸と関西を船舶により移動しても、箱根・新居の関所を除けてあるいは忍び通つたとして罰することは出来なくなつてしまふ。

## (二) 江戸内湾の旅人輸送と東海道

江戸・房総間の旅客輸送について、江戸から木更津／安房方面へ達する街道の交通集落は、異を唱えることは無かつたようであるが、船運による旅客輸送は江戸／房総間だけではなかつた。内湾沿いの東海道でも船による旅客輸送が行われていた。

『保土ヶ谷区郷土史』の上巻<sup>22</sup>によれば、東海道を往く大山参詣者が船を利用するようになると、東海道川崎宿は船による旅客輸送を禁止するよう幕府に訴え、享保七年(一七二二)幕府はこれを禁止している。

### 差上ケ申証文之事

河崎町より御訴申上候ハ、拙者共村々より石尊参詣之者竝往還旅人等ニ不限舟ニ而江戸迄送り候や、御注進申上候ニ付被 仰渡候ハ、向後石尊参詣其外何ニ而も往還旅人舟ニ而江戸え送り候儀一切仕間敷旨被仰渡奉畏候、舟持共え急度申付一切仕間敷候、若相背候者有之候ハ、拙者とも何分ニも可被仰付候事、

一他所より舟参候而、拙者共村々之内ニ而、右之通り旅人舟乗候者有之候ハ、早々追払可申候、若舟頭難渋仕候ハ、其者之在所・名所聞届ケ所ニ留置、早々御注進可申上候由被 仰渡奉畏候、随分吟味仕追払可申候、若見逃聞捨ニ仕候ハ、何分ニも可被仰付候、為後日証文差上ケ申候、以上、

享保七年寅七月

右之通り拜見仕奉畏候、為後日印判仕差上ケ申候、以上、これによれば、大山参詣者や旅人を川崎から江戸迄海路船で輸送してしまふが、これを一切禁止するというものである。しかし何故「旅人舟ニ而江戸え」送つてはいけないのかは明確ではない。近世交通史研究者というより私だけかもしれないが、このように船による旅人の輸送禁止事例がよく見られるため、前述のように近世前期に船による旅人の輸送が出来な

かったがその後道中奉行もこれを公認している。しかし吉田湊以外の船も伊勢へ旅人を運ぶようになり、吉田湊の特権が侵害されるようになっていく。伊勢参宮には便利な船ではあったが、東国からの参宮者はあまり利用しなかったようである。この船を利用すると、吉田以遠の名所旧跡を見ることが出来なくなってしまうからである。近世の伊勢参宮は目的地に少しでも早く到着することよりも、一つでも多くの名所旧跡等を見て廻ることが目的であったからである。

吉田湊からの伊勢参宮者輸送について道中奉行はこれを積極的に禁止はしていない。それでは江戸へ房総間の旅客輸送はどうであっただろうか。このことについては『牧民金鑑』に關連禁令が出ている<sup>20</sup>。

寛政六寅年六月

下総国本行徳並登戸・浜野村辺より、諸荷物等渡海、又者旅人乗せ候船頭共、近頃舟中ニ於て酒代等ねたり取、或ハ江戸小網町河岸ニて、本行徳辺ニ無之外場所之船、本行徳江戻り船之由申紛し、旅人乗せ、右船地元川岸ニ至り候得者、此辺より上り呉候様成儀とも申懸、旅人難儀之趣相聞、不埒ニ付、右體之義無之様、急度可相心得もの也、

寅六月

右之通各支配川岸々並私領・寺社領之分とも有之候ハ、最寄村方より申通候様可被取斗候、

六月

これに依れば、本行徳・登戸・浜野あたりの「諸荷物等渡海、又者旅人乗せ候船頭共」が近頃船中で酒代をねだるとあるが、「諸荷物等渡海」とは物資輸送船による旅客の輸送のことだろう。さらに本行徳以外の地の船が本行徳への戻り船と偽って旅客を乗せ、船頭の地元で旅客を無理やり下船させてしまうことがあるが、こうした行為を禁止するというものであって、船による旅客輸送そのものを禁止したものではない。

しかし江戸から房総への陸路には江戸川沿いに小岩市川関所が、さらにその上流には金町松戸関所が設けられ、行徳船の航路には中川番所が設けられていた。近世中後期には有名無実のような関所ではあったが、関所は

関所である。この関所を幕府自身が軽視しているようにみえるが、江戸へ房総間の船による旅人輸送が常態化してしまつたため黙認せざるを得なかつたのだろう。但し関所が關連した事件が発生した時は当然黙認するという訳にはいかなかった。

文化四年（一八〇七）下総無宿平蔵は江戸浅草山谷町七左衛門倅富五郎の女房「いく」を無理矢理連れ去つた<sup>21</sup>。江戸市中を徘徊するのは危険とみた平蔵は、「いく」を連れて上総辺りの知人宅に逃亡しようとして陸路を行けば小岩市川関所があるため、築地辺りから漁船に乗り木更津辺りに上陸したが、捉えられてしまった。

幕府にとっては何とも厄介な事件であつた。平蔵といくに関所を除けた罪を適用すると、安房・上総の多くの人々を重罪に処さなければならぬからである。その結果評定所としては以下のような苦汁のどうか、その場凌ぎの判断をせざるを得なかつた。

此儀、御定書ニ、御関所難通類山越等いたし候もの、於其所・磔、同忍通り候もの、重追放と有之但馬守別紙書面之趣ニては、上総辺ニは知人有之候ニ付、いくを連参り可申存候得共、御関所有之、猥ニ女を連参り候儀も相成間敷存、築地辺より漁船ニ乗、木更津辺に着いたし候趣ニ有之、右之次第ニては、御関所忍び通り候ものも准し可申哉ニ候得共、御関所は、兼て嚴重ニ御備有之処、右を除、山越又は忍び通り候故、重キ御仕置ニ相成候儀と相聞、海上之儀は、改番所は勿論、女を乗船為致間敷趣之御触も不相見上は、右御定相当とも難申、平蔵儀、御関所より里数隔り候海岸より乗船、上総辺へ渡海いたし候儀に付、御関所辺、忍び通り候ニは無之、殊、但馬守より御留守居え承合候処、海上は関々持場ニ無之、尤女通船之儀、取扱候儀無之旨、及挨拶儀も有之、一躰是迄海上女通船、難成趣之規定も無之故、下賤のもの共は、船ニて安房・上総え女を連参候儀、不苦哉ニ心得居候趣ニも、粗相聞候、然ルを漁船ニ女を乗七渡海いたし候迎、重御仕置ニ成候は、不穩、勿論女渡海之儀、嚴重ニ御制禁有之候ても、場広之儀ニ付、法を犯し候もの多く出来申間敷とも難申、左候得は、嚴科ニ被行候もの多く相成可申、且は御府内近国にて日々諸色運送も有之場所、通船之

文政六末年 泉蔵 寺印  
四月廿日 惠 春 (花押)

濱野村

御役人中

以上がこの事件に関連する現存文書だが、取りあえず事件の経過を記しておく。

文政六年(一八二三)四月一七日の夜、浜野村(現千葉市)に向けて旅客輸送船が江戸小網町一丁目河岸を出船した。ところが一八日の昼頃乗客の五〇歳位になる僧が船より落ち水死してしまった。そのため口書が作成されたが、口書は当然浜野村に到着してからの事だろう。

口書によると船中において乗船客も船頭達も喧嘩口論をしたものは無く、全くの事故ということである。水死人の荷物を立会のもとに調べたところ、袈裟をはじめ計一〇件、一一品が確認されている。現金は確認されていないが、落水した僧が懐中していたのだろう。

事件は単純なもので、泉蔵寺の弟子である菊間村千光院の門徒<sup>18</sup>地蔵院の春光が船中で小用を足そうとしたところ、船より落ち死亡してしまつたというものである。小網町と浜野を結ぶ船がどの程度の大きさであったかは定かではないが、たいして大きな船ではなかつただろう。このような船の中で立ちあがり小用を足すことは危険極まりない。

僧侶の死により凶らずも江戸小網町と下総の浜野を結ぶ旅客輸送の存在が明らかになつたわけであるが、乗船客について見てみよう。

乗船客は落水した春光も含めて二五名だが、彼を除いた二四名に就いて見ていこう。「口書一札之事」の二四名の署名を見ると筆跡が同じであることから、本文の筆者が書いたものであることが分るが、署名の下に爪印が押されている。但し長柄郡鵜谷村の与次右衛門・同郡長富村善蔵・七渡村与右衛門の三人は印判を所持しており捺印している。

乗船客二四名の内上総国の者が一六名、江戸の者が七名、丹波国の僧が一名である。上総の一六名の内埴生郡の者一名、夷隅郡三名、市原郡四名、長柄郡八名であるが、この内長柄郡鵜谷村与次右衛門・長富村善蔵・七渡

村与右衛門及び茂原村の者五名は同行者かも知れない。長柄郡の三名は前述のように判を持っているが、これは偶然ではなくこの三名が江戸に判を必要とする用事があつたためであろう。

茂原村の五名は社寺参詣の帰りのようでもある。このほか日在村の者も同行者である可能性が強い。江戸の乗船客は非常に関心があるが、資料も無くここでの目的ではないので後日に期したい。

乗船客の様子から見ると、小網町〜浜野間を往来する船は定期船のようであり、多くの人々がこの船の存在を承知していたわけであるが、次に船の利用と陸路の関係についてみてみよう。

### 三 旅客の陸路歩行と海上輸送

#### (一) 陸路と海路

船による旅人の移動の可否は近世においては甚だ曖昧である。近世の交通体系からみて旅人は陸路。但し本州と九州・四国など海上歩行の不可能なところは船を利用すると考えてきた。というより思いこんできたという表現のほうが正しいかも知れない。その大きな理由の一つが関所の存在である。関西と関東を船によつて旅をすれば箱根・新居関所はフリーパスである。さらに海上・河川交通を利用して旅人を運べば街道の交通集落は衰退してしまい、近世交通制度は崩壊してしまう。

しかし筆者の見落としても知れないが、「旅人は陸路を行くべし」というような全国法令のようなものは出ていないようである。

東海道吉田宿を出ると吉田川(豊川)を渡るが、吉田橋際の吉田湊からは伊勢の白子方面を始め、尾張・伊豆・江戸と各地へ船が通じていた<sup>19</sup>。吉田藩はこの湊を仕切る舟町に荷物や旅人を渡海させる権利を与えていた。この船を利用すれば短時日のうちに歩くことなく伊勢へ達することができたため、吉田を中心とした広範な地域の人々が伊勢参宮のためにこの船を利用するようになっていた。

吉田湊からの旅人輸送は吉田藩が認めたもので、道中奉行公認ではな

皆次郎（  
同村

吉太郎（

同国長柄郡

茂原村

新兵衛（

同村

五郎兵衛（

同村

常松（

同村

松五郎（

同村

小右衛門（

浜野村

御役人中

文政六年四月十七日夜、小網町一町目を離岸し浜野村に向かった船に乗船していた僧侶が船より転落し、水死してしまつた。このような「事件」が起きたからこそ内房渡海の旅客輸送船のことが、少しではあるが明らかになつたわけである。ここで先づ事件についての文書を紹介しておこう。

前掲の「口書」は当然浜野村に到着してから作成されたものだろう。事件の経緯を知つた浜野村は水死した僧侶の本寺に連絡している。

今般貴寺御弟子春光子御事、当十七日夜小網町壺丁目川岸より当村江御乗船被成候処、翌十八日昼九ツ時、黒砂浦沖二而右春光子義、小便乍致舟より落候ヲ見附周障、船人は不及申、乗合之もの共一同引揚可申与存、種々手配仕候得共、海中之事故終二行方相知不申、一同空敷当村江着船いたし、右之趣申参候二付、其節船人并乗合一同得与承礼候節、船中二而喧嘩口論仕候者老人も無之、自然与落候義、船人并乗合廿五人之者共一同、右之始末少も相違無御座候由申之二付、右之者共より一統連印一札取置申候間、右一条二付何方より何様之義申出候

共、御本寺ハ不及申上、貴寺江少も御苦勞相懸ケ申間敷候、此上浦々二而水死骸等見当次第早速御知らセ可申上候間、御見分之上相違も無之候ハ、御引取可被下候、為後証差上申一札仍而如件、

文政六年

四月廿日

浜野村

名主 林 吉

出府二付代印

組頭 喜平次

同惣代 清左衛門

泉藏寺様

本寺である泉藏寺は現在の千葉市緑区おゆみ野に所在する真言宗の寺院で、浜野村より春光の遺品を受け取つた泉藏寺は浜野村に以下のような請取を提出している。

一 今般拙寺弟子菊間村千光院門徒地藏院住春光事、当十七日夜小網町壺丁目川岸より其御村江致乗船候所、翌十八日黒砂沖二而、右春光義小便乍致舟落、行方相知レ不申趣御届被成候二付、早速参右荷物風呂敷包之内相改候所、

一 けさ 壺ッ

一 衣 壺ッ

一 御経 式冊

一 本 壺冊

一 目鏡 壺ッ

一 数珠 壺連

一 きせる 壺本

一 たばこ入 壺ッ

一 竹之子笠 壺階

一 白却絆 壺足

メ拾壺品

右之通相改春光荷物二相違無之候間、慥ニ請取申候、死骸見当り次第見分之上引取可申候、為後日之請取一札仍而如件、

有吉村

一私共儀昨十七日夜、小網町壺町目河岸より御村方迄乗船仕候処、今十八日九ツ時乗合之内、年頃五十才位之僧壺人舟より落水死仕候始末御尋被成一統申上候、私共は不及申、舟頭共二至迄、喧嘩口論仕候者壺人も無御座、水死人荷物立会相改候処、袈裟衣・数珠・御経二冊・小本壺冊・眼鏡壺ツ・きせる・たばこ入・白却伴(脚絆)壺足・竹の子笠壺階、メ拾壺品之外、金銭は無御座候、若何方より何様之義申出候共、罷出申訳可仕候、為後日乗合一統連印仍而如件、  
文政六未年  
四月十八日

上総国埴生郡

水沼村

市郎右衛門 (爪印)

江戸本所柳嶋

七五郎

上総国夷隅郡

日割村(日在カ)

伊村 八

同村

甚兵衛

上総国市原郡

国吉村

次郎右衛門

江戸四ッ谷

内藤新宿

半兵衛

上総国夷隅郡

大井谷村

弥惣 八

江戸浅草

南馬道 忠兵衛店

七右衛門

同町同店

幸次郎

丹波国与佐郡

野沼村

延命寺

道勇

上総国長柄郡

鶉谷村(鶉谷カ)

与次右衛門

同国同郡

長富村

善藏

同国同郡

七渡村

与右衛門

上総国市原郡

今富村

友右衛門

江戸深川

万年町二丁目 清左衛門店

辰五郎

江戸浅草

福井町三丁目 吉兵衛店

喜三郎

江戸神田

紺屋町二丁目 藤兵衛店

亀治郎

上総国市原郡

板倉村

の影響か日本人は異様なほど赤壁に憧れを持っている。

乗船客は新川に入るところで朝食をとっているが、その場所は先にのべた船橋西園書館所蔵の絵巻に描かれた茶店の辺りであろう。乗船客はここで將軍が浜御殿（現浜離宮）に御成りのため、中川番所は通行出来ないことを聞く。中川番所を通行出来ないということは、小名木川を通行出来ないということである。そのため船は新川と中川の合流点に来ると、中川を遡り逆井に達している。逆井で堅川の明くのを待つが、何時になるか分らないためここで小舟を雇って乗換え、堅川から隅田川を横断して柳橋に達している。

近世の小名木川の舟運に対し、堅川の舟運について具体的に記したものはこれまで見たことが無い。堅川も物資輸送等の船舶が多数就航していたと思うのだが、いずれにせよ行徳船にせよ、関宿船にせよ緊急の場合は堅川を利用していたようである。

次に西国からの旅日記を見てみよう<sup>(16)</sup>。天保一二年（一八四一）二月一日に丹波篠山（現兵庫県篠山市）近傍に住む亀屋勇吉を含む四人は善光寺・日光・西国三十三所を巡る旅に出た。二月一九日善光寺出発。二七日に日光東照宮等参拝。三月二日日光を出立し日光道中を江戸に向かい四日古河に到着するが、ここで関宿から江戸へ向けての船運のあることを知ったようである。

此古河城家より江戸式十里也、私ら義は此古河より関宿へ行き、其所より江戸川舟二而行と申聞、それ故此古河より関宿申町行、

関宿より江戸へ川舟二のる、  
此間川式ツ 舟ちん式十四文  
向川ギし

関宿城家舟問屋

一同 夜 三り △木村清兵衛泊り

古河で関宿からの船便を知った一行は関宿へ出て、舟問屋木村治兵衛方に宿泊している。日記に「同 夜 三り」とあるのは、午後三里歩いたということである。午前中については例えば「昼 三り」等と書いている。関宿からの船については次のように記している。

関宿城家舟問屋向川ギし木村清兵衛と申問屋宜敷候、壱人前江戸迄右十三里之間、関宿二着候にてゆうはん共式百五十文宛々、外二問屋二而ふとんかり申候、夜舟二而誠二さむし、ふとんすいふんたんとかり被成候、ふとん代壹枚四拾八文也、右関宿の問屋より舟出る時くれ六ツ時也、それより夜舟二而江戸兩國橋着、五日之日の昼着仕り申候、

船賃は夕食代込で二五〇文。夜船でしかも二月、旧暦の二月とはいえ船中はかなり冷えるため布団を借りているが借料は一枚に付四八文であった。船は暮れ六つに出船して五日の昼に兩國橋に到着している。

近世における関宿からの船による旅客輸送については、現在の程度明らかになってきているのか筆者自身よく調べていないが、これら旅日記から見る限り船の就航形態は夜船であったようだ。

江戸から房総へ、或いは房総から江戸へは海に出ることなく河川により達することができたわけである。船運の利用は危険を伴うものであるが、海に比べれば河川はまだ安全であり多くの旅人が利用した。

## 二 行徳一丁目河岸と浜野間の旅客輸送

日本橋川の木更津河岸からは前述のように木更津に向けて貨客船が発着しており、木更津船と呼ばれていた。これとは別に小網町一丁目河岸より現在の千葉県千葉市中央区浜野町に向けて旅客輸送の船が出ていた。

尾張屋板江戸切絵図の「日本橋北内神田両国浜町明細図」<sup>(17)</sup>によれば、行徳船の発着する行徳河岸は小網町三町目の箱崎橋の際であり、小網町一丁目には特に河岸の記載は無い。要するにこの辺りは河岸として黙認されていたのだろう。

この辺りから房総方面への旅客を運ぶ船が出ていたことは、後述する禁令などから承知はしていた。しかし実際の運航を示す史料を筆者はこれまで目にすることはなかったが、郵政博物館収蔵の史料により多少その実態を知ることができた。

口書一札之事

地の咄しなんとせむといふ、今宵夜船にて帰らはや船もまほしく別を告ぬ、出れはそこ／＼に支度せり、鶏卵・饅頭の粉など家つとにせよともらひ、堺屋弥治右衛門と云船宿の前より船にのりぬ、人々もいとねもころに送り来たりて別れぬ、関宿より江戸小網丁まで船路十八里にして、川にかゝれる宿駅、渡し場の名は元町・法師鼻・金の井・江和奈(岩名)・野田・流山・松戸・市川御番所・原渡・湊渡・今井・新川入口三角□・船戸・小松川新田・中川御番所を越て大川に至る、船の長さ四間半も有るへし、がんふりと云う油樽□檣の材木を載たり、我は船主の隣よりたのミて載りてけれハ、上の狭き所え独りゐて、おのかま、に起臥せり、追々来るものハうち交りて居らしめたり、中に女子四人三才はかりの男子に僕三人を連れてのれり、こハ遠州掛川の家士の妻にて、江戸の藩に十日あまり留り、日光の御宮の参りし帰りなりと、さまで旅の疲れも見えず、道すからのことなんと、口々に語らひ譁しく江戸の女なんとの隣家え遊び来りしこととて、遠き国の人ハ心のほど強く、はる／＼故郷を離れてうきことも顕ハれぬは、丈夫にも増れりと思ひぬ、船人ハ壱人して苦なと襲ひこき出せしかハ、浪の船にかゝれる音、物さミしく、ねても心やすからされハまどろまで、酉の過るころ、かな□ゐといふ處に來りしか、余に告て二人の旅人來れるま、怪き者にハあらされハ、傍に入てくれよとたのミしま、意に任せぬ、是ハ江戸の本郷え行く商人なりといふ、是よりハやすらぬ思ひなし、ね(寝)もせて横なる木に倚りてゐしか、しら浪のかゝるためしも聞じかハ、独にて心ほそく、折から小船に明りをともし、酒肴・菓子など商に來れり、これは淀の渡りの食ハんかといふしと思ひやりてをかしく、人々も夜のさミしきま、酒肴を買ふて酔をなし、余も菓子を求てなくさミけれと、夜のふくる(更ける)にしたかひ、多の人もねむりて静になるに、艫の音は耳に絶やらず、幽に鐘の声聞へけれハ、楓橋夜泊もかくやとて、なミ枕いと、うきねの凄しきにふくる夜つけて鐘ひ、くなり、時うつりて松戸をもすき(過)ぬるに、ほの／＼と明けわたりぬれハ、筥(苦カ)をひらきて見るに、草木生し岸の広く、外に舟もなく在明月の残れるのミ也、夢のさめしことく、

国府台を過る比は旭日の登りて赤壁をふりさけみれハ、数十丈の上に木立老繁り、古戦場の様今もめさましく、渺々たる洪河の彼方を小舟江棹さし、村の童子の遊へるかと思ひしか、とく來りぬれハ二人の女子なり、言たにいわず、こなたの船につなきて酒肴・団子など商ふ、のりぬし者も餓ぬれハ、あらそひて求め飲食なし、余も団子を求め食ぬ、市川御関所・行徳・今井をも下りて新川の岸につけ「小川や儀右衛門と云」家にいりて朝餉せるに、巳の下りにそなりけり、たつといふ魚を□にしたり、初て食し味ひしかハ、こゝろよからす思ひぬ、主人のいふ、けふは大君の濱の御庭江成らせられしま、中川御番所は通すましけれハ、小舟にのりて建(豎)川を下り、両国へいたり給へといふ、人々其にまかせて行ぬれば、こミ合て危きま、余はこの舟のこき行る、まてのりて、陸へ上りぬへしといらる庄左衛門方えつ、かなくこ、まて來りし事を文に書つけて未にわか家にぬか心ちして、梶枕長き船路に浪風もなしとて、船人にたのミやりて、大きな船に余独りのりて心静に四方を見やり、中川にいたりぬるに通ることならされハ、右へ折て逆井のこなたにて船を留て、船路の明□□まぢぬるに、いつといふ限りもなけれハ、向の岸より棹さす小舟を幸に呼びてのりたり、されハ逆井より堅川を下り、両国の右柳橋にそつきぬ、廿八日の午の下りにそありつれ、漸にて聞に 大君は王子、内府の君ハ浜の御殿え成らせ給ふとなん、□然として覚ぬれハ、こは若葉の小くらき窓の下に眠れる夢にそありけり、あたりを見廻せは机の上には南華經の初を開て有ける、

前述の如く関宿から江戸市中に至るまでの状況を実に克明に記している。本稿とは関係ないが、興味深いのは遠州掛川藩士の妻が子供を連れて江戸藩邸を訪れ、なおかつ子連れで日光に詣で帰路関宿から船運を利用していることである。

江戸川には飲食を販売する船もあり、紀行文の筆者はこれを淀川のくらわんか船に擬えている。

日記の筆者は「国府台を過る比は旭日の登りて、赤壁をふりさけみれハ」と書いているが、赤壁は言うまでも無く中国長江の赤壁である。『三國志』

るが、流石にこれは間違えと分ったようで頭注にその旨を記している。

中川番所で見えた屋根舟は江戸川に出ると再び三味線を掻き鳴らしている。この辺りと思われる風景を描いた絵巻が船橋西図書館に所蔵されている。描かれているのは新川と江戸川の合流点とみられる辺りで、江戸川は利根川と書かれている。新川から利根川へ江戸川に入り、左折して廻行すれば行徳である。左折する所には茶店があり客とみられる二人が話をしているが、二人はそれぞれ両手を広げている。まるで逃がした魚の大きさを自慢し合っているようである。

江戸川に入ると船は艘で漕ぐのではなく、棹を使用している。廻行するため艘では船がなかなか進まなかったようである。江戸川に棹さすため棹の長さは三間程あり、それも川にさすと水に隠れる程という。

行徳の象徴のように石灯籠について書かれているが、この石灯籠は『江戸名所図会』にも描かれ、今なお旧行徳河岸に建っている。

多くの旅客を運んだ行徳船の近代については、近年村越博茂氏が詳細な論文<sup>13)</sup>を発表しているので、近代以降については村越論文を参照されたい。

## (二) 関宿船

利根川を利用した旅客輸送は行徳の上流である関宿においても行われていた。行徳へ江戸間については「行徳船」「長渡船」などと呼んでいるが、村越氏は内務省の通達「夜中出船概則」をもとに「これによれば長渡船は、千葉県下においては行徳および関宿のみに認められ」としている。この記述によれば、内務省は東京へ行徳間の船運だけではなく、東京へ関宿間の船運も長渡船としているが、近世に関宿迄の船運も長渡船と呼んだかどうかは定かではないので、ここでは便宜的に「関宿船」としておく。

関宿船の詳細についてはまだ明らかにはされていないようであるが、ここでは旅日記をもとに関宿船の実態を述べておこう。

寛政九年（一七九七）七月二六日福島県二本松市近傍の修験六名が伊勢神宮・大峰山へ旅立っている<sup>14)</sup>。一行は奥州道中を南下し、氏家宿と白沢宿の間にある阿久津河岸（現栃木県さくら市）に宿泊している。阿久津河岸は鬼怒川船運の最も上流の河岸で、物資の集散地として繁栄を極めた

ところである。ここに一泊した一行は翌日阿久津河岸から、茨城県の久保田（現茨城県結城市）迄船を利用している。

阿久津 船路十三り

廿九日晚泊り 与四郎宅

旅籠百五十文、式十式文、以上百七十式文、是より舟二のり久保田と云所へ上り、舟ちん百三十五文ツ、壱人前二出シ申候、銭壱メ五百廿四文

久保田で船を降りた一行はこれより水戸道と関宿・仁連・結城・雀宮を結ぶ関宿通多功道（日光東往還等とも呼ばれる）の仁連に出て、利根川沿いの境河岸に出ている。一行は境河岸から船を利用して江戸へ出ようとしたが、江戸への乗合船は就航していなかった。

さかへ 二り

此所下総の国立原郡（猿島郡の誤りか）ト申所也、さかへかしより乗合無之二付、くが道罷り登り候、出口の茶屋利倉屋二休、酒壺合廿八文、此間二関やと、云宿舟渡二ヶ所あり、二ヶ所目二御関所有、御断申罷通候、舟ちん八文二三文出シ申候、

これは江戸への旅客輸送が行われていなかったというより、この時は何らかの事情により乗合船が無かったのだろう。

次に文政一三年（一八三〇）閏三月二六日に江戸の住人が関宿へ旅した時の日記「せきやとの紀行」<sup>15)</sup>を見てみよう。筆者は武士階級とみられ、友人の母親が故郷である関宿を尋ねる旅に随行し、この紀行文を記したものである。

一行は往路は途中迄日光道中を行き、帰路は関宿船を利用している。「せきやとの紀行」は船の状況や船中の様子そして川沿いの風景を実に上手に記している。かなりの長文になるが、下手に要約せず以下に引用することにする。

（筆者は関宿の寺社を調査・見聞し過ぎたため、同行者達が宿舎で気をもんでいる）……人々ハ門に立いて又はもととりて壱時あまりも余を待ち、道にも迷ふらんと安んしけりといふ、夕餉をなし湯に入りてゐしに、隣の鈴木平左衛門といふ者来たりて、主人の留守なれハ、土

時にひとりのおのこ川端に立た□こなたの舟人何やらんかたらふ(語らう)をうけひきたるさまにて、とみ□細く長やかなる綱をもてきて、舟の内に投入る□をかくべき為に立たる木二本あり、かの綱を結び付て綱をバ又陸に返す、彼おのこ麻苧もて連着といふもの、やうに組たる輪に綱を結びつけ、其輪を身に掛て舟を引く、曾て聞及びし引舟これなり、綱の長さ八九間も有るべし、扱舟人船中の人々に申て、あし(銭カ)を集め、合て二筋を其賃に取らず、

要するに船に綱を結び付け人間が引つ張るわけである。二、三〇年程以前、確か地下鉄都営新宿線が本八幡まで開通していない時に、小名木川沿いを歩き調査をしたことがある。小名木川が大横川か横十間川で交わる辺りで調査をしていると、実際に曳き船を見たという人がおり、その人の話では肩から脇の下に綱を廻して船を引つ張ったが、その胸は筋肉が盛り上がり女性のようにであったという。

曳き船賃は船賃とは別であったのか、船中で集めている。「二筋」とは錢縹のことであろうか。これより船頭は船を曳き手に任せることになる。

是より舟をば彼おのこに任せ、舟人は艫の方に胡座してをり、いかにも閑暇なり、行々高瀬と呼べる、其外の舟どもあまた岸につきてあり、又川の端に物高う積上げ、あるハ棹など立テありて、障る所をばかの綱を少しくゆるめて、打越く行く、其先川の端にひしと物あり、又生垣結ひたる所もありて引難し、彼おのこ綱をたぐりて舟に乗る、一二町を過、右の岸に舟をつけて舟びとの曰、ちつとおれが引くべし、是より舟人陸に上りて引く、彼おのこは舟に在りて休息す、□りし程に七八町過れば、行先又つかへて引ことを得ず、かのおのこ棹をさして舟を岸に寄す、舟人飛乗りてしばらくが程棹もて舟をやり、こたびは又右の岸に彼おのこ上りて引く、

折を得て思ひのま、に行く舟は神にひかる、ゑんの綱かも

行徳船の船頭は艫の方で胡坐をかいているが、「行々高瀬」とはどういうことか分らない。曳き船人夫の進む岸沿いには物が積み上げられていたり、棹が立っていたりでまるで障害物競争のようである。その度に綱を調節しつつ船を曳いている。どうしても船を曳くことが出来なくなると、曳

き船人夫は船に乗り船頭が棹を差し、障害物が無くなれば又船を曳く。これを何回か繰り返し、新川が江戸川と合流する少し手前で曳き船人夫は下船している。

これより間もなく江戸川に入るが、紀行文では江戸川を「利根川」と記している。これは江戸川が古くは利根川であったものが、近世前期の開鑿により関宿から銚子への流れが利根川となり、旧利根川は江戸川と呼ばれるようになった。しかしその後特に文人達は江戸川を「利根川」あるいは「古利根」と呼んだ。近代に入っても田山花袋は好んで「利根川・古利根」と著書に記している。例えば『東京近郊一日の行楽』<sup>12)</sup>の「市川とその附近」では「初冬のある日の午後、私は一人で出かけた。押上から電車、それも瞬く間に、市川近く来て、利根川の鉄橋を轟々として渡った。」ももちろん江戸川のことである。続いて江戸川に出るからの様子を『壬辰船橋紀行』は次のように記している。

……夫よりしばし棹さす程に、利根川に出たり、さしも名に聞へし坂東太郎是なり、中川よりも勝りて川の幅広く、行く水も猶清らにて最美景なり、右の方に大なる嶋あり、妙見嶋といふ、草家四五軒見ゆ、妙見の堂もあるにや、そは見えざりき、さきの家根舟ハ此川に出てよりもの、ねかきならし、何やらんうたひて興ありげなり、少しく過れば兩岸に舟附の場あり、今井の渡しこれなり、行く程に左の方松の木並び立てる所あり、是をばらく松といふ、

(中略)

扱も此舟かく底深き大河に出ても、下れる水に逆行する故にや、すべて艫を押す事無く終始棹のミを遣ふ、三間に近き程長さが水に隠れ、やがて匍匐するばかりに身を平めて棹さす、其労おもひやるへし、や、ありて行徳の揚り場に着く、舟どもあまた繋てあり、川のほとり右の方に石燈籠あり、台石三重にて高さ七尺余、その上の燈籠も□尺余にて、惣高さ壹丈五尺程もあるべし、台石のうしろに上り段あり、凡拾階ほどなり、是夜陰着船の目当にまうけたるものなり、日本橋講中など彫付けたり、

利根(江戸)川に出てその広さに感動したのか「坂東太郎」と書いてい

氏と遠山金右衛門氏に出会っている。遠山氏は「幼息を具し」とあるから子連れである。

岡澤氏は荒木・遠山両氏と船橋に向かうことになった。彼らの乗る舟に四人の客が乗り込んだが、このうち二人は原七左衛門と大塚甚三郎という者で、「：又ふたりハ田安のおほん屋形御近習番の内にておほん□の事に掛りし人なれば、おのれ前の職にてありし頃、折にふれて交ハリ」という人物であった。なお二人は現在「御徒頭勤仕たり」ということである。いま一人は田安の「屋形」の名和市十郎というものであった。

舟は舫いを解いて小網町の河岸を離れて日本橋川に入り隅田川に向かう。直進しても左折しても隅田川に出るが、隅田川に出るまでの経路を次のように記している。

かくて酒井のやしき 紀伊公のミくら屋敷 田安公と我 みとの□ふたつのおほん屋敷を左右に見て、大川に漕出、川中に至るに、

この記述から、行徳船は行徳河岸から日本橋川の本流に出ることなく、永久橋を潜り隅田川に出たようである。なお文中に「田安公と我 みとの□」云々とあるが、筆者は水戸藩と関わりがあるように思われる。

船は隅田川を少し遡行し小名木川に入るが、筆者岡澤氏は「其屋敷（仙台藩蔵屋敷）を右にして、横川に入る、此川を釜屋堀といひ、又高橋のあたりより先を、小奈木川といふ」と記している。高橋・新高橋を越え暫く進むと中川番所である。

岡澤氏の乗る船が中川番所に差しかかると、屋根船が近付いて来た。

……折から家根ある舟一艘きたれり、うちに女ふたりまで見ゆ、此をふなばら（船輩カ）、爰をばいかにしてかこゆらんと見る程に、やがて舟を岸につけて上り、独のおのこあともひて、番所の横手門の前を通りて、裏の方に行く、

この屋根船には女性二名が乗船していた。紀行文の記述によれば、岡澤氏は一体女性がこの番所をどのように越えるのか興味津津、というより緊張気味に注視していたようである。このことから分るように、近世後期には関所の通過が楽になったとはいえ女性に関しては男性同様とはいかなかったようである。

屋根船は岸に着けられ女性は上陸、その後を男性一名が追い番所の横手の門の前を通って裏の方に出ている。このことは当然番所の役人も承知してのことであった。行徳船による中川番所の女性の通過については、従来から関所の手前で下船し、歩いて関所の裏を通ったと言われてきたものの、それに関する史料は明確に示されなかったがこれにより女性の中川番所通行の様子が明らかになった。但しいつ頃からこのような方法をとっていたかは不明である。

男性ばかりの岡澤氏の船はまさに前掲の川柳に詠まれた通りである。

扱こなたには、舟人顔色を正し、かまへて足をな出し給ひそ、たんばこ（煙草）吸ひ給ふな、ど制し□□き事ながら深くかしくみたるけハひにて、番所の前をおもむるに漕渡り、中音に通りますとよバふ、番士の組子と見ゆるが、声高やかに通れといふ程に、そこをば打過ぬ、川柳に詠まれた通りではあるが、ひとつ間違えればとんでもないことになってしまう。上記の記述からは関所を畏怖する様子も伝わってくる。

これより船は中川を横切り新川へと入っていくが、中川の様子について「かくて中川に出たるに、流水漫々と潔く、左右広々と打ひらけて、眺望いふばかりなし、」江戸からあまり遠くないところで非日常の景色を堪能できたのである。

幸いなことに「家根舟」から下船した女性のその後についても記している。

さきの家根舟ハ番所より一丁程あなたの岸につけたるが、程なくかの二人のをふな（媼）出きたりてうち乗る、掟ある番所といへども、かくおいらか（穏やか）なるは、静けき御代のおほん恵みなり、

番所の裏を通った女性二人は再び船に乗っている。それより船は「此川をしばしさかのぼり、横川に入る、是舟堀なり」と記されているが、この辺りには「横川」という川は無いようである。「新川」の間違えかと思われる。船堀（東京都江戸川区）は船運関係者等で賑った所であったようである。ここ

で下船する乗船客もかなりあったようである。紀行文によれば、「入口（船堀）より左の陸に上る人もありて、此所舟附の場所なり、故に酒店其外ものうる家あり」とある。

この辺りより船は綱でひく曳き船となるが、その様子を詳細に記している。

願江参り候、

この手形は近世の関所の中でも最も重要な箱根関所通過に関するものであるが、従来中川番所に関しては「手形」など考えたこともなかったし、幕末に至り関所警備が嚴重になったことが中川番所にも及んだなどと考えもしなかった。しかし幕末期の中川番所通行手形の存在が、近年茂原市の研究者加藤時男氏によって確認されたので次に掲げておこう<sup>(8)</sup>。

御関所手形之事

一 髮剃医師

右之者無據要用有之候付、江戸表迄

差遣し申候間、御関所無相違

御通可被成下候、為後日御関所

手形依而如件、

文久三亥年七月廿日□

服部一郎右衛門知行所

上総国長柄郡茂原村

名主

四郎左衛門印

中川

御関所

御役人中様

**行徳船の実態** 江戸・房総間を往来する旅人の大半は行徳船を利用したとみることが出来る。船旅は「板子一枚下は地獄」ということで嫌われたが、行徳船は海に出ることなく房総に達することができたので安心感も強かったのだろう。勿論多くの房総人も行徳船を利用した。

江戸の夢行徳まではつんで行く

一三三 59、一二七 79

(『誹風柳多留』)

江戸近郊農村は巨大消費地江戸への物資供給地である一方、遊樂の場でもあった。江戸での楽しかったことを夢に見ながら船の中。しかし行徳に着けば現実が待ち構えている。

行徳船の船旅の実際についてはよくわかっていなかったが、都立中央図書館蔵『壬辰船橋紀行』<sup>(9)</sup>が行徳船の利用について詳しく記しているので、本書をもとにその様子を見てみよう。

本書は天保三年(一八三二)四月一七日に現在の船橋大神宮を参拝した時の紀行文である。題箋には「壬辰船橋紀行 草稿」とあるので、いずれ浄書本を作成するつもりであったのかもしれない。あるいは浄書本が作成されたのかもしれない。旅をしたのは鸚鵡齋主人岡澤敦根である。本書は末尾の書き込みに「天保三年壬辰四月念五日成稿」とあることから、旅から帰って八日程経た四月二五日に出来上がったものである。岡澤氏については不明であるが、紀行文の内容から見て武士であったが、身分は低かったようである。しかし紀行文の内容から見てかなりの教養人であったように見受けられる。

旅の目的は意富比神社(船橋大神宮)参拝及び徳川家康の遺徳を忍ぶ旅である。旅は友人と行きたかったようであるが、なかなか折り合いがつかず従者吉三郎を伴った旅となった。

紀行文には自宅から小網町の行徳河岸に至るまでも詳細に記されているが、肝心の自宅については記されていない。紀行文には「……在明の月薄雲を帯て、空のさま覚束なけれど、雨の具をさへ用意したれば心づよく、道行程に神楽坂を下り、牛込のみかどを入り、九段坂をおり……」と記されている<sup>(10)</sup>。

岡澤氏が船橋に向かった四月一七日は徳川家康の命日にあたるため、途中で江戸城に向かう行列に出会ったりしつつ小網町行徳河岸に到着している。「江戸切絵図 日本橋北内神田両国濱町明細絵図」(安政六年)<sup>(11)</sup>によれば、行徳河岸は小網町三町目箱崎橋の袂にある。

行徳河岸には船を出す家が五軒あるという。「此所ハ舟出す家五軒あり、長嶋屋兵右衛門・佐倉屋紋兵衛・八幡屋長右衛門・伊勢屋治右衛門・大阪屋与惣右衛門といへり」このうち佐倉屋は金子という家の株も兼ねているという。この六軒に順番があり毎日代わる代わる船を出している。具体的にどのよう船を出すのかは記されていないが、このことを知らない岡澤氏は長嶋屋に入っている。長嶋屋でかなり親しい友人とみられる荒木楠六

本資料中にしばしば「役船」「番船」「新番船」「長渡船」等の名称が見える。番船はともかく、「長渡船」は一体何に寄るのだろうか。明文化された史料は無いようだが、例えば本州から四国へ達するには船に頼らざるを得ない。しかし江戸から房総であれば船舶に頼らず往來することができる。船舶を利用されたのでは、陸上の交通集落は立ち行かなくなってしまう。そのため幕府としては船舶による旅客の移動を規制・禁止せざるを得なかったであろう。しかし江戸幕府の陸上交通体系が整備する以前に旅客輸送を認めていた場合、これを一斉に禁止することはできなかったのだろう。

行徳船による旅客の輸送を正当化するために「渡し船」それも距離の長い「長渡船」と呼ばれるようになったものだろう。言うまでも無く陸路においても「渡し船」は欠くべからざるものであった。

**行徳船と関所** あとから述べるが木更津船は関所を通ることなく航行し、それが大きな問題になった。これに対し行徳船は小名木川と中川の合流点に設けられた中川番所において改めを受けた。中川番所は川船と人改めを行ったが、中川番所については加藤貴氏の論文<sup>(5)</sup>に詳しく述べられている。

加藤氏によれば、小名木川沿いの番所は最初万年橋の北側に設置された深川番所で、その年代は正保四年（一六四七）とみられる。寛文元年（一六六一）番所は中川に移転し「中川番所」と呼ばれるようになった。移転理由は本所・深川の開発にあったようである。

移転に伴い中川番所には次のような高札が掲げられた<sup>(6)</sup>。

定

- 一 従江戸出船夜中にて不可通之、入船ハ雖為夜中通事、
  - 一 往還之輩、番所之前二而笠頭巾をぬくへし、乗物ハ戸をひらき可相通事、
  - 一 女上下によらず、縦縫成証文有之といふとも、一切不可通事、
  - 一 鉄炮二三挺までは相改可通之、夫より数多之時ハ、得差図可通之、
- 其外武具可為同前之事、

一人忍入へき程のうつつわものハ遂穿鑿、無異儀におゐてハ可通之、それよりちいさきうつはものハ不及改之、万一不審成る子細あらは、番船を留置急度可申達事、

附、囚人又ハ手負たるもの死人等、慥成証文於無之ハ、不可通事、右可相守此旨者也、仍執達如件、

寛文元年九月十三日 奉行

第一条の「入船ハ雖為夜中通事」について加藤氏は、この高札は人の通行ではなく魚類や野菜のこととしている。これは加藤氏の指摘通りであり、中川番所が人改めより物流の検査に重きを置いていたからであろう。

物流の検査に重きを置いたとはいえ、人改めも厳しく行われたであろう。しかし時代が下がるにつれ改めはかなり形式的になったようで、それを示す川柳が多く詠まれている。

『誹風柳多留』より川柳を引用しておこう。

- 中川は同じあいさつして通し 一 13
- 関守の声を越えるとまねて行 一 41
- 通ります通れ葛西のあふむ関 九七 17、九十九 83
- 船と岡とで中川の鸚鵡石 一二一 29

中川番所では乗船客が下船して改めを受けるのではなく、船頭が番人に向かつて「通ります」と声をかけると、番人は「通れ」と答えた。そのやり取りはまさに鸚鵡返しであった。番所を越えたと乗客達は座興として「通ります」「通れ」と真似をした。このような通関は当然番所設置当初から行われてはいなかったであろう。

中川番所に限らず旅人の関所通過は近世中後期には形式的になってしまったが、幕末に至り討幕運動が盛んになると、関所警備は厳しくなり通関もまた厳しくなった。例えば文久四年（元治元年）一八六四）一二月一日に現在の東京都青梅市梅郷から伊勢参宮に旅立った一七名は、従来通りの関所手形を持参したところ、八王子で印鑑の必要なことを知り江戸迄取りに行っている<sup>(7)</sup>。

……十八日八王子二而所々聞合候処、箱根御関所御印鑑無之候而者通行無御座候故、相談之上、講元世話人衆以使江戸表江川御役所御印鑑

研究ノート

# 江戸を中心とした船舶による旅客輸送について

山本光正

## はじめに

日本橋は言うまでも無く五街道を始めとする近世日本の交通路の起点として普く知られている。現在も道路の起点であり、日本橋の中央には道路元標が設置されている。

これに対し、日本橋の下を流れる日本橋川及びその両岸は江戸の生活・経済を支える場であった。江戸市中に魚類を供給する魚河岸。その盛んな様は『江戸名所図会』にも描かれている。さらに江戸橋広小路辺りには日本各地からもたらされた物資が陸揚げされた。各地からの俗に言う千石船は江戸の内部に入り込むことは出来なかったため、江戸の沖合に停泊して物資を船に積み替えて江戸市中に運ばれた。

日本橋川沿岸の河岸からは房総への貨客船が発着した。鹿島萬兵衛は『江戸の夕栄』<sup>(1)</sup>の中で日本橋近辺と木更津を結ぶ木更津船<sup>(2)</sup>を始め、登戸・曾我野(蘇我)への海上輸送や河川輸送の行徳船について記している。

日本橋の下を流れる日本橋川とその沿岸は江戸という巨大都市を支えるための様々な機能を果たしていた。本稿では日本橋川沿いの河岸から発着した房総への旅客輸送船及び江戸・品川・保土ヶ谷方面への船舶による旅客の輸送を通して、旅行者の船舶輸送と幕府の対応についてみていくことにする。

## 一 河川による旅客輸送

### (一) 行徳船

**行徳船の概要** 江戸・房総間の旅客輸送船としてよく知られるのは行徳船である。行徳船は江戸の小網町行徳河岸(現東京都中央区日本橋小網町)と江戸川沿いの行徳を結ぶ船運のことである。行徳船は長渡船或いは番船とも呼ばれ、その航路は行徳河岸から日本橋川を下って隅田川に出て小名木川に入る。中川との合流点からは新川に入って江戸川に出、江戸川を少し遡行して江戸川左岸の行徳に達する。海に出ることなく江戸と房総の入口を行き来することができたわけである。

行徳船については和田篤憲氏の業績がある<sup>(3)</sup>。和田論文によれば、小名木川開鑿以前から沼沢地を縫うようにして江戸と行徳方面を結ぶ航路があったという。その理由について和田は明確に述べてはいないが、これは明らかに行徳方面で製造される塩を確保するためであったろう。

小名木川が開鑿されたのは寛永年間のこと、本行徳は幕府に上納金を納めて寛永九年(一六三二)河岸の設定を許されたという。行徳船は番船とも呼ばれるが、それは行徳船が日光社参や将軍の鹿狩り御用を務めたことによるという。和田氏の論文の主要史料は「番船諸用留」<sup>(4)</sup>であるが、

## 新刊紹介

### 単行書

杉山伸也 著

『日英経済関係史研究 1860～1940』

発行：慶應義塾大学出版会株式会社 発行年：2017年6月

定価：本体4,000円＋税

佐々木義郎 著 日本郵楽会 編

『京攝郵便事情研究』（月刊「たんふるぼすと」増刊第78号）

発行：株式会社鳴美 発行年：2017年11月

定価：本体2,315円＋税

石井寛治 著

『資本主義日本の地域構造』

発行：一般財団法人東京大学出版会 発行年：2018年2月

定価：本体6,000円＋税

安藤源成 著

『備前国の明治初期郵便印—安藤源成コレクション—』（月刊「たんふるぼすと」増刊第81号）

発行：株式会社鳴美 発行年：2018年3月

定価：本体7,407円＋税

井上卓朗 星名定雄 共著

『郵便の歴史—飛脚から郵政民営化までの歩みを語る—』（月刊「たんふるぼすと」増刊第82号）

発行：株式会社鳴美 発行年：2018年3月

定価：本体2,800円＋税

村松英二 編

『〈村松英二コレクション〉絵葉書でみる八王子市の100年—八王子地域文化の再発見—』

発行：摇篮社 発行年：2018年3月

定価：本体1,500円＋税

片山七三雄 監修・執筆

『日本の郵便と歩んだ井出家五代—地方郵便史の発掘—』

発行：一般財団法人切手の博物館 発行年：2018年3月

定価：本体1,600円＋税

京都大学経済学部 藤井ゼミナール 2017年度日本郵政企業分析チーム 著

『日本郵政グループ上場後の現状と課題』（日本郵政の経営分析と企業価値評価 [2018年] 第7号）

発行：京都大学経済学部 藤井研究室 発行年：2018年3月

たばこと塩の博物館 編 (展覧会図録)

『モボ・モガが見たトーキョー モノでたどる日本の生活・文化』

発行：たばこと塩の博物館 発行年：2018年4月

藤嶋昭 監修

『学研の図鑑 世界の科学者 まるわかり図鑑』

発行：株式会社学研プラス 発行年：2018年4月

定価：本体2,500円+税

石井香江 著

『電話交換手はなぜ「女の仕事」になったのか—技術とジェンダーの日独比較社会史—』

発行：株式会社ミネルヴァ書房 発行年：2018年5月

定価：本体6,500円+税

喜多村園子 著

『良寛を今に伝えた小林二郎伝 一幕臣の足跡』

発行：小学館スクウェア 発行年：2018年5月

定価：本体2,000円+税

山崎好是 発行

『手彫切手—千葉晋—コレクション—』(月刊「たんぶるぼすと」増刊第80号)

発行：株式会社鳴美 発行年：2018年6月

定価：本体11,111円+税

児玉博昭 山崎好是 共著

『乃木2銭切手の研究=草稿=』(月刊「たんぶるぼすと」増刊第83号)

発行：株式会社鳴美 発行年：2018年6月

定価：本体3,704円+税

公益財団法人山陽放送学術文化財団 編著

『岡山蘭学の群像3』

発行：公益財団法人山陽放送学術文化財団 発行年：2018年7月

定価：本体1,600円+税

立山一郎 著

『明治前期の大阪肥後航路と汽船便』

発行：株式会社日本郵趣出版 発行年：2018年8月

定価：本体4,000円+税

行徳国宏 著

『私の「会報投稿文」集』

発行年：2018年8月

頒価：1,900円（送料300円）

郵政博物館 編著

『知ってる？ 郵便のおもしろい歴史』

発行：株式会社少年写真新聞社 発行年：2018年11月

定価：本体1,600円＋税

菅沼秀隆 著

『幸せの青いポスト』

発行：PHOTO OFFICE QUARTET 発行年：2018年12月

## 雑誌

『月刊 金融ジャーナル』 第59巻第2号（通巻742号）

（伊藤真利子「地域金融機関との連携～歴史から見えるゆうちょ銀の可能性～」第Ⅱ特集 ゆうちょ・かんぽの将来像、60-65頁掲載）

発行：金融ジャーナル社 発行年：2018年2月

定価：本体843円＋税

『年賀状ジャーナル 2018』 Vol. 5

発行：株式会社アイデア工房 発行年：2018年2月

定価：本体250円＋税

『昭和のくらし研究』 第16号

（新井勝紘「軍事郵便のもつ“歴史力”に魅かれて—その収集・保存・公開・研究について—」7-22頁掲載）

発行：昭和館 発行年：2018年3月

『RFワールド』 No. 42（「トランジスタ技術」増刊）

発行：CQ出版株式会社 発行年：2018年5月

定価：本体1,800円＋税

『郵便史研究』 第45・46号

発行：郵便史研究会 発行年：2018年3月・9月

会員外頒価：各2,000円

『ザ・フィラテリストマガジン』 第21号（2018年冬号） スタンペディア日本版機関誌

発行：無料世界切手カタログ・スタンペディア株式会社 発行年：2018年12月

## カタログ

株式会社日本郵趣出版 編

『さくら日本切手カタログ2019』

発行：公益財団法人日本郵趣協会 発行年：2018年4月

定価：本体926円＋税

株式会社日本郵趣出版 編

『テーマ別日本切手カタログ Vol.4 鉄道・観光編』 さくら日本切手カタログ姉妹編

発行：公益財団法人日本郵趣協会 発行年：2018年7月

定価：本体1,700円＋税

※当カタログには、郵政博物館収蔵資料4点の図版が掲載されている。

「東海道電化完成」(切手原画、10頁) / 「ユ3700形鉄道郵便車」(写真、25頁)

「郵便現業絵巻 第七図」(絵巻、25頁) / 「東京鉄道馬車図 浅草寺景」(錦絵、32頁)

日本郵便切手商協同組合 編

『日本切手カタログ 2019 日本・琉球・満州 完全収録』

発行：日本郵便切手商協同組合 発行年：2018年7月

定価：本体926円＋税

## 絵本

日本郵便オフィスサポート株式会社 作 play set products 絵 日本郵便株式会社 監修

『ゆうびんです！』

発行：株式会社フレーベル館 発行年：2018年2月

定価：本体1,200円＋税

## DVD

川村俊也 制作

『デジタル版 札幌監督区内郵便線路図』(郷土史発掘デジタル版第74巻)

発行年：2018年12月

## 展覧会紹介

### 郵政博物館が主催した展覧会

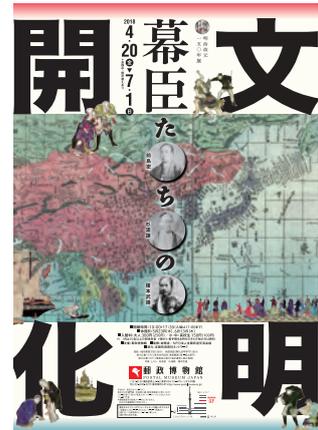
#### 【企画展】

明治改元150年展「幕臣たちの文明開化」

期間：2018年4月20日（金）～7月1日（日）

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：2018年は、明治元年（1868年）から数えてちょうど150年に当たる。本企画展では、前島密、杉浦謙、渋沢栄一など明治政府において数多くの制度改革に貢献した民部省改正掛の面々、武田斐三郎や竹内卯吉郎など日本の夜明けを演出した幕臣たち、文明開化期に活躍した『郵便報知新聞』の栗本鋤雲らの功績を紹介した。また、本企画展関連イベントとして記念講演会、シンポジウム、ワークショップ等を開催した。



#### 【企画展】

夏期企画展

「どうぶつゆうびん局へようこそ！はしもとみおの木彫の世界」

期間：2018年7月14日（土）～9月9日（日）

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：彫刻家はしもとみおの木彫動物作品約400点と郵便業務に使用していた資料をコラボレーションし、夏休みを利用して博物館に来る子どもたちにも郵便のたまかな仕事の種類を見てもらえる展示を行った。



#### 【企画展】

「鐵—鉄道と郵便—」

期間：2018年9月22日（土）～12月24日（月・祝）

会場：郵政博物館（企画展示場、多目的スペース）

概要：鉄道が日本で初めて開通した明治5年から、郵便との関係は始まった。かつて、鉄道を利用して郵便物を運ぶために郵便車が運行される「鉄道郵便」と呼ばれる制度があった。この展示では、鉄道を描いた切手や切手原画、錦絵などのほか、鉄道郵便に関する資料を紹介した。



## 【企画展】

明治改元150年企画展「THE STEAMPUNK—螺子巻奇譚—」

期間：2019年1月1日（火・祝）～4月7日（日）

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：明治改元150年を記念し、わが国の電気通信の幕開けを告げる電信電話資料の展示を行った。主な資料として「エンボッシング・モールス電信機」（重要文化財）「国産1号電話機」のほか、無線関連資料を展示した。併せて、子どものための謎解きプログラムや電鍵の体験コーナーなどを設置した。



## 郵政博物館が協力した展覧会

「第68回 全日本切手展2018」

期間：2018年7月20日（金）～22日（日）

主催：全日本切手展実行委員会、一般社団法人全日本郵趣連合、公益財団法人通信文化協会  
会場：すみだ産業会館8階、郵政博物館

概要：全国の切手収集家が、コレクションのテーマと完成度を競うコンクールで、1951年から毎年開催され、今回68回目を迎える。郵政博物館は特別展示として、産業図案切手全種のほか、「16円穂高」と同図案の長野博覧会記念切手のプルーフを加えた産業図案切手の試刷をショーケース展示し、第2会場（郵政博物館）では産業図案切手の原画を展示した。また、会場内の向島郵便局出張所では、全日本切手展の小型印（向島郵便局）の押印サービスを行った。

「第3回 全国折り句コンテスト作品展 ～あなたの愛が日本を温かくする～」

期間：2018年11月22日（木）～11月25日（日）

主催：一般社団法人 日本折り句協会

会場：郵政博物館（多目的スペース）

概要：2018年8月1日～9月30日まで全国で募集した折り句の入賞作品の展示と授賞式を行った。また、言葉を形にするワークショップや手紙にまつわるワークショップを連日開催した。

## 郵政博物館収蔵資料が展示された展覧会

「小磯良平と吉原治良」展

期間：2018年3月24日（土）～5月27日（日）

会場：兵庫県立美術館

概要：小磯良平の油彩画2点「香港黄泥涌高射砲陣地奪取」「郵便外務員を描く」を貸出。

電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム 常設展

期間：2018年4月1日（日）～2019年3月31日（日）

会場：電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム

概要：「火花式コイル送信機切替盤」「コヒーラ／デコヒーラ検波器」「シーメンスモールス受信機」を貸出。

たばこと塩の博物館 特別展「モボ・モガが見たトーキョー モノでたどる日本の生活・文化」

期間：2018年4月21日（土）～7月8日（日）

会場：たばこと塩の博物館（2階特別展示室）

概要：「丸型庇付ポスト模型」ほか一般資料14点、図書資料7点を貸出。

春季企画展「切手から見た奥の細道の世界—奥の細道切手原画展—」

期間：2018年4月21日（土）～7月16日（月・祝）

会場：奈良市杉岡華邨書道美術館

概要：切手「奥の細道シリーズ」原画43件を貸出。

生誕120年記念・作品「花嫁」発表50周年特別企画「落谷虹児の『花嫁』展」

期間：2018年5月26日（土）～10月21日（日）

会場：新発田市・落谷虹児記念館

概要：花嫁を描いたふるさと切手3点「花かげ」（1991年）「花嫁」（1997年）「筑波山と水郷潮来のアヤメ」（2003年）を貸出。

日本郵船歴史博物館 企画展「図案家たちの足跡」

期間：2018年7月21日（土）～10月28日（日）

会場：日本郵船歴史博物館（企画展示スペース）

概要：ポスター「新造豪華客船 新田丸 桑港線就航 姉妹船八幡丸 春日丸 日本郵船」を貸出。

にいがた文化の記憶館 企画展示「日本近代化のパイオニアたち 現代情報化社会の先達—前島密・大橋佐平・大橋新太郎・坪谷善四郎・市島謙吉—」

期間：2018年9月14日（水）～11月11日（月）

会場：にいがた文化の記憶館（展示室）

概要：内国通運会社の広告、書軸「電象の姿図」、前島密二行詩「四海兄弟義」、前島密姓名印等を貸出（一般資料11点、図書資料10点、切手資料27点）。

特別展「没後30年 小磯良平展—西洋への憧れと挑戦—」

期間：2018年9月15日（土）～11月25日（日）

会場：神戸市立小磯記念美術館

概要：小磯良平の油彩画2点「香港黄泥涌高射砲陣地奪取」「ヨットハーバー」を貸出。

平成30年度企画展「文明開化の力—私たち、江戸時代を卒業します！—」

期間：2018年10月5日（金）～12月2日（日）

会場：千葉県立関宿城博物館

概要：「各地時間賃銭表・郵便開業の布告」「郵便取扱の図」「東京豪商寿語六」等を貸出（実物資料19件、データ3件、模型2件）。

みやざき歴史文化館 企画展「絵はがきの世界」

期間：2018年10月20日（土）～12月9日（日）

会場：みやざき歴史文化館（1階企画展示室）

概要：絵符「定飛脚」、黒塗柱箱、郵便差出箱、「東京開化名所四日市郵便役所」、「東京名所四十八景・京はし」、「舶来和物戯道具調法くらべ」（いずれも複製データ）を提供。

明治150年記念特別展「日本を変えた千の技術博」

期間：2018年10月30日（火）～2019年3月3日（日）

会場：国立科学博物館

概要：「国産1号電信機」「アーリンコート生写電信機」「ガワーベル電話機」「田中久重作報時器」「TYK無線電話機」「屋井乾電池」を貸出。

東京国際郵便局「東京国際郵便局開局50周年記念セレモニー」

期間：2018年11月3日（土・祝）

会場：東京国際郵便局（4階会議室）

概要：郵袋3点、制服上下5着、制帽5個、万国郵便連合像、UPU関連記念切手および切手原画等を貸出（一般資料16点、図書資料4点、切手資料18点）。

切手文化博物館 企画展「兵庫県政150周年記念 明治初期の兵庫の郵便」

期間：2018年11月14日（水）～11月26日（月）

会場：切手文化博物館（特別展示室）

概要：「明治5年郵便線路図」（複製データ）を提供。

明治維新150年記念事業特別企画展「志田林三郎—幕末維新を駆け未来を予見した若き電気工学者—」

期間：2018年12月16日（日）～2019年1月31日（木）

会場：多久市郷土資料館

概要：「エンボッシング・モールス電信機」（オーストリア公使献上品）を貸出。

京都国立博物館 特集展示「初公開！天皇の即位図」

期間：2019年1月30日（水）～3月10日（日）

会場：京都国立博物館（平成知新館1F-4）

概要：固関木契（右片、左片）を貸出。

## 『郵政博物館 研究紀要』投稿規程（平成31年度）

### ① 投稿条件

#### 1 投稿資格

- ・「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。

#### 2 論題

- ・「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定したもので、郵政博物館の資料またはそれに関連する基礎資料を活用したものであること。

#### 3 そのほか

- ・応募は1人1編のみ（共同執筆は可）とする。
- ・応募原稿は未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。
- ・応募原稿の返却はしない。
- ・日本語で書かれたものとする。

### ② 応募方法

#### 1 「応募用紙」の請求

- ・投稿を希望する執筆者は、「『郵政博物館 研究紀要』応募用紙」（以下、「応募用紙」とする）を下記の通り編集委員会へ請求すること。

請求期間：2019年5月10日（金）～6月21日（金）

請求方法：請求の旨を明記した書面を下記の請求先に郵送すること。また、返信先住所・氏名を記入し、140円切手（速達希望の場合はさらに280円分の切手）を貼付した返信用封筒を同封すること。返信用封筒に不備がある場合には請求を受理しないことがある。

請求先：〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号

公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内  
『郵政博物館 研究紀要』編集委員会

#### 2 「応募用紙」の記入

- ・入手した「応募用紙」について、編集委員会の指定した項目を漏れなく記入すること。特に、表題は邦文・英文ともに明記すること。不備がある場合は受理しない。
- ・原則として「研究論文」・「研究ノート」・「資料紹介」のいずれかの投稿種別を選択すること。なお、前二者については査読を実施する（詳細は下記④-1）。

#### 3 「応募用紙」の提出

提出期間：2019年5月17日（金）～6月28日（金）午後5時必着

期間外に応募は受理しない。

提出方法：下記の提出先に郵送すること。

提出先：〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号

公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内  
『郵政博物館 研究紀要』編集委員会

#### 4 応募結果の通知

- ・「応募用紙」の内容をもとに、『郵政博物館 研究紀要』編集委員会（以下、編集委員会）が学術的な視点から投稿の可否を決定し、2019年7月12日（金）までに応募者に通知する。

### ③ 原稿提出方法

#### 1 原稿執筆要項

- ・分量は投稿種別に応じ下記を厳守すること。図表や註は枚数に含まれるものとする。  
「研究論文」：A4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度  
「研究ノート」：A4用紙（1行40字×40行）15枚以内  
「資料紹介」：A4用紙（1行40字×40行）15枚以内
- ・写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。
- ・詳細は投稿許可者に送付する「執筆要項」を参照すること。

#### 2 原稿の提出

提出期日：2019年11月8日（金）午後5時必着

期日を過ぎた原稿は受理しない。

提出方法：マイクロソフト・ワードで作成した読み書き可能なファイルを提出すること（図を掲載する場合には、十分な解像度の画像ファイルも併せて提出すること）。提出は編集委員会の指定するメールアドレスに添付して送付するか、下記の提出先に原稿等を保存したメディア（CD-R、USBメモリ等）を郵送すること。なお、郵送の場合には打ち出し原稿1部を同封すること。

提出先：〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号

公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内

『郵政博物館 研究紀要』編集委員会

※執筆者がメールによる送付を希望する場合、アドレスは別途通知する。

### ④ 査読と校正

#### 1 査読

- ・「論文」「研究ノート」については編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。
- ・査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（「研究論文」「研究ノート」等の別）の変更や、分量や内容等の修正を求めることがある。

#### 2 校正

- ・編集委員会の策定する編集スケジュールにもとづき、執筆者には原則として初校・再校の2回の校正を依頼する。
- ・編集委員会で誤字脱字の修正や表記の統一等を行うことがある。

### ⑤ 著作権

#### 1 著作権の帰属

- ・本誌に掲載された論文等の著作権は郵政博物館に帰属するものとする。

以上

**[執筆者]**

石井 寛治 (いしい かんじ)

東京大学名誉教授 (第1分科会)

北原 聡 (きたはら さとし)

関西大学経済学部教授 (第4分科会)

杉山 伸也 (すぎやま しんや)

慶應義塾大学名誉教授 (第4分科会)

井上 潤 (いのうえ じゅん)

渋沢史料館館長

田原 啓祐 (たはら けいすけ)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 主任資料研究員 (第1分科会)

巻島 隆 (まきしま たかし)

群馬県地域文化研究協議会会員 (第1分科会)

小原 宏 (おばら こう)

郵便史研究会会員 (第1分科会)

藤本 栄助 (ふじもと えいすけ)

公益財団法人通信文化協会参与

後藤 康行 (ごとう やすゆき)

専修大学文学部非常勤講師 (第2分科会)

近辻 喜一 (ちかつじ きいち)

郵便史研究会会長

倉地 伸枝 (くらち のぶえ)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 学芸員

冨永 紀子 (とみなが のりこ)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 学芸員

井村 恵美 (いむら えみ)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 主席学芸員

山本 光正 (やまもと みつまさ)

交通史学会会長 (第5分科会)

(掲載順)

## 編集後記

『郵政博物館 研究紀要』第10号をお届けします。巻頭論文1本、シンポジウム特集4本、論文3本、研究ノート2本、資料紹介2本、トピックス2本の構成です。

本研究紀要の継続前誌『郵政資料館 研究紀要』第3号の編集後記にて、小原宏氏が創刊時に主査の先生より「研究論文誌は3年続けてやっと一人前」とのお言葉があった話を取り上げられ、まずは3年継続して発刊したことを一つの到達点として評価されていたことを思い出します。早いもので、本号で10年続けて刊行したことになります。この間主査のほとんどの先生方が定年退職され、研究会メンバーの交代等の変化がありましたが、変わらず精力的で斬新かつ高水準のご研究をご報告、ご執筆いただいております、本紀要の編集に携わっている者といしましては、感謝の念に堪えません。

また、当館資料担当学芸員の重要な仕事として、収蔵資料の整理、調査を日々進めておりますが、それでもまだ多くの資料群が未整理、未調査のまま残っております。近年外部の研究者や郵趣家のご協力を賜り、資料群の整理・調査が徐々に進められており、今回その成果の一部を郵便史研究会会長の近辻喜一氏よりご発表いただきました。

昨年6月16日、郵政博物館で開催した明治改元150年企画展「幕臣たちの文明開化」（会期2018年4月20日～7月1日）の関連イベントとして、同名のシンポジウムが開催されました。本号では特集として、シンポジウムの登壇者4名による特集およびパネル報告に基づく論考を掲載しました。資料整理・調査の成果報告、展覧会との連動企画等、本紀要は今後も新たな試みを続けて参りたいと思います。  
(編集委員 田原)

本年は初めて編集窓口を担当させていただきました。まずは無事に刊行できましたことに安堵しております。ご執筆者の皆さまには編集の円滑な進行にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。  
(編集委員 倉地)

[郵政歴史文化研究会 主査] (分科会担当順)

石井 寛治 (東京大学名誉教授)  
新井 勝紘 (元専修大学文学部教授)  
杉浦 勢之 (青山学院大学総合文化政策学部教授)  
杉山 伸也 (慶應義塾大学名誉教授)  
藤井 信幸 (東洋大学経済学部教授)  
山本 光正 (交通史学会会長)  
田良島 哲 (東京国立博物館学芸研究部調査研究課長)

[編集委員]

井上 卓朗 (郵政博物館館長兼主席資料研究員)  
田原 啓祐 (郵政博物館主任資料研究員)  
倉地 伸枝 (郵政博物館学芸員)

---

## 郵政博物館 研究紀要 第10号

印刷 平成31年3月29日  
発行 平成31年3月30日

編集 郵政歴史文化研究会  
発行 公益財団法人 通信文化協会 博物館部 (郵政博物館資料センター)  
〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番地16号